

平成26年第5回西会津町議会定例会会議録

第1. 招 集

1. 日 時 平成26年9月5日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成26年 9月 5日
2. 閉 会 平成26年 9月17日
3. 会 期 13日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

- | | | |
|------------|-------------|-------------|
| 1番 小 柴 敬 | 6番 猪 俣 常 三 | 11番 清 野 佐 一 |
| 2番 三 留 正 義 | 7番 鈴 木 満 子 | 12番 五十嵐 忠比古 |
| 3番 長谷川 義 雄 | 8番 多 賀 剛 | 13番 武 藤 道 廣 |
| 4番 渡 部 憲 | 9番 青 木 照 夫 | 14番 長谷沼 清 吉 |
| 5番 伊 藤 一 男 | 10番 荒 海 清 隆 | |

2. 不応招議員

な し

平成26年第5回西会津町議会定例会会議録

議事日程一覧

平成26年9月5日（金）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
陳情の受理、委員会付託
- 日程第4 経済常任委員会の請願継続審査報告
- 日程第5 経済常任委員会の陳情継続審査報告
- 日程第6 所管事務調査実施報告
- 日程第7 議会活性化特別委員会の中間報告
- 日程第8 保育施設運営に係る調査特別委員会の中間報告
- 日程第9 例月出納検査報告
- 日程第10 付議事件名報告
- 日程第11 提案理由の説明

平成26年9月8日（月）

- 日程第1 一般質問（猪俣常三 伊藤一男 渡部憲 小柴敬 長谷川義雄）

平成26年9月9日（火）

- 日程第1 一般質問（鈴木満子 多賀剛 荒海清隆 青木照夫 五十嵐忠比古）

平成26年9月10日（水）

- 日程第1 一般質問（清野佐一 長谷沼清吉）
- 日程第2 議案第1号 西会津町民憲章の制定について
- 日程第3 議案第2号 西会津町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

平成26年9月11日（木）

- 日程第1 議案第3号 平成25年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 議案第4号 平成25年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第5号 平成25年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第6号 平成25年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 5 議案第 7 号 平成 2 5 年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第 8 号 平成 2 5 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第 9 号 平成 2 5 年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 10 号 平成 2 5 年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 11 号 平成 2 5 年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 議案第 12 号 平成 2 5 年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 議案第 13 号 平成 2 5 年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 議案第 14 号 平成 2 5 年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第 13 議案第 15 号 平成 2 5 年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

平成 2 6 年 9 月 1 2 日 (金)

- 日程第 1 議案第 3 号 平成 2 5 年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 議案第 4 号 平成 2 5 年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第 5 号 平成 2 5 年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第 6 号 平成 2 5 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第 7 号 平成 2 5 年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第 8 号 平成 2 5 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第 9 号 平成 2 5 年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 10 号 平成 2 5 年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 11 号 平成 2 5 年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第10 議案第12号 平成25年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第13号 平成25年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第14号 平成25年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第13 議案第15号 平成25年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

平成26年9月16日（火）

- 日程第1 議案第7号 平成25年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 議案第8号 平成25年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第9号 平成25年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第10号 平成25年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第11号 平成25年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第12号 平成25年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第13号 平成25年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第14号 平成25年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第9 議案第15号 平成25年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第16号 平成26年西会津町一般会計補正予算（第5次）

平成26年9月17日（水）

- 日程第1 議案第17号 平成26年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）
- 日程第2 議案第18号 平成26年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第1次）
- 日程第3 議案第19号 西会津中学校天井等落下防止対策工事請負契約の締結について
- 日程第4 議案第20号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 追加日程第1 提案理由の説明
- 追加日程第2 議案第21号 平成26年度西会津町一般会計補正予算（第6次）

- 追加日程第3 議案第22号 西会津小学校新校舎建築主体工事請負契約の変更契約について
- 追加日程第4 議案第23号 西会津小学校新校舎電気設備工事請負契約の変更契約について
- 追加日程第5 議案第24号 西会津小学校新校舎機械設備工事請負契約の変更契約について
- 追加日程第6 議案第25号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第5 陳情第3号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情
- 日程第6 陳情第4号 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める陳情書
- 日程第7 陳情第5号 2015年度地方財政確立に向けた陳情書
- 日程第8 意見書案第1号 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書
- 日程第9 意見書案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第10 常任委員会の管外行政調査実施申出について
- 日程第11 議員派遣について
- 日程第12 総務常任委員会の継続審査申出について
- 日程第13 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第14 議会広報特別委員会の継続審査申出について
- 日程第15 議会活性化特別委員会の継続審査申出について
- 日程第16 保育施設運営に係る調査特別委員会の継続審査申出について

平成26年第5回西会津町議会定例会会議録

平成26年9月5日(金)

開 会 10時00分

出席議員

1番	小柴敬	6番	猪俣常三	11番	清野佐一
2番	三留正義	7番	鈴木満子	12番	五十嵐忠比古
3番	長谷川義雄	8番	多賀剛	13番	武藤道廣
4番	渡部憲	9番	青木照夫	14番	長谷沼清吉
5番	伊藤一男	10番	荒海清隆		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊藤勝	建設水道課長	酒井誠明
総務課長	伊藤要一郎	会計管理者兼出納室長	会田秋広
企画情報課長	杉原徳夫	教育委員長	田崎敬修
町民税務課長	新田新也	教 育 長	新井田大
健康福祉課長	渡部英樹	教 育 課 長	成田信幸
商工観光課長	大竹享	農業委員会長	佐藤忠正
農林振興課長	佐藤美恵子	農業委員会事務局長	佐藤美恵子

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高橋謙一	議会事務局主査	薄清久
--------	------	---------	-----

第5回議会定例会議事日程（第1号）

平成26年9月5日 午前10時開議

開 会

開 議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
陳情の受理、委員会付託
- 日程第4 経済常任委員会の請願継続審査報告
- 日程第5 経済常任委員会の陳情継続審査報告
- 日程第6 所管事務調査実施報告
- 日程第7 議会活性化特別委員会の中間報告
- 日程第8 保育施設運営に係る調査特別委員会の中間報告
- 日程第9 例月出納検査報告
- 日程第10 付議事件名報告
- 日程第11 提案理由の説明

散 会

（全員協議会）

（議会広報特別委員会）

○議長　ただ今から平成26年第5回西会津町議会定例会を開会します。(10時02分)

はじめに、本年6月13日付けで監査委員に任命され、例月出納検査や平成25年度決算審査等を執行してこられました斎藤哲夫代表監査委員が、去る8月13日に急逝されました。本定例会において、決算審査の意見をいただくことになっておりましたが、かなわぬこととなりました。痛恨の極みであります。謹んで哀悼の意を表しますとともに、心からご冥福をお祈りいたします。

開会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、公私誠にご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望いたしますとともに、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会のごあいさつといたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、高橋謙一君。

○議会事務局長　報告いたします。

本定例会に、町長より別紙配付のとおり20件の議案が提出され、受理しました。

本定例会までに受理した請願・陳情は、陳情3件であり、陳情の要旨等はお手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

本定例会の一般質問の通告は、12議員からであり、質問者及び質問の要旨は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、例月出納検査、定期監査及び財政援助団体の監査結果については、監査委員から報告があり、その写しを配付してございます。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定による平成25年度西会津町の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価の結果については、教育委員長から報告があり、その写しを配付してございます。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育委員長、農業委員会会長に出席を求めました。

なお、本定例会に、地方自治法第121条の規定に係る説明委任者として、町長から各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育委員長からは教育長、教育課長を、農業委員会会長からは農業委員会事務局長をそれぞれ出席させる旨の通知があり受理いたしました。以上であります。

○議長　以上で諸報告を終ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、5番、伊藤一男君、7番、鈴木満子君を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月17日までの13日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月17日までの13日間に決定しました。

日程第3、議長諸報告を行います。

6月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

次に、陳情の受理、委員会付託について申し上げます。

本日までに受理しました陳情は3件であります。会議規則第93条の規定により、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

日程第4、経済常任委員会の請願継続審査報告を行います。

経済常任委員会から、請願に係る継続審査事件について調査が終了したことから、報告したい旨の申出がありましたので、これより報告を行います。経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員会委員長、五十嵐忠比古君。

○経済常任委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって、経済常任委員会の請願継続審査報告を終わります。

日程第5、経済常任委員会の陳情継続審査報告を行います。

経済常任委員会から、陳情に係る継続審査事件について調査が終了したことから、報告したい旨の申出がありましたので、これより報告を行います。経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員会委員長、五十嵐忠比古君。

○経済常任委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって、経済常任委員会の陳情継続審査報告を終わります。

日程第6、所管事務調査実施報告を行います。各常任委員長の報告を求めます。

報告は総務常任委員会、経済常任委員会の順で行ってください。

総務常任委員会委員長、青木照夫君。

○総務常任委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 経済常任委員会委員長、五十嵐忠比古君。

○経済常任委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これをもって、所管事務調査実施報告を終わります。

日程第7、日程第8に入る前に皆さんに申し上げます。

議会活性化特別委員会及び保育施設運営に係る調査特別委員会から調査中の事件について、中間報告をしたい旨の申出があります。

お諮りします。

議会活性化特別委員会及び保育施設運営に係る調査特別委員会の継続審査事件の中間報告について、申出のとおり報告を受けることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議会活性化特別委員会及び保育施設運営に係る調査特別委員会からの申出のとおり、中間報告を受けることに決定しました。

日程第7、議会活性化特別委員会の中間報告を行います。

議会活性化特別委員会の報告を求めます。

議会活性化特別委員会委員長、清野佐一君。

○議会活性化特別委員会委員長　(別紙報告書により報告)

○議長　ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これをもって、議会活性化特別委員会の中間報告を終わります。

日程第8、保育施設運営に係る調査特別委員会の中間報告を行います。

保育施設運営に係る調査特別委員会委員長の報告を求めます。

保育施設運営に係る調査特別委員会委員長、鈴木満子君。

○保育施設運営に係る調査特別委員会委員長　(別紙報告書により報告)

○議長　ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これをもって、保育施設運営に係る調査特別委員会の中間報告を終わります。

日程第9、例月出納検査報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員、多賀剛君。

○監査委員　(例月出納検査結果報告)

○議長　ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これをもって、例月出納検査報告を終わります。

日程第10、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元にお配りの議会定例会議案付議事件記載のとおりで

あります。

日程第 11、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。(12時00分)

平成26年第5回西会津町議会定例会会議録

平成26年9月8日(月)

開 会 10時00分

出席議員

1番	小柴敬	6番	猪俣常三	11番	清野佐一
2番	三留正義	7番	鈴木満子	12番	五十嵐忠比古
3番	長谷川義雄	8番	多賀剛	13番	武藤道廣
4番	渡部憲	9番	青木照夫	14番	長谷沼清吉
5番	伊藤一男	10番	荒海清隆		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	伊藤勝	建設水道課長	酒井誠明
総務課長	伊藤要一郎	会計管理者兼出納室長	会田秋広
企画情報課長	杉原徳夫	教育委員長	田崎敬修
町民税務課長	新田新也	教育長	新井田大
健康福祉課長	渡部英樹	教育課長	成田信幸
商工観光課長	大竹享	農業委員会長	佐藤忠正
農林振興課長	佐藤美恵子	農業委員会事務局長	佐藤美恵子

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高橋謙一	議会事務局主査	薄清久
--------	------	---------	-----

第5回議会定例会議事日程（第4号）

平成26年9月8日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（各常任委員会）

（一般質問順序）

- | | | |
|------------|-----------|------------|
| 1. 猪俣 常三 | 2. 伊藤 一男 | 3. 渡部 憲 |
| 4. 小柴 敬 | 5. 長谷川 義雄 | 6. 鈴木 満子 |
| 7. 多賀 剛 | 8. 荒海 清隆 | 9. 青木 照夫 |
| 10. 五十嵐忠比古 | 11. 清野 佐一 | 12. 長谷沼 清吉 |

（各常任委員会会場）

- 総務常任委員会……〔議員控室〕（第1会議室）
- 経済常任委員会……〔議会委員会室〕

○議長 おはようございます。平成 26 年第 5 回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着席し、発言を求めてください。

6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 町民の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。6 番、猪俣常三です。

今次の議会は、決算議会ともいわれ、町政運営や町民の生活に関わる重要な課題について、9 月定例議会において一般質問をいたします。

質問に入る前に、去る 8 月 13 日に町監査委員の斎藤哲夫氏をご逝去されました。これからのご活躍を期待しておりましたのに残念でなりません。御霊に哀悼の意を表して、ご冥福をお祈り申し上げます。

また、7 月 8 日未明から 9 日にかけて、会津地方に台風 8 号の影響により、梅雨前線が刺激されて大雨となり、予想を上回る被害を受けました。本町において被害状況は、町民の人命に被害はなかったものの、住宅などの床下浸水や宅地への浸水合わせて 12 件をはじめ、公共交通などに影響が出て、公共施設の国際芸術村建物に床下浸水、銚子の口では木柵の一部が流出、飯豊山登山道の部分につきましても影響が出るなど、道路、河川において、国道、県道、町道、農林道の被害件数は 16 件、そして農地の農業施設などに決壊に伴う土砂流入の被害が生じたことの町当局からの詳細な説明があり、改めて災害にあわれた方々に対して、お見舞いを申し上げたいと思います。

さて国政は、人口減少の克服や地域経済活性化に取り組む地方創生の施策を掲げ、経済再生の効果を全国的に行きわたらせ、女性の活躍、働く環境づくりの場、若者の雇用の創出の場を確保し、出産や子どもを育てることのできる豊かな地域社会の実現を目指していくとしております。実効性を問われることから、創生本部の設置を目指し、地域再生法などの関連法案が検討されております。具体的に、まち、人、仕事創生の施策が、今後 50 年を見据えたビジョンを持って、東京五輪のある 2020 年の年までに、総合政策を、あるいは総合戦略を策定するとしております。

世論調査によると、地方創生に向けた取り組みに期待する人は 67 パーセントを超えていると発表されております。都道府県には政府戦略をどのように活かしていくのか、責任を重くし、市町村のほうについては任意で作成するというようなことを言われております。願わくば、会津地方に過疎化の歯止めに、この施策がよい方向に働いてくれることを念じております。

一方県政においては、中間貯蔵施設や原発事故後の廃炉に向けた汚染水処理の解決が、復興の大きな課題としており、復興の足掛かりをつかもうとしております。本町においては、いまだ放射能による農林産物に対して風評被害の払拭が、本町の経済を妨げているところでもございます。

伊藤町政は、先般の大雨による住宅や生活道路などの災害に、復旧工事の迅速性をもつ

て対応されたことは、一定の評価があったものと感じております。さらに弛まぬ執行力を期待したいと思います。

このような中で、地方自治体は自主性や自立性を高め、自らの判断と責任で主体的な行財政運営を行い、住民との協働による特色あるまちづくり、これらが求められていると感じております。今、西会津町総合計画、町民憲章制定など、まさに町民の協働により進められていることは、大きな成果であると感じております。

さて、平成25年度の決算にあたって、主要事業の成果や今後の課題など、また、経済事業において難しい課題と進捗状況など、評価検証について伺うところでありますが、中でも、通告をした道路網の整備について伺ってまいりたいと思います。

今、西会津町縦貫道路には、野沢地区から新郷地区を経由し、奥川地区を短時間で結ぶ、急ピッチで工事が進められております。伊藤町政において、重点施策が着々と進められ、阿賀川に架かる新橋屋橋が、県代行事業によって平成28年度の完成を目指しております。並行して町道野沢柴崎線の戸中工区の3号橋の工事も進められ、樟山バイパス工事も県事業で進められております。

そこでお尋ねをいたします。少子高齢化が進む中、特に奥川新郷地区において高齢化率は高い状況にあります。また、集落が点在する地域性もあり、高齢者にとっても日常生活を営む上で、車の運転は欠かせないものとなっております。高齢者の方々が運転するにあたって、安心して安全な生活道路の確保と冬期間の安全確保が求められていることから、地域間を結ぶ幹線道路の整備を推進することは極めて重要であり、高齢者にとってやさしい道路環境が着実に進められるよう3点ほどお伺いいたします。

1点目は、県道上郷下野尻線と結ばれる町道野沢柴崎線のなぎの平から滑沢入口を結ぶ間の急こう配、急カーブ、石坂峠の解消について、県に改良工事計画があるのか、町は把握しているかお伺いをいたします。また、要望されているのかも併せてお伺いいたします。

2点目は、県道上郷下野尻線の新村平明間は、急なカーブや狭隘になっているため、見通しも悪く、転落や接触事故などがおき、車で通行する方々の安全運転に支障が生じております。また冬期間の除雪にも影響が出ていることから、改良工事に関し、県に計画はあるのか、また町として要望しているのかお伺いいたします。

3点目は、西会津縦貫道路のうち、中町工区の進捗状況や県に対しての要望などをお伺いしてきたいと思います。

以上をもって一般質問といたします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 6番、猪俣常三議員の道路網の整備についてのご質問にお答えいたします。

町道野沢柴崎線と県道上郷下野尻線の交差点から滑沢集落入口までの改良計画につきましては、町では昨年度より地域課題検討会をとおして道路整備の要望をしております。県では本年度調査費の予算を確保し、現地測量を実施する予定であります。

次に、県道上郷下野尻線の新村・平明間の改良計画であります。以前に本箇所について集落説明会を開催し、測量を実施した経緯がありますが、用地確保におきまして、権利関係が複雑で相続登記が困難であるなど、計画が頓挫している状況であります。現在権利

関係の整理と登記についての調整を行っているとのことですので、このことが解決後に県に新たに要望をしてまいる考えでありますのでご理解願います。

次に、西会津町縦貫道路の県道奥川新郷線の中町地区の道路改良の進捗状況であります。道路の予備設計が完了し、本年度測量設計と地質調査業務を実施する予定であります。町では、橋屋橋の県代行工事や、樟山バイパスなどの工事進捗などを含め、西会津町縦貫道路の整備促進を強く関係機関に要望してまいる考えでありますので、ご理解願います。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 ただいまの説明を受けまして、非常に複雑な内容も絡んでいるのかなど、こんなふうには思いますが、とりあえずは県道上郷下野尻線についてなんですけれども、いずれにせよ県道であるということで、非常に一般道路にも受け止められることもあろうかとは思いますが、また、幹線道路ということになりますと、主に、例えば西会津から尾登に行くような、ああいう幹線道路。そういう部分というのは、非常に重要視されている部分もあろうかと思いますが、いずれにせよ上郷のこの下野尻線というところの県道は、どのような感覚でみておられるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 ご質問にお答えをいたします。

県道につきましては、県が管理する三桁の国道がございます。その次に主要地方道がございます。その次に一般県道ということになっております。順序といたしましては、国道、主要地方道、そのあと一般県道というようなことで幹線道路として格付けになっておりますので、県道につきましては、当然、主要なところを結ぶ道路というようなことでございますので、県道以上につきましては、主要な地方道、または重要な施設を結ぶ道路というふうなことで認識しております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 特に区別はないということの解釈でよろしいわけですね。いずれにせよ、この上郷下野尻線という県道については、非常に改良、改善というのが遅れているような状況が見受けられるというふうに感じますので、そこら辺のところは、ほかの道路との兼ね合い、バランス、バランスが取れるようにしていただければいいかなど、こんなふうに感じているわけなんですけれども、要は、いろんな問題はあります。今、縦貫道路ができて、まだ県道の上郷下野尻線だけは取り残されているような感じがするというようなお話も承っております。いずれにせよ、以前にこういうような権利の問題があったりして、先に進まないというようなことがあったとご説明をいただきましたが、今後、どのような県のほうでこの問題を進めていくのか、そこら辺、情報をつかんでおられるのであればお伺いしたいと思います。わかる範囲内でお答えできますでしょうか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 上郷下野尻線の改良計画のご質問でございますが、町が県に道路改良を要望いたしますわけなんです。町でも、当然用地の確保については、ある程度一定の目安がつかないと、県に要望しても用地が確保できないということになると、計画が進まないというようなことでございますので、今、先ほど答弁で申しましたように、権利関係の調整や登記関係について、ある一定程度の見通しが立ちましたら、また県のほうに新たに要

望してまいりたいと、このように考えております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そのように働きかけをお願いをしたいと思います。この県道上郷下野尻線、それから縦貫道についての中町工区、いずれにしても非常に難しいところかなど、こんなふうには思いますが、この中町工区については、一旦、期成同盟会が新郷地区で開かれた際に、考え方を示していただいた県の説明は受けたところであります。ただ、路線を示されただけであって、いかに谷間の中をどういうふうにもっていくのかなどということが、ちょっと疑問点は残ってはおったんですけども、橋にするのか、それとも埋めて、あれだけの谷を埋め尽くすには相当の土砂等が必要になってくるのかなど、こんなふうには思いますが、そこら辺のところは、どのような感じで県のお考えを収集されているのかお答えいただけないでしょうか。お伺いいたします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 奥川新郷線の道路改良についてのご質問にお答えいたします。

県につきましては、昨年度で予備設計ということで、基本的に道路がどの辺を通るのかということで、だいたい地図上みたいところで道路の工線を確定したところでございます。本年度、それに基づきまして、現地で測量の杭を落としまして、測量設計をやります。その測量設計によりまして、議員が申しましたように、あの谷をどのようにするのか、橋にするのか、また暗渠で埋めるのか、経済性とか走行性等を考慮しながら、これから決定になるというようなことでございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 非常に大がかりな工事であろうかと思ひますし、また、いずれにしても上郷下野尻線もしかり、そして縦貫道に関わるところの中町工区にもしかり、非常に各住民の皆さんが、いち早い完成を望んでいるということは悲願の声であるというふうに受け止めていただきたいと思います。

私はある程度聞いてまいりました中身でお話を申し上げますが、まずは交通網の遅れている地方道なんだというようなことでありまして、整備促進に大きな期待が寄せられていることはいうまでもないということは、住民の皆さんも承知はされておられます。しかも重要な生活道路なんだということでお話もされております。

そこでなんです、高齢者はもとより、通行する方々、地区住民から声があがっている実情を申し上げますと、県道であっても一般道路としてみていないのではないのか、県道であっても、一般道路としてみないでほしいということでもあります。幹線道路と町道を結ぶ観点から、県の事情もあるでしょうけれども、再三申し述べまして、生活道路であるということ、この生活道路であるがゆえに、どのように住民の皆さんが言っているかということ、いろんな問題はあると思う、しかしその困難を乗り越えていただきたい。たぶん権利の問題だろうと思うんですが、私の個人的な考えなんです、その一歩を先に前進させてほしいとのことであります。

そこで住民の方々の長年の悲願と切実な思いが、この路線に共通することというのはどうということかと申し上げますと、急なカーブであるということ、それから急こう配である、そして幅員が狭いということで、大型車の交互交通ができない。また大型車が来れば、老

人の方は交互ができないから、やはり運転に相当支障をきたしてくる。そういう思いもあります。また冬期間は積雪の量が多くて、交通の不能や雪崩による通行止めなどが生じることから、やっぱり希望と夢を与えてほしい、そういう苦情が私のところには届いておりました。

このような実態に対して、町として感じておられるのか、また実現に向かって率直なお考えをお聞かせいただきたいなど、こんなふうと思うんですが、町長の思いをお聞きさせていただきたいと思うんですが。

- 議長　これ絞って質問していただかないと、道路全体のことを聞いているわけですか。
- 猪俣常三　この3つのこと。
- 議長　その辺絞って、一問一答だけれども、絞りながらやってください。
- 猪俣常三　上郷下野尻線のここの部分で、今のような状況をご理解いただいて、お答えいただければありがたいと思うんですが、お伺いいたします。
- 議長　町長、伊藤勝君。
- 町長　ただいま猪俣議員から道路の重要性と、そして町民からの声というものについて、合わせておうかがいをしたところであります。これまで町の道路の整備というのは、これは町道、県道、国道問わず、生活環境の第1位に据えながら取り組んできたところであります。特に今、まだこれから未改良の部分が指摘をされておりますが、以前から、この石坂峠、県道なぎの平から滑沢橋の、あの付近の急カーブ等々について、県と毎年、地域課題の検討会というのが春に行っております。そこには、建設事務所長はじめ、関係部長全部、それから町の関係者ということで、毎年一度、この要望書以外にも、いろんな課題があったならば、そこでいろいろと意見調整をしながら、新しい課題についてはそこで取りいれて改良できる部分は改良していこうというようなこともお話など、意見交換をしているところであります。

その中で、この石坂峠の内容についてもお話をさせていただきました。先ほど課長から答弁ありましたように、この調査費を付けて、具体的に、じゃあ今後どういう内容でやろうかというようなことまで、ようやくその入り口の段階にきたということでもあります。今後、樟山バイパス、これはまず何と言っても早めに完成をしながら、次にその今指摘のありましたような石坂峠、さらには、確かに県道、新村から平明の間の、あの急配、急カーブ、そして狭隘な部分、この部分についても、本来は早めに改良すべきだなというふうには思っているところであります。特に地権者との関係で、そう大きな問題にならないということであれば、これどんどん県のほうに要望を出していきたいというふうに思っておりますし、また一方、平明と新村とのあの間の道路の地権者の関係で、なかなか登記上、非常に難しいという話も聞いておりますので、今後、その後どういう状況に現在なのか、そして今後、この改良の見通しが立つかどうかということも、早急に集落の皆さんともう一度お話をしながら、その状況などを確認をしてみたいというふうに思います。

そして、一定程度目途が立つということでもありますならば、改めて要望を提出をして、そして地域住民の利便性にかなうような、そんな取り組みをこれからしてまいりたいというふうに思いますので、今後町として十分、現在の状況をまず確認をさせていただきたい

というふうに思います。

それからついででありますけれども、中町工区については、ほぼ本線の通る場所が決まっておりますので、今度はいよいよ県の調査が完了次第、また町のほうに具体的に提示があるかと思えます。その提示された内容について、今度は期成同盟会の皆さんに、またお諮りをしながら、その内容等についてご理解をいただく。こういう順序を経て対応していきたいというふうには思っております。西会津町には、このほか、県道のほか、国道459、あるいは400号、この大きな国道の改良、未改良部分も残っておりますので、そういったことも合わせて、一体として、どんどん県のほうに要望しているところでありますし、また国のほうにも、先般、459の期成同盟会で、促進期成同盟会ですね、行きまして、国に要望しているところでありますので、今後、一層、そうした道路改良についても含めて、今後とも努力をしてまいりたいというふう思います。

本当に、言ってしまうとすぐに改良できれば非常にいいわけでありますけれども、何せ国や県の予算の関係もございまして、十分そういった内容についても、町として考慮しながら対応してまいりたいなというふうに思いますので、よろしく願います。

○議長　　6番、猪俣常三君。

○猪俣常三　　思いは町長と私も同じような考えであろうかと、こんなふうに思います。ただ、町長の先頭を切っていただいて、それから行政も、議会も、町民の皆さん、あるいは関係機関とともに、こういう難問を解決できるように、今後とも働いていただければと、こんなふうに思ひまして、私の要望というような形で一般質問を終らせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

○議長　　5番、伊藤一男君。

○伊藤一男　　皆さん、おはようございます。伊藤一男です。

私は、今議会において3項目にわたって一般質問の通告をしておりますので、これから順次一般質問を行います。

それでは、まず高齢者対策についてお尋ねをいたします。

最初に高齢者の健康寿命延伸についてお尋ねをいたします。本町では高齢化が著しく進行し、後期高齢者が増加していく現状では、要介護者の増加を抑えることは困難な状況にあります。高齢化社会において高齢者が介護サービスを受ける年齢をいかに引き上げて行くことが大事なことであり、そのためには、介護予防事業を積極的に実施し、高齢者の健康寿命延伸が最も重要なことであると思うが、町の取り組みについてお尋ねをいたします。

次に介護保険制度の改正に伴う対応についてお伺いをいたします。来年4月施行の介護保険制度改正に伴い、特別養護老人ホームへの新規入所者を原則、要介護3以上に限定をしているが、現在の特別養護老人ホームへの入所要件は、要介護1から5の認定を受けた65歳以上の高齢者となっている。これを受け県では、今回の制度改正によって入所待機者の約3割が入所対象から外れるとしているが、町ではどのくらいの待機者が入所対象からはずれるのか、また今後、対象外になった人の対応はどのようにするのかお尋ねをいたします。

次に、バイオマスタウン構想についてお尋ねをいたします。今日、世界的に原油価格の上昇や地球温暖化など、エネルギーや環境問題への関心が一層高まる中、日本においては、

木材利用が見直され、国産材利用の機運が高まり、各地域において木質バイオマス燃料化などの取り組みが広がってきております。

本町では、総面積の86パーセントを山林原野が占め、豊富な森林資源を有しているが、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足などにより、有効に森林が活用されているとはいえません。森林活用による町の活性化は、将来のまちづくりに欠くことのできないものと考えます。それには、施設整備に多額の費用や採算性などの問題もあると思いますが、現在、新築中の西会津小学校への木質ボイラー導入をはじめ、今後、小学校へ移転する役場、建設予定の販売力強化施設、保育所などへの木質ボイラー導入も十分考えられます。地元産材利用によるバイオマスの燃料化なども視野に入れ、将来を見据えた地域資源循環型のまちづくりを推進すれば、地域経済の活性化や雇用の創出、また森林整備などにより温室効果ガスの削減にもつながり、低炭素社会の実現や地球環境に優しいまちづくりができると考えますが、今後の町の取り組みについてお伺いをいたします。

以上で私の質問といたします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 5番、伊藤一男議員のご質問のうち、高齢者対策についてのご質問にお答えいたします。

まず、高齢者の健康寿命延伸についてであります。議員おただしのおり、介護予防を推進し、健康寿命延伸に取り組むことは町の最も重要な課題の一つであると認識しております。本町の高齢者人口は、今後当分の間、大きな増加や減少は見込まれないものの、若年層は減少していくものと推測され、全人口に占める高齢者の割合、高齢化率は、相対的に上昇していくものと予想されます。

このような中、本町では「健康がいちばん！」をキャッチフレーズとして、食・運動・健診を3つの柱に総合的な健康づくりを推進することにより、健康寿命の延伸に取り組んでおります。具体的には、機能訓練や貯筋うんどう教室、健康運動推進員や食生活改善推進員の育成、訪問栄養相談、ミニデイサービス、サロン活動の支援などであり、各種事業の実施により、運動機能の向上や栄養改善、閉じこもり予防や生きがいづくりにつながっております。

今後も事業の評価・検証を行いながら、健康寿命延伸のため、効果的な介護予防事業を実施してまいります。

次に介護保険制度改正に伴う町の対応についての質問にお答えいたします。

特別養護老人ホームの入所要件を原則として要介護3以上に限定する改正につきましては、今年6月25日に公布された地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の中で、平成27年4月から施行することとされており、今回の介護保険制度の大きな改正点の一つであります。

ご質問の、本町の待機者の状況であります。特別養護老人ホームさゆりの園に確認したところ、9月1日現在の町内の待機者は115名おり、そのうち要介護2以下の方は40名とのことであり、割合にして34.8パーセントであります。この方々が原則として特別養護老人ホームには入所できないということになります。町といたしましては、その方々が在宅で生活できるよう、介護サービスを利用する本人やその家族の意向を踏まえながら、

デイサービスや訪問介護などの在宅のサービスや地域密着型サービスなどにより支援してまいりますので、ご理解願います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 5番、伊藤一男議員の木質バイオマスの利活用に関するご質問にお答えいたします。

おただしのとおり、本町は町土の86パーセントを森林・原野が占め、豊富な森林資源を有しています。しかしながら、木材価格の低迷などが要因し、町民の林業離れが進んでおり、本町の森林は有効活用が図られていないのが実態です。おただしの、木質バイオマス燃料生産・活用については、森林の活性化や再生可能エネルギーの推進に繋がる事業であり、本町の特性・独自性を活かした有効な施策であると考えております。また、これら木質燃料は、石油などの化石燃料の価格高騰が進んでいることにより、むしろ安価な燃料となっており、経費の縮減にもつながることから、町では、木質燃料活用による地域活性化事業計画を策定し、事業の推進を図っているところでございます。

具体的には、新西会津小学校の暖房に木質燃料ボイラーを導入したことを契機とし、これから整備する役場庁舎、道の駅販売力強化施設、町保育施設などの施設には、木質燃料ボイラーの導入を検討するほか、既存の公共施設にあっても、ボイラー更新時には、木質燃料ボイラー導入を検討する。また、一般家庭や事業所、農業施設での木質燃料ストーブ等の普及・拡大を推進することなどを盛り込んでおります。

また、こうした施策の推進を図る上で不可欠となる木質燃料製造施設の整備については、燃料の販路が一定程度確立した段階での整備を考えており、それらを見据えて調査・検討しているところで、施設整備にあたっては、できるだけ有利な補助事業を活用して整備をして参りたいと考えております。

この燃料製造施設であります。燃料原料には地元の間伐材や未利用材を活用することで、森林の有効活用、森林所有者の所得向上につなげていきたいと考えています。さらには、こうした取り組みを通じて、雇用の拡大に結び付けたいと考えておまして、町に大きな経済効果をもたらすものとの認識しております。

今後も、事業推進に向け取り組んでいく考えでありますので、ご理解をお願いします。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 ただいま答弁をいただきましたので、これから再質問したいと思います。

まず高齢者の健康寿命延伸についての再質問なんです。平成25年度の日本人の平均寿命というのは、男性が80.2歳、女性が86.6歳ということで、女性は長寿世界一と、そういうようなことで、あと男性は世界で4位となっておりますが、そんな中で、町の平均寿命は26年はちょっとわからないかもわかりませんが、25年度における平均寿命、そして福島県内における順位なんかわかっただら、お尋ねをしたいんですが。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 質問にお答えいたします。

町の平均寿命でございますが、25年度の数字で申し上げますと、西会津町は男性で78.4歳、女性で85.3歳であります。福島県であります。県は男性が78.8歳、女性が86.1歳というふうになっております。

県内の順位につきましては、大変申し訳ありませんが、今、資料を持ち合わせておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 昨日も群岡新郷の敬老会がございまして、今、これから敬老会は75歳以上というようなことで、皆さん、昨日あたりは、元気な方がかなりいらっしゃいました。しかしこれから、やはり健康寿命の延伸については、75歳以上の方をいかに健康で介護を受けない、そういうような事業と申しますか、それによって延伸を図っていくことが必要なわけですね。そうするとやはり、どのようなことをどのような介護事業なり、やったらいいかというのは、先ほど説明ございましたが、今は、運動器障害というような新しい言葉が、介護や延伸寿命については使われてきておりまして、保健師さんについては、そういうことについては十分認識をしながら事業はやっていると思えます。それから、やっぱり寿命の延伸を図っていくには、いわゆる関節痛とか、いわゆる神経痛による、そういう痛みですね、いわゆる肩の痛み、腰の腰痛、膝の関節痛とか、そういうのをいかに減らしていくかというのが、これからのやはり延伸寿命の事業のあり方だと思います。

それで今は、保健師さんなんかいろいろな自治区や老人クラブに出かけて、いろいろな事業をやっているわけですが、その保健師さんはなぜやっているかというのは、皆さんにわかるように説明していると思うんですが、いわゆるスポーツと、やっぱりそういう健康体操とか、貯筋体操というのは違うというか、その辺のことをもうちょっと、やはり啓蒙しながらやっていかないと、やっぱり私は農作業をやっているからいいんだとか、私はゲートボールをやっているから、私は野球をやっているからではなくて、スポーツというのは、同じ筋肉や同じ関節を使うわけで、やはりこれは腰痛予防とか、肩痛の予防というあれにはならないと思えます。そういうことをやはり明確にしながら、これからいろいろな自治区に出かけて、また老人クラブなりでやるべきだというふうに思っておりますが、いかがですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 ご質問にお答えをいたします。

議員おただしのおり、本当に健康運動の推進という部分については、大変重要なことということで考えております。それで、現在、先ほど言いましたように町でやっておりますミニデイサービスですとか、奥川元気クラブですとか、機能訓練とかいろいろあるわけですが、その中でも運動は取り入れながらやっておりますし、手軽にできる運動というようなことで、現在、各地区でサロン、実施されておりますが、そのサロンの中でも手軽に運動できるような、サロンを始める前に皆さんで運動してというような形でやっていけるような運動について、現在、保健師も含めて、町内でも検討しているところであります。その推進はこれから、やっぱり図っていくというようなことで考えております。

スポーツと違うというようなことでもおっしゃいましたが、本当に農作業だけやっていても、やはり違う筋肉が衰えてくるというような部分もありますので、全体の筋肉が衰えないようにというようなことで、健康運動の推進という部分はこれから十二分に図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男　　そういうことで啓蒙を十分にやっけていけば、そういう、いわゆる関節痛とか、神経痛、そういうものを減らしていけるのではないのかというふうに思います。

あと国では、2020年までに健康寿命を男性70.4歳、女性が72.6歳というような目標を立ててやっているわけですが、町でもそれに向かってやっているとは思いますが、その平均寿命が、例えば国よりも短くても、延伸寿命の年齢が上がっていけば、それはそれでいいと思うんですが、その辺の健康寿命の延伸についての目標みたいなものはありますか、国と同じようなあれですか。

○議長　　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　　お答えいたします。

健康寿命の目標ということでございますが、町としましては、今の健康づくりの中で考えていますのは、介護認定をなるべく受けないような取り組みというようなことで、介護認定を受ける年齢を上げましょうというようなことで目標設定をしながらやっております。ちょっとすみません、数字的なこと、今回ちょっとデータを持っておりませんが、それが10年前よりは1歳ほど上がっているような状況になっておりまして、今後もそういったことで、今、健康寿命が何歳までかという部分については、ちょっと西会津独自のデータというのを残念ながら持ち合分けておりませんので、そういった介護認定の年齢を引き上げるというようなことを数値目標にしながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長　　5番、伊藤一男君。

○伊藤一男　　それでは次に、介護予防事業として実施している1次予防事業、前期高齢者事業の中で、サロンの立ち上げがありますよね、これについては、今年は何か立ち上げたような、そういうクラブとか、自治区はございますか。

○議長　　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　　サロンの立ち上げについての質問でございますが、現在サロンにつきましては、各地区で実施しておりまして、今年から社会福祉協議会のほうでサロン活動に対して助成をするというような事業を立ち上げていただきましたので、そういったものも含めて、今後推進してまいりたいというふうに考えております。

○議長　　5番、伊藤一男君。

○伊藤一男　　次に、奥川の元気クラブ、ミニデイサービスだと思うんですが、をいろいろやっておるんですが、これを各地区において、廃校などを利用してこういうミニデイサービスをやるというか、そういうような計画はございますか。

○議長　　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　　奥川元気クラブの普及という部分についてのご質問でございますが、現在行われております奥川元気クラブにつきましては、指導員、あるいは指導に、見守りにあたっていただける方というのが、地域の方にご協力をいただきながらやっております。ですので、各地区に、町としましてもできれば各地区に広げていきたいという部分は考えておりますが、その地域の方でそういうミニデイサービス、デイサービスを支えてくれる人の育成が、まず必要なのかなというふうに考えております。そういったことから取り組みながら進めていきたいという部分と、それができない場合でも、先ほど言いましたサロン活動、サロン活動に運動を取り入れるなどしながら、そのミニデイサービス、デイサー

ビスに代わるような内容を十分入れるようなものもつくっていききたいというふうに考えております。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今の高齢者の健康寿命の延伸についてはこれくらいにして、次に介護保険制度の改正に伴う対応について再質問をしたいと思います。

介護保険制度の改正によって入所対象者が、入所待機者が40人くらいだと、そういうような話であったわけですが、そうすると、やっぱり今まで以上に在宅医療や介護サービスの充実が求められると思うんですね。そうしたときに、現在の訪問看護の事業、それをもっと拡大するとか、そういうことをしていけないと、ちょっと無理になっていくんじゃないのかというふうに思いますが、いかがですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 訪問看護の拡充が必要ではないかということではありますが、当然、施設に入れない方につきましては、在宅で見守るという部分では、訪問看護かデイサービスか、あとはショートステイを使いながらいうようなことになってくると思います。それで、今回9月に開所します施設につきましても、小規模多機能型の施設につきましても、デイサービスと訪問看護とショートステイと、そういった在宅サービスをうまく利用しながら、地域で生活できるように見守っていくという施設でありますので、訪問看護のサービスもその部分が増えていくこととなります。

あと、にしあいつ福祉会のほうでも、今、訪問看護事業所でやっておりますが、登録ヘルパーさんの数が若干停滞している部分もあります。その辺につきましては、町としましても、訪問看護初任者研修なんかを今現在もやっておりますが、そういったものを実施しながら、そういう人材確保に努めながら、事業の拡大という部分では進めていきたいというふうに考えております。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 やっぱり入所対象者の受け皿として、介護施設でのショートサービス、これをやっぱり増やしていかなければならないのではないかと、そのためにはやはり、福祉会あたり、やはりもっとショートサービスできるように拡充をするとか、そういうこともやはり考えなくてはいけないのではないかと思います、いかがですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

ショートステイサービスの拡充も当然大切になってくると思います。在宅で見守りながらいう部分では、やはり介護者の介護疲れという部分があったりしますので、そういったものを解消する部分では、ショートステイも大切でありますので、そういったことにつきましては、現在、介護保険計画、今、第6期の計画を策定中ではありますが、その中でもやはり課題として出ておりますので、今年その辺を含めながら検討を進めていきたいというふうに考えております。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今の再質問はこれで終わりにして、次にバイオマスタウン構想についての再質問に移りたいと思います。

先ほどの答弁でありますと、これからの公的施設については、木質バイオマスの導入と
いうようなことをお伺いしたわけでありましたが、これは木質はいろいろありまして、チッ
プというようなことで理解をしてよろしいですか。チップボイラーと。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

燃料としてのチップもありますし、それからペレットというような手段もあるのかなど
いうふう思います。今後の施設についてはどちらを使うのかという話だと思いますが、ま
だ現時点ではそこまでは決まっておられません。木質系の燃料を導入したいということでご
ざいます。いい点と悪い点がございまして、チップの場合は燃料費が安くなるといういい
点がございます。ただ、こまめに燃料を運搬しなければならないというようなこと、さら
には大きな格納庫が必要になってくるというような問題がございますので、その辺、施設の
整備場所なども十分検討して、どちらを選択するのかというのを考えなければならないと
いうことでございます。現時点では決まっていないと。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 現在、新築中の西会津小学校については、暖房用に木質のチップボイラーと
聞いておるんですが、その辺については間違いないですか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 西会津小学校のボイラーにつきましては、チップも燃やせますし、ペレ
ットも燃やせるというボイラーを導入いたしました。どちらに切り替えても使えるという
ような形で、併用できるというボイラーでございます。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それはチップでもペレットでもいいかと思いますが、これは暖房用だけで、
冷房用に変えるということではできないんですか、冷房用にも使用できるというか、そうい
うボイラー。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

今、同じようにバイオマスを燃やしまして、温度変換をして冷房にも使っているという
ケースがございます。西会津小学校、当初基本設計をしている段階では、冷房については
特に冷やす部屋を決めると、保健室であったり、コンピュータ室であったり、そういった
ところだけ冷房すればいいというようなことでございまして、全館冷房というシステムは
考えませんでしたので、暖房というようなことで導入を図ったところでございます。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 やはりこのバイオマスタウンといいますか、地球環境に優しいまちづくりを
積極的に推進することによって、西会津町のイメージといいますか、そういうのも上がっ
てくると思います。やっぱり西会津町に興味を持ったり、魅力を感じて、やはり交流人口
の増加や定住人口の増加につながってくるのではないのかと、そのように思いますがいか
がですか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

実際すぐ隣の新潟県阿賀町が、同じような構想のもとに各公共施設、学校、そういったところにバイオマスの燃料ボイラー、積極的に導入しまして、地元で燃料生産をして、そこから供給しているというような形をとっているということでもあります。福島県では、あまりそういった例がないということで、西会津町もそういったことを売りにできる町にできないかというようなことで、先ほど申しあげました町の計画をちょっとつくったところでございます。そういった形で再生可能エネルギーの地産地消といいますか、そういったことを推進している町ですよというようなことのPR効果というのは、かなり大きいものがあるのかなというふうには考えております。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 一応計画はしているというようなことではあります、その実施といいますか、その辺についてはどの辺を見込んでおりますか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 先ほどの答弁の中でも申しあげましたように、まだ施設整備については、実施的には未定だということではあります。だいたい施設整備費が4億4、5千万くらいかかるのかなということではあります。補助金は国の補助、2分の1は確実にあるわけではあります、それら残りの手立てが必要になってくるということではあります。とかくこういった施設をやって失敗する事例が、あとからつくってはしまったけれども販路がないというようなことが往々にして出てくるのかなというふうに思います。先ほど答弁の中で申しあげましたように、町で一定程度といいますか、採算ラインになるくらいな燃料消費できるような施設ができあがってからも施設整備は遅くないのかなというふうに考えているところでございます。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、最後に化石燃料もこのままこう使い続けていくと、やはり石炭については164年くらいしかもたないんじゃないか、天然ガスについては67年、石油については41年ぐらいいしかもたないのではないかと、そういうようなデータが出ておりますが、やはりこれからそういうことを考えますと、バイオマス燃料というか、それをミックスしたまちづくり、社会を構築していく必要があるのではないかと、そういうふうには思っております。いろいろと問題はあるかもしれませんが、これからの西会津の未来のために十分検討して、よりよいそういう社会を築いていってほしいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 皆さん、おはようございます。4番、渡部憲でございます。

まず質問に入ります前に、わが町の代表監査委員でございます斎藤さん、それに続きまして、私の同級生であります斎藤一弘君、特に斎藤一弘君は私の同級生でもあり、町行政職も兼ね、そしてライオンズクラブの会長、そして町職員のアパート、宿などを提供してまいった方でございます。私事にもなりますけれども、斎藤一弘君とは同級生でもあり、そして道路の縁石で天下国家を語り、そして町の将来をともに語った仲間でもございました。これらの人々に対し、私は哀悼の誠を尽くすとともにご冥福をお祈りしたいと思います。

それでは通告どおり質問に入らせていただきます。

まず一つ、旧尾野本小学校の木造講堂についてであります。旧尾野本小学校の木造講堂の利活用について、町としての支援や保存についての考え方を問います。現在、一部の方々によりコンサート、イベント、ライブなどが開かれております。そして好評をばくしておったようでございます。木造の雰囲気や音響効果を活かした新たな活用を考えられませんか。

2つ目、地域おこし協力隊についての質問でございます。地域おこし協力隊についての町民へのPRや活動状況について問います。現在の人員や具体的な活動内容、次年度以降の計画などを教えていただきたい。

3番目、本町の町道の補修の状況について、特に野沢本町について状況をお知らせ願いたい。まず一つ、町道のひび割れや段差、陥没、その状況は、また補修の進捗状況はどうなっているのか、それを問います。特に野沢本町地内の下水道管敷設後の復旧状況、これはどうなっておるのか。

以上3つを私の質問といたします。よろしくお願いたします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 4番、渡部憲議員の旧尾野本小学校の講堂についてのご質問にお答えいたします。

旧尾野本小学校校舎につきましては、平成24年9月に策定した廃校施設等利活用計画では、耐震診断結果がDランクとの判定であったことから、解体との判断になったところで

す。一方、講堂につきましては、戦前に建築がされた歴史ある建築物であるとし、保存を望む声もありましたが、建物全体に老朽化が進行しており、継続して活用することは困難との判断されたところであり、校舎と同様に解体し跡地の有効活用を図るとの方針が決定されているところでございます。

本講堂につきましては、廃校以来これまで特に活用はされてきませんでした。本町の若者が中心となり本年度結成された、西会津木造旧建築ミュージックフェス検討委員会から、尾野本小講堂を音楽イベントの会場として使用したいとの申請が出されたところで、地域間交流等にもつながるイベントであるということで貸与を許可しております。

議員からは、本施設の活用や保存についてのおただしがありました。こうした施設をこのような一時的なイベントとして活用することについては、特に問題がないと考えておりますが、常時コンサート等が開催できるようなホールとして活用するためにはさまざまな制約が出てまいります。耐震診断を実施し、問題があれば耐震補強などの必要性が生じてきます。最低限、水道、トイレなどの施設整備も必須条件になります。

町としましては、本施設の利活用方法について、今後十分検討するとともに、本施設の歴史的な価値、改修・維持管理経費などについて専門家に調査していただき、その結果を踏まえて、改めて検討してまいりたいと考えておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 4番、渡部憲議員の地域おこし協力隊員についてのご質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊員については、総務省の事業として平成21年度から実施されており、本町では昨年度より1名を採用し、今年度は3名の隊員を採用しております。今年度の配置といたしましては、昨年度から従事してきました地域おこしへの支援と、新たに農林業や観光分野への支援にそれぞれ1名ずつ配置したところであります。

活動内容であります。農林業分野では、農林振興課に配置し、農林産物の販路拡大、加工食品開発や販売活動への支援を行っております。観光分野では、現在、観光交流協会に配置し、新たに設立された協会に係る業務支援やグリーンツーリズム、着地型観光の企画立案などの支援を行っております。地域おこし分野では、国際芸術村を拠点とし、アート活動を通して、集落や地域団体が実施するイベント活動などへの支援を行っております。

それぞれの活動内容については、広報紙やケーブルテレビを通して、広く町内にお知らせし、町民への周知を図っており、いずれの隊員につきましても、積極的に集落や団体の活動に関わり、関係された方々からは好評をいただいているところであります。

次年度以降の計画につきましては、現隊員を含め、役場内や地域団体などの意見等を踏まえながら、採用計画や活動内容などを検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 4番、渡部憲議員のご質問のうち、本町の町道の補修の状況についてのご質問にお答えいたします。

本町の公共下水道は平成5年から特定環境保全公共下水道事業として野沢処理区の管理設及び翌年度には復旧を実施してまいりました。現在の状況は経年劣化により段差がついているところもありますので、道路パトロールに基づき道路維持の中で修繕を行っているところです。

ご質問の野沢本町地内の下水道管布設後の復旧状況につきましては、管布設後アスファルトによる復旧を実施してまいりましたが、既設コンクリートとアスファルトのなじみがよくないため、今年度に横断部の4カ所について、コンクリート舗装を実施したところです。残りの4カ所につきましては、次年度に実施する予定でございますので、ご理解願います。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 ただいま旧尾野本小木造講堂についての課長からの答弁をいただきました。私が思いますには、課長も絶対取り壊すんだといったわけではないんです。これから検討する、いろいろね。ただ、私も尾野本も新郷も奥川もみんなそうなんですけれども、学校もない、保育所もない、ないないづくしでは、やはり何か先人の残した建造物とか、いろいろなものがあるわけですよ、そうするとたまに、お盆だ正月だと帰ってくると、そこで何かやるんだといえばみんな行きますよ、哀愁の気持ちになりますから。ですから、できれば残してほしい。これ地元の方々とかそういうお話したことありますか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 廃校の利活用につきましては、各地区で2回ほど、それぞれ2回ほど座談会を開きまして、地区、地域の皆さん、今後どういうふうにしていったらいいのかという話し合いの場を持った経緯がございます。その場には当時のPTAであったり、あと地

域の方々、いろいろ参加されていたわけでありますが、PTAの皆さんなんかは、いろいろアンケートなど取った結果、ぜひとも校舎は仕方がないけれども、講堂については残せないかというようなことも話としては出されまして、そういった活用方法、何かあるのかなというふうには、その当時はいろいろ考えたところでございます。ただ、地震のときもだいぶ壁が落ちたり、それから基礎コンクリートなんかみますと、かなりひび割れが入ったりしているわけです。これから本当に長く使うということになれば、先ほどちょっと申し上げましたように、きちんと診断を受けて、どの程度費用がかかるのかわかりませんが、費用をかけなければならないということになってくるのかなというふうに思います。

その辺、改めまして専門家に見ていただきまして、こんな程度の費用で済むならば補強して、保存して使っていくのかというような結論になる場合もあるでしょうし、こんなに費用をかけて今後維持していけるのかということになる可能性もありますし、そういった結果を踏まえて、最終的には判断していくべきだろうなということで考えたところでございます。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 やっぱり私は、先人の残された建造物、これを使ってイベントや催しをやるということは、地域活性化にもつながりますし、いろんな人との交流もできます。そうするとやはり政府が目指す地方再生の一つにもなろうかと私は思うんであります。これ西会津町で何か行事、催し物がある場合、西会津町は旅館の受け入れ態勢ができていないんだと、だからなかなか難しい面もあるんだと、そういう話もございます。私も小規模ながら小さな宿をやっておりますけれども、旅館組合と皆さんと相談しまして、そういう受け入れ態勢ができるなら、みんなでお話をして、ロータスインさんもまざってもらって、そういうもの、催し事にね、ほかの町村に泊まって通うんじゃなくて、できれば地元泊まるということは、地元金に落ちるわけです。そうするといろんな面で、商店もみないろんなところで金も使うわけだから、私はそういうことも考えていただきたいと、そういうことだと思っております。

課長もいろいろいろんな人から聞いて、いろんな耐震とか、いろんなこれからのどうしたらいいんだということを考えていらっしゃるようですけれども、本当にこういう講堂というのはなかなか、日本中見てもなかなかないそうなんです。ですから、できればいろんな人のご意見を聞いて、できれば残す方法で検討していただきたい、そう思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 これまで廃校となった校舎の取り扱いについては、先ほど課長が答弁したとおりであります。特にこの講堂については、この地域の皆さんで利活用があるかどうかということで、アンケートとか話し合いを持った経緯があったときに、以前も清野議員でしたか、そういう話をされたと思ったんですけれども、いろいろ地域の皆さんにお話をした結果、利活用という部分については、これだということあまり出てこなかったんですね。そして、その現在の建物、講堂については、これは戦前の建物で、将来的に歴史的な建造物に値するかどうかということについても、そのはっきりとした年代や構造物として、これがこうだということについてもなかなか出てこなかったわけでありまして。そこで、今回、

最近になってコンサートとか、そういう一部、利用させてくださいというような団体が出てきたものですから、ただこのまま団体で使っていて、スポット的ではあるけれども、しかしこれ問題になってくるのは、耐震はもちろんでありますけれども、トイレとか照明、あるいは水道の関係ということも出てまいりますので、こうしたことを総合的に踏まえれば、もう一回町として、その建物自体に、今は価値はなくとも将来的に、これは長く置けば確かに将来有効的な価値もあるかと思っておりますので、今の段階でその価値判断というのは難しいでしょう。しかし、今議員が申されたように、こうした講堂的な建築物が他にないというようなことであって、将来的に町の、いわゆる財産の中で、本当にこの町の歴史的な建物の一部だというようなことで、文化財のある意味では一つになるような、そんな、これから文化財調査委員会とかいろんな方々にお話を聞きたいと思っておりますけれども、そういったことで、建物自体にそうした将来的に価値があるということでご助言などをいただければ、これは将来の町の建造物として残すことも可能ではないのかなというふうに思っています。

ですから、今すぐに壊すとかということではなくて、この調査をしっかりと、建物の構造内部が今後耐えられる年代がどれくらいあるかということも含めて、あるいはこれを再度あの状態でいいのか、あるいはもっと日の当たる場所に引っぱりよせるかというようなことも、これは当然考えなければなりませんので、そういったことを考えたときに、そのぐらいの費用がどれくらい要するか、あるいは将来の維持管理がどういう状況になるか、しっかりこれを見定めた中で検討していくことも必要だというふうな判断に立っておりますので、もうしばらく町としての調査をさせていただきたいというふうに思います。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 町長からも積極的なご意見をいただきました。本当に壊すのは簡単なんです。しかし、それを維持管理していくというのは本当に大変なことだと思いますよ。本当にそれが必要なもので、町の活性化に貢献することができる建物であれば、私は、予算はないんじゃないかとつくものだとそう思うんです。ですから、例えば野沢のまちなか自慢館、そして芸術村、ああいうところを見ますと、全部じゃあ耐震の地震に耐えられるような強度になっているのか、私は決してそうではないと思うんです。ですから、私はそういうことも含めまして、野沢の町内にあるものを優先するのではなくて、やはり地域、地域に昔からあるものを大事にしてほしいと思うんであります。

次、別な質問に移ります。地域おこし協力隊についての質問であります。これ総務省からの取り組みですよ、そして地域協力隊の方々、だいたい大都市のほうから移住してまいっておられます。そして任期は1年から3年、課長が言われたとおり、地域活動に従事すると、できればそこに定住して定着していただきたい。私は先般、喜多方で社会教育審議会というのがありました。それで公民館長と、それから数人の方と一緒に行ってまいりました。そのときに、やはり女子の方、常陸太田というところに協力隊として行っておられて、なかなかすばらしい人です。その3人のうち1人は、その常陸太田の職員になっておられます。そして、ソバとか、そういうのを自分たちで開発して、それで自分たちでPRとか、ツイッターとかブログに載せてやって、そしてそれが商品化しております。なるほどなと思うところがありますよね。そしてその人たちは、町の町民の方々との信頼

関係というのを一番大事にして、現状の把握、課題の洗い出し、何が中心の課題なのか、何のためか、そして自分の価値観を町民の方に無理やり押し付けない、昔から年よりは、俺たちはこういう考えがあるんだから、これと一緒にやってくれといわれれば、いやいや俺は東京の人間だからそうではないと、そんなことは言わない。それはそれじゃないですか、一緒にやります。そうすると、年収はどのくらいか、聞いてもよろしいでしょうかね、まずいですか。だったらいいですよ。1人当たりの。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 質問にお答えしたいと思います。

先ほども言いましたように、これ総務省の事業として、基本的に国のほうから特別交付税というようなことで支援をいただいております。その中で、報酬についてはこの程度を限度にということで規定されております。今、総務省で言っておりますのが200万円を上限にということで、そういった要件で採用しているところでございます。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 そのとおりです。向こうの人もそう言いました。だいたいそのくらいな金額だと。町としてね、もうちょっと色付けてやるというか、何かそういうことはできませんかね。もう少しね、無理ですか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 質問にお答えしたいと思います。

報酬については今お答えした金額ですけれども、そのほかとしまして、例えば住居の借り上げ料とか、それから健康保険の共済費の関係とか、それから例えば活動に伴う車賃とか、そういった活動に伴うもの、それから定住に伴うものとか、そういったものはまた別個に支給されるという状況でありまして、現在のところ報酬のほかにそういった活動費も、別に国のほうから交付税でみてくれるというような状況でございます。

町のほうについては、今後の検討というようなことで答えさせていただきたいと思っております。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 私も、そういう人たちが3年くらいで代わっていくわけですから、次年度もまたお願いするというようなお話ですが、そういう人たちがまた帰って行ってね、西会津はいいところだよと、できればむこうの人と結婚して住みたいなど、そういう考えを持っていただくとなおありがたいんですが、本当にこの、ほかの人から見ると、やっぱりいろんな面で見えるんですよね、食べ物も、いろんな発想が出てくるわけです、いい発想がね。そして地域の人ととけこんで、若い人たちとか、農業青年部、それから商工青年部の方々とね、いろんなことを一緒にやって、そしてこの町おこし、そして町の活性化、交流につながれば私は最高だと思います。

ですから、課長にお願いしたのは、もっと手厚くしろというのは無理なんですけれども、総務省からきているわけですから、でもね、この人たちが西会津に3年いて、あそこはいいところだ、また行ってみたいなど、俺は西会津町の人と結婚してみたいと、そういう考えをおこせるように、町をあげて努力していきたいと思っておりますが、どうですか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 お答えしたいと思います。

この地域おこし協力隊の趣旨、目的自体が、総務省が主催というかやっているわけですが、基本的には都市のそういった若者を地方に送って、そういった地方でいろいろな活動なり、地域の人たちとふれあいしながら、その地域に定住して、将来的に定住してもらおうというのが最大の趣旨だというふうにかがっております。

町としまして、現在3人の方が来ていただいているわけですが、それぞれの方の能力とか、資質を最大限活かしまして、本当に町の中にとけこんでいただけるように、それぞれの活動に配慮しているところでありますので、本当にそれが将来的に定住につながるように、町側からもいろいろと支援していきたいなというふうに思っております。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 次の質問に移ります。3番目、本町、特に野沢本町の町道の補修の状況の進捗状況について、課長から説明がございました。実際酷いんですね。それで課長の言うとおりに、業者の方に聞きました、本町1町内区長と行きましてね、この工事これで終わりかといったら、いや、全部で8カ所あるんだけれども、今回予算がないから4カ所だけだと、それで来年もやる予定ですと、そう言われました。課長の言うとおりに。ただね、本当に諏訪神社の前とか、渡部さんという方いらっしゃるんですけども、ものすごい段差がありまして、車が通ると家の中にもドンともものすごい音がするんです。だから、特に病人とかなかおられる家は、何とか応急処置でもいいから、そのとんでもない音、段差を直していただきたい。そして来年とか、早くいえば、その予算が付き次第直すんだ、だから検討するじゃなくて、工事はいつやってもらえるんだ、いつ頃やるんだ、それが私は安心安全につながると思うんです。ですから、なるべくいつごろまでやるから、それははっきり言うのはなかなか難しいと思うんですけども、いつ頃までにやるから、今、応急処置で、この段差は、とんでもないひび割れとか穴、そして暮らしに影響するようなことは緊急、応急処置的にできると思うんです、そういうのは。だから、下水管を埋めたときに、ちゃんと課長、あれ埋戻しをちゃんとやって、あまり段差のつかないような方法というのはやったんでしょうか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 ご質問にお答えをいたします。

下水道工事につきましては、当年度に管を埋設いたしまして、すぐ仮復旧をするなり何なりの復旧をいたします。今箇所につきましては、コンクリート舗装というようなことで、埋設した管につきましては、すぐアスファルトで復旧したということでございます。そのあと若干アスファルトとコンクリートの馴染みがよくないというようなことで、下がっている箇所については、また再度かさ上げ等をして補修してまいった経緯はございます。

今回、議員ご指摘の箇所につきましては、来年度、予算を確保し、春先早々にコンクリートによって復旧をしたいとは考えておりますが、現在、もう少し補修等で段差が解消できるというようなことであれば、現地調査をいたしまして、補修につきまして再度検討させていただきたいと、このように考えております。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 課長、いつ頃までにやるんだというのは、町長が言っていることだと、町民の

皆さんそう思います。課長がそう言っているんじゃないんだ、町長がそう言っているんだと、だから一番大事なことだと思えますよ。職員の人たちが、予算がないからできないなんていうことは、職員の人には言えるものではないと私はそう思います。予算を付けるのは、職員の人たちではないと思うから、執行するのは町長だから、だから、いつ頃までにやるんだと、これは必ずやるよと、そういうふうに安心感を持たせてやるというような、町民の皆さんに返答してもらいたいと、必ずやるから、予算は付けるから、だから今のところ応急処置で、病人とかいる中で、いる人たちに迷惑をかけないように、そこは応急処置で直すから、そういうことをもう一回、再度、そういう場所を見て、それで直してやってほしい、そう思います。お願いします、もう一回ご返答。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 先ほども申しましたように、来年度、下水道につきましては、年次的な計画で舗装復旧、悪いところについては復旧しているというような状況でございますので、来年度、予算を確保しまして春先早々に補修していきたいというふうに考えております。また、議員申しましたように、応急的な処理である程度できるということならば、応急処置を考えていきたいと考えておりますので、現地をみながら検討してまいりたいと、このように考えております。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 町長もそう言っているとおり、安心安全な暮らし、町の老人に対してはやさしい心遣いをするんだと、そう言っておりますので、そういうことも含めましてしっかりやっていただきたいと、これで質問を終わります。

○議長 暫時休議します。(11時43分)

○議長 再開します。(13時00分)

1番、小柴敬君。

○小柴敬 皆さん、こんにちは。1番、小柴敬でございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今度は大きな題目といたしまして、2つほど質問をさせていただきます。

1番目といたしましては、街路灯及び防犯灯のLED化事業への対応についてです。野沢地区街路灯LED化事業につきましては、中小企業庁の商店街町づくり事業の申請に対しまして、8月8日付けで事業採択の通知があったと聞いております。また、今回の町長の提案理由の説明にもそうありました。町内自治区の将来にわたる電気料の軽減が図られ、大変喜ばしいことだと思っております。降雪前までに事業完了を目指す予定だそうですが、今後のスケジュールや町の事務的な支援等についてお伺いをいたします。上野尻自治区においても、防犯灯のLED化を推進していくと聞いておりますが、どのような形での導入なのかお伺いをいたします。

また、今年度導入されましたコミュニティ育成事業に係る各自治区の街路灯・防犯灯のLED化及び電球交換等の申請、またその助成の実績についてもお伺いをしたいと思います。

続きまして、地域連携販売力強化施設の農林産物の供給準備についてであります。現在、道の駅商業団地A区画に建設予定であります地域連携販売力強化施設については、基本設

計についての協議が行われております。農水省の補助によって建設されるために、農林産物の販売スペースが広く取られておりますが、年間を通じて供給できるミネラル野菜のほか、販売スペースを埋める農林産物の準備は現段階でどのようになっているのか、次の4点についてお伺いをいたします。

まず第1点目、ミネラル野菜畑等の面積の増減、昨年9月で私が質問した段階では1,453アールという答えが返ってきております。

2番目、冬期間の販売品目について、これは野菜の種類であったり、コメであったり、根菜類等であったり、その辺をお伺いいたします。

3番目は、加工品等の種類です。できれば量的な部分もどのくらい準備が整っているのかお伺いをしたい。

4番目としまして、特産品の開発について質問をさせていただきます。

以上、大きく2つの項目について答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 1番、小柴敬議員の街路灯及び防犯灯のLED化事業の対応についてのご質問にお答えをいたします。

まず、野沢商店街街路灯LED化事業につきましては、町商工会が事業主体となり、中小企業庁の補助事業である商店街町づくり事業を活用し、整備を図ることとし、商工会が事業採択に向けての作業を進めてまいりました。その結果、去る8月8日付けで事業採択の通知があり、本年度の事業実施が可能となりました。

町では、本事業に係る費用は町が全額支援する考えでありまして、事業費から国の補助金を差し引いた額504万9千円は町補助金として商工会に交付することとしており、今次の補正予算に計上させていただいたところです。なお、降雪前に事業が完了できるように、町としましても、商工会の取り組みを支援していきたいと考えております。

次に、自治区管理の防犯灯・街路灯のLED化を支援するために、本年度からコミュニティ育成事業のなかに設けた、街路灯・防犯灯LED照明化事業についてであります。全自治区を対象に調査した結果、本年度事業要望があったのは、街路灯が22基、防犯灯が105基でありました。本事業は、本年度が初年度であることから、全ての自治区が要望どおりに事業を実施できるよう補助金を交付することといたし、不足する239万9千円を今次の補正予算に追加計上させていただきました。なお、街路灯ナトリウム灯交換事業の実績ですが、本年度これまで、3自治区から5灯の申請があり、総額4万円の補助金を交付しております。

次に、上野尻地区の防犯灯LED化の取り組みについてであります。昨年、上野尻自治区から財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業に応募し、地区内街路灯を一括してLED化したいとの相談がありましたことから、平成27年度事業の応募案内があった際には、改めてお知らせし、応募を支援してまいりたいと考えていますので、ご理解願います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 1番、小柴敬議員の地域連携販売力強化施設の農林産物供給準備についてのご質問にお答えいたします。

地域連携販売力強化施設は、農林水産省の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の採択を受け、平成 26 年度に実施設計、平成 27 年度に施設整備を行い、平成 28 年度中によりっせと一体化した施設としてオープンする予定です。現在、商工観光課が事務局となり、町議会や農林業関係者、商業関係者など 20 名で組織する商業活性化施設整備等検討委員会を開催し、さまざまな意見を頂きながら実施設計に向けた協議を進めているところであります。

施設内で販売する農林産物の準備のご質問のうち、1 点目のミネラル野菜畑等の面積の増減についてであります。現在、町が認定したミネラル栽培ほ場面積は、昨年より 63 アール増え 1,516 アールとなったところです。今年度、規模拡大と省力化を図るための機械購入に対する補助制度を新設したところであり、これらの補助制度を活用しながら生産面積の拡大を図ってまいります。

2 点目の冬期間の販売品目ではありますが、冬期間保存が可能な、白菜や大根・ジャガイモなどの根菜類、耐雪ハウスを利用した、ネギやほうれん草、小松菜、レタスなどの葉物野菜。また、ハウスへの伏せ込み栽培によるタラの芽、ウド、アスパラガス、菌床栽培のシイタケなどが販売されており、米は年間を通じて販売されています。昨年度は、喜多方農業普及所職員を講師に、雪下野菜や寒締め野菜など雪国のメリットを活かした雪国野菜の研修会を開催したところであり、今後は具体的な栽培に向けた研修会と栽培に取り組んでいく予定です。

3 点目の加工品等の種類についてであります。現在よりっせでは、シイタケやキクラゲ、ゼンマイ、野菜などの乾物、こづゆ、まぜご飯の素、漬物、ブルーベリージャムなど約 50 種類の加工品が販売されております。

4 点目の特産品の開発については、町では平成 22 年度から加工研修会を開催しており、基礎知識と加工技術の習得による人材の育成を進めており、昨年度まで延べ 120 名の方が受講しています。平成 25 年度からは加工施設整備に対して町独自の補助制度を設け、特産品開発に対してハード面での支援も行っております。さらに今年度は、地域おこし協力隊による個別の商品開発の指導も始まり、特産品開発に向け指導面での強化が図られ、個人や団体が新たな商品開発に取り組んでいます。

今後も生産者や関係機関とともに、施設オープンに向け農林産物の生産増加と売れる特産品開発を進めてまいりますのでご理解願います。

○議長 1 番、小柴敬君。

○小柴敬 それでは、LED 化に関する事項について若干説明を求めたいと思います。今後のスケジュールということでお伺いをいたしたんでございますが、商工会を通じて働きかけをするということですが、スケジュール的に、今回、今次補正予算を組んでおるわけですが、補正が通った段階で、どのような日程的なスケジュール、あと入札等も含めたことですが、そういったことについて若干お伺いをさせていただきます。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

商店街の街路灯につきましては、あくまでも商工会が事業主体の事業でございます。町

は補助金を交付するということ、それからいろいろ商工会から入札の業者決定のあり方はどうすればいいのかと、それから書類はどういったものを整理しておけばいいのかと、そういった質問は来ておりますので、そういった事務的な支援については町のほうでしていきたいというふうに考えているところでございますが、町が直接入札をしたりとか、そういったことは考えておりませんので、商工会の事務をお手伝いするというような形で協力していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長 1 番、小柴敬君。

○小柴敬 それでは、さらに街路灯の部分で、町の中で街路灯が 22 基、そして防犯灯が 105 基、各自治区からの要望、新たな設置に向けた要望があったということですが、各自治区から約 3 分の 2 を助成をいただいて、そして町が約 240 万、助成をするということで間違いないでしょうか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

町のコミュニティの助成事業を活用して、各自治区が取り組む基数にしまして 22 基、105 基という形で説明をさせていただきました。これはあくまでも自治区が事業主体で、業者さんに頼んで事業を実施して、町は 3 分の 2 の補助金を交付するというところでございまして、町の 3 分の 2 の補助金は、おっしゃるとおりでございますが、あと集落で事業を実施して、3 分の 1 の補助を上乗せして工事費をお支払いするというような形の工事施工になるのかなというふうに考えております。

○議長 1 番、小柴敬君。

○小柴敬 上野尻自治区に関する事項で質問させていただきたいんですが、確か 8 月 22 日付けくらいに、パソコン上に新たなコミュニティ助成事業に関して、向こうからの要請事項というか、申請してくださいというような内容のことがあったと思うんですが、今現在、町としてはどのような形でもって作成とか、助言中でありますか。わかる範囲内でお願ひします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

自治総合センターのコミュニティ助成事業につきましては、これちょっと答弁書をつくった時点では、まだ日程が明らかになっていなかったわけですが、町には 9 月 1 日付けで、実際には 1 日には届いておりませんが、文書が入りまして、27 年度の募集が始まったということになります。上野尻にも当然お知らせをするという考えでございしますが、昨年も広報お知らせ版などを通じまして、全自治区に活用したい事業があったら応募してくださいというような形で載せさせていただきました。今年も同じような形で町内全ての自治区にお知らせしていきたいというふうに考えております。

○議長 1 番、小柴敬君。

○小柴敬 LED に関しましては、皆さんご存知のとおり、明るさ、これがアップして地域の安全安心が確保できると、また球切れがおこしにくくなる、長期間の夜間、安全安心が維持できると、また虫が集まりにくく、景観がよくなると、今後の維持管理費、つまりランプ交換とか、電気料とかが約 5 割削減されるというようなメリットが非常にたくさん

あります。今後も町当局によります防犯灯、街路灯に対して、LED化に対しまして、積極的な支援策を要望するものであります。

そして、次の質問に変えさせていただきます。ミネラル野菜の販売面積、これが65アール増えたというような答えで、1問目の返答でありましたが、ミネラル野菜、それからその他の野菜というか、よりっせで販売しているその他の野菜のパーセンテージ的なもの、もしわかればお答え願いたいと。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えをいたします。

ミネラル野菜以外の一般野菜の方が6名ほどこれまでいたんですけれども、4月からは全てミネラル栽培に取り組むということで、全員がミネラル普及会のほうに加入をされまして、一体として取り組んでいくことになっています。

○議長 1番、小柴敬君。

○小柴敬 また町では、水稻の転作作物としてミネラル栽培に取り組む方に対して、産地交付金、これが10アール当たり4万円支給ということがありましたが、今年度、何件くらいの申請があったんでしょうか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 経営所得安定対策の取り組みですが、現在、申請に基づきまして現地を確認しておりますが、それで最終的な面積は固まると思いますが、産地交付金を使って申請をされている方が29名ほどおります。面積的には661アールになっております。

○議長 1番、小柴敬君。

○小柴敬 ということは、それが採択されれば、661アール新たに耕作面積が増えるということで間違いないでしょうか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えいたします。

この面積は、すでに従来から田んぼでハウスを建ててつくっている方もいますし、今年度から新規に取り組む方もおりますので、すべてが面積上につながるものではありません。

○議長 1番、小柴敬君。

○小柴敬 この耕作放棄地が非常に多く見受けられておりますので、その耕作放棄地の面積の対策に対しては、非常に農林課としても頭が痛いと思うんですが、これに対する畑を寄せるとか、そういったものに関してはどうのようなことを現在実施中でしょうか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 耕作放棄地は、昨年度、農業委員会のほうで耕作放棄地、白地の部分の調査を行いまして、全体で4割以上の面積が耕作放棄地になっているということです。その中で対策として昨年行ったものは、田んぼを耕作放棄地解消事業ということで、その事業に取り組んだ方が2人おまして、それで今年度よりコメの作付け、ソバの作付けが再開されています。あと、畑の耕作放棄地はなかなか解消には大変なところがありますが、人・農地プランに位置付けをされた新規の就農者の方が、果樹等に取り組みたいということで、新規に昨年作付けを開始しましたし、今年度についても拡大の希望がありますので、周辺の土地を持っている方のご理解をいただきながら希望に沿った活動ができるよう支援

をしてまいりたいと考えております。

○議長 1 番、小柴敬君。

○小柴敬 それでは、次のちょっとコメに対して質問をさせていただきますが、8月に隣の越後ファームというところを研修に行ったわけではありますが、経済のほうで、そのときに、越後ファームではキューブに入れて2合単位で販売、そしてそれが夏場の贈答用とかで結構需用があるというようなことがありましたけれども、西会津として、今現在茶色い袋に入れて販売しているようですが、そのようなギフトの様式とか、これから新米、そして年末年始の贈答品に向けて、そういったことを企画立案して計画があるのか、お伺いをします。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えをいたします。

コメの販売については、現在それぞれ生産者が自分の、生産者の思いを記載したような袋に入れて販売されている方もいますし、今ご質問にありましたように、2合用の袋については、町でいろんなイベント等に、町独自に袋を製作しまして、そこに入れて2合から3号の米袋の販売を行っておりますが、やっぱり買っただけなのは、その場所だったり時期だったり、購入者の年齢によっていろいろ一概に言えない部分がありますので、そういうやり方もありますということで、生産者にはお伝えしたいと思いますが、既存、最低でも3キロとか、5キロとかが現在の販売の中では一番多いのかなと、よりっせ等の販売ではその辺が一番多い販売量になっております。

○議長 1 番、小柴敬君。

○小柴敬 続きまして、加工品についてちょっと質問させていただきます。昨年、小池加工場等の研修に随分と町からも行っておると思いますが、それによって新たに生まれた加工品とか、そういったものがあればご提示願いたいと思います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 昨年、町の加工研修の視察先として、小池加工場を見学してきました。見学された皆さんの中で、具体的に施設を立ち上げられた方が2名、それから新しい商品開発にはそれぞれ取り組んでいます、なかなか今、事前の放射能の検査だったり、賞味期限の検査だったりということで、前段でのその検査体制が大変厳しくなっていますので、現在それに取り組んでいる方もいらっしゃいますので、正式に何点ということはお答えできませんが、研修を契機に、再度皆さんの意識が高揚したのは間違いなく実践活動につながっているのかなと思っております。

○議長 1 番、小柴敬君。

○小柴敬 それでは最後の特産品の開発について質問させていただきます。非常に特産品の開発というのは難しいものだと思っております。それで一つ提案というか、提案してみたいと思うんですが、その開発について、以前、西高辺りでもやっていたと思うんですが、本町の野菜、コメ、クルマブ等の特産品というか産品を、例えば会津地区の高校生、これらに食材を提供しまして、そこで特産品というか、産地の甲子園大会みたいな形で、そういったもし企画が許されれば、今後導入していただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 一昨年、県の事業で西会津高校の皆さんが、ミネラル栽培の取り組みを勉強されたり、それを使った調理だったり、商品だったりをつくる企画がありまして、それらに取り組んでいただくことで、地元の野菜、それからミネラル栽培の理解が得られたのかなというふうに思っています。その事業は、昨年度も今年度も、ちょっと事業的にはなくなりましたので、ただいまご提案いただいたような方法も、そのミネラル栽培の普及拡大では後継者育成等の観点からも、重要な取り組みであると思いますので、今後、関係機関と協議をして進めていきたいと思えます。

○議長 1番、小柴敬君。

○小柴敬 最後になりました。平成28年度の新規開設に向けた対応をしっかりとさせていただきまして、西会津町ミネラルブランドをさらに定着させていくことを強く要望して、私の質問を終わります。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 皆さん、こんにちは。議員番号3、長谷川義雄です。

暑かった夏も終わり、過ごしやすくなり、収穫の秋となり、準備に毎日忙しくお過ごしのことと思います。9月定例議会においては、私は3つのテーマで質問いたしたいと思えます。

まず一つ目ですが、道の駅よりっせ周辺における商業団地整備について、町当局にお聞きしたいと思います。西会津町に初めて設置された自動車用急速充電器についてですが、この件については、1年前の9月議会と今年の6月議会と、今回の議会と3回目です。なぜ3回も同じ件で質問するのかとお思いでしょうが、それは一般質問を行っても、それがきちんと反映されないからです。それは誰が見てもわかるように、急速充電器が設置されたにも関わらず、屋根もなく野ざらしです。また看板は立っていますがほとんど見えません。このような現状を見て、今回の3回目の質問となったわけです。

まず質問の一つですが、自動車用急速充電器が設置されて約一月になりましたが、利用状況はどのくらいですか、お聞きします。

また2つ目として、充電器の利用において管理上問題はあませんでしたか、お伺いします。

2つ目のテーマですが、保育の現状と今後についてお聞きします。現在、3つの保育所が運営されていますが、野沢保育所は5歳児の子どもを芝草分所へ送迎により実施されており、好ましくない状況です。また、尾野本保育所は老朽化が酷く、地震が起きた場合は大変危惧されています。保護者の中には現在の西会津小学校に一時的に移すことはできないかとの意見もあります。また群岡保育所では、このまま存続できるのか、新しい保育所と統合するのか、各保育所でいろんな意見が出されています。保護者の方が安心して子どもを生み育てやすい環境整備を早急に進めるべきです。

このようなことから、保育の現状と今後についての質問ですが、今、放課後児童クラブは芝草保育所まで歩いていますが、特に冬期間の通行についての安全対策についてはどのように考えていますか、お聞きします。

2つ目として、新保育所整備は急務ですが、町民及び議会の考えについてはどのように

反映されますか、お伺いします。

3つ目のテーマですが、高齢者対策について町の考えをお聞きします。最近、高齢者の中で被害にあう事件として、オレオレ詐欺とともになりすまし詐欺も急増しており、西会津町町内でも何かしらの被害はあったと聞いています。喜多方市では6月に、80代の女性になりすましの被害にあい、現金800万円をだまし取られています。西会津町から今後一人でも被害者を出さない対策が必要だと思います。喜多方地区防犯協会連合会では、9月1日から高齢者になりすまし被害にあうのを防ぐため、電話内容等を録音する機能などが付いた被害抑止装置の貸し出しの受付が開始されました。西会津町においても、今にも被害が起きているかもしれません。早急な対策が必要と思われます。

それで一つ目の質問として、西会津町において振り込み詐欺等による被害は、現在までありませんか。また、町独自の対応策はありますかお聞きします。

2つ目として、電話による振り込み詐欺や、悪質な勧誘に対して、事前警告と録音機能装置を兼ね備えた電話を設置した世帯では、悪質な電話が大幅に減少されたことが確認されています。特に高齢者一人世帯において、設置する費用の一部を補助する考えなどはありますか、お聞きします。

以上3項目を今回の私の一般質問とします。よろしくお願ひします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 3番、長谷川義雄議員のご質問のうち、私からは保育所の現状と今後についての中で、保育所整備についてお答えをしたいと思います。

町の次代を担う子どもたちは、町の宝であり、その健やかな成長を支援することは、町の最重要施策であります。そのため、私は、町長就任以来、保育行政につきましては、延長保育や乳児保育の拡充、保育所同時入所児童2人目以降の保育料無料化、あるいは里帰り出産や急な入院等に対応する一時保育事業などを実施しながら、保護者が安心して働くことができる環境づくりに努めてきたところであります。

一方、保育施設については、施設の老朽化や野沢保育所のように5歳児を分所で保育している状況を考慮いたしますと、ハード面での整備は喫緊の課題であると考えているところであります。その課題解決を図るため、子育て支援センターなどの機能も含めた、新たな保育施設の建設を早急に進めることとしているところであります。

新しい保育施設整備に対する町民の皆さんや議会のご意見をどのように反映させていくのか、というご質問でありました。町民の皆さんにつきましては、昨年実施いたしました小学校就学前の幼児を持つ保護者へのアンケート調査や、子ども子育て会議での意見を基に、施設整備にかかる基本方針をまとめ、そして新たに設置をいたしました保育施設整備等審議会でご意見をいただくこととしております。また、議会関係につきましては、現在、保育施設運営に関する調査特別委員会の報告等を尊重しながら、基本方針を策定してまいりる考えでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

その他のご質問等につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 3番、長谷川義雄議員の保育の現状と今後についてのご質問のうち、放課後児童クラブについてお答えをいたします。

放課後児童クラブは平成 22 年度より、実施場所を生活支援ハウスから、芝草保育所、現在の野沢保育所の分所ではありますが、芝草保育所に移して実施しております。学校からの移動につきましては、スクールバス管理運営規則に、小学校のスクールバスに乗車する児童については、通学する学校からおおむね 2 キロメートル以上と規定されており、芝草地区の児童も徒歩で通学していることから、徒歩での移動を行っているところであります。

1、2 年生については、保育士が付添い歩道を歩くなど、安全確保に努めてまいりました。冬期間につきましては、さらに道路状況や降雪に配慮しながら安全を確保しておこなっております。

また、今年 7 月の豪雨や夏の熱中症危険日の際は、児童の安全や健康面を考慮しバスでの送迎を行ったところであります。冬期間につきましても、豪雪等により危険性を伴うと判断した場合などは、バスでの送迎を行うなどの対応をし、安全確保に努めてまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 3 番、長谷川義雄議員の電気自動車用急速充電器についてのご質問にお答えいたします。

電気自動車用急速充電器につきましては、平成 25 年度の繰越事業として整備を進めてきたところでありますが、去る 7 月 29 日に設置工事が完了し、8 月 6 日から運用を開始したところであります。その利用状況につきましては、8 月 31 日までの 26 日間で 9 台が利用し、協力金につきましては、5,724 円となっております。

次に、管理上の問題についてのご質問であります。接続の不具合等により 1 回、充電できないことがありましたが、簡易復旧により解決したところであります。このようなトラブル等への対応については、操作手順や簡易復旧方法のマニュアルを交流物産館よりっせに配置し、簡易なトラブル等については、対応することとしており、それでも対応できない場合は、保守管理業者が対処することとしています。また、夜間のトラブル等については、課金システム運営会社が遠隔操作で対応することとしております。

なお、急速充電器利用者の雨天時や冬季間の利便性の向上を図るため、今次補正予算に屋根設置に係る予算を計上いたしましたので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 3 番、長谷川義雄議員のご質問のうち、高齢者の詐欺被害対策についてのご質問にお答えいたします。

近年、高齢者に電話をかけて息子や孫を装ったり、架空の投資話を信じ込ませたりして金をだまし取るなりすまし詐欺等の被害が全国的に多発しております。県内における平成 25 年のなりすまし詐欺等の被害状況は 94 件、3 億 1,716 万円で、喜多方警察署管内では 6 件、480 万円、うち町内では 1 件、300 万円となっております。

一方、今年の 1 月から 8 月末までの被害状況は、本町では被害は発生していないものの、県内では 63 件、2 億 5,687 万円、喜多方警察署管内では 1 件、800 万円となっております。なお、県内における被害は、前年同期と比較して 8 件、4,623 万円増加しており、過去最悪のペースで推移している状況にあります。

また、近年では、警察官などの名を語る不審電話のほか、送金方法も金融機関から代理

人を訪問させての現金受け渡しや、レターパック等による現金の送金依頼などに変わってきており、詐欺の手口も多様化、巧妙化してきております。

これらの詐欺に対する本町の対応であります。喜多方警察署や喜多方地区防犯協会、町防犯協会各支部などの関係機関と連携を取りながら情報収集に努めるとともに、注意喚起のチラシ配布やケーブルテレビ等による情報提供、さらには、地域や集落における防犯教室の開催などにより、被害防止に努めてまいりました。また、本年は喜多方警察署西会津交番にご協力をいただき、高齢者がなりすまし詐欺等に合わないためのポイントをわかりやすく番組に編集し、3月と7月の数日間にわたってケーブルテレビで放送したところでもあります。今後も引き続き、関係機関との連携を密にしながら被害防止対策に努めてまいる考えであります。

なお、おただしのありました詐欺被害防止のための事前警告と録音機能装置を兼ね備えた機器設置に係る補助につきましては、機器の導入状況や効果などを十分に調査し、今後検討してまいる考えでありますので、ご理解願います。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 再質問に入りますが、町民目線で質問いたしたいと思えます。まず先ほどの答弁で、冬期間、雨天時を考慮して屋根をかける予算を補正に付けたというふうには、それは受け止めました。それでは、まず基本からお聞きします。急速充電器は何分で充電になるのでしょうか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 30分で約80パーセントが、満タンの80パーセントが充電されるということになっております。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それは最初から理解したわけですね。それを踏まえてお聞きします。8月6日の11時からオープンセレモニーを行いました。それ私も脇のほうで見させていただきました。その日は特に晴れた暑い日でしたが、雨の場合はどうされましたか。まったく雨のことは認識なかったんですか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 お答えしたいと思います。

オープン式につきましては、雨天が予想された場合には、テント等を準備するというようなことで考えていたところがございます。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 ということは、今回補正をやるのは、ほぼ認識していたと理解してもいいのでしょうか。なぜ事前に、一緒に計画しなかったのでしょうか、なぜ同じ工事を何回も補正、補正ともっていくのかその辺をお聞きします。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 確かに屋根等については、当初の計画では欠落したということで、今回補正させていただいたわけですがけれども、当初、この事業は補助事業、国の補助事業でやっております、国の3分の2の補助事業ということであったわけですがけれども、その際に、本体と付属、周りの整備等についてはその補助事業に含まれていたわけですがけれども、

屋根等については補助事業に含まれていなかったということで、その辺で欠落してしまったということですので、実際に議員ご指摘のとおり、本町についてはそういった降雪時もあるわけですから、そういった屋根も必要であるということで、今回補正に計上させていただいたということでございます。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 私がなぜ先に充電時間は何分ですかと聞いたのは、雨が降るのを予想できたのに、当初から屋根もかけない不備なことをやったんですかと聞きたいわけですよ。仮に、どなたでもやっていて、まして夏ですよ、充電中に急な雷が来たとき、あなたがそばにいた場合、どう対応されますか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 お答えしたいと思います。

当然、そういった雨等が降っている場合には、もし脇にいれば、傘等を出して、手助け、支援なりをしたいというふうに思います。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 私はそのような対応にまったく理解できません。まして西会津町の道の駅は、いつも課長がおっしゃるように大事な町の拠点であるといっているのにも関わらず、不備なものを設置したままで、それを利用しているお客さんが来た場合、ツイッターとか、いろんなメディアがありますよ、それがほかに広まった場合、非常にマイナス面が出ると思います。その辺はどのように認識しているんですか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 お答えしたいと思います。

本当に、そういった面で利用客に不便をかけるとか、そういった面があった場合、すぐ是正するというか、どういうふうにして是正したらよいかというふうに考えたいと思います。そういった面で、今回、補正に屋根の設置をあげさせていただきましたので、その辺十分ご理解いただきたいと思います。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 では角度を変えて聞きますが、町長がいつも議会の最終日の挨拶の中で、毎回、ご審議の中で賜りましたご意見、ご要望等については、今後の町政運営につきましても、十分配慮してまいりたいと思いますと話しておられますし、議長も本会議において、議員各位から述べられました意見なり、要望事項等につきましては特に配慮され、適切な執行に十分反映されますよう切望しますといつも言っているのは、どのように担当課長、考えていますか、私は適切に執行されていると思いませんけれども、あくまでも補助をもらったから設置した、大切な国からもらったものを雨ざらしで何とも思わないんでしょうか、その辺です。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 確かにその屋根の不設置については、不備であったということで、すぐ是正しようということで、この議会に補正させていただいたということでもありますし、また、6月議会にいろいろご指摘もいただいたということを踏まえまして、今議会まで屋根の設置について準備を進めてきたということでもありますので、ご理解をいただきたいと

思います。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それと関連しますが、道路側に設置されている看板はまったく見えません。というのは、若松方面から来れば記載はありません。新潟方面から来れば木立の陰で、ほぼ見えません。まったくとは言いません。あの状態で看板どうされますか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 看板についてお答えしたいと思います。

議員ご指摘のとおり、看板等が新潟側からきた場合に、木々に隠れてちょっと見づらいというようなお話を承りました。そこで今、その木々については国道事務所の管理なものですので、今、国道事務所にお話しまして、ある程度見やすいように木々等の整理をさせてもらうように、今、協議を進めているところですので、今しばらくお待ちいただきたいなと思います。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 指摘されて気が付いたのか、自分は知っていたのかをお聞きします。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 お答えしたいと思います。

商工観光課のほうで設置したあとに見まして、これは見づらいなということで気が付いて、国道事務所のほうにお話しているというような状況でございます。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 私の質問に答えていません。今後どうされますかとも言いましたけれども。あのままでどうされますか、今後、看板。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 お答えしたいと思います。

見づらいということでもありますので、今、国道事務所と協議しまして、枝を切り払いするなり、刈り払いするなり、そういったことで、今お話を進めているところでありまして、国道事務所の許可をいただければ、そういった形で進めたいということでございます。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それはそれとして、なぜそこまで、雨が降るのは決まっていますよね、雪の降るのもわかっているわけで、不便を感じているのに、なぜ最初から完璧とはいいいませんが、屋根まで付けてできないのか、そして質問すれば補正でもって行く、じゃあお聞きしますが、最初の工事は入札ですか、随意ですか、指名ですか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 お答えしたいと思います。

最初の工事というか、今回の工事につきましては入札で行っております。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 最初は町の指名業者が競って、少しでも安く入札に臨んだと思います。それはいいことにしまして、次、補正、補正でもっていった場合、補正に関わる工事する業者の指名というのか、それは誰が行うんですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 充電器の設置と屋根の関係というのは、まさに議員ご指摘のとおり一体物であろうというふうに考えております。今回、新しい一つの充電器を設置するという事で、本来その本体だけで取り組みを進め、そして私の説明でも申し上げましたとおり、これがいわゆる昨年度の繰り越しで実は行ってきたわけでありまして、当時は2基を選択をしていたわけでありまして、それが課金システム、いわゆるカードで使用するというようなことに機種の変更がされたということもありまして、いわゆる2基から1基に変更して、その変更過程の中で繰り越しというようなこともなってきたわけでありまして。

そうした中で、最初から、いわゆる本体がわからないままに屋根だけをまずつくっておくということも、これはなかなかできないものでありますから、当初の計画変更と同時に、まず本体だけを今回対応しようということになって、今回設置をいたしました。すぐさまそれはちゃんと町のほうでもすぐに、これは降雪前にしっかりとした屋根を付けて、利用者の利便性を考えなければだめだということで、今、設計を組んでやっておりました。すぐさま対応できれば実はできたわけでありまして。これも補正予算との関係ありますけれども、カタログを見て、そして屋根の形状、いわゆる設置するようなものがあったわけでありまして、しかし私から、そうではなくて、今、よりっせの木造建築、あるいはトイレやあの周辺に合う屋根の状況、形状というものを考えて、それにマッチしたような対応を一元化して、あそこに建てたらどうかという、私から課長のほうに話をして、それじゃあそうした形状のような内容で設置をしようじゃないかということで、今日、取り組んでいるところであります。最初からワンセットであれば、それはそれでよろしかったのかもしれませんが、何せ初めてのケースなものでありますから、若干屋根のかかる時期が遅れたということでもありますので、その点についてはご了解をいただきたいなとこんなふうに思います。今回、それに係る予算を計上しておりますので、雨、雪、いろんなものが降ったり、あるいは吹いたりするわけでありまして、それに対応できるようなしっかりとしたものをつくってまいりたいというふうに思います。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 町長の説明はわかりましたが、機種がわかって発注して、4月1日から7月31日まで工期があったわけです。何か質問が私とかみ合いません。私は合わせて補正についての業者選定はどのようになるんでしょうかとも聞きましたけれども、課長お願いします。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 お答えしたいと思います。

屋根の設置につきましては、今回、修繕費であげさせていただきまして、町内業者による見積り合わせの形で業者を決定していきたいというふうに考えております。また、繰り越ししまして、屋根の設置まで今回9月までになったわけですがけれども、実際に本体が来ましたのも6月以降というようなことでありましたので、実際にその設置した段階というのが、初めてわかったのが7月以降だったということですので、今回の9月に補正させていただいたということでございます。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 4月1日から施工したということは、入札もなっているし、機種も全体は

すべて把握できたと思います。なぜそのときにすぐ取りかからないのかと私は言っているわけです。そして、かつ、その後の補正に関わる屋根とか入札はどなたが決めているんですかと私聞いているのに、答えていません。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 繰り越した事業につきましては、確かに4月1日から工事施工ということであったわけですがけれども、実際にいろいろ工事業者、それから機械の納入業者、そういった方々の打ち合わせ等始まりまして、最初に基礎的な工事等が5月の連休明けから始まりまして、実際に機器の本体等が入ったのが6月以降というようなことでありましたので、そういったことで実際に本体が立ったのが、やっとみえたのが6月以降だったということであります。その以降について、お話あったように、これは屋根の設置が必要ではないかということで、屋根の設置について今回準備してきて、今の9月議会のほうに補正として提案させていただいたということでございます。

それで、屋根の今9月議会で承認いただければ、これから屋根の設置にかかるわけですがけれども、それについては修繕費で取っておりますので、町内業者の見積り合わせで、そういった屋根業者を決定していきたいというふうに考えております。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 何か私の質問に素直に答えてくれています。何回でも言いますよ、なぜ4月1日のころ入札して、7月31日、それまでに屋根の、品物が入ってから初めて気が付くということはないですよ。もうすでに図面はあったはずですよ。それを言っているわけです。そのときから、なぜ取りかかれば、急げば、初めて物を見ないと物はできないんですか。基本設計があってできるのが当たり前でしょう。私はそれを言っているわけです。それをなぜ言わないんですか、物を見ないとできなかつた。私も議員なりたてのときはその言葉に惑わされました。だから入札があった時点で、図面とあって、いくらでできますと入札を受けたわけでしょう。そのときからなぜかからなかつたかと言っているんです。そうすれば8月6日のオープンには間に合ったと思いますよ、6月議会でも補正出せば。その点です。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 お答えしたいと思います。

確かに設計図は4月の時点であったわけですがけれども、それは全体図というか、それ自体が、例えば先ほども申し上げましたように、この補助事業自体で屋根の分については補助の範囲に入っていなかったということで、最初の設計をつくる段階もそういった面で補助に入っていないことからということで欠落してしまったというようなことでございまして、それ自体がはっきりわかつたのが、やっぱり本体ができた時点、またそれから議会等からご指摘あった時点で、そういったものが必要性があるということで、それから準備を始めて、今回の9月に補正として計上させていただいたということでございます。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 答えにはなっていないかもしれませんが、この件、時間ばかり過ぎますので、私がこの件に最後に申しますけれども、今後は必要なことは、誰が見てもわかるような不備はやらないで、一緒にセットしてやってほしいという意味なんです。国の補助をもらっ

てやるのはいいんですけれども、屋根を一緒にやっではいけないという規制はないと思います。町民が使って使いやすいものを一緒に最初から考えるべきだと私は言っているわけです。今後もこういう問題があったときは、私は何回でも出しますから、そうやっだらいやでしょう。同じ問題で1年間も引きずられたら、そうすると忙しいだけですから、私も忙しいです、あなたもそれ以上に忙しいわけですから、別な仕事に振り向けるべきです。それを言っているわけです。

次の質問に入ります。全員協議会において、保育所の施設の候補地として、2カ所町より提示されました。それについてはどちらも新たに土地を取得しなければ建設できないと推測されます。それで土地に関しては提示されたのは、新西会津小学校の脇と役場の周辺ですが、その土地に対して地権者に説明とかお話しはされているのでしょうか、それぞれお聞きします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 事務的な部分ですので、私のほうからお答えをしたいと思います。

現在、候補地として町のほうでご提示申し上げているのは、役場跡地と新小学校の隣接地ということで、2カ所提示させてもらっているわけですが、役場跡地につきましては、現在のところ役場が壊れたあとであれば、今現在使っている用地である程度建設が可能かなということで考えております。

それから、新小学校の隣接地につきましては、隣接地の所有者の皆さんにお話を申し上げて、今回、候補地として審議会等に提案したいので、その辺についてはご了承いただけますかということで説明会を申し上げて、ご理解をいただいて提案しているところでございます。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 新保育所に関連して、乳幼児家庭子育て応援金の該当者は現在何名でしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

平成25年度の最終の支払いの人数で、児童数、子どもの数が64名になっております。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 私それを聞いたのは、家庭で保育している方に対して毎月補助しているわけです。それが例えば新しい保育所が、平成29年4月に開所できるようになれば、新しい保育所に通わせたい保護者もいると思いますので、町の保育所の定員はそれも加味されるのでしょうかという考えなんです。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

乳幼児家庭子育て応援金につきましては、まず基本的な考え方としまして、子育て、足にゼロ、1歳児、2歳児くらいまでについては、家庭で母親、あるいはその家族がしっかりとスキンシップを図りながら、小さいうちについてはそういう形で子育てをしていくというのが理想かなということで町は考えておりまして、その間、家庭で保育されている家庭に対して今回応援金というかたちで、支給するというところで考えております。

ただ、やっぱりどうしても共働きとか、そういう形でどうしても保育所に預けなければ働けないという方も当然おいでになりますので、そういった方々については、当然保育所で受け入れられるような体制を取りたいということで、そういったものを加味しながら定数等は決めていきたいというふうに考えております。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 保育所は現在3つなんですけれども、役場周辺と新西会津小学校の2カ所が提示されたわけですが、メリット、デメリットはどのようにとらえていますか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 現在、提示しております2カ所の設置予定地のメリット、デメリットということですが、まず役場敷地跡地ということでありまして、メリットにつきましては、町用地の有効活用が図れるという部分と、あと町内、野沢町内の活性化計画に位置付けることができるというようなこと。それからスクールバスでの送迎が少なく済むのかなというようなことがメリットとして考えられます。ただデメリットにつきましては、造成工事等が必要になってくるとか、新たな道路整備もちょっと必要になってくるのかなというようなところでございます。あと、建物を壊さないと建設できないというようなことも考えられます。

それから、新西会津小学校の隣接地であります。このメリットとしましては、小学校の隣接地になるということでありまして、小学校との連携が図りやすくなって、幼小連携、現在小中連携ということではやっておりますが、保育所から中学校までの連携した、そういう教育体制が、教育環境が整えられるというようなことが考えられます。それから、デメリットとしましては、用地取得が必要になってくるとか、造成工事が必要になるというような部分でのデメリットは考えられるのかなというふうに考えております。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 メリット、デメリットを聞いて、わかりました。子育ての保護者の中には、小学校と保育所を隣接してほしいという声は多く聞かれます。もしその際には、保育所、小学生、中学生が安心できるような医療体制というか、共同で使えるような保健室みたいな、もしもその際には考える考えはありませんか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

各学校、小学校、中学校には保健室があつて、保健の先生がおいでになられますので、ちょっとした怪我とか、そういったものについてはすぐ対応できるのかなというふうに考えております。保育所の施設につきましても、今度ゼロ歳から5歳まで保育することになりますし、子育て支援センターを併設するという考えを持っておりますので、その中には保健師等を配置するというようなことで対応は考えたいというふうに思っております。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 野沢保育所の分所の芝草保育所の件に入りますけれども、芝草保育所の入所は、4月当初は5歳児は何名でしたか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

5歳児で21名入所しております。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それをなぜ聞いたかといいますと、私が芝草保育所にうかがったところ、玄関の入り口に掲示されているのが19名と定員書いてあるんですけども、あくまでも全体をとらえた中で芝草は19名と掲示されているが、20名でも、21名でもオーケーなのかというふうに確認したいわけです。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

保育所の定数につきましては、条例上19名というふうに規定されておりますが、保育の要綱の中に、2割程度の増減は大丈夫だということでありまして、施設的にも21名保育しても十分な面積等もございますので、現在21名保育しているというようなところでございます。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 今、芝草保育所で放課後児童クラブを行っていますが、新しい小学校に移れば、2キロを超えると思うんですが、送迎についてはどのように考えていますか。今のままでしょうか。私は2キロは遠いように感じますけれども。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

先ほど答弁申し上げましたように、町のスクールバス管理運営規定の中では、その2キロを超えた場合は、スクールバス等で送迎するというようなことで規定しておりますので、それに則った形で検討していきたいというふうに考えております。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 新しい小学校ができて、まず芝草保育所を児童クラブで使うのか、それをなぜ聞くか、新しい小学校に移っても、例えばです、新しい小学校、新しい保育所ができて、芝草保育所は放課後児童クラブで使うのか、それをお聞きします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

新しい小学校につきましては、放課後児童クラブを実施するスペースは設けておりませんので、小学校開設時には、今のまま芝草保育所で放課後児童クラブを実施するようになりますが、新しい保育施設につきましては、放課後児童クラブもできるようなスペースもそこに入れていきたいというふうに考えておりますので、その完成した時点では新しい保育施設のほうで放課後児童クラブを実施するというので、芝草保育所ではなくなります。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 その答弁はわかりました。それは、今現在、芝草保育所で児童クラブを行っていますが、児童の中にはトイレを我慢して返ってくる子どもがいます、把握していませんか。というのは、あくまでも保育所用トイレのために、子どもたちは目隠しがないために入らない子がいるのです、高学年の女の子。把握してありますか、いませんでしたか。いたなら対処してほしいと思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　お答えいたします。

大変申し訳ありません、そういった苦情というか、そういった情報は健康福祉課のほうにちょっと入ってきておりませんでしたので、ちょっと保育所用のトイレでありましたので、仕切り板が低く設置されているということはあるので、そういったものについては、苦情があるということであれば、今後検討していきたいというふうに考えます。

○議長　　3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　私、芝草保育所に行って保母さんにも聞きました。それから実際に預けている保護者にも聞きました。うちの子は帰ってくるなりすぐトイレに駆け込む、なぜだかわからなかった。数回続いたので聞いたら、お母さん、トイレに入りたくない、恥ずかしい、ということですので、ずっと使うのでしたら、全部でなくても改修なり、手を加えてほしいと思います。

それでは次に入ります。それでは最後の高齢者対策について、なりすまし詐欺の抑止装置として、喜多方防犯協会でも5台を利用していますが、西会津町に対してはどのようなものでしょうか。

○議長　　町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長　お答えいたします。

今ほど議員が申されたなりすまし詐欺の抑止装置であります。喜多方地区の防犯連絡協議会から警察署のほうに寄贈があったということでございます。今ほど申されたとおり、5台が喜多方警察署に寄贈されました。それで、先月末ですか、喜多方警察署の課長が役場にお見えになりまして、5台のうち1台、西会津町に要望があれば貸出しできますというお話で来ていかれました。

○議長　　3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　西会津町に1台貸出しが可能という答えでしたが、現在予想される世帯は何世帯くらい考えられますか。

○議長　　町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長　そのときの説明であります。一応、貸出要綱の案ということで、警察署で考えている要綱案でございますが、貸出し対象者につきましては、おおむね65歳以上の高齢者で、一人暮らし、または高齢者世帯である者。2つ目としましては、過去になりすまし詐欺の被害にあったことのある者。3つ目としましては、喜多方警察署等になりすまし詐欺の前兆と思われる不審電話に関する相談をしたことがある者。そのいずれかに該当する方が貸出しの対象者ということになります。

○議長　　3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　説明としてあまり好ましくないような世帯ですね。被害にあったか、届出があったと。それで、先ほどの質問でもあったように、そういった方に対して、今後、町で独自で考えてみる時期になっているのではないかと聞いていたわけです。

○議長　　町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長　お答えいたします。

なりすまし詐欺につきましては、どなたが被害にあうのかというのは、まさかあの人という方も被害にあつてございますし、そうでない方もおられるということでありまして、

警察からこの話があったときに、健康福祉課のほうに話をしまして、もしそういった貸出しをしたほうがよい方がいれば申請をしましょうという話になったわけでございますけれども、先ほど答弁でも申し上げましたが、まだ貸与の申出があったばかりでございます、機械についても、まだ実際どのような、効果がないということではございませんけれども、どのような効果があるのかという部分もございまして、そこら辺、総合的に検討をしながら、補助については今後十分に検討してまいりたいと考えてございます。

○議長　　3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　　昨日の新聞だかに載っていたのが、なりすまし詐欺被害防止アドバイザー44名委嘱となっておりますが、金融機関だと報道されていますが、西会津町においては何名、把握されていませんか。

○議長　　町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長　　大変申し訳ございませんが、アドバイザーについては、現在、町のほうでは把握をしてございません。

○議長　　3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　　私、最後の質問とします。今後ますます高齢者、または認知症の方も増えると思います。担当課を越えて、垣根を越えてきめ細かな施策をお願いしたいと思います。以上で私の質問を終わります。

○議長　　お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　　異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(14時27分)

平成26年第5回西会津町議会定例会会議録

平成26年9月9日(火)

開 会 10時00分

出席議員

1番	小柴敬	7番	鈴木満子	12番	五十嵐忠比古
2番	三留正義	8番	多賀剛	13番	武藤道廣
3番	長谷川義雄	9番	青木照夫	14番	長谷沼清吉
5番	伊藤一男	10番	荒海清隆		
6番	猪俣常三	11番	清野佐一		

欠席議員

4番 渡部 憲

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊藤 勝	建設水道課長	酒井 誠明
総務課長	伊藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	会田 秋広
企画情報課長	杉原 徳夫	教育委員長	田崎 敬修
町民税務課長	新田 新也	教 育 長	新井田 大
健康福祉課長	渡部 英樹	教 育 課 長	成田 信幸
商工観光課長	大竹 享	農業委員会長	佐藤 忠正
農林振興課長	佐藤 美恵子	農業委員会事務局長	佐藤 美恵子

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高橋 謙一	議会事務局主査	薄 清久
--------	-------	---------	------

第5回議会定例会議事日程（第5号）

平成26年9月9日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（各常任委員会）

（一般質問順序）

- | | | |
|-----------|-----------|----------|
| 1. 鈴木 満子 | 2. 多賀 剛 | 3. 荒海 清隆 |
| 4. 青木 照夫 | 5. 五十嵐忠比古 | 6. 清野 佐一 |
| 7. 長谷沼 清吉 | | |

○議長 おはようございます。平成 26 年第 5 回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち諸報告をいたします。

4 番、渡部憲君から欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

日程第 1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着席し、発言を求めてください。

7 番、鈴木満子君。

○鈴木満子 おはようございます。7 番、日本共産党の鈴木満子です。本議会に 2 点通告いたしましたので、随時質問いたします。

まず第 1 番目に、新たな保育施設について質問いたします。国は来年 4 月から保育所、幼稚園、学童保育など子育ての支援に関わる制度を根幹から転換する子ども子育て支援に関わる制度の実施が予定されています。そのため多くの自治体では、国の示す基準をもとに新制度の具体化を 9 月議会で条例提案が行われています。新制度は大きな改革であるにも関わらず、当事者である保護者や保育関係者にこの内容がほとんど知らされていないので、各地で開かれている保護者向けの説明会は、どこも不安を抱えている現状でございます。本町においても保護者との意見交換会を実施しても、知らない部分がいっぱいあります。

それで、1 番目として、本町の運営形態は、保育所型子ども園である。これでいいかどうか。そしてその保育所型子ども園について説明してください。

2 番目には、この子ども園に対しての補助の割合を伺います。

3 番目に、建設候補地を 2 カ所にした理由、もうすでに 2 カ所ありき、統合ありき、こういうような状態になっておりますが、その理由をお伺いいたします。

その他の候補地についての考えは、保護者会の意見交換会ではやはり、もっとほかの地域でもいいのではないかという意見が出ております。例えばさゆり公園の近くにつくってほしい。診療所も近くてプールもある。こういうふうな運動場もある。駐車場も十分だと。こういうようなところも出ておるわけです。

それから、統合しないで残りたいという意見も出ておりますので、このことに対してどう考えているかお伺いいたします。

2 番目の質問に移ります。重い認知症と診断された高齢者の対応について、最近、ときどき目につきますことは、一人暮らしの高齢者、夜と昼がとっ違って人。子どもどころに行きたくないと言っている人。徘徊する高齢者もいます。村の人から相手にされない。こういうような一人暮らしの高齢者に対する対応は難しいと思いますが、どうかこれをやっぱりやってもらわないといけない、こういうふうに思っていますので、その辺の考えを聞かせてください。

それから、家庭の中で居場所がない、施設に入りたくない、デイサービスも行きたくない、ミニデイサービスにも行きたくない、ショートステイにも行きたくない、こういうよ

うな高齢者がかなりおります。こういう高齢者に対して、どのような対応があるのかお聞きいたします。やはり施設に集めて指導するだけでは解決にならないと私は思います。新しい解決方法をやはり考えていって、皆さんで協力していくという姿勢が、今、必要かと思えます。

以上、2点について質問いたします。よろしく申し上げます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 おはようございます。7番、鈴木満子議員のご質問のうち、私からは保育所施設の建設候補地等についてお答えをいたします。

はじめに、新しい保育施設にかかる保護者への説明についてであります。町では現在、昨年実施いたしましたアンケート調査や、子ども子育て会議でいろいろといただいたご意見等を基に、施設整備にかかる基本方針等を策定しているところであります。この基本方針につきまして、今後、諮問機関である保育所施設整備等審議会にお諮りをして、その後保護者の皆さまへの説明会を開催してまいりたいと考えているところであります。

次に、新しい保育施設の設置場所等についてでございますが、現在、町役場跡地と新しい西会津小学校の隣接地、この2カ所を候補地として考えております。ほかについては、現在、それ以外については考えていないということでございます。

これは、役場跡地については野沢まちなかの活性化や、町の所有財産の有効活用が図れること。一方、新小学校の隣接地については、現在進めております中小連携に加えて、保育所と小学校の連携をすることにより、幼児教育から中学校まで西会津町の教育の一貫性が図られ、特色ある教育環境が整備されることなどが候補地選定の理由であります。保護者を対象としたアンケート結果でも、この2カ所が特に多かったということでございます。

次に、統合しないで現在の保育所に残りたいと考える方への対応であります。町では、平成18年に7カ所あった保育所を今年度までに3保育所に統合してまいりました。その際には、少人数保育になることから保育環境などについては、保護者の皆さんと意見交換をしながら、ご理解をいただいて今日まで進めてきたところであります。

今回の施設整備にあたりまして、保護者の皆さんと意見交換を重ねてまいりますが、27年度から施行される子ども・子育て支援制度、この制度におきまして、現在町が運営しておりますへき地保育所が今のままの状態でも存続させるということの制度は、制度上困難になったことありまして、これらを含めて、話し合いを今後とも進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

その他のご質問等につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 7番、鈴木満子議員のご質問のうち、保育所型認定子ども園についてお答えします。

認定子ども園であります。これは保育所と幼稚園の良いところを活かしながら、子どもたちの教育、保育、子育て支援を総合的にサポートする施設で、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型などがあります。そのうち、保育所型認定子ども園とは、現在の保育所に保育に欠けない満3歳児以上の子どもも受け入れ、保育所のカリキュラムに学校教育法に掲げる教育も加えて実施する施設であります。

その施設整備費及び運営費にかかる補助金につきましては、市町村が設置運営する場合は、補助の制度はなく、全額町負担となります。保護者からの保育料と町の一般財源で運営することになります。ただ、入所児童の人数により普通交付税措置があるということがあります。

なお、保育所型子ども園につきましては、新しい施設ができた時点で町としては変更していくということでありまして、それまでは現在の保育所の形態で運営してまいりますのでご理解をいただきたいと思っております。

次に、認知症高齢者への対応についての質問にお答えします。

現在、町内には、日常生活に支障をきたすような症状のある、中・重度の認知症高齢者は、要介護認定者の中で400名を超え、要介護認定に至っていない方も含めれば、さらに多くの認知症高齢者がいるものと推測され、その数は年々増加傾向にあります。町といたしましては、そうした現状を踏まえ、認知症高齢者が尊厳を保ち、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症に関する知識の普及啓発、認知症予防対策の推進、地域での見守り支援、介護サービスの充実などに取り組んでおります。

ご質問のひとり暮らしの認知症高齢者につきましては、本人の状況や意向を尊重し、その方にあった適切な介護支援計画を策定し、介護サービスの提供や支援に努めてまいります。また、施設には入りたくないという方につきましても、訪問看護や通所介護などの在宅サービスや、グループホームや小規模多機能型居宅介護施設といった地域密着型サービスなどの中から、その方にふさわしいサービスの提案・提供に努めてまいりたいと考えております。

現在策定を進めております第6期の介護保険事業計画におきましても、認知症対策を重点施策に位置付け、さらなる介護サービスの充実や認知症予防対策、地域での見守りや生活支援に取り組んでまいりますので、ご理解願います。

○議長 7番、鈴木満子君。

○鈴木満子 保育所型子ども園というふうなことで、現在やっているとおっしゃいましたね。それは、継続してやるのかどうか保護者がわからない。そして今度は、幼小連携保育園というのも出されたので、これもよくわからない。これは私らのほうの議会が早く、この意見交換会をやったから、また町から説明を受けないままであったのかどうか。その辺はいかがなものでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 まず保育所型認定子ども園ですが、先ほど答弁の中でも申し上げましたように、制度上は来年度から、もうすでに保育所型認定子ども園制度は施行されておまして、来年度からはそういった方向に進めて行くようにという指導はございますが、当分の間につきましては、現在の保育所として継続させていくことは可能でありますので、新たな施設が整備された際には、そういった保育所型の認定子ども園に、という形で運営していきたいというふうに町は考えているところでございます。

それから、幼小連携の部分とかで保護者への説明ということでございますが、町では今年に入りまして、子ども子育て会議というものを立ち上げて、何回か会議をしております。その中では、昨年行われましたアンケート調査の状況ですとかをお話しながら、今後の保

育所の形をどういった形でいいかというようなことについても意見をいただいていたところではありますが、それがまだまとまらない状況の中で、今回、議会のほうで保育所施設運営に関する調査特別委員会というものが立ちあがりまして、まだ町で保護者の方には説明する前にちょっと動きがあったということで、大変遅くなったんですが、保護者の方への説明はまだ十分にはされていないという状況でございます。

○議長 7番、鈴木満子君。

○鈴木満子 建設予定地が2カ所以外には考えられないと町長さんおっしゃいましたけれども、この建設候補地が提案した理由が2カ所ありきとこう解釈してしまったんですね、たぶん。それから、統合ありき、その辺が私ら意見交換すると、先生どうなったんですか。ここ聞かれても、町のほうから説明があるでしょうというような形しか答えられない。だから、やはり建設候補地は、やっぱり幅広くあげておかないとうまくないのではないかと私は思いますが、いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 確かに建設候補地といえば、それぞれ十人十色でありますから、さゆりの公園の近くの診療所の近くがいいんじゃないかとか、あるいは西会津町の中心の群岡がいいんじゃないかとか、こういういろんな意見というものは私も承ってまいりました。しかし、議会でも、今最も重要視して早急に進める対策の一つの中で、子ども子育て、その中心となる施設の新しい保育所建築、こういうことがいわれてきたわけでありまして、そういうことになってくれば、さあこれ、西会津町、各地区からみんな、よければこういうところどうですか、どんどんどんどんあがってきてしまいますと、最終的には1カ所に絞らなければならないわけでありまして、その中で、最もふさわしいところということで、町として絞らせていただいたわけでありまして、それがアンケートやそういった中にも、この考え方に賛同するという方がほぼ2カ所くらいでまとまってきたわけでありまして、こういった、まったくその場所ありきだけで問題を解決しているわけでは決してありません。

先ほど申しましたように、それぞれの利点や、あるいはデメリットもあるわけでありまして、しかし、最後にはどこかに一つ絞っていかねばなりませんし、じゃあ分散型で、あっちもこっちも同じような施設をつくるということは現状の西会津町については、これはよろしい提案ではないということでありまして、将来をしっかりと見据えた中で、本当にこれからどこに設置をしたらいいのかということを実際に考えていただくため、そういった一つの考え方のもとに2カ所に絞らせていただいたということでありまして、

もう一つは、やっぱりこの選定場所について、いつまでもいつまでも延ばし続けているということは、やっぱり町のこれからの計画、あるいは議会からも言われたように、早急にするというのは最低でも3年くらいはかかってくるだろうと、その初年度が私は今回だというふうに思っています。ですから、やっぱり3年、4年、開所まで仮に4年かかるとするならば、やっぱり今からしっかりとその場所の選定を行いながら、今後、基本計画、あるいは実施計画にどういうふうに盛り込んでいくかということを開所から逆算をすれば、やっぱり今がその時期であろうというふうに考えているところでありますので、そのための審議会を設けさせていただき、審議会の中においても、この説明をした中で異論はありませんでした。

○議長 7番、鈴木満子君。

○鈴木満子 そうすると、2カ所というところで町はこれから話し合いになるということですね。そして、役場跡地については、駐車場のあそこの屋根のむこうの田んぼをね、全部買うことができるんですよ、あそこ。それから、取り壊しと一緒にやっていけるのもあるんじゃないかなとこう私は思うんです。その辺がやっぱり同時進行でできる方法も考えられるのではないかとこの意見も出ました。

それから小学校の脇、車が通るので音がやかましい、防音装置を付けなければならぬのではないかと、それからもう一つは、3歳児、5歳児の生徒がいなくなって、線路そばにいたなんていうこともありうるわけですよ、あそこ。本当にその辺は気を抜かないであたっただくということになりますので、保育所と小学校が連携することはすばらしいというばかりではないんです。危険も伴うということ、この辺がやっぱり考えどころじゃないかなとこう思いますが、いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず、今議員がいろんな場所の選定の中で、本来はさゆりの診療所の脇がいいんじゃないかということから、役場の後ろの土地、全部買ってしまって、あそこも買えるから買ってしまえなんて話であります、まだ、そこまでのしっかりとした計画を現在策定しているものではありません。やっぱりこれから本当に実現可能な、対応の方法の一つとして、皆さんにご提示をしていただいているわけでありまして。ですから、今になって、いやあそこだの、ここだのとこういうふうになってまいりますと、この計画そのものがとん挫することになりかねないわけでありまして。ですからその点については、これまで何回もご説明申し上げましたように、やはり将来的な幼児教育、こういったこともしっかりと見据えながら、本当に一番理想とする適地はどこなのかということ、やはり現実的な裁量の中で考えていただければ、自ずと、やはりこうした課題というものは解決してくるのではないかなとこう思うに思っております。

それから、今、危険性のご指摘されましたような内容について、現実に本当に、線路の1メートル、2メートルのところに建てようというような場所のところではありません。それははるかに離れておりますし、当然、この必要であれば、今後、立てたあと、あるいは建物の計画の中で、防音装置が必要だとか、あるいは危険性を対応するためには、こういう外壁をまわすとか、そういったことは、当然しなければならないことなんです。ですからそれは、場所の選定のうんぬんとはまた別な角度で、しっかりとした対応を取っていかなければならないわけでありまして、場所の選定から建物が建ったあとの安全対策まで、いろいろご指摘をいただけるのはよろしいかと思っておりますけれども、まずそういったところで場所の選定については、十分ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 7番、鈴木満子君。

○鈴木満子 この場所の選定、2カ所である。そのことについて、町側から提案されたのが、議会に提案されましたね。このことのやり方が私はまずいのではないかとこう思うんです、ありき。だから、こういろいろ出るので難しいとかそういうことではないけれども、あのときにお二人方、課長と総務課長が議会に説明しましたよね、そういうふうな、何でその2カ所出ると言うことが一番引かかるわけですよ。だからその辺の

提案の仕方が、なぜだろうかなと私調べたら、新制度のための実務は10月開始、9月まで全部そろえなければならぬ、9月までに決めなければならぬという国の方針ですよ。じゃないですか。で早く決めたほうがいいと、9月まで決めなければならぬんだとこういうふうなことを耳にしましたので、ああこれは国のほうで早く決めろと、こういうふうな方法であったのではないかと私は思いますが、いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 先ほども、今後新しい保育所の運営や、あるいは建築する場合についての、これはスケジュールというものがあるわけです。どの辺からしっかりとこの基本計画や実施計画をつくっていかねばならないのか、そして今後、県や国に対して、この事業の説明と今後の補助の関係もございますので、そうしたことを対応すれば、自ずと期日というものも、ある程度限られてくるわけであります。ですから、これは国から言われたということではなくて、国の事業にのっかっていけば、当然、それはその制度の中で、これはどのくらまでの前に、事前に町の計画を提出しなければならぬのかと、こういうことをやはりしっかり町はスケジュールにもとづいて、そして最終年度はここにすると、こういうことでやっているわけでありますから、これは、やはり町の実務的なものの提案の中でご理解していただくしかないのかなというふうに思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 ご質問の事務的な部分で、ちょっと私のほうから答弁させていただきますが、保育所の建築につきましては、先ほど申しましたように、国、県からの補助はございませんので、何月まで、いつまで計画を県に提出しろとか、国に提出しろということはまったくございません。ただ今年、子ども子育て支援事業計画というものの策定をこれからするわけでありますが、それについては、今年度内に計画策定をしていくということでありまして、その中には、保育所の設置はやりますよという計画、何年目標に建てますよという計画をつくるということでありまして、それが9月までに出せとか、そういったことではないという状況でありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 7番、鈴木満子君。

○鈴木満子 保護者は、やはりそこが理解できないという大きな問題でしたので、そのことについては、説明しておきたいとこう思っております。

それから、もっと広い意味でということを私言いましたけれども、本当に提案するならば、この辺も考えられるけれども、この辺もというような内容がありましたら、そこで提案していただければ、私らもわかるんですよ。私らもこれは、統合ありき、2カ所、この中から選べ、こういうような感覚しかないんです。だから今、さゆり公園があったんじゃないかと、どうしても統合はいやだという父兄の意見もあるんですよ、小学校は取られ、中学校は取られ、また保育所も取られてしまったら、子どもの遊び場がない、こんなことが出ておりますので、そのことについては、いろいろと計画があると思っておりますので、そういうふうなものをやっぱりきちんとカバーしてもらわないとうまくないんじゃないかと、私は思います。

それで、役場の跡地というところには、危険性はさほどないんです。それで、なぜこんなふうに石橋をたたいて渡らなければならぬかということ、子どもの命を守らなければならぬ

らないので、この辺がやっぱり安心して線路の脇ではないといっても、やはり線路からずっと離れた別なところというところが、やっぱり一番妥当ではないかなと思っている父兄がいますので、その辺をもう一度、課長さん説明してください。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず議員に、その認識の持ち方を、やはり少しご理解願いたいと思うんですが、これは統合ありきの建物では決してありません、保育所の場合は。むしろ、私はその地域の中で、やはり地域の方々に見守られ、そしてその地域の中に子どもの声がすると、こういうところで育てれば、一番これは理想的だと私は思っています。しかし、これまでの現状、本当にご理解をなさっているとは思いますが、なぜこうした保育所が、今、本当に現実的に必要なのかといえば、あの野沢保育所の現状をみた場合、あるいは尾野本の保育所のあの現状をみた場合に、新しい保育所をいち早く立ち上げて、本当の意味での子ども子育て環境を整備すべきだと、こういうことを言われてきたわけです。一般質問にもありましたし、議員の皆さんからも言われてきたわけです。それで、それに沿って町では、じゃあしっかり、この新しい保育所の場所によって、それぞれの利点を活かしながら、その場所の対応を求めた場合に、今の野沢と尾野本が、これは必ず統合ありきの問題ではなくて、そういう子どもさんたちが、その一緒になって対応できるようなことであればどうだろうかということで、この新しい保育所建設を行ったわけです。

それには、これはもう一つの群岡地区もありますけれども、これ十分、群岡地区の保護者の皆さんとお話を進めてまいります。そして本当に地域で、現状のままでいいからやっていただきたいということであれば、私はそれは否定するものではないというふうには思っています。しかし保護者の皆さんから、やっぱり新しい保育所に通わせたいということであれば、その人数や広さや、そしてスペースも、しっかりと確保した中で対応を取れるような、そして子ども支援センターといわれるような施設も完備をして、そして現在の保育所についての対応を、改革を図っていくと、こういう姿勢でありますので、何か危険性が伴うとか、あるいはここはこうだとかという問題は、これから新しい建築場所が、候補地が決まった時点で、どういう建物で、これまでも示してきたとおり、ここは本当に危険性がないのかどうか、あるいは線路からどのくらい離れているか、例えばですよ、そうした場合どうなのか。ここの役場だったら、やはりこれはこのままの現状では置くわけにいきませんので、一早くこれは取り壊さなければならないという基本的な考え方を持ちながら、有効活用を図る。そういう考え方も持ち合わせているわけでありますから、何も、その最初からここだとかという決めつけて話をしているわけでは決してありません。

しかし、現実的には、やっぱりどこかにこれをしっかりと、いずれ一つの候補地に絞らなければならないわけでありますので、究極的に2つになっていきますというご理解をいただくために、何回もご説明を申し上げますし、また、こうした議論が保護者の皆さんには何の説明もない、あるいは理解をしていないということであれば、改めてその理解の仕方については、十分これは町としても考えなければならないことでもありますので、そうした方法についてももしっかり私は対応するよう指示をしたいと思えます。

○議長 7番、鈴木満子君。

○鈴木満子 最後に、私は保護者との意見交換のときに、やはり今すぐ、長谷川議員から

も出たと思いますが、今すぐ危険だから、先生ここ何とか今すぐ引っ越しにならないかなという切実な願いを持った保護者がいます。それは尾野本の保育所です。小学校の空いているところでもいいから、あるいはすわ保育所でもいいから、そこに移れないものかなと、とにかく雨が多く降ったり、風が吹いたりすると、斜めになっているところがあるんですよ、そういうふうなものは、完全に移して、ところが、課長に聞いてみたら、いや前にすわ保育所に統合したらいかがですかと言われたとき、統合しない、そういうふうな形になったので、このままずっといたと、こういうわけでしょう。だからそういうことについて、やはりもう3年もあるんです、26、27、28ね。この辺で、崩れたら仕方がないでは済まないわけですよ。その辺を配慮してもらわないと安心できないという父兄がいますので、その辺の配慮はしていただけますか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 近々、保育所の運動会がありますので、本当に、そんなに危険性が今すぐあるのか、雨漏りがして、本当に困っているのか、この目で確かめてまいりたいと思います。そして子どもが本当に危険にさらされるような、そういう建物の中で保育をしていること自体、これは行政としてあってはならないことでありますから、これまでしっかりと対応していかなければならないわけでありまして。ですから、その基本的な考え方で、今なんとかこれ、工夫をすれば対応できるような、あるいはこれまで行ってきた継続性の中で、ここは修繕をしなければならぬということ、やはりそういったことは当然行政として行うべきものであらうと考えております。

○議長 7番、鈴木満子君。

○鈴木満子 次の再質問に移ります。認知症と診断されたのが400名、これで本当に施設に入れないというような人もいますし、入りたくても入れない、入りたくないという人もいます。本当にミニデイサービスに来てくださいますよなんて言ったら、いけない。じゃあ一人で大丈夫かなとこうみていると、そこらじゅう歩いているような状態が続くと、こういうようなことに対して、新たな対策、これ早急に考えなければならぬと思いますよ。その対策についてお伺いをします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

本当に認知症の対策につきましては、本当に早急に対応しなければならない課題であるというふうには感じております。ただ、認知症の患者さん、本当に多くなっていますし、それぞれその人によって、状況、あと家族の関係、地域の状況、すべて異なっております。ですので、これをやればすべて解決できるということは、まず考えられないということでございますので、その人に合ったような適切な対応ということで考えていく必要があるのかなというふうに思います。

施設につきましては、この9月に新しくグループホームが18床と、小規模多機能型の居宅介護事業所ということで、そこにつきましては、デイサービスとショートステイと訪問看護事業所と、3つの機能を持った事業所でありまして、そういったところでの在宅での見守りというようなことも考えられますし、あとはやはり、地域での見守りというのはとても大切になってくると思います。それにつきましては、認知症に対する研修会ですと

か、あとは認知症の理解に対することということで、各地域でのミニデイサービスでそういう話をしたりとか、いろいろこう認知症の方に対応していただくための、こういったことの見守りをお願いしますとかというようなことも、今現在いろいろな形でやっておりますので、そういったことを進めながら見守っていきたいというふうに考えております。なお、今次計画します、さっきも言いましたが第6期の介護保険事業計画の中では、認知症に対する対応の仕方を、その初期の段階から重度になった段階まで、具体的にこういったふうに対応していくというような、認知症ケアパスというようなことで国のほうでは言っておりますが、そういったことも立てるようなということでは言われておりますので、西会津の実態に合った対策について計画にも盛り込んでいきたいというふうに考えております。

○議長 7番、鈴木満子君。

○鈴木満子 今、私お世話している認知症の方が何名かいますが、生産活動はいいですね。名前をハウスミニデイサービスと付けたらいいのではないのかとこう皆さん言うんだけど、ハウスがあって、お茶飲むところがあって、そしてこっちのハウスにちゃんとミネラルの野菜をつくって、だから、今認知症になった人も、野菜づくりは名人ですから、そういうものを取り入れたミニデイサービス、ハウスミニデイサービスといますので、見に来てください。ソウメンカボチャ、今一生懸命つくってね、加工場に流しているんですよ、それはやっぱり、そういう人が一緒に、認知症ではない人と一緒にやっているという、こういうようなこともやればできると思います。これが一番効果的かなと思っています。なんでかんで、あなたは認知症だから、そこさ行け、そこさ行けと行ったって行かない。そんなふうな形の第2の治療法として、そういうふうなものを考えていただければ大変ありがたいと思います。長くなりますのでこれで終わります。

私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 皆さん、おはようございます。8番、多賀剛でございます。

今次定例会に3件の一般質問通告をしておりますので、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

まず1点目の質問は、魅力あるまちづくり・自慢できる、愛着の持てるまちづくりについてお尋ねをいたします。先週の9月3日には、第2次安倍改造内閣が発足いたしました。今回の改造内閣の大きな目玉は、地域創生を最重点課題に掲げ、新設の地方創生担当大臣に石破茂氏を起用したところであります。東京一極集中を是正し、人口減少の克服や地域活性化に取り組む町、人、仕事創生本部を設置し、地方での若者の雇用確保や子育てしやすい環境づくりなどの施策を進めるとのことであります。今までの国の施策でも、同じようなことも随分前から取り組まれ語られてきました。しかし残念ながら、なかなか実効性のある有効な対策がなされませんでした。この地方創生本部の役割に大いに期待するところであります。

また、国は国で地方再生の施策を積極的に推進していただくと同時に、地方は地方で実効性のあるアクションを起こしていくことも必要であります。魅力のあるまちづくりはみんなが、国も地方も企業も住民も、気持ちを一つにして、一緒になって推し進めることが必要であります。魅力のあるまちづくりの推進には、行政だけに任せるのではなく、地域

の活力と魅力を活かしながら、地域住民の参加を促し、行政と住民との協力関係のもとに地域の創意工夫を十分に活かしたまちづくりを進めることが必要であります。

平成 21 年に西会津町まちづくり基本条例が施行されまして、今年で 6 年となります。このまちづくり基本条例の最大のポイントは、町民が主役であり、協働によりまちづくりを進めるところであります。この条例が施行されて以来、行政の仕組みが変わる、あるいは町が変わると、多くの町民が期待をし、動向を見守っていたことと思います。しかしながら、期待どおりの結果が出ていないのが現状であります。なぜこのような状況なのでしょう。なぜ町民参加が進まないのか、町民懇談会、各種審議会委員等の公募、意見公募等になぜ参加者や応募が集まらないのか、何が原因と考えるのかお伺いをいたします。

自慢できるまちづくりと愛着の持てるまちづくりについては、オンリーワンやナンバーワンをキーワードにまちづくりを進めることも私は必要と考えます。何か一つでも他の市町村ではやっていない、本町独自の特化した政策でまちづくりを進めることも必要と考えます。また、日本一を目指せるような政策を進めることが、若者が未来に希望を持ち、ふるさと愛着を持つ一助になるものと考えます。10 年後、20 年後、あるいは 30 年後を見据えたしっかりとしたビジョンを示し、町民も行政もみんなが一緒になって、一つの目標に向かって取り組めるようなシンボリックな政策を打ち出せないものかお伺いをいたします。

2 点目の質問といたしまして、スポーツツーリズムによる交流人口の拡大についてお尋ねをいたします。交流人口の拡大は、本町の重点施策の一つでもあります。以前から本町は、大山祇神社を中心とした霊地観光が主体でありましたが、最近の交通事情の変化や参拝客の高齢化、観光の多様化などにより、年々観光客等の入込数が減少しておりました。しかし近年は、グリーンツーリズムや各種イベント、あるいはいろいろな地域おこし団体の活動により、交流人口は若干ではありますが増えつつあるようであります。それらと合わせて、また融合させるような形で、スポーツツーリズムによる交流人口の拡大を図っていくこともこれからは必要と考えます。公式なスポーツ大会の招致や開催だけでなく、合宿の誘致やスポーツ交流イベント、スポーツ婚活、あるいは各種スポーツ教室などの開催、また新しいスポーツコンテンツの開発なども、今後は必要となるものと考えます。

政府も 2020 年、東京オリンピック、パラリンピックの開催に合わせて、地域の選手の合宿や文化交流の開催場所について、各自治体の要望にもとづいて決定していくという方針が示されました。これらのことを踏まえまして、次の点をお尋ねをいたします。

一つ目に、東京オリンピックに合わせて、各種スポーツ大会の招致、合宿や文化交流の開催場所として積極的に本町をアピールすべきと思いますが、いかがでしょうかお伺いをいたします。

2 つ目に、スポーツツーリズムの推進には、宿泊施設等の事業者、観光交流協会、体育協会、各種スポーツ団体、あるいは行政などを融合させたワンストップサービスができる体制が必要と考えます。そのような体制、あるいは担当部門を創設できないものかお伺いをいたします。

3 点目の質問といたしまして、職員の定数計画、採用計画についてお尋ねをいたします。ここ数年、どの団体、組織においても団塊の世代以降、大量定年退職を迎えております。本町においても例外ではなく、来年は 5 人が定年退職の予定であります。職員の定数計画

では、前倒しで削減をし、現在では 121 名の体制であります。来年以降、ベテラン職員が退職したあとの体制をどのようにお考えになっているのかお伺いするものであります。また、来年以降の職員の採用計画はどのようにになっているのか。また、現在の計画職員数で職務に支障はでないのか、お伺いをいたします。

職員数が減っている反面、臨時職員、委託職員、あるいは委託業務が増えているように感じます。臨時職員、委託職員、あるいは委託業務については、どのようなお考えをお持ちなのかお伺いをいたします。今以上に責任を持って職務に臨んでもらう、あるいは成果をあげてもらうには、しっかりとした身分保障をしながら仕事に取り組んでいただくようなことも必要なのではないのでしょうか。その辺をお伺いするものであります。

以上の 3 点を私の一般質問といたします。明快なご答弁をお願いいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 8 番、多賀剛議員のご質問のうち、私からは魅力あるまちづくり等についてお答えいたします。

これまでの取り組みと今後の姿勢などについて申し上げたいと思いますが、平成 20 年 4 月に施行された西会津町まちづくり基本条例、これは町民の皆さんをまちづくりの主役として、町民参加、あるいは情報共有、協働など、5 つの基本原則を掲げております。そのうえで、町民・議会・行政の三者の役割などを定め、行政運営の考え方と町民参加のしくみを具体的に規定し、町の憲法として位置付けをした、この条例であります。

町では、このまちづくり基本条例に基づき、町民の皆さんが積極的に町政に参加していただけるよう、各種計画案に対する意見公募や町民懇談会、あるいは町の重要施策等を審議する各種審議会等委員等、こうした一般公募、さらには町政懇談会の開催や町民提案制度を導入して、広く町民の皆さんの意見を聞くしくみを構築してきたところであります。これまで、多くのご意見をいただいてまいりました。このように、協働のまちづくりは、徐々にではありますが、一步一步着実に前進しているものと考えております。

しかしながら、公募等においては、参加者や応募者が、条例施行時と比べて、年々減少していることも事実であります。その要因の一つといたしましては、条例施行前には、こうした町民参加型のしくみが整っていなかったことから、町民の皆さんが自らの意識を変えて、まちづくりへ参加しようとする途上にあるものと考えております。まちづくりの主役は、町民の皆さんであります。これからのまちづくりは、行政だけで行うものではなくて、ご指摘のとおり町民の皆さん、議会、そして行政の三者が一体となって協働のまちづくりを進めていくことが重要であると考えているところであります。そのためにも、町民の皆さんが自らに自分にあつたまちづくりへの参加方法を選択していただき、町政への積極的な関わりをもっていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、10 年後、あるいは 20 年後を見据えたシンボリックな政策に関するご質問等がございました。私は、まちづくりを進めるにあたって、「みんなの声が響くまち にしあいづ」を基本理念とした西会津町総合計画に基づいて、各種施策を推進しているところであります。この計画は、総合計画検討会議を組織し、多くの町民の皆さんに参加していただき、広く町民の皆さんの声を反映したものとして考えております。この計画の一つひとつを形

として実現をしていくことが、目指すべきまちづくりであると考えております。

今後も、総合計画に基づき将来を見据えて、地域に根ざした西会津町らしいまちづくりを進めていく考えであります。そうした取り組みの中から、夢や希望が持てるようなシンボリックな事業を見いだしていけるよう、今後ともまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

その他のご質問等につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 8番、多賀剛議員のスポーツツーリズムによる交流人口の拡大についてのご質問にお答えいたします。

おただしのよう、県では、2020年東京オリンピック・パラリンピック関連事業を復興の追い風とし、復興のさらなる加速化につなげるため、2020年東京オリンピック・パラリンピック関連事業推進本部を設置し、復興を後押しするような事業内容を検討し、大会組織委員会に提言していくこととしております。

先週、県の主催で市町村、関係競技団体等の参集のもと、各団体が連携して、効果的な関連事業等を企画、検討していくための会議が開催されました。会議ではこれまでの経緯や今後の取り組みなどが話し合われ、今後、市町村等に意向調査などを行うこととしております。町としましては、こうした県や他市町村の動向、事業内容などを十分検討するとともに、町施設の規模に応じたスポーツ大会や合宿等の誘致に向けてPRしてまいりたいと考えております。

次に、スポーツツーリズムの推進についてであります。本町では総合運動公園さゆり公園や温泉宿泊施設を有しており、これら施設を活用したスポーツ観光交流は、本町における経済の活性化や交流人口の増加につながるものと考えております。現在、こうした施設を最大限活用すべく、町振興公社や町観光交流協会と連携して、友好交流都市である横浜市鶴見区をはじめ首都圏の学校、団体などへ合宿等の誘致を図っているところであります。

このように、町としましても、町内のスポーツ施設の有効活用やスポーツ大会の開催などを通じて、スポーツを活用したまちづくりを進めていくことは大変重要であると考えており、今後も町内の各種団体と連携を深めながら、交流人口の拡大に努めていく考えであります。おただしの推進体制等につきましては、今後、役場庁内や関係する団体等との協議を踏まえながら、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 8番、多賀剛議員のご質問のうち、職員の定数・採用計画について、お答えいたします。

まず、職員の定数計画についてであります。本町では、行財政改革の一環として、平成17年4月1日現在の職員数140名から、平成25年度までに15パーセント程度削減の120名体制を目標とした定員適正化計画を策定し、期間中の各年度において、職員数に大きな変動が起らないよう、全体的な調整を図りながら取り組んできたところであります。この間、職員の採用にあたりましては、この定員適正化計画に基づき行ってきたところであります。退職につきましては、計画で見込んだ定年退職のほか、病気や自己都合等

による予定外の早期退職などがあり、結果的には目標年次前に定数削減が達成したところ
であります。

一方で、近年の市町村における行政需要は、複雑で多種多様化しており、内容も専門的
になってきていることから、本町では、これまでも保健師や管理栄養士などの専門職を採
用してきたところであり、最近では、社会福祉士や土木職、看護師など専門試験を経
て採用した職員や、町訪問看護事業所設置に伴い看護師を任期付職員として採用するなど、
職員数の適正化を図りつつも、必要な職務への柔軟な採用に努めているところであり、

また、先ほど申し上げましたように、複雑かつ多様化している行政需要に加え、本町を
含む福島県におきましては、東日本大震災とそれに伴う東京電力・福島第1原子力発電所
事故により、震災からの復旧復興と風評被害払拭等、新たな行政需要が発生しており、福
島県職員におきましては、震災後に大幅な増員を行ったところであり、

このような状況を踏まえ、本町におきましては、これまでのスリム化を目的とした全国
画一的な削減から、今後は新たな行政需要への対応と地域の実情に応じた効率的で質の高
い行政を実現するため、数だけでなく質の観点からも適正化を図る、新たな定員管理計画
の策定を進めているところであり、今後の採用計画につきましてはその中で十分に検討し
てまいりたいと考えております。

次に、臨時職員と委託職員についてのご質問にお答えいたします。

まず、臨時職員を雇用する場合は、町職員の出産や育児休暇、病気休暇等を取得する場
合、あるいは急な退職に伴う欠員補充、さらには介護認定や看護師などの専門的業務の補
助、国県補助事業等の実施に伴う事務補助などであり、それぞれ目的に応じ必要な期間を
限定して雇用しているところであり、

一方、委託職員につきましては、行財政改革の一環として、業務の特殊性や専門性を考
慮し、町職員が直接処理するよりも、業務委託を行ったほうが住民サービスの向上につな
がるなど、合理性があると判断される場合において、業務委託を行っているところであり
ます。

身分保障につきましては、臨時職員・委託職員とも、賃金、手当、保険等、各種規程に
基づいて適切に対応しているところであり、それぞれの職務の遂行につきましては、しっ
かりと果たしていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 それでは順番に再質問をさせていただきます。まず魅力あるまちづくり、町民
参加がなぜ進まないのかという点について町長からご答弁をちょうだいしました。町長が
ご就任以来、鳴り物入りでスタートした、いわゆる町長へのお便り、町民提案制度、これ
今年度、26年度、昨日拝見しましたら、お二方から3件の提案が寄せられております。私、
以前もこれお尋ねしたことあるんですが、導入当時は1カ月で40数件ものお便りが寄せら
れたこともある、それがどんどん年々少なくなってきて、現在はこのような状況になって
いる。少なくなっているのは町長、どうなんですか、大丈夫ですかとお尋ねしましたなら
ば、町長は件数の問題ではない、中身の問題だというご答弁をされております。

現在、半年たちますが、お二人の方から2件の提案、なかなか町民の声が出てこないな
と私は心配しているんですが、町長、その辺はまだお考えはお変わりありませんでしょう

か。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 基本的には、町民の皆さんが行政に対してどれだけ関心を持ち、あるいは行政に対してどんな意見を持っているのか、こういうことが、いわゆる町民提案制度に反映されたり、あるいはこれまでいろんな会議とか、さらにはいろんな懇談会の中で出されているということでもありますので、この参加意識、あるいはこの町民提案制度そのものに対して、いわゆる少ないとか多いとかということについては、私はそういう一概的に無関心であるということではないというふうには思っています。ですから、中にはいろいろ意見もあつたけれども、実現をしたというようなものもあろうかと思えますし、さらには、こういうことを、例えば子育てについて考えているけれども、今現在こういう現況であるならば、現在の方針である程度納得しているというようなこともあるでしょうし、さまざまな町民の皆さんの意見というのはあろうかと思えます。

ですから、私は、その件数だけの問題ではなくて、やはり自らの意見をこういうところに託そうとする意識の問題も加わってくるのかなと思っていますので、それは件数でとやかく申し上げるものではないなというふうに思っております。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 前回と同じようなご答弁でありますけれども、町長は、みんなの声が響くまち、あるいはみんなの声を聞く町政、それを全面に打ち出して政策に取り組んでおられます。町民提案制度でなくても、いわゆる町民の皆さんから意見を聞きたい、あるいは各種審議会の委員を公募したい、あるいはパブリックコメント、これは一番行政の方からすれば、町民の声を身近に聞けるチャンスであります。それがなかなか声が出なくなっている、あるいは声が出せなくなっているというのは大変心配しているところでありますが、ご答弁を聞いていると、町民の意識がまだ変わっていないというようなこともありますが、私はそればかりではないかと、行政のほうにも何らかの手立てが必要ではないのかなという思いがありますが、町長いかがでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今のご答弁の中で、なかなか町民の声が出なくなったのと、もう一つは、出せなくなったというような話がありますけれども、私は町民の皆さんの声が出せなくなったような施策をしているつもりは毛頭ありません。積極的にどんなことでも、そしてどのような内容であっても、自由に発言をし、そして全体的にどんなところの場所においても、町の施策に関することであって、重要な施策については、広くこの町民の皆さんが参加していただけるような、そういう懇談会や公募、あるいは意見、こういったことをしているわけでもありますので、そのところについては、やっぱり認識をきちっと持っていたきたいなというふうには思っております。

そこで、いわゆる議会広報でも、あるいは議会の皆さんと懇談会でもそうでありますけれども、本当に今、参加していただける方というのは、ある意味では限られてしまっているところも多分にございます。しかし、これから協働のまちづくりを行って、今、ようやく私はそういうところになじんできたのかなというふうに思っていますので、もうしばらく、やっぱりこういったことについては、町は積極的に参加、あるいはそういう姿勢をもって

いきたいというふうに思いますので、これは、そこには役割というものは十分あるかと思えます。町として参加するにはどういう方法がいいんだろうかということで、私も常々いろんな企画会議を、町で町民の意見を聞く場合について、ただ回覧板でまわす、あるいはチラシでまわす、ただそれだけでは、やはりなかなか町民の皆さんが参加していただける対応もできないということになれば、もう少し中身について訴える何かが必要ではないのかということ常々言っているところで、指導しているところであります。

したがって、今後いろんな参加する方法についてご意見があれば、そういう参加方法、さらにはこういうことをやったらもっと集まるのではないかということのご意見等あれば、今まで町としてやっていた以上に、そうしたことも取り入れながら対応していきたいというふうに考えておりますので、どうぞ、そういった面でのご意見等あれば、十分に町としても聞き入れてまいりたいというふうに思います。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 私も、これは以前申し上げたこともありますけれども、いろんな政策、施策を打ち出しても、最初からこれうまく進むというのはなかなか少ないと思います。そういう年数の中で、少しずつよくなっていくということも確かにあるでしょう。このいわゆる町民の声を聞く町政を進める中で、私はそういった意味では、小さい成功事例の積み重ねが町民提案制度であり、町民参加が進んでいくのかなというふうに私は考えております。決して行政の対応がおざなりになっているということは申しませんが、なんら今までと違って、言ってもあまり変わらなかったと、暖簾に腕押しのような状況の対応しなかったというようなことがあると、私の経験からすると、次はもう言ってもだめだなというふうに思う方が多くなるのではないのでしょうか。少しの、いろんな声を聞くというのは、そうとう無茶な、無茶なという言い方はおかしいですが、無理難題を言われるケースも中にはあるでしょう、でもそればかりではないはずで、やっぱり私が声を発した意見を言ったら、少し行政が動いて少しよくなったと、そういう町民が一人でも増えれば、私はこの事業はどんどんと人が集まるし、皆さんいろんないい提案が寄せられるものと思います。

町民の意識改革も必要だと、やっぱり役場は、行政は行政なりにある程度その辺を、どんな小さなことでもやっぱり拾っていく努力が必要だと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 町民提案制度という、一つの型にはまったようなことだけではなくて、これは都市部に住んでおられる方も直接手紙とか、さらには町民の皆さんから手紙とか、いわゆる文書で受け取っている場合もあります。そこには、町民提案制度、例えば町民提案制度の場合については、これは暖簾に腕押しなんていうことではなくて、しっかりと町の考え方と、そしてそこに加えて、町長、あなただったらどう考えますかということまで添えて答えを出しております。そこには答えが必要かどうかということの設問もありますから、答えが必要だということについては、しっかりとコメントを書いて、そしてお答えをしているというのが現状でありますので、そこには現実的な可能なものと、そして将来にわたってこういう考え方について、あなたはどうですかという、そういう考え方のももありますし、人は千差万別でいろいろございますので、ただそれがすぐ実現したとか、実現し

たくてもなかなかそういったことは理想上の問題で、考え方だけを述べるという問題もありますし、いろいろ千差万別でありますから、そうした中身の検討というのはしっかり行っているということでもあります。

そして、これまでそういった提案制度の中から具体例、あるいは具体化しているところも実はありますので、今後そうしたことが制度上、しっかりこういうものがありますよということで、機会があれば町民の皆さんにも今後そういったことを再度、町の方針として、姿勢として訴えていきたいなど、こんなふうに考えております。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜび町長にはそれをお願いしたい。本当に伊藤町政になってから、やっぱりその辺を皆さん期待していたわけですから、やっぱり初心に帰る、原点に帰る、言葉で言うのは簡単ですが、みんなの意見を、話が聞こえる体制というのをもう一回てこ入れをして、おそらく企画のほうでいろんな審議会委員等の募集をしたって集まらない、意見公募したって集まらない、本当に大変だと思いますよ。やっぱりそれは、何かこれから町長おっしゃるように、てこ入れをしていく必要があると思います。それは町長やっていただけのことでもありますから、その辺は今後期待しております。

次に自慢できる愛着の持てるまちづくりというようなところで、町長からもご答弁いただきました。私、いわゆるオンリーワン、ナンバーワン、こんなことを考えながらやっていくことが必要ではないかというお話をしましたけれども、ナンバーワン、日本一になるのが何で必要かなんていう議論をするわけではありませんし、私は特別そんなにこだわるつもりもありませんが、以前は本町の政策の中でも、意外と日本一という言葉をいろんなところで使われていたんですよね、日本一長生きの町にしよう、あるいは中学校をつくるときは日本一の中学校をつくろうというようなことをいろいろなところで語られてきたんですが、最近は残念ながらなかなかそういう声が聞こえないと、じゃあ何かオンリーワンがあるのかなと思ったときに、それもなかなか見つからない。これ町長どちらかということはないでしょうけれども、そんなことは積極的に考えていく必要があろうかと思いますが、それはいかがでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 確かにいろんな部署、部署に、あるいは文言の中に日本一とか、世界一とか、そういうオンリーワンのようなものの要素の文章などについて書いた覚えも私ありません。しかし、今、西会津町が目指そうとしている究極的に、いわゆるシンボリックな話が出ましたけれども、私はどういうところが西会津町で、これから象徴していえることなのかということで考えておりますのは、何と言っても、これからコミュニケーションの時代であるというふうに思っています。それは、今、西会津町は社会資本整備にしても、道路、あるいは公共下水道、さらにはいろんなインフラ整備にしても、まだまだ基礎的な部分がしっかり確立していないところがたくさんあるというふうに思っています。まずこういった基礎的な部分がしっかり確立をした中で、新しい西会津町の形成というものは、まさにこれからの地域コミュニケーションをどういうふうに図っていくか、それは、これまでも約5年くらいかかってやりましたけれども、地域づくりであります。この地域づくりに新しいコミュニケーションが生まれ、そして自らの地域は自らが考えて発展をさせようじゃない

かということで、各種それぞれの集落や、あるいは地域団体で、そうした地域づくりが盛んになってきたわけであります。これも新しいコミュニケーションづくりの一つであると。

そして、西会津町が最も今まで、私も議員やってきましたので、西会津町もインフラ整備の中で進んでいたのは、ICTのまちづくりだと、こういうこともしっかりとしたコミュニケーションをこれからどう図っていくんだと、今、総務省から指導員の予算をいただいて、コミュニケーションの新しいこれからのICTのまちづくりをどう進めるかということであります。例えば、これからずっと続いていったときに、どういうICTのまちづくりになるか、それは、町民皆さんにタブレット端末などが使いこなせて、そして、いわゆる回覧板的にそれが自由に、町の情報を見ることができる。これは今のホームページではなかなかそこまでのプログラムを組むということは、これは現在のところ不可能でありますので、そうした対応をやはりこれからつくっていくかなければならないし、さらにはお年寄りの皆さんでも簡単にワンタッチでできれば、今のバスの交通体系も、あるいはバスの予約もできるような、そんなプログラムをつくることも私は可能であろうというふうに思っています。

そういう新しい発想なりというものをどんどん取り入れていくことによって、西会津町が新たに立ち上げる問題ではなくて、これまで投入をしてきたこれまでの実績をさらにステップアップをしながら、そして西会津の本当のICTのまちづくりを進めていくと、こういうことであれば、自ずと世界一や日本一と言わなくとも、県下一の中においても、やはり今そういうことを実際にやっているところはあります、自治体で。そういうところをやっぱりしっかり見ながら、県内的にもやはり充実しているなど、こういうことの言われるようなまちづくりをまず進めて行く。それには、そうした新しいコミュニケーションをどういうふうに図っていくかということの基礎づくりが、まさに今であろうというふうに考えております。

そして、これはハードの面になりますけれども、今までそのまちなかづくりというものは、はっきり言いまして道路だけは改良されましたけれども、街並み、景観、こういったことは一向に取り組んではきませんでした。今ようやくこうした新しいまちづくりの、まちなかの計画というものを立てていこうじゃないかということで、スポット的にいろいろな事業を組んでおりますけれども、進まない一つの要素も、原因もございます。しかし、このふるさと自慢館や、あるいは農協が合併をする前に、ぜひ現在の西会津まちなかの農協の、あの施設について対応していただきたいということで、お話し合いを進めているところでありますし、また、その方針については、合併前にしっかりとあの農協の跡地、前は駐車場、そして後ろに新しい事務所はやるというような素案も、これはいただいているわけであります。

こういったことを一つ一つポイントを重ねながら、まちなかの再生をまず図っていくかなければならないと、そして雪の問題等々についても、これは今、本当にお年寄りの皆さんが多くなってしまいましたので、これからは流雪から消雪ということについて、これは新しい計画のもとに進めていく必要があるかなというふうに考えておりますので、欲を言えば、電線のない景観のいいまちづくりなんていうことも、これはほうぼうで作りあげておりますので、そういう一つ一つのことをしっかり作りあげていながら、景観にも、

あるいはICTにおいても、西会津町というのはすばらしい町だと、こういう姿勢を持って取り組んでいきたいなと思います。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 町長からご答弁いただきましたけれども、私も本町はいろんないいところあると思うんですよ。私、ナンバーワンにこだわるものではないという話をしましたけれども、実は民主党が政権を取ったときの事業仕分けの中でも、何でナンバーワン、世界一が必要なんだというような議論がありましたけれども、それと同じだと思うんです。なかなか一番を狙っても、なかなか一番にはなれない、結果、2番、3番になるケースがほとんどだと。でも、そのナンバーワンを目指すことにプロセスが大切なんだと、いわゆる町民と行政が、みんなが一緒になって取り組む姿勢、モチベーションが大切だと私は思うんです。

ですから、今、町長からお話があった本町の有利な点、ICTのまちづくりが多少よそより進んでいる。あるいは地域活動がよそよりも活発だ、地域おこし活動が活発だということがあれば、それはやっぱり日本一のICTの町を目指そう、あるいは日本一地域活動が活発な町を目指そうというようなことも、私は言っても決して、言ってもいいのではないかなと、それはモチベーションの問題ですから。そんな意味でご提案したわけでありませ

す。これも以前言いましたけれども、いわゆる周辺市町村と、特に会津地方、同じようなことをやっていたならば、実際に同じように埋没、沈んでいって埋没してしまう。そういう危機感があるから、やはり何か抜きでるものをつくっていかうという提案であります。その辺、町長もう一度お答え願えますでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 これは、先ほども子育て支援うんぬん出ましたけれども、まずそうしたことについては、しっかりとした基礎をつくっていく。そこから一つ一つ積み上げていかなければならないという順序や、あるいはプロセスが大事だということについては十分理解しております。今、町が真剣に考えている一つに、交流人口の拡大、これは私から各課にとやかく言うことではなくて、自ら考え、自らいろんな政策、企画などをもって取り組んでいるところでありませ

す。そこには、会津地域と同じようなことをやっているというよりも、西会津町が、これまで本当に進んでいるな、よくやっているなということについては、婚活が一つです。これは婚活事業を立ち上げたからといって、何十組も生まれるわけでは、結婚のペアが生まれるわけではありませ

ん。しかし、西会津町独自で、やはりああいう取り組みをした結果、その成果というのは徐々に上がってきているわけでありませ

す。今度は、そのプロセスなり、あるいはそういった条件というものを、町の、行政の指導から、今度は新しく商工会青年部が同じようにやってみたいというのであれば、事業をそういったところに振り分けて、そしてそれを町の指導のもとに、あるいは連携のもとにそういったことをやっていくということの積み重ねを今やっているわけでありませ

す。そういった取り組みがいたるところに私はあるかと思

います。まったく何もやっていないところではなくて、西会津町の本当に他の町村では、西会津のほうがはるかにいいなというところはたくさん私はあるかと思

いますので、どうぞその辺のところについて、十分、これは精査をしていただければ、ご理解もいただけるのではないかなというふうに思

そして、何も新しいものだけにこだわらず、古くから伝統や文化、歴史、こういったこともやはり積み重ねの一つの中で、西会津町的なものというものをこれから検討し、さらにそういった継続性を大事にしていくことが必要だろうというふうに思っております。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 町長の、本町の優位性というのはいたるところにあるということでありまして、今後の取り組みに、町長、期待しておりますので、よろしく願い申し上げます。

質問を次に変えます。スポーツツーリズムによる交流人口の拡大について商工観光課長からご答弁をいただきました。スポーツツーリズムという新しい言葉なのかなと、難しいことなのかなという思いはしますが、決してそんなことではない。本当に私たちも身近に経験しているし、ほぼここにいらっしゃる皆さんも経験なさっていることだろうと思います。いわゆるスポーツというのは、やるスポーツと見るスポーツとあるそうであります。例えばというか、私もこの前経験してきたことでもありますけれども、東京ドームに行って野球を観戦する。試合に勝ったら勝ったで祝勝会として、近場の飲食店にくり出す。当然、水道橋近辺のホテルに泊まると。翌日はせっかく東京まで来たのだから、スカイツリーに登ろう、あるいは築地に行ったり、浅草に行ったりして散策してこようと、そんなことをして来た経験があります。これはいわゆる見るスポーツツーリズムだと思うんです。

本町にあてはめれば、さっき町長の話の中にも出てきませんでしたけれども、優位性の一つに、やっぱりさゆり公園周辺施設というのは、私は自慢できるものかなという思いをしますが、あんなところでスポーツイベントを開催していただければ、いわゆる関係者が訪れ、家族が訪れ、あるいはファンや追っかけなども来ていただいて、町内の飲食店で食事をしてもらって、ロータスインの宿泊施設に泊まって、次は大山祇神社等の観光施設を見ていってもらおう、こういうことを本町では、いわゆるスポーツツーリズムの中に取り入れてもらえばいいのかなという思いであります。

そう思ったときに、実際、これどこに言ったらいいのかなと、今年新しく観光交流協会ができましたけれども、スポーツの開催を招致するとなると交流協会の仕事なのかなという話、いろいろちょっと難しいところがありますが、その点は現在、課長、どのようにお考えになっておりますでしょうか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 スポーツツーリズムについてのおただしにお答えしたいと思います。

スポーツツーリズムについては、国土交通省でスポーツツーリズムというようなことで、スポーツを通じた観光交流というようなことで、そういった規定を出しております、これをやっぱり広げながら、いろいろと地域のほうに活性化を呼ぼうというような、そういった趣旨で国土交通省の観光庁のほうですか、そちらでそういったことを今うたっているところでもあります。

今おただしのよう、町としましても確かに今、スポーツイベントというのはちょっと少ないのかなというようなところがございます。ただ、ふるさとまつりや、ふるさとなつかしca rショー、そういったイベントをとおして交流人口の拡大などを図っております、これらは町のふるさと振興推進委員会とか、当然、観光交流協会とか、また振興公社とか、そういったところが主体となって実施してきたところでもあります。今、観光交流協

会もグリーンツーリズムとか、大山まつり実行委員会、それらを統合しまして一体化したということで、今までグリーンツーリズムなどもそれぞれ単独でやっているものが、観光協会をとおして実施しているというようなことで、統合の成果があらわれつつあるのかなと思っております。

ですから、今後そういったスポーツイベント等、どのような企画をしたらいいのかとか、そういのはこれから観光交流協会ともいろいろ連携しながら、いろいろ検討していきたいなというふうに思っております。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 新しい取り組みだというようなことで、私も具体的な方策、言いづらいんですが、一つの提案としまして、今年スポーツ関連のいいニュースとしまして、福島県に初のプロ野球球団、BCリーグでありますけれども、福島ホープスというのが来年誕生するようであります。私、実はこのBCリーグの福島ホープスという野球球団は、地域のスポンサーを募って、地域密着型でこのリーグは進んでいるプロ野球の団体であります。

そんな中で、ぜひうちのさゆり公園野球場で福島ホープスの試合を、練習試合でも何でもいいです。招致できないかなと考えております。来ていただいて、できれば少年野球教室等の野球教室をやってもらう、それで、近場には新潟アルビレックスのベースボールクラブ、昨日見たならば、今マジック1で優秀なチームで強いチームでありますけれども、近いですから、ちょうど中間点で練習試合等の開催なんかも招致してほしいという思いがあるわけですが、実際、どこに話せばいいのか、観光交流協会なのか体育協会なのか、その辺がわからないところであります。そういう具体的なことを私はしたいんですが、商工観光課長、どうすればよろしいでしょうか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 確かに福島県には野球団体、それから野球チーム、それから最近ですとバスケットチームなど、そういった地域の、福島県の冠で、そういった団体ができたということなわけですが、確かにそういった団体を招致するのに、今できたばかりですので、実際どこが窓口かとか、当然そこの事務局にでもお話するしかないんでしょうけれども、そういったこれから、そういった新しい団体。

○議長 町はどこが窓口なんだということ。

○商工観光課長 そういったことで、今新しい、そういった組織、スポーツチーム等ができていますので、これからどこがそういった事務局とか、そういうのができるのかというのが、これからだんだんそういう組織化されてくると思うんですね。ですから、そういったところに対してアクションを起こす窓口として、できれば今、観光協会が統一してそういった地域の活性化とか、そういったイベント招致とかやるわけですので、できれば観光協会と町の商工観光課が連携しながら、そういったところと交渉するなりして、そういったことは呼べるようになればいいのかなというふうには思っています。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひそのような形、今の観光交流協会の中には、いわゆるスポーツツーリズムの推進担当部門というのはございませんので、ぜひそれ商工観光課と協議した上でつくっていただきたいと思っております。

あともう一つ、交流人口の拡大には新しいスポーツコンテンツの開発というのを私書きましたけれども、実は行政でやっていなくても、地域おこし団体ではもうすでにこれ始まっているんですよね。大山祇神社の参拝客が少なくなっていると、中野区の村おこし団体では、じゃあ参拝じゃなくて大山ウォーキング、ウォーキングとかトレッキングにかければ参拝に興味のない人も集まっていたというように、実際にここ何年か、いわゆる一つのスポーツツーリズムだと思んですが、そんなことを開催しております。

こんなことは、やっぱり町内の中にはいたるところであろうと思いますので、その辺も商工観光課長、ひとつ新しい活動も開発していただきたい。観光交流協会もまぜて開発していただきたいという思いを申し上げて、これはこれでいいです。

次、職員の定数計画、採用計画についてお尋ねをいたします。先ほども申しましたけれども、来年は5人ものベテラン職員が定年退職されます。実際、来年度以降、4月以降、いわゆる新採用は何人で、何人の態勢でこれ職務にあたるのか、その点をまずお尋ねします。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 来年の採用の人数でございますけれども、現在、採用試験をやっている最中でありまして、まだ最終的な採用する人数というのは、先ほど申し上げましたように、現在新しい定員管理計画を検討しながら進めておりますので、その中で、西会津町の職員の数、どの辺が適正なのかというところを見極めながら、今後採用の人数を決めていきたいというふうに考えております。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 来年の採用試験をこれから始めようとするときに、まだ何人採ろうかは具体的に決めていないということですか、その辺もう一回お尋ねします。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 人数については、なかなか難しい部分がございます。確かに来年3月には5名が退職いたします。そういたしますと、現在121名ですので、116名ということになります。実際、現在業務をしている中で、じゃあ121名が適正なのかどうかというところが一つの判断になっております。そういったところを検討いたしますと、これまで定員適正化計画の中では、140名を120名まで落とすということに取り組んで、ほぼそれは達成したわけでございますけれども、議員からもおただしありましたように、なかなかじゃあこの人数でまわしていけるのかというところは、非常に状況的には難しいところがございます。

そういったところで、来年の3月には5名が退職いたしますけれども、じゃあその人数、同じ人数を採用すればいいのか、あるいはもう少しプラスアルファしたほうがいいのか、さらには逆に、これまでと同じように、じゃあ削減を目指してもっとやっていったらいいのかといったところをもう少し時間をかける必要があるというふうに考えております。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 私からすれば、来年の採用計画、まだ具体的に決まっていないというのは、少し悠長な感じはするんですが、まだ決まっていないというご答弁ですから、それ以上はお尋ねするわけにはいかない。ただ私、心配しているのは、頭数だけで考えてもらっては困

ると、いわゆる5人のベテラン職員が退職なさって新人が5人入ったと、戦力としては、一般的に考えれば相当ダウンするはずであります。その戦力ダウンするというのは、行政の中でいえば、いわゆる町民サービス、福祉の向上の低下に直結するものだというふうに考えております。だから、中には広域の団体なんかだと、いわゆる定年退職なさった方の再任用だとか、ある一定期間の、そんな形で新人の指導、あるいは能力アップをしてもらうということもありますし、あとは今の課長補佐、係長の方の、いわゆる能力アップ、キャリアアップ、スキルアップの、いわゆる喫緊な課題として、それは進めていかなければならないという思いがありますが、実際、来年の4月以降に向けて、そういうアクションは考えておりますでしょうか、お尋ねします。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 まず5人のベテランの職員が退職をいたします。今、議員からおただしありましたように、今、制度的に再任用の制度というものがございます。こういったところもこれから、この5人の退職者に対しまして、その意向を確認していく、その作業をする予定にしております。

そういったところで、後輩の指導というところも必要になってまいりますし、喜多方の広域なんか参考にいたしますと、一時的にはこれまでの定員計画をさらにオーバーして採用して、その後任の指導にあたるというところも、そういった考え方もございます。町といたしましても、これまでの削減をする方向だけで進めてまいりましたけれども、これはある程度増やしながらかも、その後輩の指導にあたっていただきながら、また一定の時期がくれば、職員を一定の数まで調整するといった考え方もできますので、その辺を今、定員管理計画の中で検討しているということでありませう。

職員の能力アップということもございますので、そちらは職員の研修の中でしっかり対応していきたいというふうに考えております。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 私の持ち時間終了いたしましたので、これで終わります。どうもありがとうございました。

○議長 暫時休議します。(11時46分)

○議長 再開します。(13時00分)

10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 皆さん、こんにちは。10番、荒海清隆でございます。

このたび3項目にわたって一般質問を提出しております。順次質問いたしますので、よろしくご答弁のほどお願いいたします。

まずはじめに、梅雨前線、去る7月9日におきました大雨による対応についてであります。このことについては、7月15日に行われました臨時議会において町側から詳細に説明を受けたところでございますが、このたび町民の皆さんに、より知っていただきたく思い、あえて質問をさせていただきます。

まず1点目でございますが、奥川のみらい交流館の前にある、通称、沢なんです、そこは常時大雨が降れば災害が起きていると、床下浸水、それが何年も放置されたままだと。それが議会報告会ですか、そのときお話がありまして、それを経済常任委員会で調査検討

することになりまして、実地に調査をしたところでございます。当然それをまとめて議長に提出をいたしまして、町側に提案をしていただいたところでございますので、当然町側では、これはやっていただけるものと確信をしております。できれば、これは議会報告会の本当の成果ではないかというふうに考えております。

そして2つ目ですが、農地、農業用施設の被害も相当ありました。これも私、当初13カ所というようなことで聞いておりましたが、その後の集計では、かなりあったようでございます。それらの町の対応についてお伺いをいたします。

それから、飯豊山の登山道の整備についてでございますが、まず私、このたびの第52回のいいでの集いに参加してまいりました。今年は山都側の登山道が登れないということで、かなりの登山客が西会津側から登られたようでございます。そういう点からにおいても観光交流の面からおいて、まだ登山道の整備が必要と私は考えております。町のほうでそういう計画があるのかどうかをお尋ねをいたします。

それと、これもやはり7月9日の梅雨前線の豪雨で、駐車場まで行く間の沢から出た流水によって、かなりの間、道路が掘削されて、洗掘されておりました。深いところでは1メートル50、人間がすっぽり入るくらいな穴が空いておりました。大変危険なことであります。これは恒常的に起きるわけでありまして、鏡山の道路なんかもそうなんです、結構大きなヒューム管入れてあっても、わずかな流木によってそれが塞がれてしまって、その水が一気に道路に上がってくるということでございます。これらは抜本的に改修しなければ、また同じ災害が起こるのではないかというふうに考えております。その点に関して、町ではどのように考えておられますかお伺いをいたします。

3点目ですが、登山道の整備に、西会津山の会という組織があります。この方たちが大変尽力されておまして、この整備に大きな力を発揮されております。私もボランティアだったんですが、一時期参加させていただきまして、西会津山の会の皆さん、真摯な気持ちで一生懸命登山道の草刈りをやっておられる。そんな中に女性の方もおられまして、本気になってやっておられました。かなり登山道ですからきついところで、そこが昼食、弁当と草刈り機械、それを担いで登るといのは、本当に容易ではないなと思ってきました。私、ただ弁当を背負っていただけなんです、途中でギブアップして帰ったような次第でございます。そういう点で、山の会に、今後支援が必要ではないかなというふうに考えておりますので、町の対応をお伺いいたします。

3点目は、町道の維持管理についてでございますが、昨日から猪俣議員、それから渡部議員も質問にありましたが、同じ質問を何回もするなということで、議会報告会にそういう話も出されましたが、それだけ重要度、大切なことだというようなことで質問させていただきます。最近、町道なんです、ひび割れ、穴あき、これが目立っております。この点について、まずは定期的なパトロールで確認しておられるのか。普通パッチングという春先にやるものであるというようなことで、私は春からずっと見ていたんですが、今年はずっとそのままやった気配もないようです。一部マーキングしたようなところもありますが、その後、実際にはやっていない。なぜ放置しているのか、これは町長のいう安全安心なまちづくりに逆行しているのではないかというふうに思っております。

最後になりますが、特に向原村中線、小綱木寺線、私の地元のことをお願いして誠に申

し訳ないんですが、これも以前からお願いをしておりましたが、このたび議会に要望いたしまして、やっと取り上げてもらいました。これらも合わせてお伺いしたいと思いますので、なにとぞ明快なるご答弁をよろしくお願ひいたします。

大変失礼をいたしました。ただいま委員会のほうから、町側に申し入れをしたということで、私お話ししましたが、活性化特別委員会の委員長さんのほうから、まだ申し入れしていないということでございましたので、訂正させていただきます。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 10番、荒海清隆議員のご質問のうち、梅雨前線による大雨の対応についてのご質問にお答えいたします。

7月8日から10日にかけて、梅雨前線の影響により降り続いた豪雨は、町にも大きな被害を与えました。この内、林道松倉線から延びる排水路では、越水を引き起こし、一部に国道459号や奥川みらい交流館へ流れ込む状況となりました。

町では、早急な改善を図るため、今議会に本箇所の修繕工事にかかる補正予算を計上し、本年度中に国道459号、暗渠呑口部の鋭角箇所の改善を図ることとしています。また、上流側排水路については、農林水産省所管の補助事業等を模索しながら、できるだけ早期の補修を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、農地・農業用施設災害ですが、この豪雨により農地14カ箇所、農業用施設18カ所の計32カ所が被災したことから、10月に実施予定の災害査定に申請したところでございます。査定は、昭和25年度制定の農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律、いわゆる暫定法に基づき実施されるもので、町では暫定法の基準を満たした32カ所について申請を行っています。査定においては、復旧の必要性や趣旨を十分理解していただき、すべて認めていただけるよう努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、町道の維持管理についてのご質問にお答えいたします。

町では、定期的なパトロールを実施し、安全で円滑な交通を確保するため、修繕工事やパッチング等により道路の適正な維持管理に努めているところです。

次に、向原村中線につきましては、現道の改良が困難なことから、修繕工事や材料の支給により対応をしております。また、別ルートでの道路計画を計画検討してまいりましたが、用地確保の関係で実施にはいたっておりません。今後、地域の方々の要望をふまえ、どのような方法がよいのか検討してまいりたいと考えております。

次に、小綱木寺線につきましては、道路パトロールにより路面の凹凸を確認しておりますが、原因が地すべりのため、大型フトン籠の設置や路面修繕をしております。今後通行のほかに、除雪にも支障があることから、今次の補正に復旧の費用を計上し、対応してまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 10番、荒海清隆議員の飯豊山の登山道整備についてのご質問にお答えいたします。

飯豊山への登山道につきましては、昨年7月の集中豪雨により、喜多方市山都町の川入口にいたる林道が崩落し、現在も通行止めとなっていることから、弥平四郎口を利用する

登山者が増えている現状であります。町としましては、飯豊登山は町観光振興の貴重な資源であることから、さらに誘客に努めるべく、来年度より実施計画に事業費を計上し、弥平四郎林道や登山道、観光看板などの整備を年次計画で進めることとしております。

次に、弥平四郎林道の修繕についてであります。昨年、今年と同じ箇所が被災していることから、その被災箇所について、路面の補強や暗渠等の入替えなどを行うこととしております。なお、今次の補正予算に車道の確保のため、セメント安定処理による路面補強に係る所要額を計上いたしましたので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、西会津山の会に対する支援策についてのご質問であります。ご承知のとおり、西会津山の会の皆さんには、いいでの集いの実施にあたり、全面的なご協力をいただいているほか、飯豊登山道などの刈り払いをはじめ、登山道の点検などを委託しております。これら事業の実施にあたっては、西会津山の会と事業内容などについて、謝礼や委託費も含め密接な連絡、調整を図り、会の皆さんの意見等も十分踏まえながら進めているところであります。今後も山の会の皆さんのご協力とご理解をいただきながら、飯豊登山道の整備や飯豊観光の積極的なPRに努め、登山人口の拡大を図っていきたくと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 それでは、再質問をさせていただきます。先ほどの梅雨前線豪雨による対応でございますが、このたびは本当に早い対応をしていただいたなというようなふうに考えております。そして、これが町当局で、私の言うみらい館、沢のことなんですが、これはやっていただけるといってございまして、いまさら申し上げることはございません。早急にやっていただきたいと思っております。

それから、農地、農用の被災箇所、これ当てはまらないところがあるという話を聞いたんですが、そういう点で町の対応はどのように考えておられるか、ひとつ伺いをしたいと思っております。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 災害につきましては、ご答弁でも申し上げましたように、暫定法という法律に基づいて査定申請して、査定を受けて、それから認められれば、それは工事施工ということになります。暫定法に当てはまらないようなものにつきましては、集落さんに、農業用施設につきましては、集落さんに材料を支給したり、重機を貸出しというようなことで対応してまいっているところでございます。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 そうすると、その災害に当てはまらなかった箇所は、町から重機等、資材等を貸与していただいて、その当事者が復旧するというようなことでよろしいですか。

その点であります。今までだと40万以下ですか、そういう災害については、災害に当てはまらない、小災害であるんだというようなことで聞いておりましたが、例え40万以下の工事であっても、なかなか個人的に修繕するというようなことは難しいんじゃないかなというふうに考えておるんですが、何年か前なんかは、小災害を何箇所かまとめて業者にやっていただく、そういうやり方なんかもあったようなんですが、そういうやり方でやっていただくというような方法はないんでしょうか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 お答えいたします。

小災害に制度につきましては、災害が激甚の指定になったときに小災害の制度が当てはまるということをございまして、今回、激甚災害の指定ではありませんでしたので、小災害という制度は今回ないということをございます。

○議長 10 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 小災害に当てはまらないとなると、昔、改良区のほうでもある程度の仕事をやっていたという記憶がありますが、現在そういう改良区の仕事でやるというようなことはないんですか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 今、改良区の区担というのは、やっていないような状況でございます。それに代わるようなものではないとは思いますが、そのような形のものとして農地・水という制度がございますので、そういうものの適用を受けてやっていただきたいとそのように考えております。

○議長 10 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 農地・水の制度、今年から多面的支払交付金ですか、そういう制度に変わっているわけなんですが、その個人の、例えば田んぼ、災害、それを集落の合意があればできるんだというようなことになっておりますが、その辺を確認したいんですが、それで間違いないんでしょうか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 多面的機能支払の内容ですので、農林振興課のほうからお答えしたいと思います。

今般の制度の改正によりまして、集落の中で、集落全体の合意として、その事業を活動事業として認めれば、その活動経費の中で実施することができるということになりましたので、先月行いました自治区長、代表者に対する説明の際にも、同じような内容で説明をさせていただきましたので、集落の中で同意をいただいて、計画にあげていただいて実施していただければいいのかなと思います。

○議長 10 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 この制度、大変いい制度だと思っております。ただ、まだ本当にその辺理解していただけたかどうか、ちょっとわからないんですが、この制度ができた背景というのは、やっぱり耕作放棄地をなくすんだというような考え方であると思っておりますので、そういう意味でもこの制度を利用できるようなPRですか、周知方法があったら、今後していただきたいと思えます。

それでは、飯豊登山道の整備についてでございますが、課長、言われているように、今年には登山客が増えております。私も一緒に同行させていただいて、青森県から京都、その辺から来た人たちが結構登っていらっしゃるといようなことで、今後まだまだ整備をしなければいけないんだなというふう感じたところでございます。特に帰りは新ルート、私初めて通ったんですが、そこを帰ってきたわけなんです、そこは結構急なところなので、もう少し、逆に登るには大変な苦勞なんすけれども、休み場とか、水飲み場とか、そ

ういうところも必要じゃないかなと感じてきたところでございますので、その点も考慮していただければなというふうに思います。

それと、林道の修繕なんですけど、今年、去年も中止になったわけなんですけど、去年と同じ災害箇所、今年もやっぱり沢から出た水があふれて、道路が洗掘されたりしました。あのやり方ですと、また同じことなんで、あのヒューム管をボックスカルバートに取り換えるとか、あと下にヒューム管を入れて、上を舗装にして、あと水が出てもどこにも行かないような方法を考えるとか、鏡山の道路は一部そういうことをして、結構、水害を防いでいるところもありますので、今後そういう、沢にはそんなことも必要じゃないかなというふうに考えてきました。この点についても今後検討していただければなというふうに考えております。

それと、西会津山の会の皆さんなんですけど、本当に私行ったとき、大変な思いをして私は行ったんですけど、皆さん、草刈り機械を担いで、女性軍は食糧なんかを背負って行って、一生懸命やっておられました。本当に大変な仕事だなというふうに感じてきたところでございます。最近、山の会で刈り払いを請け負う、受託するというようなことは、今までやっていた人たちができなくなってきたということもあると思うんですけど、今後ますます山の会のあり方、皆さんの存在が大変大きくなってくると考えておりますので、山の会の皆さんに十分な支援をしていただければなと考えております。

○議長 10番、一問一答方式に戻してください。

○荒海清隆 要望です。

それから、町道の維持管理についてでありますけど、定期的にパトロールしておられるというようなことなんですけど、なぜ進まないのかということ、ひとつお尋ねをいたします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 道路パトロールにつきましては、一応、週1回、道路パトロールをするということで行っております。その際、道路補修材を積みまして、簡易な穴につきましては、その補修材で穴をくえるというようなことで実施しているところでございます。

あと、簡易なものでできないものにつきましては、パッチング等を発注いたしまして、穴について、道路の舗装の補修に努めているところでございます。また大幅にクラック等が入って、交通量が多いところにつきましては、オーバーレイというようなことで、そのようにして対応しているところでございます。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 課長のご答弁をいただきましたが、パトロールしておられるわりには、なかなか進まないというようなことでございます。昨日、猪俣議員、渡部憲議員も同じような質問をされたわけでございますが、なぜできないのか、ちょっと私が思うには、われわれ町民と役場、行政側の認識のずれがあるのではないのかなというふうに思います。ということは、私たちは1月から6月で半年、もう今9月ですから半年以上も過ぎているわけなんですよね。行政側は4月から始まるわけなんですよね、まだ半年、その辺でちょっとずれがあるのではないか、もうあと2カ月で雪が降るんです。いまさらやってもまだ除雪のために、また壊れてしまうということなんです。だから早くやらないと、もうまだやっていないのかというふうに、こんなふうに質問せざるを得ないんです。本当はこんなパッ

チングなんかね、春先にやることなんです。それができないというのは何が原因だと、そうすると、区長さんたちに言わせると、役場にいっても金がないんだという答弁。昨日も渡部憲議員、言われましたね、予算は付けるもの、取るもの、そういう認識のずれがあるからなかなかできないのではないかと。

安全安心なまちづくり、これはいいですよ。そうあるべきなんです。それにしてはなかなかできないというようなこと、その予算の取り方、金がないんだというようなことではなくて、私はその辺では、前にも一度申し上げましたが、財政調整基金の使い方、こういうのを工夫していつて対応する。そういうことができないのかなというふうに考えておるんですが、事務方で、総務課長、どうなんでしょうか。財政調整基金の使い方、お願いします。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 財政調整基金の使い方でございますけれども、ご承知のとおり財政調整基金につきましては、いわゆる年度間調整の財源の不足分を調整したり、災害が発生したときに緊急に必要となったようなとき、そういったときに取り崩して使う。あるいは大規模事業で一般財源が不足するというようなときには、それを重点的に活用していくというような考え方のものに財政調整基金を活用しております。必要なところには必要なだけ財源は投入するというのが予算編成の考え方でございますので、そういったいろんな要望があった内容をよく精査しまして予算は編成していきたいというふうに考えております。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 今、総務課長のご答弁ですと、そういう必要なところには使うんだというようなご答弁でありましたが、今できないということは必要ではないというふうにもとれるんですが、そういう意味ではなくて、いつでも使える金というのはないんですか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 先ほど申し上げましたように、予算につきましては、必要なところにはきちんと予算付けをしていくというふうに考えております。今、議員がおただしのように、予算がないというようなお話があったということでございますけれども、今、主管課の状況を聞いてみる中では、そのようなことはちょっとないだろうというような話でございますので、もしそういった必要なところがあった場合には、主管課のほうによく調整をいただきまして、町としては速やかに対応していきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 本当に大きな声を出して申し訳ないんですが、そういうことはないというんだったら、昨日から猪俣議員、渡部議員は、なんで道路網のことに関して質問をするんですかと、私もそんなにしたくはないんですが、これでは町長の言う安全安心なんて到底考えられないと。そして、私一番心配するのは、わずかなところなんですけど直せない。そういうことが続けば、これは行政に対して町民の皆さんが不信感を持っているんですよ。これが増殖したのが、私の持論なんですけど、限界集落というのは行政に限界を感じているんだという、そんなふうに感じています。そんなふうにならないように私は言っているんですが、できれば皆さん待っているんですから、これもできないのかというようなことでは

なくて、これから先やるというような前向きなご答弁をお願いしたいと思います。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 道路の修繕につきましては、穴が空いたり、クラックがあるというような箇所につきましては、パッチング等を発注いたしまして、修繕に努めているところでございまして、本年につきましても、4月当初や3月末にパッチングを発注して、その当時まで200万から300万くらいのパッチングの工事を発注しているところでございます。

それと、昨日、渡部憲議員からご質問のありました、下水道の段差のある箇所につきましては、下水道の補修につきましては、計画的に進めているということで今年4カ所、来年4カ所やるというようなことでやっておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 ただいまの下水道管の復旧のことについては、渡部議員が申し上げたことでございますが、それを今年4カ所、来年4カ所やるから我慢してくれではなくて、確か昨日の渡部議員の発言ですと、応急的な処理だけでもできないのかというような要望であったというふうに私は記憶しておりますが、今、応急的なこともできないということになれば、パッチングもできない、もうこれから先あと2カ月しかないんですから、来年にしたほうがいいですよ。どうしてもやっていただけるならやったほうがいいんですが、どうなんですか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 昨日、渡部議員のご質問にもご答弁申し上げましたように、応急処理については、今年このあと実施したいというようなことでご答弁申し上げましたので、このあとすぐやりたいと、そのように考えております。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 建設課長のほうから前向きなご答弁をいただきましたので、これは町民の皆さん、期待しておるところでございますので、今後の対応よろしく願いたいと思います。

それと、最後になりますが、向原村中線と小綱木寺線なんですが、予算化していただくというようなことでございます。随分待ったわけなんですが、今後、早くやるというようなスピード感、町長が言われるそのスピード感をもって対応していただけるならば、今後まちづくり、皆さん本気になってくれるのではないかなというふうに考えております。どうか今後の町政に期待して、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 9番、青木照夫でございます。8月は異常気象という30年に1度の頻度で起こされた豪雨に、広島県の土砂災害には多くの尊い命が奪われる惨事が発生しております。近年、特に気象の変化で想定外のできごとが次々と起こっているようであります。当町も緊急時の予防訓練が例年実施され、万全の態勢を整えているようでありますが、8月の豪雨では、山間部の集落で山崩れによる道路の途絶があり、交通が再開されるまで数週間の期間を要されております。山間部に生活する集落などは、今後十分な点検をし、町民の安全安心を確保されるように願うものであります。

さて今次の定例会には、決算議会であり、大切な議会であります。町政の全般にわたり黒字決算であることの報告をいただいたところではありますが、私は今次の質問は、あえて実効性のある身近な問題を取り上げ、予算に関わることを含め3項目をただしたいと思っております。

一つ目は、まちなか再生について。2つ目、野沢町内の環境整備について。3つ目は、ごみ処理分別問題についてであります。

それでは、はじめのまちなか再生について申し上げます。まちなか再生は、人口減による商店街の衰退に加え、中型店舗の進出の影響により、売上の減少になっております。このことは西会津ばかりではなく、全国共通の問題であります。当町もこの課題を注視し、平成22年度まちなか再生プロジェクトチームが編成され、再生可能な中で話が進められた経緯があります。現在も若者プロジェクトチームに再編成され、新たに再生計画が継続しているようです。現在、まちなかには西会津の歴史を知ることのできるふるさと自慢館が町の拠点地として設置してあります。同時にまちなか再生の活性化と切り離せられないのは、現在、進められている保育所施設設置の問題であります。野沢地区外への建設構想がありますが、野沢のまちなかからすべての子どもの姿が消えてしまう大きなテーマであることから提言をさせていただく質問であります。

具体的な質問に入ります。まずはじめに、ふるさと自慢館は商工会が中心となり、平成21年にまちなか再生を目的として手掛けた、いわゆるわがまちの歴史、ふるさとを自慢できる唯一の施設であります。今年は県が企画したイベント、ふくしま宝探レコードF4、4月から8月までの期間に5千人近くの方が全国から来館したようです。そのふるさと自慢館がさらなる整備計画が進められているようであります。まちなかに誘客を図るためには、ふるさと自慢館を拠点地として史実に基づいたまちなか再生にほかなりません。しかし商工会は、現在、限られた予算の中でふるさと自慢館の再整備計画が進められているようであります。今までまちなか再生に努力してきている商工会に、3者協働のまちづくりとして、町の関わりが必要であります。町当局として、今後どのようにとらえ、どのような支援をされるのか、形の見える積極的な取り組みを期待いたします。

それと併せて、現在進められているまちなか再生事業として、駅前通り公園整備事業ほか、原町ポケットパーク整備事業の進捗状況は、現在どのようになっているのか。今後どのような考え、方針で計画を進められるのかをお伺いいたします。

次に、野沢には明治の初期から政治、文学、教育、医学など4つの分野で偉人を輩出されました。東北の松下村塾といわれた研幾堂5人衆が全国で活躍された史実があります。昨年、NHK放送の大河ドラマ八重の桜が全国放送されました。そこに登場する八重の兄、山本覚馬の秘書として、野沢原町出身の斎藤けい一の活躍が放送されました。また医師として野口英世を世界にはばたかせた功労者である渡部鼎、本町出身の石川暎作は、アダムスミスの翻訳をするかたわら、渡部鼎とともに当時の日本髪からパーマをかける婦人束髪運動を広めた文化人としての知られております。また政治家としては、会津発の衆議院議員に渡部鼎、県会議員に森野から山口千代作、同じく原町出身の小島忠八など、現在のわが町の基礎を築き上げた人物であります。また会津と越後を結ぶ宿場町として多くの秘められた宝が町の中には多く眠っております。ふるさと自慢館を拠点とし、歴史文化を知る

ことができ、散策できる施設や街並みを再現することによって、町を訪れ、賑わいを戻せる可能性があります。町としてそのような施策、考えはありませんかお伺いいたします。

次、日常の生活必需品としてなくてはならない豆腐や醤油製造場などが姿を消してしまいました。いまや小売業の衰退する中で、町の商店街活性化事業の一つとして、創業希望者があれば町として支援する考えはありませんか、空き家が増加する中で、利活用できることが可能であることからお伺いいたします。

次に、保育所建設の質問であります。昨日から今日まで2人の方が質問されております。私はそれらにあえて、その重要点を考えて質問させていただきます。保育所建設地は2つの候補地であることが説明されております。一つは完成される小学校隣接地と、もう一つは現在の役場庁舎周辺地とあります。小学校の隣接地は合理的な幼児教育の向上につながります。一方、役場庁舎周辺地は幼児の送迎は町の中央であり容易になります。また隣接地には、開所間近な老人福祉施設が完成されます。幼児と老人とのふれあいは効果的な成果が報告されていることは周知のとおりであります。来年4月は小学校が尾野本に移転されます。同じく保育所の移転が小学校の隣接地に進められるとするなら、野沢には子どもたちの声が聞こえない町になり、教育のシンボルや文化が自然となくなります。急速に野沢の町は荒廃することが想像されます。一極集中の合法的な幼児教育以上に、そこで育ち、そこで学び通ったところには、大きくなって必ずその場所をよりどころとするものであります。それは野沢地区以外の保護者会の声でもあり、目に見えない子どもたちの育つ環境を見守ることも大切であります。移転問題は各地区、集落の大きな問題とも受け止められます。町当局のお考えをお伺いいたします。

次、野沢町内の環境整備についてお尋ねいたします。昨年同僚議員の一般質問の中で、冬期間の除排雪に消雪パイプが有効であるとの質問に対し、町は検討するとの答弁でありました。高齢者、独居老人、空き家が増加する中、除排雪のできない家屋、限られた水量と時間の中で側溝の雪づまりなどで事故の繰り返しに、町内活動の対応も限界にあります。

そこで伺います。野沢中央通りには、30数年前からもともと消雪パイプが設置されておりました。しかし、現在は使用されずに、そのまま今日にいたっております。工法的に使用されない理由があるかと思いますが、消雪パイプを利用されれば、ドーザーの除雪がなくなることであり、早朝より決められた時間での除排雪が解消されるのです。そのことが実現できたら、その水量を枝線に利用できる可能性もあります。超高齢化時代を迎え、住民の安心安全が確保されることから消雪パイプの設置は必要であります。その考えがあるかをお伺いいたします。

次、枝線にはまだ延長可能な流雪溝の箇所が見受けられます。流雪溝設置は住民の生活力が向上されます。今後、流雪溝整備の計画はあるのか、なければ、できない理由をお伺いいたします。

次、ごみ処理分別問題について、混ぜればごみ、分ければ資源、都市では埋め立て地が困難な状況から、高温完全燃焼、850度から1,200度により、ごみ問題を解決しているようです。現在は800度。今まで不燃ごみとして扱っていたプラスチック類、ゴム類、皮革類が今は可燃ごみ、燃やせるごみとされます。次の点をお伺いいたします。

高温溶炉設置には高額費用が予想されるが、高齢者の住民の中で都会からの生活の場を

当町に住むわれた方の中で、分別する理解が得られず戸惑っている方がおります。当町では、積極的に分別に取り組み成果を上げているところではありますが、環境の変化で浸透しきれないことも現実であります。高齢者の負担軽減を考えれば、都市型設備であるかと思えます。現在の溶炉施設も耐用年数を抱え、更新時期であることから広域市町村圏組合へ高温溶炉の設置の要望が可能なのかをお伺いいたします。

最後に、生ごみを堆肥化すれば、町では生ごみの減少になり経費削減につながると思われれます。現在、生ごみ処理器の利用や補助金などの内容はどのようになっているのか、また今後の奨励策などをお伺いいたします。

これが一般質問であります。よろしくお伺いいたします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 9番、青木照夫議員の野沢まちなか再生事業に関するご質問にお答えいたします。

はじめに、ふるさと自慢館整備についてであります。ふるさと自慢館につきましては、議員が申されたとおり、福島県観光交流課が主催するリアル宝探しイベントイン福島コードF4の発見場所となったことで、4月から8月までの来館者数は、5,696人と例年の7倍となり大いに賑わったところであります。ふるさと自慢館は、このようにまちなかに人を呼び込むための拠点として施設の拡充を図るもので、町を訪れた人々が、ゆっくりとくつろぎ、地域の皆さんと交流していただける施設として整備を図ることとしており、平成25年度に改修のための実施設計を行なったところで、施設整備工事は来年度に予定しております。なお、本事業については、町商工会が事業主体となり実施することになりますが、町としましても、町商業・観光の振興を図るため、積極的に関わり、円滑に事業執行ができるよう支援して行きたいと考えております。

次に、原町ポケットパークについてであります。本事業については本年度、補償・用地取得・実施設計業務等を計画しておりますが、いまだに関係者との協議を開始できない状況にあります。

次に、野沢駅通り公園とそれに付随する町道上原中央線の整備工事についてであります。本事業につきましては、昨年度、道路設計、移転建物の調査などを実施いたしました。本年度は事業費を計上しておりませんが、公園整備に向けての住民説明会、住居移転のための用地交渉等を今後進めていきたいと考えております。

次に、野沢まちなかの歴史を探訪できる施設整備についてでございますが、野沢地区都市再生整備事業の中に、サイン設置事業を盛り込んでおります。具体的には、まちなかに誘客を図るために国道出入り口に、越後街道野沢宿の看板を設置するほか、まちなかのさまざまな史跡を紹介する看板設置などを計画しております。また、まちなか再生プロジェクトや地域の皆さんのご意見などを賜りながら、事業を進めていくこととしております。なお、町並みの再現による誘客の拡大といったおただしもございましたが、こうした提案はこれまでの計画策定作業の中でも出されてきた経緯がありますが、今次の事業に盛り込むことはできませんでした。こうした事業は、地域の皆さんの、個人負担が生ずる事業でありますことから、地域住民の皆さんとの合意形成を図り進めていく必要があると考えております。

次に、豆腐、醤油等製造業などの創業希望者への支援についてでございますが、こうした業種の開店は、町が進めているまちなか再生事業と正に連携できる事業だと考えております。現在においては、新たな事業を創業したいといった方に対しましては、国・県などにさまざまな支援事業が用意されております。町に相談いただければ、積極的に支援をしてみたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 9番、青木照夫議員のまちなか再生のご質問のうち、保育所建設地についてのご質問にお答えします。

7番、鈴木満子議員のご質問に町長がお答えしたとおり、現在町では、町役場跡地と新西会津小学校の隣接地の2カ所を候補地として考えております。これは、役場跡地については野沢町中の活性化や、町の所有財産の有効活用が図れること、新小学校の隣接地については、現在進めている小中連携に加え、保育所と小学校の連携をすることにより、幼児教育から中学校まで西会津町の教育の一貫性が図られ、特色ある教育環境が整備されることが候補地選定の理由であります。

今後、新たな保育施設の建設地等につきましては、西会津町保育施設整備等審議会でご意見をいただきながら、決定してまいりますのでご理解願います。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 9番、青木照夫議員の野沢町内の環境整備についてのご質問にお答えいたします。

野沢中央通りの消雪パイプの設置についてであります。住家連胆地区については、冬期間の除雪時に排雪場所の確保が難しいことから、消雪施設については、大変有効な施設であると認識しております。消雪施設については散水消雪・無散水消雪・ロードヒーティング等のさまざまな工法があります。いずれの工法も施設整備や維持管理費が多額である事から、本町にとってどのようなものが有効なのか、経済性を含め検討してみたいと考えておりますのでご理解願います。

次に、枝線の流雪溝の延長についてであります。流雪溝につきましては、除雪した雪を流雪溝に投雪することで、機能が発揮されます。それは沿線の方々のよる排雪作業が欠かせない条件となります。現在野沢町内の流雪溝については、野沢駅前を除いては、午前と午後1回ずつ投雪できるように通水しております。現在の流雪溝の延長や新たな路線の追加などによれば、投雪時間の変更や投雪作業の実施など解決しなければならない問題がございます。今後は地域からの要望等を踏まえ、野沢町内克雪活動実行委員会と協議をしながら、流雪溝整備についての検討をしてみたいと思いますのでご理解をお願いします。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 9番、青木照夫議員のご質問のうち、ゴミ処理についてのご質問にお答えいたします。

本町から排出される一般廃棄物は、喜多方市、西会津町、北塩原村で構成されます喜多方地方広域市町村圏組合で管理する環境センター山都工場で行っております。この山都工場の可燃ごみ焼却施設は、平成3年3月に、事業費19億2,127万円で建設されたところでありますが、ダイオキシンの規制が強化されたことから施設改修が必要となり、

平成 14 年 3 月には事業費 14 億 3,850 万円で排ガス高度処理・灰固形化施設を整備したところであります。また、同施設につきましては、焼却炉の老朽化が進んでおりますが、長寿命化を図るためのごみの減量化などの取り組みや修繕などにより今後 10 年程度は使用可能であるとのことであります。

住民の負担軽減を図るため、プラスチック類などの不燃ごみを可燃ごみとして焼却することができる高温溶炉の設置要望は可能かとおたがしであります。本町といたしましては、全てのゴミを焼却処分するのではなく、国が進めております循環型社会形成に則した分別の徹底によるごみの減量化とリサイクルの推進を図ってまいる考えであり、高温溶炉の設置要望は考えておりませんのでご理解願います。

次に、生ごみ処理器についてのご質問にお答えいたします。本町ではゴミの減量化を推進するため、平成 6 年度より生ごみ処理器の購入費補助を行っております。なお、補助率は 50 パーセントでコンポストが上限 2 千円、電動式処理器が上限 1 万円となっております。

議員おたがしのおり、生ごみの減量はごみ処理費用の削減につながりますことから、町といたしましてもクリーン推進員会議やケーブルテレビ等により、生ごみ処理器の導入促進を図るとともに、さらなるごみの減量化に取り組んでまいる考えでありますので、ご理解願います。

○議長 9 番、青木照夫君。

○青木照夫 それでは、再質問させていただきます。まずふるさと自慢館についてお尋ねします。課長がふるさと自慢館については積極的に関わり、円滑に事業執行ができるように支援していきますと答えておりますが、具体的にはどのような支援策が、今進められているか、考えておられるかを伺います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

まず、ふるさと自慢館につきましては、今現在は都市再生整備事業の一事業として計画して、盛り込まれているわけでありまして、予算を獲得する作業、そういったものに関しましては、町のほうで対応しているということであります。それで、今回の事業に関しましては、事業費の 90 パーセントを町が補助しますよというようなことになっておりますから、補助残の 10 パーセントだけ商工会のほうで負担をすれば事業実施ができるというようなことになっているわけでありまして、そういった形で町が関わりまして、一緒に設計業務にも携わってまいりましたし、今後の事業執行にあたっては町が関わって一緒に施行していきたいなというふうに考えております。

○議長 9 番、青木照夫君。

○青木照夫 事業主体と町の関わりということで、90 パーセントは補助しますというような答弁であろうかと思いますが、もっと細かく言えば、金銭的には提示されたそういう内容とか、何か提示とか、自慢館に対しての何かはありましたか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 ふるさと自慢館につきましては、委託料で 350 万、それから工事費で 3,500 万というような形で、当初、補助事業の中に盛り込んでおります。それらにつきまして、今、昨年度実施設計をした結果ですと、かなり人件費、さらには資材費等が高騰し

ているというようなことをございまして、そこから2割近く、その事業費がアップするのではないかというようなことでありまして、どんなふうに対処すればいいのかということ、いろいろ商工会からも相談を受けている状況でございます。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 ふるさと自慢館は、来館者がこのイベントの、4月から8月のイベントが5,696人が来られたという報告であります。私はここで申し上げるのは、ふるさと自慢館は、やっぱり商工会が主体として取り組まれた施設であります。それに対しての今の課長の答弁の中でも、しっかりとした支援をするということでもありますので、私は大変、これからのまちづくりはふるさと自慢館を拠点地として、やはり再生を図るということを願っている一人であります。その中で、今現在、町として商工会に対しての年間の営業費はどのくらいの補助を出されておられますか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 自慢館の支援ということですので、今、自慢館であるその事務をとっている方いらっしゃるわけですが、これについては、現在今、緊急雇用の国の補助事業を使って事務員を採用しているということ、年間約200万くらいの金額をお支払いしているのかなということでございます。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 質問の仕方が悪かったかと思えます。全体的な、商工会に対する全体の自由に使える補助金という意味だったわけですが、今、細かく自慢館の経費なども含めて言われたようですが、全体の経費ということ、商工会の。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 商工会への支援ということで、団体補助ということで270万、商工会のほうに補助している状況でございます。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 270万ということでもあります。会津管内の町村の補助金を見させてもらいました。その中で今言われたように、西会津町は270万。それで、次に一番多くいただいている町村を申し上げますと、只見町で600万。それから、もっともらっているのが北会津で642万2千円。これは西会津の会員数が272人に対して、西会津は270万。北会津は294万、会員数は多少変わりますが、642万2千円という補助であります。そのほかずっと調べてみても、わが町は少ないということでもあります。といいますのは、なかなか商工会もこの予算の厳しい中でのイベントが、なかなか大変だと、青年部なんかは、最近はいろんな会場にイベントに顔を出すようになった。いろんな形でPRをして、2年前はいろんなラーメンのことでグランプリを取ったというような積極的な運動を展開して活動していると、その中で経費がなかなかこう取れないということ、伺ったことがありまして、わが町も270万ではどうなのかなと、これから本当にまちなか再生するには、全体的な270万ではなくて、もっと私は商工会に対しての補助があるべきだと思います。いろんな各、集落関係の方のバランスを考えれば、いろんな補助関係がありますが、まちなかの商工会関係にはあまり少ないようでもありますので、あえて私はここで申し上げているのであります。

その点について、今後、まちなか再生、特にこれからすると青年商工会に対しての補助額はこれでいいのかということをお尋ねしたいと思います。その辺はいかがですか。

○議長 確認します。今の質問は、まちなか再生事業に対する商工会の関わりの中での、事業に対する補助ということですか。商工会団体全体ではなくて、まちなか再生事業に対するやつね。

○青木照夫 商工会のほうです。

○議長 そうなると、通告とちょっと超えちゃうので、まちなか再生事業に対する補助ということでもよろしいですか。もう少しまとめてお願いします。

○青木照夫 質問の内容がずれていれば、それは通せないと思いますが、商工会に対する補助金が、いろんな中でやることに対しての金額が少ないのではないかと、それも合わせていろんなこれからイベントをやるには、まちなかの事業に対してのそういう関連したイベントの中でも少ないのではないかとということで申し上げたわけですが、その質問に対して、振り分けをきちんとしなさいということであれば、また質問を変えます。

○議長 だからまちなか再生事業の対応をもっと伸ばすために、今言われたように、もっと補助率を上げなさいということでしょう。

企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 まちなか再生事業に関しましては、先ほども申し上げましたように、施設整備に関しまして事業費の補助金を差し引いて、残り10パーセント分を商工会がもっていただくというような形で提示をして、事業実施しているということでありまして。

それから、まちなかのイベントというような話がありました。そのほかに、この都市再生整備事業の中に、まちなかのイベント支援ということでございまして、それは別個に50万円、先ほど商工会に関して、団体育成のための補助金を出しているという話をしましたが、そのほか、まちなかで実施するイベントのために50万円の補助金を、このまちなか再生事業の中で交付しております。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 いろんな事業費と、そういう自由に使えるお金という、ごちゃ混ぜたような私の質問もありましたが、関連した別な中での質問であります。まちなか再生を図るためには、私もこうずっと述べましたが、史実にもとづいた眠っているそういう財産があると、そういうことに対しての考えはあるかということですが、この答弁の中では、とりあえず、今そういう中では取り組んでいないということでありましたが、私はなぜこのまちなかをこういうこだわっているのかということ、やっぱり今、野沢の町に歩いて散策する人がほとんどいない、よく町の行政の方は、よりっせ、道の駅に寄った方がまちなかにこられるようなという言葉を出しますが、現在の町では一回来たら誰も来ません。であるからこそ、これからの眠っている財産を考えたらいかがかということでこれ申し上げたわけですが。現在の都市再生整備計画事業の中にはもちろん入っていないようではありますが、私はそれは継続してずっとお願いできればと考えておりますが、その将来性についてはいかがですか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 1回目の答弁で、こういうふうにご答えたところでございます。野沢地区

都市再生整備事業の中に、サイン設置事業というのを盛り込んでいると、そういったその事業の中身であります。まず国道の出入口には、越後街道野沢宿ということで、まちなかに誘客を図るための案内看板をつくりますよということの一つ予定しています。そのほか、まち歩きをしていただいて、自慢館を拠点にしてまち歩きをしていただくというようなことで、いろんなまちなかの史跡というようなところに案内看板、云われ書を書いたり、ここにこんな施設がありますよとか、そういった看板の設置を今考えているというふうに答弁したところでございます。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 だから私の申し上げたのは、観光案内を出そうが、よりっせで寄った方がまちに入ろうが、見るところがないんです、自慢館以外には。だから、そういう意味で将来性のある考えがありますかと、そういう質問だったわけですが、今、答弁できなければ、またあとで質問しますけれども、そういうことに対してのあれは考えがあるかないか、まず町長にそういう将来性の、町の再生についてちょっとお伺いしたい。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 青木議員のまちなか再生を思う気持ちというのは、十分伝わってまいります。今、町がまさに計画しているのは、青木議員が指摘されているような内容を網羅した中で、しっかりこれからのまちなか再生を図って、そしていろんな道の駅だけではなくて、誘客をどう図るか、滞留をどういうふうにするか、いろいろとまちなかを見て、散策のできるような態勢を今つくろうとしているのが、まちなか再生事業であります。そのためには、町が整備をするところ、あるいは事業主体であるこの商工会、さらには個人的な負担も伴いますけれども、今度はそれぞれのお店やとか、そういったところも合わせて、一体物として、やはり一緒に取り組む必要があるのではないかというふうに思っています。

現在は、町が最低限度でできるところについては設置しようじゃないかということでもありますし、あるいは民間で、少しここを買収し、その買収した中にはポケットパークなどを計画しながら、もっと他の、町を散策できる方について楽しんでいただける。あるいは楽しんで買い物をしていただけるようなところをこれから整備をしたいということで、今、まさにそんな取り組みを行っているということでもありますし、そのために今、プロジェクトチーム、あるいは若い人の集まりなどをもって、いろんな意見をいただいているところでもありますので、その点についてはご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 同じまちなか再生の中で、上原中央線新設事業、野沢駅通り公園整備事業、原町ポケットパーク整備事業、この進捗状況を伺いましたが、答弁の中では進展していないということの感じではありますが、なぜ進展しておりませんか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 ここで申し上げたとおりでございまして、権利を有する方と接触ができないというような状況でございまして。

上原に関しましては、今年度、特に事業ということとはございませんので、じっくりと用地交渉なり、それから地域との話し合いを進めていきたいということで答弁したところでございます。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 事業開始がないという説明だったんですが、ここ1年間はいろんな形で折衝があって、進められていたわけですが、なぜそういう同じような集まりがあって、説明があって、そのなかなか進まないのかということですが、私も同じ町内に住んでいる一住民として感じるの、やはり住民とのコミュニケーションがまずない。昨日、町長がいろいろな形で耳を傾けます、いろいろな努力をします、頑張っておりますというようなことに近い答弁をうかがっていますが、やはりそういう今やろうとしていることの中で、なかなか前に進まない。今言ったようにコミュニケーションは周辺との、住民とのコミュニケーションが本当にあったのかどうか、それで自治区のそういういろいろなコンセンサスがあったのかどうか、その事業主体はいいと思いますよ、だけど進まない理由というのは、私はどこかでちょっとずれているのではないかと、そういう思いがするから質問しているんです。その辺どうですか、コンセンサスは取られていますか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 野沢まちなか再生の事業、都市再生整備事業につきましては、昨年度もポケットパークの用地が接触できずに、当初計画通りいかなくて、急遽、上原のほうの測量設計のほうに事業費を振り向けさせていただきました。そんな関係で、当然、建物所有者の方にはお願いをして、ご理解をいただいた上で測量を開始したと。あと公園につきましては、町の用地でございましたので、町がそういった形で進めさせていただいたということでございます。

今年に入りまして、上原地区の役員の皆さんと一度話し合いを持ちました。地区説明会もやるべきだろうということでありまして、近々そういったことも段取ってやっていこうというふうに考えております。ただ、その前に大筋で建物所有者の方の了解を得ておかなければ、地区の皆さんへの説明というのはちょっとおかしいだろうということでありまして、それらを先に進めて、そのあと行っていきたいということでもあります。

それから、原町ポケットパークにつきましては、先ほど来申し上げていますように、今年も何回か接触を試みたわけではありますが、なかなか話し合いに応じていただけないという状況が続いているということでございます。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 なかなか進展が見られなかったということではありますが、以前、5年前には、現町長が就任された当時、野沢町内老人クラブ連合会の名前で確か、今の幼稚園跡地はコミュニティホールか老人の運動できるゲートボールのことで申請しております。1町内から11町内の自治区長さんの判子をいただいて、それでこういう考えで使用したいということがありました。当然、今までもそういうあれはいただけませんが、過去私の個人の質問の中でも、総務課長が、あそこは子どもからお年寄りまでの幅広い年齢層の方に利用していただけるよう、コミュニティ環境の整備を検討しているという答弁もいただいております。そういう中で、なぜコンセンサスが取れない、住民の方は、私も3、4年前にアンケート調査、同じクラブの中の、そうしたら跡地利用はこうだあだということはある。それはもちろん役場には提出していませんが、そういう中で声を町は取り上げていけば、もっともっと別な意味で理解が得られたんじゃないかなと、そういうことがあったものだ

から、本当に皆さんの意見を聞いてやっておられたのか、そういう過去の事例に対してはわかって、さっき言った連合会の要旨、申し込みを出したことについてはご存知だったんですか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 7月29日に上原自治区の役員の皆さんと、上原駅通り公園に関する説明会というような形でちょっと話し合いの場を持ちました。私も前、公園の一部をコミュニティセンターみたいなものがほしいということで、老人クラブの皆さんから要望書が出されたという話は聞いておりました。この役員の皆さんとの話し合いも行いましたが、そういったことをおっしゃる方もいらっしゃいますけれども、ほとんどそんな話は聞いていないよと、自治区の役員の皆さんから、そういった話でございました。

公園を町のほうで今整備しますということではありますが、ゲートボール場なんかも入れて、将来、まだ国に申請をただけの事業でございまして、内容的には地域の皆さんの声を聞きながら、地域の皆さんに利用していただけるような公園をつくりたいということで、この間の説明会でも申し上げました。それでコミュニティセンターをどうしてもつくらなければならないというような話であれば、その部分の用地は公園の一角に設けて、公園とそのコミュニティセンターが一体として活用できるような施設整備を図りますよという話もしましたが、コミュニティセンターという話は聞いていないというようなことが上原の役員の皆さんのお話でございました。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 それは今年の役員会の中での話だと思います。私の言ったのは5年前の話ですから、各自治区長さんの同意を得て、判子を押してもらった内容のことを申し上げたんです。今の話じゃないんです。それが認識しておられなかったということで受け取りますが、もし今の時点で、いろんな計画の中で、頓挫するようなことはありませんか、これから今までのとおりに実行されますか、上原、その道路整備とか公園事業に対して。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 計画どおり事業実施したいということで町では推進していきたいというふうに考えております。ただ、原町ポケットパークもありますように、権利者がいらっしゃいますので、そういった皆さんにご理解をいただかなければ、なかなか事業実施できないということがございます。そういったところから努力してまいりたいというふうに考えております。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 話の進め方は、やっぱり一番大事な当人の話し合いが、コミュニケーションが取れていないのが一番だろうと思います。その辺、今後十分に話し合って進めていければと思います。

次、保育所問題です。これは先ほども言いましたが、何人か同僚議員が言いました。私は、まずいろんな教育委員会の立場でみる理想的な考えと、またまちなかに住んでいる立場という判断もいろいろあります。私はまちなかから保育所を絶対になくしてはいけないという簡単明瞭なことで申し上げます。それは、縷々述べさせていただいたとおりであります。やはりまちなかからいろんな小学校がもうなくなります、来年。それで、保育所も

なくなります。そういう中で、やはりいろんな面で衰退が考えられます。ということでありますので、絶対に保育所はまちなかということで力説したいと思います。

いろんな、昨日から今日まで、メリット、デメリット、聞かせてもらっております。私の考えでは、ここであれば、せっかくもう10月ですか、介護施設が開所されますよね、その施設と幼児というか、保育所のふれあいも、これは効果的である。何よりもかれよりも、今これ現在、この庁舎が隣に移った場合に、ここががらんと空いた。がらんと空いた場合の想定をみたら、向こう一面に荒れ果てた土地が丸見えです。私はそういうことを想像すれば、町の中に何もなくなってしまうのかということの危機感があります。その辺の考えで、私は強く、細かいことはいろんな教育面のプラス面、マイナス面、またこここのプラス面、別として、とにかくここに残してもらいたいという考えであります。そういう思いは、町長ひとつ。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 本来、小さい子どもたち、保育にかかる子どもたちが、その地域で、いろんなところで子どもの声がする、そんなまちづくりが理想だというふうに思います。それには、何といっても条件があるわけです。子どもがいることなんです。今、議員がおただしされましたけれども、子どもがなくなるとか、荒れてしまうとか、というようなことでは決してありません。私はここでなければならぬというようなことではなくて、2カ所提示をさせていただいたわけです。今、審議会の中で十分それらは議論をしていくことだろうと思いますけれども、一番やはり大切なのは、将来を見据えた中で、本当に子どもたちが、幼児が、何が一番その幼児にとって大切なのかと、こここのところをしっかりと考えていかないと、ただまちなかが荒れてしまううんぬんだけではなくて、子どもの幼児にとって将来的にどこが一番大切なのか、そこをしっかりと私は見間違っただけではないのかというふうに思っております。

現在、少子化という大変な状況の中で、ただ言葉だけで子どもは宝だということではありません。やっぱりこれから幼児教育というのは盛んに言われておりますけれども、そうした体制をしっかりと町として作りながら、将来の中で次世代を担う子ども育てていくことには、やっぱり幼児のころからしっかりこの町に愛着を持たせる。そして西会津町の幼児教育、あるいは学校教育というものは、あの当時、ああ間違いなかったんだなど、こういうようなやっぱり施設や、あるいは体制をつくりあげていくというのが私は大切であろうと思います。

議員のご高説については承っておきたいと思います。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 もう時間がないようなので質問を変えます。失礼、同じまちなか再生のことももう一つ、いいですか。

消雪パイプのことで、消雪パイプは必ず私はつくっていただきたいということで、短い言葉で、そうであります、ということは述べさせてもらったように、高齢者、独居老人の方が、もう本当に朝、ブルがだいたい3時か4時に来てだあっとかいていくんです。そうすると、だいたい固いものが置かれています。それで、限られた時間でそれを除排雪するわけです、元気な方は。それで、今、今年私のところにある2の方が訪ねてきました。

それは誰か、定年になられた方で、ここに住みたいと、だけど私は冬のことを申し上げた。皆さん、これスノーダンプで冬はこういうことでやらなければいけませんよと説明したら、じゃあ私は住めませんねというような答えもいただいたものですから、ぜひこれからの冬のそういう生活には、消雪を流せばブルが来ない、除排雪もしない、そういうことを考えれば、私はぜひそういう生活が誰でも空き家ができる中で生活ができるんじゃないかなと思います。この1点についてご答弁ください。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 消雪パイプのご質問にお答えいたします。

町では、消雪施設については大変、住家連胆地区については、大変有効な手段とそのように考えております。それが消雪パイプがいいのか、無散水消雪がいいのか、ロードヒーティングがいいのか、またその事業にも莫大な事業費がかかることから、維持管理費を含めて、経済性を考えながら今後検討してまいりたいと、このように考えております。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 以上、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 暫時休議します。(14時45分)

○議長 再開します。(15時10分)

12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 12番、五十嵐忠比古でございます。今定例会におきまして、通告に従いまして2点ほど一般質問をさせていただきます。

まずはじめに、町政懇談会と町民提案制度についてお尋ねします。伊藤町長は就任2期目であり、就任から今日まで間、町は平成23年の東日本大震災とそれに伴う東京電力第1原発事故、そして同年7月の新潟福島豪雨による家屋及び農業関連施設への浸水等の甚大な被害にみまわれ、原発事故の風評被害については、いまだに払拭されておられません。そういった現状の中でこそ、町民と向き合い、町民の意見をより多く町政に取り入れることが重要と考えます。町長は就任当時から、町政座談会、直接対話、町民提案制度による民意の吸い上げに取り組まれております。そのことを踏まえ、町長に次のことをお伺いいたします。

1点目でございますが、町長は就任から今日までに町内各地において町政座談会を開催し、町民との対話による意見、要望の吸い上げを実施してきているが、現実として町政運営に取り入れてきているかについてお伺いします。具体的事例があれば併せてお伺いします。

2点目でございますが、町民との直接対話による意見、要望の中で、町長としての判断も加わると思いますが、実際に町政へ反映された事例はありますか。また反映率でいうと、現状で町民との直接対話による意見、要望を実際に町政に反映された割合はどのくらいかについても併せてお伺いします。

3点目でございますが、町民提案制度については、よい仕組みと考えるが、今日まで何件あったか、また、そのうち実際に町政施策に反映されたものは何件あったのかについても併せてお伺いいたします。

次、鳥獣被害対策についてお伺いいたします。現在本町では、鳥獣被害対策について、

町民の安全安心の確保と農作物への被害防止のために、積極的に各施策に取り組んできているところであるが、被害は町内各地において拡大の一端をたどっており、町民にとっては依然として深刻な問題であります。そのことを踏まえ、次のことをお伺いいたします。

1点目でございますが、今年度、新たな取り組みとして狩猟免許所有者を町臨時職員として雇用しているが、現段階で何名いるかについてお伺いします。

2点目でございますが、鳥獣パトロール隊の範囲は、町内各地としているが、具体的にはどの範囲か、また網羅されていない、または巡回範囲から除外されている地域があれば、併せてお伺いいたします。

3点目でございますが、被害防止パトロールの成果についてお伺いします。また現在までのサル及びその他の対象鳥獣の捕獲、駆除頭数についても併せてお伺いいたします。

以上で私の一般質問といたします。よろしくお願いいたします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 12番、五十嵐忠比古議員のご質問のうち、町政懇談会とまちづくり提案制度に関するご質問にお答えします。

本町は、「みんなの声が響くまち にしあいづ」をまちづくりの基本として定め、町民の皆さんとの対話を重視したまちづくりを進めています。町政懇談会はそうしたまちづくりの一貫として、平成22年度から開始し実施しているもので、単に、地域の要望を聞くだけでなく、町民の皆さんとの対話を重視し、町民の皆さんと一緒によりよいまちづくりについて考える場、自由な意見交換の場として開催しています。この町政懇談会はこれまで、23の自治区・団体に開催しており、懇談会で出された意見や町の回答については、町ホームページで公開しているところであります。

次に、まちづくり提案制度、町長へのおたよりにつきましては、町民の皆さんの声に真摯に耳を傾け、町政に反映していくことなどを目的に実施しています。本事業については平成21年度から開始しており、これまで、延べ84人の方から、136件の提案をいただいております。いただきました提案に対しましては、全て町長自らが目を通しており、町長自らの言葉で回答しているところでありまして、これらにつきましても町ホームページで公開しております。

次に、町政懇談会やまちづくり提案制度が、どのくらい町政に活かされているかについてでございますが、町民の皆さんからの意見につきましては、道路整備などの多額の費用を要する事業から、身近な生活に関わる問題までさまざまあります。これらを数で表現することはできませんが、大きなものでは、バス交通体系の抜本的な見直し、診療所への院外薬局の導入、旧奥川小学校への奥川支所機能の移転、野沢地区街路灯LED化等については、町政懇談会で出された意見を基に計画されたところであります。

次にまちづくり提案制度についてでございますが、これも率での表現はできませんが、国保被保険者証のカード化、信号待ち時間の短縮、バス交通体系の見直し、Wi-Fiスポットの整備、空き家情報発信、鏡山案内看板設置、電気自動車高速充電機設置などが事業化されている主なものでございます。

町は、町民懇談会以外にも、数多くの総会や会合にお招きいただき出席しています。こうしたさまざまな場面において出された意見に対しましても、常に耳を傾けております。

これらにつきましても実現にむけ取り組んでおりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 12番、五十嵐忠比古議員の鳥獣被害対策についてのご質問にお答えいたします。

町内では、サルにより農作物被害のほか、クマによる被害、さらに近年ではイノシシによる被害も発生しております。このため、被害防止対策の指導や捕獲体制の強化を図るため、本年度新たな取り組みとして、狩猟免許取得者を臨時職員として雇用し、被害防止パトロールを実施しております。

1点目のご質問の雇用している人数ですが、今年度は2名を雇用し、月曜日から金曜日までの5日間活動をしています。さらに、毎週日曜日は、鳥獣被害対策実施隊によるパトロールも実施しています。

2点目のパトロールの活動範囲についてであります。基本はサルの被害防止であるため、奥川、新郷、群岡、野沢地区などのサルの出没地域を重点的に実施していますが、それ以外の地区でもクマやイノシシなどの鳥獣による被害があった場合は、現場での被害状況の確認や対策を行っていますので、町内全域が活動範囲となっています。

3点目の被害防止パトロールの成果についてであります。1点目は、被害発生時には、迅速な捕獲活動や追払い活動が実施できること。

2点目は、現場に応じた被害対策指導等ができること。

3点目は、銃を持ってパトロールを行うことにより、サルに対して威圧となり、地区によっては出没回数が減少していること。

4点目は、パトロールや追跡調査により、サルの移動パターンがある程度予測ができるようになったことから、ケーブルテレビのデータ放送を活用し、8月上旬より、サルの出没予想を開始し、事前の被害対策が可能になったことなどの成果があります。

また、8月末現在での捕獲頭数であります。サルについては20頭を捕獲しており、そのうち6頭がパトロール中に捕獲したものです。クマやイノシシの捕獲は、おりやわなで行うためパトロール中の捕獲はありませんが、有害捕獲により9頭のクマを捕獲しています。今後も、人的被害の防止と農作物被害防止のためさまざまな対策を行ってまいりますので、ご理解願います。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 それぞれ答弁いただきまして、だいたい理解をしました。それでは、町政座談会と町民提案について質問いたします。

まず町民座談会での対話については、報告の中で7つか8つくらいの成果、取り組みがありましたけれども、これは直接町民から聞いて、実施したと思いますけれども、これはだいたい、実施からだいたい、すぐ実施ができませんと予算の関係もありますから、スピーディーにやっていると思いますけれども、その中で、今年の災害、7月の災害、奥川は経済常任委員会で見に行ってきたんですけれども、学校の水路、旧奥川小学校の、あの辺もやっぱり町長にお尋ねしたいんですけれども、やっぱり先ほど荒海議員にも答弁しておりますけれども、やっぱり早く、あの水路拝見しますと、すぐ大雨降ると水害になりやす

いかなと見てきたんですけれども、その辺は町長としてどうお考えですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今、課長から答弁させましたけれども、直接対話や、あるいは町長へのおたよりとかということで、必ずしも即実現できない、将来にわたった基本構想的なものも多分にございます。そうしたものは別にして、やっぱり実現可能なものであれば、そんなに財政的な負担がかからないものであれば、即そういった対応を取っていきたいということでありまして、また、これまで制度的なもの、あるいはどこかと交渉すれば、すぐそれは実現可能ではないかというようなことも、これまで何度かありました。例えば坂下に行っているバスが、なぜ縄沢を通ってできないのか、こういうことも議会での質問もたぶんありまして、それは、交渉したなら、あるいはその対応で、即それが実現をしたというようなこともありますので、あるいは保険証のカード化、これは一般的になっているよと、そういうことも実現できないのとなれば、それはそんなに財政的な負担はかからず、そうした対応も取ってまいりましたし、あるいはここで言っているように、信号の待ち時間がどうも長いとかという場合についても、これは交通安全協会や、あるいは警察当局との話し合いの中で、実際にそこの場に行って、実験的にどのくらい長い待ち時間なのかということもできますし、そういったもろもろな、町に対して即できそうなものについては、すぐさま関係課を通して対応しているということでありまして。ですから、今後もまたそういうことがいろんな角度で出されてくれば、内容を精査しながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

中町についても、これは以前からそういった場所であるということで、私も直接議会のほうに、この要望が住民から出されておりましたので、場所等の確認をいたしました。今回の7月の豪雨の際に、それぞれ住家に床下浸水があったような箇所、どこが原因なのかということも合わせて拝見をさせていただきましたし、また、小綱木地域についても、この実際に地滑りがあって、これをなんとか補修しても、なかなかこのすぐまた滑ってくるというようなところも拝見をさせていただいたわけでありまして。そうした中で、すぐままでのものだったならば、それはやっていかなければならいだろうということで、これは今回の予算にできるものについては計上させていただいたということでありまして。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 町長の答弁はわかりました。なお、また今後は、災害があったら困るし、なお同じ繰り返す部分もありますけれども、やっぱりそこは緊急に対応してもらって、被害のないように、道路から大雨降ると越えて、家の床下に浸水するという話もうかがってきたんですけれども、そこばかりではないと思いますけれども、今後は緊急にやるやつは、予算を取ってやってもらいたいと思いますので。

では次に提案制度でございますが、これは全部で36件の件数で、延べ84の方が提案したそうですけれども、この中で、やっぱり重複して提案していることがらはありますか、どういう提案、提案箱に入っている内容は、差し支えなかったらお知らせ願います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 町長へのおたより、まちづくり提案制度の件数、136件でございます。延べ84人の方から提案をいただいたということでございます。中身につきましては、道路、

あの辺が危険ですよから、先ほど町長が言いましたように、信号の待ち時間の話であったり、さまざま多岐にわたっておりまして、そんな中には重複している意見もいくらかはあるのかなというふうには考えておりますが、どのくらい重複している意見があったのかというようなことは、ちょっと分析しておりませんので、そこまでちょっと今お答えできるような状況にはございません。

いろんな、本当に簡単な、身近な要望であったり、それから町長の話にもありましたように、道路整備みたいに長期的に考えていかなければならない要望であったり、さまざまございますので、すぐできるものもございますし、なかなか時間をかけないと実施できないという事業もあるということでございます。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 最近、提案制度は何件くらい、最近ありますか、何件か。町長2期目就任してから、新しい提案制度では、それわかればお知らせしてください。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 毎年年度ごとに言いますと、21年度が初年度でありましたので60件ほどございました。22年が38件、23年度16件、24年度が4件、25年度18件、26年度、今年5件ということで、先ほど多賀議員3件というようなことでありますが、現在で5件ございます。そんな形で意見が寄せられております。

今年の5件につきましては、牧橋がちょっと道路の急な坂になっている牧橋の架け替えなんかは検討できないのかと、それから町のPRの仕方なんかについてのご意見がございました。それから、消防活動ということで消防のいろんな事業に関するご意見がございました。それから、スクールバスの運行に関するご意見がございました。それからもう一つは、5つ目が町に昔の自動車を修理といいますか、ヒストリックカーの制度、古い車を西会津町に来たら直せるとか、そういった形で、そんな特徴ある町にできないかというような提案が寄せられておりまして、5件、現在寄せられているというような実態でございます。ご意見は本当にさまざまでございます。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 今の答弁で理解できました。また牧橋の橋というお話出ましたけれども、あれは本当に古いと思いますけれども、緊急を要するものは早く対応してもらって、その辺はよろしく願います。

次に質問を変えます。鳥獣被害対策について願います。今年度より新しく臨時職員を2名雇用して5日間、月曜日から金曜日のパトロールにしておりますけれども、その中で地区、新郷、奥川、群岡、あと野沢と先ほど答弁の中であったんですが、野沢もかなり被害、サルがやっぱり来ているんですか、その辺をお聞きします。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 野沢地区では、これまで堀越地区に群岡の群れが移動しているような形が、移動が認められていたんですが、本年については、塩喰、牧、安座まで行動範囲が広がっていることが確認されまして、それぞれの地区で被害が発生している状況です。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 野沢まで来たら、やっぱりこの先、小島地区とか尾登まではまだ距離が

あるのかなと思って、その辺はまだいっていないんですか、その辺はどう対応しますか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 町内には10の群れで700頭いるということで被害対策にあたっていますが、これまで小島、登世島のほうで、かつて目撃情報はありましたが、現在のところ被害状況は寄せられておりませんので、そちらのほうには出沒していないということでありま

す。
現在5つの群れに6頭、発信機を付けておりますので、それらの生息域調査を行いながら、被害対策に取り組んでいきたいと思ひます。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 今、発信機6頭付けているということだったんですけども、その中でやっぱり高目の警戒システム使っていますよね、それであそこも発信機が付いているサルがいるんですか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えをいたします。

高目地区にはサル接近警戒システムを設置しておりますし、富士群といわれる群れの中で、2頭発信機を付けております。発信機を付けたサルの行動については、サル接近計画システムを通して、町担当職員のほうにメールが入るようになっておりますので、パトロール隊員に前日の情報、今朝、朝方ここにいるというような情報を伝えて、そちらを優先的に被害パトロールをしていただくような、いろんな連携を取りながら対策に取り組んでい

ます。
○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 その中で、群岡群とか、豊洲あと富士、高陽根群かな、その群れについて、一番被害のあるところはどこですか、ちょっとお伺ひします。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 被害額のご質問にお答えしたいと思ひます。

毎年、被害防止計画を立てる前に、町民の皆さんに被害状況のアンケートをしております。それによりますと、25年度、一番被害が多かったのは、富士群の101万1千円になっております。これらの皆さんの回答によって被害対策を立てるようになっておりますので、ぜひ、その町のアンケートには正確な回答をいただいて、町はその回答に応じて具体的な対策に取り組んでいきたいと考えております。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 ただ高目は、被害というと、やっぱりキュウリ栽培されていると思うんですけども、やっぱり一番被害が多いのはどういう作物ですか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 被害報告の中には、作物ごとの報告もいただいておりますので、富士群で一番多いのがキュウリ、次がトマト、ジャガイモの順になっております。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 それでは、今、電柵、各サルの出沒集落で設置していると思ひますけれども、町の補助を受けて設置した電柵は今何件くらいでしょうか、お伺ひします。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 最近特に被害の多い地区では、電柵の導入が進んでおりまして、なかなかその集落で電柵に取り組みないところについては、町で貸出し用の1基、準備しておりますので、そこで町のほうが実証的に設置をして、それから効果をみて、実際取り組んでいただくということになっています。毎年7名から8名の方が電柵の設置に取り組んでおります。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 今の報告で理解できました。なお、サルはいつ出るかわかりませんが、人がいなくなったらね、お昼とかなんかでね、今、パトロールの成果も上がっていると思いますけれども、サル、うちの部落もそうですけれども、人がいるところは林の中でギャギャギャ騒いでいるんですけれども、またいなくなったらまた出てきて、あと電線をつたわってくるサルもいるんです。それは電柵の上に通っていて、その辺はやっぱり効果はあれかなと思うんですけれども。なお今後は、電柵の補助を受けてやる集落もあると思いますけれども、あとこの補助制度はいつまで続けるんですか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 現在、これをすれば絶対被害がなくなるという状況ではありませんので、その中でも一番有効なのは電気柵かなというふうに考えています。そういうことでありますので、町としても今後、電気柵補助については継続して実施していきたいと思っておりますし、被害の減少しない地区については、やっぱり農家の方が自ら自分の畑を守るという意識のもとに、そういう電柵設置に取り組んでいただければと思います。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 ただいまの答弁、だいたいわかりました。これで私の一般質問を終わります。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(15時43分)

平成26年第5回西会津町議会定例会会議録

平成26年9月10日（水）

開 会 10時00分

出席議員

1番	小柴敬	6番	猪俣常三	11番	清野佐一
2番	三留正義	7番	鈴木満子	12番	五十嵐忠比古
3番	長谷川義雄	8番	多賀剛	13番	武藤道廣
4番	渡部憲	9番	青木照夫	14番	長谷沼清吉
5番	伊藤一男	10番	荒海清隆		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	伊藤勝	建設水道課長	酒井誠明
総務課長	伊藤要一郎	会計管理者兼出納室長	会田秋広
企画情報課長	杉原徳夫	教育委員長	田崎敬修
町民税務課長	新田新也	教育長	新井田大
健康福祉課長	渡部英樹	教育課長	成田信幸
商工観光課長	大竹享	農業委員会長	佐藤忠正
農林振興課長	佐藤美恵子	農業委員会事務局長	佐藤美恵子

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高橋謙一	議会事務局主査	薄清久
--------	------	---------	-----

第5回議会定例会議事日程（第6号）

平成26年9月10日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第1号 西会津町民憲章の制定について

日程第3 議案第2号 西会津町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

散 会

（議会活性化特別委員会）

（保育施設運営に係る調査特別委員会）

（一般質問順序）

1. 清野 佐一
2. 長谷沼 清吉

○議長 おはようございます。

平成 26 年第 5 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着席し、発言を求めてください。

11 番、清野佐一君。

○清野佐一 皆さん、おはようございます。11 番、清野佐一でございます。この 9 月は、皆さまご承知のように決算議会といわれております。私は今定例会に数件の一般質問の通告をしておりますので、順次質問をいたします。

その前に、去る 7 月 9 日に発生した前線の影響による豪雨災害は、本町に住宅や道路、農地などに甚大な被害をもたらし、本町に大きな影響を与えたものでございます。被災された方々に心よりお見舞いを申し上る次第であります。そして、町としても迅速な被害状況の把握や対応に当たられたことに、先日、同僚議員からも評価の声がありましたが、私も同感であります。今後は一日も早い復旧を望むものであります。

それでは質問に移ります。まずはじめに、ふるさと納税制度への取り組みについてお伺いをいたします。

このふるさと納税制度は、都市部に住む人にふるさとを応援してもらおうと国が導入したもので、自分が生まれ育ったふるさとを応援したい、ふるさとのために何かをしたい、あるいは自分が応援する地域に貢献したいという思いを寄付金という形で応援したい自治体に納めていただくものであります。この制度は、最近マスコミ等でも多く取り上げられ、寄附者へのお礼の品として特産品を贈る自治体が増え、ヒートアップしている現状であります。総務省によりますと、ふるさと納税制度の 2013 年度の利用者は 10 万 6,446 人となり、4 年前の 3 万 3,149 人の 3 倍強となったとのことであります。

今までも数人の同僚議員がこの問題を取り上げ、さらに積極的な取り組みを提案をしてきました。そして私も機会あるごとにこのことについて話をしてきました。特産品を贈り食べていただくことで、安全安心のアピールや風評被害の払拭、さらには農林産物の販売拡大につながると考えております。

今、国では、来年度よりふるさと納税により税金が軽減される寄付の限度を、上限を 2 倍に引き上げるとともに、手続きを簡素化し、年末に決定する来年度税制改正に盛り込むとみられております。これは国が、この制度への積極的な取り組みを奨励する改正と受け取れます。そしてプレゼント合戦のように加熱する現状に賛否両論はありますが、ふるさと納税は地域を PR する格好の制度であり、また絶好のチャンスだと思っております。

本町においても、現状に甘んじることなく、PR を含め特徴のある取り組みが必要と思われませんが、町の考えを伺います。

次に、マイマイガ防除対策についてお伺いをいたします。今年の夏は今まで見たところがないほどのマイマイガの大発生がありました。このマイマイガはドクガ科の大型の蛾で、幼虫は山林の落葉樹や街路樹、家庭の庭木や草花の葉を食害するものであります。7 月か

ら8月にかけて、夜間、大量に照明などに飛来し、現在は建物の外壁や照明近くの樹木などに卵を産み付けております。おおむね10年周期で大量発生するといわれ、終息するまでは3年くらいはかかるとのことであります。

本町においては、特にさゆり公園において卵の塊が多く見受けられます。公園内の木々や施設に卵を産み付け、景観を損ね、公園を訪れる人たちに多くの不快感を与えております。また、来春には孵化した幼虫の公園の木々や農作物への食害が心配されます。早期の対応が必要と思いますが、対策をお伺いいたします。

次に、町政への取り組みについてのうち、町道大滝線の改良についてお伺いいたします。町長は広域林道、大山美坂高原線開設期成同盟会の会長をされております。この大山美坂高原線は、西会津町安座を起点として大久保地区を通り、三島町美坂高原にいたる全長約18キロメートルで計画されました。しかし、平成16年に国の事業見直しにより計画路線の一部が除外され、分断された状態になっております。大滝から美坂高原間への町道大滝線は、幅員3メートル、延長2.9メートルで、狭隘で屈曲が多い路線であり、そのため町長は、その改良の必要性に言及されております。町道である限り、当然町がやるべきと考えますが、いつ頃までどのような改良を考えておられるのかお伺いをいたします。

次に、町政への取り組みについてのうち、町の施設の管理についてお伺いをいたします。

その1点目として、町の施設のバリアフリー化についてお伺いをいたします。バリアフリーとは、一般的に障がい者や高齢者などの社会的弱者といわれている方たちが、社会生活に参加する上で、生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くため、施策や障害を取り除いた状態をいいます。そのほか、バリアフリーの概念を広く適用したものに、言語バリアフリーがあり、これは観光立国実現のため、外国人旅行者の利便性、満足度向上のために、交通機関の掲示板を多数の言語で表示しているものであります。

そこで、本町では不特定多数の方の利用する町の施設のバリアフリー化はどのようになっているかお伺いをいたします。

また、林業研修センターのバリアフリー化については、いまだになされておりません。先日、町健康診断時に、杖をついた高齢の方が、恐る恐る階段を上ったり下りたりされておりました。せめて手すりがあればなど、スロープがあればなど感じた次第であります。もし転倒などすれば、骨折をしたり、また打ちどころによっては万が一の大事にいたることも考えられます。一日も早いバリアフリー化に向けた対応をすべきと思いますが、考えをお伺いいたします。

次に、町営住宅の管理についてお伺いをいたします。本町には町営住宅が、西原地区、下小屋地区と西林東地区にあります。それぞれに適正な管理がされていると思いますが、西原地区の住宅の屋根の塗装がはがれているように見受けられます。町営住宅は町の大切な財産です。塗装は何年くらいの間隔で行っているのか、また、今後の計画についてお伺いをするものであります。

以上で私の一般質問といたします。明快なご答弁をよろしくお伺いいたします。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 11番、清野佐一議員のご質問のうち、はじめに、ふるさと納税制度への取り組みについてのご質問にお答えいたします。

議員ご承知のとおり、平成20年度より導入されたふるさと応援寄附金、いわゆるふるさと納税制度は、自分が生まれ育ったふるさとを応援したい、自分が応援する地域に貢献したいという方々の思いを寄附金という形で、自治体に納めていただく制度であります。また、寄付された金額のうち、2千円を超える部分については、一定の限度額まで住民税と所得税が控除されるといった税制上の優遇措置もあるところであります。なお、議員おただしの上限の引き上げや手続きの簡素化などの来年度における制度の改正につきましては、現在のところ国・県からの通達はきておりません。

次に、本町におけるふるさと応援寄附金の取り組みであります。町ホームページやケーブルテレビ、広報誌等による周知をはじめ、本町出身者で組織している在京西会津会や西会津郷友会の総会開催時にもPRを図ってきたところであります。この結果、制度が創設された平成20年度から本年8月末まで延べ110件、1,753万4,839円の寄附金が寄せられたところであります。このように、ふるさと応援寄附金は、地域の活性化や子育て支援など、本町の特色あるまちづくりを推進する上で貴重な財源となっているところであり、より多くの方に寄附がいただけるよう、今後、PR方法やお礼の品物などについて、十分に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、マイマイガの防除対策についてのご質問にお答えいたします。

マイマイガは、森林病害虫等防除法に定められたドクガ科の蛾で、約10年周期で大量発生する性質を持ち、1度発生すると終息するまで3年程度はかかるといわれております。生態につきましては、卵の状態を冬を越し、4月頃からふ化が始まり、幼虫で7月上旬頃まで樹木などの葉を食べ、その後になぎから成虫となり、10日間ほどの間に樹木の幹や建物の壁等に卵を生み付けたのち、寿命を向かえます。日本国内では、今まで中部地方や北海道で8年から11年に1度大量発生してはいましたが、本年は全国的に大量発生しており、本町をはじめ会津管内での大量発生は初めてであると考えられます。

次に、本町におけるマイマイガの対策であります。8月上旬に防除に係るチラシを全戸に配布し、卵の除去や、来春にふ化した場合の殺虫剤による駆除などを町民の皆さんにお願いしたところであります。また、さゆり公園等の公共施設につきましては、施設の職員が卵の除去等の防除作業を行っております。町といたしましては、今後、マイマイガの大量発生を防ぐための有効な手段を調査するとともに、実施できる対策については早急に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 11番、清野佐一議員のご質問のうち、町政への取り組みについてのご質問にお答えいたします。

最初に、町道大滝線は、幅員が3メートル程度の狭隘な箇所を有し、一部に落石が見受けられることなどから、町では本路線における改良の必要性について認識しているところであります。路線は急峻な地形からなる箇所が多く、工事に際しては多額の事業費がかかることが想定されるため、工法等についても十分な検討を行う必要があります。

このようなことから、現在のところ施工時期や施工方法については未定であります。補助事業等の活用も視野に入れながら改良計画を立ててまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、町営西原住宅の屋根の塗装についてのご質問にお答えいたします。

本町営住宅につきましては、平成4年度から平成7年度までの4年間で全27棟を整備いたしました。修繕につきましては、点検の結果に基づき実施してまいりましたが、一昨年の点検結果において屋根に錆が発生しておりましたので、その中でも緊急性の高い2棟について、昨年度、塗装修繕を実施いたしました。今年度からは、現在作成を進めております公営住宅等長寿命化計画に基づき、国・県の補助金等を活用しながら計画的に進めてまいりますので、ご理解願います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 11番、清野佐一議員の町の施設管理についてのうち、バリアフリー化についてのご質問にお答えいたします。

町の既存施設については、これまでバリアフリー化に対応するため順次改修工事を実施しており町民の皆さんが利用しやすい施設管理を行ってきたところであります。

ご質問の林業研修センターは、昭和63年度に地域林業の活性化の活動拠点として建設され、現在は林業関係ばかりでなく、検診や健康教室、町公民館尾野本分館として利用されるなどさまざまな事業で活用されております。昨年からは、施設利用者の利便性向上を図るためバリアフリー化に向けた改修を実施しており、昨年度は、和式トイレを洋式トイレに改修し、今年度は正面玄関の階段にスロープと手すりを取り付ける工事を予定しており、現在、工事発注にむけ事務を進めているところでありますのでご理解願います。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 ではまず、町道大滝線のことでお伺いをしたいと思います。町長が期成同盟会の中で、その改修に言及をされたということで、それも奥のほうが広くて、手前が狭いと、これではもう利用価値がないとか、同じ利用するにも不便だというようなこと、もっともな話であります。それによって、奥がこれから、先日、同僚議員の話にもありましたように、いろいろな木質バイオマスとか、いろんな森林資源を利用する等々につきましても、やはり今後、長い目で見れば、ちゃんとした整備が必要なのかなというふうに思います。今現在、そこで生活しておられる方々も、やはり日々の暮らしの中で危険と隣り合わせ、そして今までも要望してきたというような話であります。その辺の受け止め方とか、それは町長はどのようにお考えですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 以前から大山美坂高原線、広域林道の開設にあたっては、私の視点で、やはり奥に6メートルぐらいの幅の広い道路、整備された道路が開設をし、そして、じゃあそれを利用して本来の目的である林業にどう結び付くのかということ、今ご指摘のありましたような、どうしても狭隘な部分の町道が、そこに連結をして、それを利用しない限り奥には行けないという、大変使い勝手の悪い林道なのであります。このことは、ことあるごとに県のほうにも何度も、この話などをして、理解はしているわけではありますがけれども、なかなか町道に対する、この林道との関係性で、事業費のうんぬんということは、なかなか引き出す実態ではないという内容であります。

そこで、この大山美坂高原線も、先般の総会の中でもご理解いただいたように、だいたい全線完了をしているわけであります。残るは、やはりこれまでの洪水とか、いろんな災

害によって一部箇所が決壊しているところもありますし、これらがすべて完成した暁には、これの完成祝いといいますか、そうしたことで一区切りをつけながら、この期成、本来的な期成同盟会の役割は終えたということに終止を打っていききたいなというふうに考えております。

そこで、残されるのは、やっぱり約3キロにわたる大滝までの、400号から大滝までのこの路線がどうしても改良が必要だということで、今の課長の答弁では、時期は未定だということでもありますけれども、これから西会津町の長期計画の中には、やはり載せて、改良していくことが必要だと私は考えておりますので、今後、西会津町の長期計画の中で、時期はいつごろにしていくべきか、あるいは道路全体の中で、この順序をつける、あるいはその事業費をどうつけるかということも総体的な中で、やっぱり検討していく必要があるだろうというふうに思いますので、今、いついつからという時期は明確にはできないまでも、長期計画には必ず載せて対応してまいりたいと、こう考えております。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 これから一步進んでやるというお言葉をいただきました。それで、先ほども狭隘な道路であり、屈曲が多いというようなことで、工法とか、そういうのも早めにやっぱり決定をしてやらないと、やっぱり先に進まないのではないかと思います。それらを早めに、その計画に載せると同時に検討してやっていただきたいと思います。

あと今、林道と大滝の集落の中間が砂利道になっていると、それらもお願いをしているんだと、でも一向に進んでいない。これはそればかりではなくて、われわれ議会報告会をやったときに、町民の方から、言ってもやってくれないんだという声が、これ1カ所、2カ所ではありません。行ったところ、いろいろ聞いてまいりました。その結果、皆さん委員の方々、各常任委員会に振り分けまして、そういうところで話をした中で、今度は町のほうでも対応してもらっている部分もありますけれども、やはり言われたらやると、できなければできないような説明もあってしかるべきではないかというふうに思います。いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 昨日から、道路の問題や、あるいは指摘した箇所がなぜやらないのか、なぜ遅いのか、なぜ、なぜというのがたくさん出てまいりました。私は、今、町道全体の路線というものを考えたときに、はっきりこの何路線というの、どのくらい町道、あるいは林道、農道、こういったことで、本当に生活の必要なものというのについては、やはり優先順位を付けながら、これが陥没しているとか、あるいはパッチングを要する場合にはパッチングをすとか、そういったことはやっぱり早期にやらなければならないというふうに思っておりますので、今後、パトロールのあり方や、あるいはパトロールでどういうところがどういう箇所になっているのかということについては、もう一度、その現在の建設課の内容について検討するようにしていきたいというふうに思います。

しかしながら、すべての道路が箇所付けで言われて、ここはどうするんだ、ああするんだと、本当に必要なところについては、担当課で見ながら、順序を付けながら対応しているのではないかなというふうに思っています。

ですから、あとそれから、生活道路と、また少しかけ離れた、今言った砂利のようなと

ころもありますけれども、しかし、それは周辺にとっては本当に大変だと思います。あるいは必要だというふうに思いますけれども、その以前にやらなければならない箇所も多分にあるということですので、説明不足については、これは町としてしっかり説明をしなければなりませんけれども、そうしたことを、やはり西会津町の道路事情ということについても、これから行政についてもしっかり説明をして、本来やるべきこと、あるいはいつ頃までにできるか、こういったことまで説明をしていきたいなというふうに考えております。

○議長 11 番、清野佐一君。

○清野佐一 頼んだほうは、やっぱり町長にお願いをしたといえば、もう明日にでもできるんじゃないかというような期待を持っているわけですよ。ですから、やはりそのときに、できないということは言えない、遅くなってもやるということは当然やらなければならないことですが、そのときのその説明の仕方でも誤解をまねくとか、そういうこともあるんじゃないかなというふうに思われますので、その辺はやっぱり町民の方にちゃんとした説明が必要だろうと思います。

それから、あと今、大滝線については、工事終了後、道路が大変痛んでいるんだというような話で、舗装がもうひび割れしている状態ですよ。このたび舗装をやられているようですが、それも本当に酷いところの部分的なことだと思います。今後、その計画的な中で、もちろん部分舗装でもなんでもやるような考えでおられますか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 大滝線の舗装のご質問にお答えいたします。

大滝線につきましては、非常に舗装が傷んでおりまして、もうパッチングでは対応できないという箇所がありますので、傷みが酷いところから計画的に舗装の打ち替えを行っていきたくて考えておりまして、今年も一部分打ち替えをいたしまして、昨年度もまた打ち替えをしているということで、傷んだところから舗装の打ち替えをやっていきたくて、このように考えております。

○議長 11 番、清野佐一君。

○清野佐一 本当に工事のあとで傷んだ道路ということで、そこを毎日通行する方は、本当に苦勞されているなというふうに思います。それらの継続的な補修なりなにかをやっていただければと思います。

それでは質問を変えたいと思います。ふるさと納税制度についてご質問いたします。この制度、私、今年のお盆、寄付された方から、西会津町でふるさと納税制度やっているのかと、そういう声が、5人まではいきませんでした。3、4人は言われました。だからやはり、これらもPR不足があるのかなということも感じるわけですが、十二分なPRとしてやっておられる考えでしょうか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

現在町が行っておりますふるさと納税、ふるさと応援寄付金のPRにつきましては、ホームページ、町のホームページでは掲載してございます。ただし今議員がおっしゃられたように、寄付をされる方は町外の方がほとんどでございます。ですから先ほど答弁でもお

答えしましたが、在京西会津会、西会津郷友会等の総会開催時にはPR、お願いをしているわけですが、今ほど議員がおっしゃられたお盆とか、正月とか、帰省される方が、多くの方が帰省される時にチラシ等をまけば、もっと効果的なPRができるのかなということで、今後そういったより多くの方に知っていただけるようなチラシの配布等、十分に検討してまいりたいと考えております。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 PRの仕方も工夫してもらえれば、応援してもらえる人も増えるのかなというふうには思います。あとそのほかに、今回、一つ喜多方市の例をあげますと、今まで名水というの、水を贈っていたそうなんです。それを今度は、5千円から1万未満、1万から5万未満、5万以上と3段階に分けて、その贈る品物を別々にしたということで、今回喜多方市では、去年1年間80件でしたか、の申し込みがあったのが、今年は1カ月で88件の申し込みがあったと、そのような大きな成果が出ているんですね。そして皆さんもご覧になったと思いますが、昨日、一昨日の新聞、湯川村、あれはコメ一俵を3万円以上ですけれども、やるということで、すでに4千万からの寄付があるということです。以前、総務課長が、いつもこのふるさと納税についてはご答弁いただいたわけですが、そのときに、その物の販売というか、そういうことみたいで、あまり気が進まないというか、いかなものかというようなご答弁だったと思うんですが、実際にこれだけの成果が、本当に今、西会津、報告の中では20年からやって1千万、ずっとね、何件も積み重ねて1千万だと。お金ばかりじゃないですけれども、それがこの町のPRにつながると、そしてお米が売れる、一石二鳥ばかりではなくて、三鳥、四鳥だと思うんです。そしてまたいろいろ町とのつながりも出てくるだろうし、だから、やっぱり今世の中というのは、みんながテレビでこれだけ盛り上がり、そして競争みたいになっていますけれども、ある程度はそれに遅れを取ってはならないというふうに思うんです。

そういうことで、これは総務課長の以前の考えがそうであったんですけれども、今はどうお考えですか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

今ほど議員がおっしゃられたことでありますが、先ほどの話にもありましたけれども、お礼の品、例えば町の農林産物、特産品ですとか、そういったものを皆さんにお贈りすれば、農林産物、特産品の生産拡大、それから風評被害の払拭等に結び付きます。また、全国さまざまな取り組みということで、体験ツアーをお礼の品にしたり、いろんなさまざまなお礼の品、考えているところがあるところでもありますけれども、例えば西会津に来ていただけるようなお礼、そういったもので交流人口の拡大が図られると、そういったさまざまなメリットはあるわけですので、そこら辺、先ほど答弁いたしましたとおり、PR方法を含めてお礼の品につきましても、今後、町として十分検討させていただきたいということであります。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 私が納税制度、遅れを取ってはならないというのは、お金だけではなくて、仮に他市町村で本当にいい、そういうお礼の品ですね、あった場合に、町の方がそちらに

寄付をしたといった場合に、向こうから領収書をもって、こちらは控除だけですよ、そういうふうにはなりません。税金、納税をしたという領収書というか、もってきて、それでこっちのほうに確定申告のときに出せば、それはその町民税とか何かから引かれてしまうと、ということは町にとってはマイナスだと思うんですが、その辺はいかがお考えですか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 基本的にふるさと応援寄付金につきましては、町外の方が西会津に寄付した場合、寄付金は町で受けます。それで、例えば寄付された方、町外の方が寄付された場合に、寄付した額、一定の控除がありますけれども、寄付金控除、所得税、住民税の寄付金控除になりますので、所得税は国税ですので、住民税、例えば会津若松市の方が西会津に寄付した場合は、会津若松市の税収、住民税が減るということでもあります。ですから、西会津に住んでいる方が他市町村に寄付をしたという場合、西会津町の住民税がその分減るということでもあります。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 ということでもありますから、私はやはり、そういうことがないように、もっと積極的な取り組みが必要だろうというふう感じたわけです。ですから、今後の展開に期待はしております。町長もよろしくお願ひしたいと思いますが、いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 これも、実は以前から西会津町の応援、ふるさと納税制度、こういったことで、現在の、いわゆる御礼品といいますか、御礼のその内容を少し見直したらどうかという話も私からしております。たまたま昨日、一昨日でしたか、湯川村の村長さんの新聞で報道されまして、確かにインパクトの強いということとなってくると、新聞に報道されると、これが非常にまたPR効果につながるわけですよ、喜多方も一部書かれておりましたけれども、そうした、いわゆるある意味では同じものではなくて、その町の特徴なり、あるいはその町でしかないものとか、そういったインパクトのあるような内容を添えて、いろいろ工夫をこらしてPRするということは、これはほかの町村がやっているからどうのこうのではなくて、当然、町としてもそうした指摘があれば、しっかりそれには対応していくということでこれから進めていきたいというふうに思っています。その場合、西会津町の現在のあり方を、じゃあランクを付けてどうかとか、あるいはもっとインパクトのあるようなものを広報に出す場合についてはどうすべきかということで、いろいろこれから課内で検討していきたいというふうに思っております。

それと同時に、確かに町民の中においても、西会津町はふるさと納税制度というのをやっているのかという話も聞かれますので、これはやっぱり制度上、そういうものもあるし、そして広く町外の皆さんに、西会津町はこういう制度を取り組んでいるよということも、もっとわかりやすく説明するのも必要なかなというふうに考えておりますので、指摘をされた内容については、今後町として早急に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 それでは、先ほど課長が答弁の中で、みんな考えを出してと、そういうこと

を言われましたけれども、私も提案しようかなと思って考えてきたのは、やはり都会の人が来て、やっぱり田舎暮らしの体験をしていただくと、そして、やっぱりこちらのおいしい食べ物を食べていただいて、人情に触れて、そういうつながりを持ってもらえればなどというふうに思っています。

実はこれ余談というか、議会の中で余談なんていう言葉、不謹慎ですが、私の知り合いに、結婚するときに、都会の女性の方ですが、人物本位ではあるんだけど、あと次の選択肢としては田舎の方と、地方の方ということで結婚されました。やはり都会にはないものを田舎というか、独特のものが有りますので、そういうのをやっぱり強くアピールしていただいて、そしてまた、いろんなグリーンツーリズムとか、いろんなことを抱き合わせをした中で、ただ物を贈って終わりではなくて、交流まで含めてできるようなことも考えていただければというふうに思っています。

それでは、質問を変えさせていただきます。バリアフリー化については、ただいまも、すぐ改修をすると、取りかかるということですので、大変よかったなというふうに思っています。あとそのほか、町の施設でまだまだバリアフリー化というか、特に先ほど、林研の場合は、トイレの会社が早くやっておられたということですが、やはりいろいろ高齢化が進んでいる中で、トイレというのが非常に大事な、本当にバリアフリーというのには必要かなというふうに思って、住民からすれば先にやっていただきたいようなものですが、そのほかの町の施設で、これから計画しているとか、バリアフリーの計画とか何かというのはありませんか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 町全体の公共施設にかかるバリアフリーの関係でございますけれども、先ほど農林振興課長からもご答弁申し上げたとおりでありまして、施設で必要なところにつきましては、順次そのバリアフリー化を図ってきたところでございます。今般、林業研修センターの玄関の入り口、それから今年予定しておりますのは、さゆり公園のトイレ、こちらのほうを今年やる予定にしておりますので、また必要な部分につきましては、順次計画的に進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 あと、町公民館には階段の昇降機ですか、付いていますけれども、あれの使用頻度というか、それもいろんな催しによって、使うとき、使わないとき、これはあるんでしょうけれども、その辺のあれを設置した効果というのはどのように考えておられますか。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 公民館の関係ですので、教育課長からご答弁申し上げたいと思います。

公民館の新ホールのほうに、階段に昇降機ということで付けさせていただきました。この機械につきましては、階段をずっと昇るということで、実際のところ使用頻度という点からいきますと、そんなに多くはないというのが実情でございます。ただ、実際に車いすで来られる方、こういう方のためには、やはりああいうものが大変重要だということがございますので、そういう点では大変効果があったのかというふうに思っております。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 町公民館も築何十年になりますか、相当老朽化も進んでいるということで、今あえて、私以前にエレベーターを付けたらというようなことも話したことがありますけれども、その結果、ああいう昇降機になったということでもあります。これから町のいろいろな施設の計画の中で、公民館に、今のところ昇降機で、ある程度皆さんが使われる状態であれば、無理な改修もする必要はないのかなとは思いますが、今後、いろいろな面で、まわりがあとはサポートしてやるというようなことも大事なかと思しますので、人的な面でそういうバリアフリーをしてやるというのが、やってもらえばいいかなというふうに思います。

次、マイマイガについてちょっとご質問いたします。先般、マイマイガの影響ではないかということで、健康被害を訴えられて、町で対応されたというようなことがあったようですが、それについては把握しておられますか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 健康被害ということですが、西原住宅の住民の方が、たぶん手がかぶれたということで医者にかかられたという話でございます。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 今手がかぶれたと、それが直接の原因かどうか私もはっきりは聞いていませんけれども、やはりこれから卵、これから越冬して、また孵化して、3年くらいはこういうことが続くのかなというふうなことを考えたときに、やはり人間に対する健康、そういうこともいろいろ調査といたしますか、していただいて、やっぱり早めの対応もしていただきたいということと、あと公園でありますから、管理する中で、景観についても、やはりいち早く撤去すべきは撤去していただいて、あとはいろんな樹木の被害のないように、消毒なり何なり、さまざまな予防対策をほどこしていただきたいと思いますが、まず人的な健康被害の対策というのは、今すぐこの場で何々というのは難しいと思いますが、取り組んでいただく思いというか、考えがあればお願いします。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 まず健康被害の防止ということのおただしにお答えいたします。

マイマイガの幼虫、毛虫のときに素手で触りますと、やっぱり毛が刺さって湿疹等を起こすということはいわれてございます。あと成虫になって、羽の粉というんですか、それによってかぶれるときもあると、多量に吸い込めば人体にも影響があるでしょうということがいわれてございます。ですから、今、町のほうで皆さまにお願いしていることは、まず大量発生を防ぐには、卵をとにかく除去をしていただくと、その際に、やっぱり除去する際に粉を吸い込まないように、あとはきちんと手袋をして処理をします。来年孵化して幼虫になった場合、それを駆除する際には、やっぱり手袋をして直接毛虫に触らないようにという、そういった注意喚起については、8月に1度チラシを出してございますけれども、再度、来春、幼虫になって毛虫になって、駆除する際の注意ということで周知する考えであります。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 それらの心配と、あとは農作物、山林というか、そういうところの被害も心配されますが、それらについても早めの対応をお願いだけしておきます。

ちょっと時間はありますけど、以上で私の一般質問を終らせていただきます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 14番、長谷沼であります。これから一般質問をしていくわけでありまして、今回の質問、したらいいか、しないほうがいいのか、多少ためらいがあったわけでありまして。今まで何回となく職員のレベルアップについてはいろいろ申し上げてきましたので、ためらいがあったわけでありまして、しかし、質問することにしました。これは議員として、議会として言うべきことはきちっと言わなければならないんだよと、言いづらいことをほかに議員に言わせないで、長谷沼、お前がやらなければならないんだぞという方がかなりおられますし、私は職員は、この前お辞めになっていった藤城副町長おっしゃったように、県内でも指折りのレベルであると言っているわけですから、それに期待をして質問をしていくわけでありまして。

今回は、よりよい町政進展のためにということで、監査委員の2回の指摘は活かされているかということであります。主に町が立てる計画であります。今、教育長になられた新井田代表監査委員は、第1回目であります、いわゆるミスであります。大事なことはどうしてそのようなことが起こるのか、ミスというのは人間がやっている限りあるんだぞと、だからミスをしないように、その体制と意識改革を進めていかななければならないんだぞと、それが肝要だよとおっしゃっておられるわけでありまして。

2つ目の指摘としては、事務事業を推進するにあたっては、必要十分なデータ及び情報を随時収集し、確認することはもとより、必要な事務手続き等を各段階で確実にいき、町民の福祉のさらなる向上のために、それぞれの事業目的が達成できるように事務事業を推進していただきたいと。十分なデータの収集、確実な情報を収集するということであります。これをしておられれば、3番議員が何回となく指摘してきました急速充電器、こういう問題は起こらないはずであります。中学校の空調設備もこんな問題は起こらないはずであります。急速充電器に関しては、7月に情報が入って、9月の臨時議会で予算を計上して、それからの計画だということで時間的な余裕がそうなかったというのは理解するわけでありまして、しかし、基本的なことを押さえていけばこんなことにはならなかった。特に予定をしていた充電器が製造中止だと、こういう情報は1カ月後に製造を中止しますよなんていうことはないと思うんです。半年とか1年とか、何年後には製造を中止しますよと、そういう情報がかめなかった。それから、雪国の建物でありますから、やはり屋根というものは最初から考えるべきであって、これに関しては、課長は欠落していたということでありまして、それはそれで認められました。

一方、中学校の空調設備であります、3月の当初予算で1,683万2千円、6月の補正で1,850万円、何だと伊藤議員がお尋ねになりました。出力の大きいものに変更しなければならぬと、横付けから天井タイプにしなければならない。これも必要十分なデータ、情報の収集をしていたならば、こんな問題は起こらないはずであります。これは当初予算でありますから、当初予算編成は9月の議会が終われば、そろそろ始まっていくわけでありまして、やはりこれは緊張感を持った仕事をしていない。町で26年度、事業発注見ますと、ほぼ6月6日、6月中に発注しております。この空調設備もきちっとした計画であるならば、夏休み中に実施をして生徒が利用できるわけでありまして。これから請負契約等

がありまして実施するわけでありますが、まあまあ今年は活用されないということになってしまうわけであります。町長は6月の議会で、私のこの件に関しての質問に対して、いかんともしがたい、やむを得ない事情だところおっしゃっておられました、きっちりやっていたらいい計画が立てられるわけでありますから、町長がこういうことをおっしゃられれば、いい計画など立てなくてもいいよと、その都度問題があったら変更すればいいよと言っていると同じであります。町の計画に信頼性がなくなってしまいます。

この町で計画すること、特に急速充電器は初めての事業でありますから、私は企画調整課も関係していたのかなと思ったら、担当課だけだということでありますが、やはり企画だとか、あるいは政策調整会議できちっと議論をして出すべきだと、そうすればこういうことは防げると思いますが、町のお考えをお聞かせいただきたいのであります。

保育所に移ります。なぜ保育所建築の計画に最初から群岡保育所を入れなかったかであります。この件についても機会あるごとに、私は群岡保育所を含めた計画を立てるべきだと言ってきましたが、頑として町ではその考えにはならなかったわけでありますが、県から言われて、初めて群岡保育所を加えた検討に入るということでもあります。

昨日、一昨日と3人ですか、保育所に関しての質問がありました。町長の答弁であります、なぜ今必要かと、統合ありきではないよと、なぜ今必要だと、現状を見た場合は一日も早く新しい保育所を建てなければならぬと、こうおっしゃっています。町がやることをやっていたら、とうに保育所はできているんですよ。平成22年から26年に、次世代育成対策推進法で、町はその計画の中で、5カ年の行動計画の中で定員200人の認定保育所をつくりますと、このとおりにやっていたら、今、ばたばたこういうことで騒いでおることないわけであります。間に合わせに、言葉は悪いですが、間に合わせにプレハブにしたから撤去しなければならなくなった。変則的な芝草分所で5歳児の保育をしなければならない、こういうことをするから、保護者の方は町に対して不信感を持っているんですよ、尾野本保育所の保護者、野沢保育所の保護者、群岡保育所の保護者と話し合いをしました。われわれの言うことがなかなか反映されない、そうおっしゃっておられました。ですから、議会との話し合いの中で、いろいろ問題点を出しますので、この保育所の計画に反映させてくださいというわけであります。特にといいますか、群岡保育所では、町が主催した会議には4人だそうですが、議会でやりましたならば、確か13人でした、おいでになりました。それだけやはりわれわれの使命として、町民の皆さんの声を代弁してやっていかなければならない。今回も次世代育成対策推進3法ですか、それによって27年から5年間の計画を立てなければならぬわけですよ。それを群岡保育所を除いたなんて、やはり計画というものは町全体をとらえてやらなければならぬわけであります。

場所は2つということでありますが、小学校の隣接ということで、そのメリットは、保育所と小学校の連携が図られるということでありました。それで、総務常任委員会の管外研修は保育所と小学校の連携を実践しているところに行こうと計画を立てましたが、教育課長に調べていただいたならば、幼稚園と小学校の連携はあるが、保育所との連携は見つけることができなかったということであります。ですから、この問題もこれからだんだん煮詰めていかなければならないなと思っています。なぜ群岡保育所を最初から入れなかったのか、答弁をお願いするわけであります。

西会津高校に移ります。今年の3月議会で教育課長は、西高の25年度ですか、半分以上の入学があったということで、それに関して、新たな支援策は大変好評であったと、とりわけ通学費の補助、これは大いに評価すると、父兄の負担軽減になったということであり、ます。ああべた褒めだなと思って、本当にそうかなと思って局長に調べていただきました。西会津高校の生徒の現状であります。25年度入学生は43名でありました。ところが今年の26年の2年生は31名であります。12名も生徒が減っているわけであり、ます。これは何だ、何だろうかと、教育課長の言ったこの効果というものが本当にそうなのか、私は疑問を持ったわけであり、ます。この西会津高校に関してもお答えをいただきたいと思、います。

次、健康福祉課に移ります。私は渡部課長、よくやっているなと思、っています、優秀だな。俺は課長になるの遅かったと思、っています。現在、町の職員は121名であり、ます。健康福祉課39名、32.2パーセント、3分の1、それを束ねているわけですから。そのほかに常時8人、臨時委託、一時的には3人、やっぱりこれだけの大所帯になれば、新任の課長では、私はきついと思、っていますよ。だからよくやっている。あのね、課長になっ、てもすぐお辞めになった人もいますよ、その重責に耐えられなくて。課長補佐もそう、です。定年まで勤めたいと思、っても、体を損ねたりなんかして、何年も前にお辞めになる人もおられるわけですよ。そういう中で、よく私はやっていると、だから安心して質問できるわけですから。このまま分割しないでやるならば、これは私の考えですが、健康福祉課の課長は、総務課長を経験している。あるいは健康福祉課長を経験したならば、次は総務課長だと、そういう経験を積んだ課長が私はすべきだと思、っています。

私はそれよりも、やはり3分の1が健康福祉課ということになってい、ますので、私はこれを分割すべきだと思、っていますが、その考えがとおりかどうかをお尋ねするわけであり、ます。

町政の当面の課題に移ります。第6期の介護保険事業計画についてであり、ます。どのような手順で作成されるのか、前回の第5期の計画のときであり、ますが、国の指針が遅かったためという話も聞いておりますが、どういう手順で作成されるか、そしてどのような計画になるのか、これは介護保険関係のいろんな改正がありますから、そこら辺をどう介護計画の中に活かされるとい、いますか、計画されるのか、第5期との大きな違いはあるのか、要支援1、2の問題、あるいは介護3以上じゃないと入れないなんていう問題がありますので、そこら辺も合わせてお答えしていただければ幸いであり、ます。

次に、26年度の実施計画の進み具合はどの程度かということであり、ますが、計画どおりにい、っているのか、計画以外の実施はあるのか、いかない場合はどういう理由なのか、それをお答えしていただきたいと思、います。

これで私の一般質問といたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 14番、長谷沼清吉議員のご質問のうち、私からは健康福祉課の分割についてのおた、だしがありませんので、お答えをいたします。

現在の健康福祉課は、平成7年に保健・医療・福祉の連携を強化するため、当時の住民課福祉係と保健衛生課を統合して、一つの課としたものであります。平成5年に、健康の町宣言をした本町にとって、トータルケアのまちづくりを推進する上で、保健・医療・福

社の連携強化は重要であり、一つの課にしたことにより、健康のまちづくりは推進され、そして、その効果は今日まで十分にあったと認識しているところでもあります。

現在では、当時と比較して高齢化が大幅に進み、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増えて、さらには認知症高齢者が年々増加しているところでもあります。また、血压管理や糖尿病対策などについても、これからまだまだ強化していかなければならない状況にありまして、今後も、健康支援と医療、医療と介護、介護と福祉などなど、それぞれの連携強化は一層重要な施策であると考えているところでもあります。

しかしながら、健康福祉課になって約20年が経過し、発足当時にはなかった、介護保険制度の創設や障がい者対策の業務が県から町に移管されるなど、事務事業が拡大するとともに、認知症高齢者や虐待など、新たな課題に対する事務量も年々増加しているという状況にあります。また、少子化が急速に進むなかで、子育て支援は町の最重要課題であり、医療についても診療所が町内唯一の医療機関となるなど、これからのまちづくりにおいては、政策的に進めていかなければならない課題も増えております。

今後、新たな視点に立った保健・医療・福祉の連携のあり方や、子育て支援の充実等を考えたとき、現在の健康福祉課をより効果的で効率的に運営するためには、組織の検討も必要なことであるというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

その他のご質問等につきましては、教育長及び担当課長より答弁いたさせます。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 14番、長谷沼清吉議員の西会津高校支援の評価に関するご質問にお答えをいたします。

西会津高校は、本町唯一の後期中等教育機関であり、町の発展に欠かせない高校であります。また、本町で高校進学を希望する生徒が自宅から確実に通学できる唯一の高校であることから、本校として存続するために町の支援は、必要不可欠なものと認識しております。町は、従来から実施していた生徒会活動への支援や、平成20年度から実施した会津坂下町方面への町民バスの運行に加え、2年連続で入学生が募集定員の過半数を下回り、再び本校としての存続の危機となった平成25年度からは、進路対策支援、通学費補助の支援、大学等への進学者に対する修学資金の無利子貸与を追加いたしました。

この新しい支援策は関係者のご理解のもとに実施でき、平成25年度は募集定員の過半数を超える生徒を入学させることができました。特に通学費の補助は町外からの生徒募集に効果があり、平成25、26年度は、平成24年度より多くの生徒が町外から西会津高校を志願してくれました。

しかしながら、平成26年度は、募集定員の過半数を満たすことができませんでした。現在、西会津高校は町からの支援を活用し、外部講師による夏期講習や事業主による講話など進学、就職の実績を上げる努力を今まで以上にしております。また、少人数だからこそできる西会津高校の魅力を多くの人に知ってもらうために、学校案内を一新し会津地区の中学生に配布したり、PTA会報でボート部の活躍を号外で知らせたりするなど、西会津高校の魅力を中学生と保護者に積極的にアピールしています。

西会津高校が本校として存続するためには、町からの支援は必要不可欠であり、その支援は着実に効果を上げつつあると認識しておりますので、ご理解願います。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 14番、長谷沼清吉議員の電気自動車用急速充電器に関する質問にお答えいたします。

電気自動車用急速充電器につきましては、去る7月29日に設置工事が完了し、8月6日から運用を開始したところであります。本事業につきましては、国の次世代自動車充電インフラ整備事業補助金を受け整備したところであり、補助率は3分の2で、総事業費は760万5千円で、補助金等は約648万円となっております。設置工事にあたりましては、平成25年9月議会において、議会のご議決をいただき、作業を進めてきたところでありますが、しかしながら、自動車メーカー4社の支援内容の決定が遅れたことをはじめ、設置を予定しておりました急速充電器の製造中止の連絡が12月中旬にメーカーより連絡があり、課金システムを搭載した新しい機種を設置することとなり、価格も当初と比較し2倍を超えていたことから設置基数を2基から1基に変更するなど、設計の組み直しが生じました。

また、よりっせの高圧受変電設備の変圧器についても、取り替えることで作業を進めておりましたが、変圧器の規格が、平成26年納入分から変更となり、納品まで3カ月ほどかかったことなど、さまざまな要因が重なり、平成25年度内での工事完了が見込めなくなったことから、やむを得ず事業を繰り越したものでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 14番、長谷沼清吉議員の西会津中学校の空調設備に関するご質問にお答えをいたします。

西会津中学校は町内の4校が統合し、平成14年度に開校いたしました。木の暖かみを生かし環境にやさしい学校、エコスクールとして、自然の風が廊下や教室へ適度に吹き抜けるとの発想で整備がされました。しかしながら、近年の猛暑にあっては、2階・3階の教室で30度を超える日が続くなど、扇風機等では対応しきれない状況であり、本年度、福島県の補助事業・公立学校等校舎内緊急環境改善事業を導入し、教室に空調機器を設置することにいたしました。

県の補助事業の枠を確保するため、設置費用を業者からの見積りによる概算で本年度の当初予算に計上し、補助事業が決定をしてから、改めて専門業者による設計をし、工事を施工することとしておりました。本年度になり5月に設計を依頼したところ、当初予定していた空調機器では出力が弱く、効果が十分に得られない可能性が高いとのことから、壁に取り付けるタイプから天井へのビルトインタイプへ変更いたしました。これにより工事費を増額する必要が生じたことから、本年6月の町議会定例会において補正予算をお願いしたところでございます。

現在は、入札が終了し工事を発注したところでございますので、ご理解願います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 14番、長谷沼清吉議員のご質問のうち、まず保育所建築についてのご質問にお答えします。

尾野本保育所と野沢保育所の施設の老朽化や、野沢保育所の5歳児だけを芝草分所で保育しているという状況を考えますと、新たな保育施設の整備については早急に対応しなけ

ればならない課題であります。そのため、町では、野沢保育所と尾野本保育所を統合し、子育て支援センターなどの機能も加えた新たな保育施設の建築を計画しました。その際、群岡保育所につきましては、強く統合を求めるのではなく、現在のまま残すことも選択肢の一つとして、今後、保護者の皆さんと話し合う方向で進めることとしました。

これは、昨年実施した保護者へのアンケート調査の結果で、いくつかの保育所があり保護者が選べる選択肢があったほうが良いという意見が多かったことを踏まえたものであります。ただし、保護者との意見交換の結果、統合したほうが良いという結論になった場合にも対応できるように、町内全ての入所希望児童を受け入れることのできる規模にすることとしておりました。なお、今年作成します、子ども・子育て支援事業計画につきましては、平成27年度から平成31年度までの5カ年の計画を策定するもので、昨年実施したアンケート調査を基に、今後、子ども・子育て会議などご意見をいただきながら、西会津町全体の幼児期の教育、保育、地域の子育て支援など、それぞれのサービスのニーズに応じた必要量なども含めた、支援計画を策定してまいりますのでご理解願います。

次に、第6期介護保険事業計画についてのご質問にお答えします。

議員ご承知のとおり、市町村が介護保険法に基づき策定する介護保険事業計画は、高齢者人口や要介護認定者数などを推計した上で、それぞれの介護サービスの給付必要量や地域支援事業の事業量を見込み、介護保険料を設定するもので、3年を1期として策定しており、現在、平成27年度から3カ年の第6期計画の策定作業に着手したところであります。

まず、策定の手順であります。現在までの作業といたしましては、平成25年度末に、町内高齢者の現状や課題、今後必要となるサービスを把握・分析するため、65歳以上の方を対象に、日常生活圏域ニーズ調査を実施しました。本年度に入ってから、現行の第5期計画に対する現在までの実績値を算出し、その検証を行い、6月には、関係機関や介護サービス事業者、被保険者代表による策定委員会を立上げ、介護サービスを実施する上での課題の抽出や計画内容の検討を開始したところであります。

今後の作業といたしましては、国が示しておりますワークシートにより、要介護認定者数や介護サービスの見込み量を算出する作業を進め、それと平行して策定委員会を中心に町の状況に即した計画案の作成作業を進めてまいります。計画の素案ができた段階で、町民の皆さんへの意見公募を実施し、町保健福祉審議会の審議を経た上で、最終的に来年3月の議会に提出してまいりたいと考えております。

次に第5期計画との違いであります。国では、団塊の世代が後期高齢者となっていく2025年を見据えた計画になるよう、第6期計画策定のポイントとして、次の5つの事項を示しています。

一つ目は、2025年のサービス水準の推計を行うこと、二つ目は在宅サービス・施設サービスの方向性を提示すること、三つ目は生活支援サービスの整備、四つ目は医療・介護連携・認知症施策の推進、五つ目は高齢者の住まいの充実であります。

町といたしましても、それらを踏まえつつ、町の課題であります、施設の待機者の増加への対応、認知症対策、一人暮らしや高齢者のみ世帯への支援などを盛り込み、将来にわたって高齢者が住み慣れた地域で安心した暮らしができるような計画を策定してまいりますので、ご理解願います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 14番、長谷沼議員のご質問のうち、平成26年度実施計画についての質問にお答えします。

本年度の町実施計画には、全部で114事業を計上しております。計上している事業については、今後実施されるソフト事業も多く含んでおり、進み具合を一言で表現することは難しいところではありますが、各課に進捗状況を調査した結果、野沢地区都市再生整備事業の一部事業で交渉が難航し、遅れを来している事業があるものの、その他の主要事業についてはおおむね計画どおりの事業執行が図られている状況であります。なお、実施計画に計上された事業につきましては、できるだけ早期に事業執行が図られるよう、努めてまいります。

次に、実施計画に登載されず、本年度事業で実施する事業ですが、財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業として採択を受けた、徳沢自治区集会所新築事業、野沢克雪活動実行委員会除雪機械購入事業、総務省の過疎地域自立活性化推進交付金事業で採択を受けた、にしあいづ健康ミネラル野菜で元気なまちづくり事業と、大山祇神社を中心とした地域活性化事業、8月に事業採択が決まり、今次の補正に盛り込んだ、野沢商店街街路灯LED化事業が主な事業であります。これらはいずれも応募事業でありまして、年度途中に事業採択が決まった事業でありますのでご理解をお願いしたいと思います

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 答弁いただきました。いわゆる計画業務ではありますが、屋根についてはなかったみたいであります。それはそれなりに事情はあるんでしょう、仕事を万全にするためには情報の収集というのは重要なんだと、急速充電器の場合は外郭団体からの補助、あるいは自動車メーカー3社、4社ですか、それら全部取り寄せればね、連絡というか、密にすれば、製造中止なんていうのはもっと早くわかったのではないかと私は思っているんですが、そうではないというならば、それはいたし方がありませんが、中学校の空調設備ですよ、これはやっぱりお粗末と言うしかないですね。もっと情報の収集というのは、実際やってみたら、業者にこれだめですよというような計画では、これ褒めるわけにはいかない。

保育所も、この前は5カ年の計画、全体の計画を立てているんですよ。今回も保育所統合という問題はありますが、子ども・子育てで今後5カ年を立てなければならぬんだから、最初から群岡保育所も入れた計画を私は当然しなければならぬと思っているんです。1カ所を除いた計画なんていうわけにはいかないでしょう、子ども・子育て会議。これは副町長がいれば副町長にお尋ねするわけでありまして、これは個々の課の問題ではないと思っています。いわゆる新しい事業を導入する場合のやり方だとか、企画調整会議だとか、政策調整会議ですか、企画会議だとか。こういう点で、もっと充実した計画をするためには何が必要だ、総務課長から、副町長おられませんから、総務課長から答弁をしていただきたいと思っております。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 さまざまな計画を策定するにあたりまして、われわれといたしましても十分な情報収集に努めてきたところでございますけれども、やはりどうしても、その中で取り

落ち部分が生じているのもまた事実でございます。今、議員からおただしのありました、あるいは監査委員からご指摘のありましたそういった内容につきましては、今後、政策調整会議等で十分にその情報をみんなて話し合ひまして、今後、反省に立った上できちんとした計画策定に向けていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 そこですよ、私は職員の皆さん一生懸命やっている。ただ、緊張感が足りないのではないのかな、仕事に対する厳しさが足りないと、これはどこからきているのか、これ大変厳しいことを私これから言いますが、私は町長にあると思ひました。なぜか、この前の全員協議会、7月の臨時会ですか、いわゆる奥川の水害、中町と新町の水害についてただしたならば、予測できなかったという町長の答弁でありますよ。町長になって6年目、その前7期議員をおやりになって、あの中町と新町の水害何回あったんですか。こういうことを言えば、職員は、私はやる気なくすというふうに思ひています。しかし、早速建設事務所に町は陳情、要望書を提出しました、7月と8月です。7月のを見ましたならば、新町が抜けていたね、あれ。だからまた8月、同じようなことやったのかなと思ひていますが、それはそれにしておきます。

今の啓和会、この遅れね、これは25年度で70パーセント稼働という、稼働というのはおかしい、利用ということではありますが、それが今になっているわけですが、この前、この原因を訪ねたとき何とおっしゃったかという、想定外だと、敷地面積を実測したならば、3千平米を超えたので都市計画に則った新たな手続きが必要になった。農地法の転用が思うように進まなかった。この2点について、想定外、この2つなんか皆さん事務やっていてわかるでしょう。何かする場合には、土地の実測をしなければならぬ。3千かすかす、少なければ必ずさお伸びするわけです。私はこういうときに想定外、大山美坂高原も今日の答弁で、町の事業としてやると、そうなんですよ。これでやっと正常になったわけです。大山美坂高原の期成同盟会で、西会津の町道を事業にするなんてことはできっこないんですよ。それを大山美坂高原で取り上げてきた。

あるいは、3番議員の急速充電器の屋根、課長は欠落していたと素直に認めましたが、町長は、辺りの形状にマッチするために、設置してから屋根を考へるといふわけですから、こゝら辺はよくよくお考へになって、町民の負託にこへて、いい仕事をしてもらわなければならないわけですから、厳しいことを言ひましたが、これは町民の皆さんの期待でありますから、よくよくこゝら辺を理解をして、これからの仕事にあたっただきたいと思ひます。

高校に移りますが、効果あったのか、私はなかったのではないかなと、12人もお辞めになってしまう、1年間の間に。これは何だと、私は効果がないと思ひているわけですが、この12人お辞めになった要因といふか、どうとらえておられますか。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 効果があつたかどうかといふことについてのご質問ですけれども、まず入学した生徒の数について、これは確実に効果があつたといふふうに私は判断しております。平成25年度、先ほどもお話があつたように、19名の生徒が町外から西会津高校に入学して

おります。これは全在籍者数に占める割合は19.1パーセントになっております。その前の年は14.3パーセントです。平成26年度については、同じように22名が入学しております。在籍者数に占める割合は22.9パーセントと、また増えております。ただ、残念なことに、25年度の入学生については43名入学いたしましたけれども、その年度のうちに12名が退学をし、現在は31名というふうになっております。中学校のときにさまざまな課題を抱えていて、そしてそれを西会津高校は少人数のメリットを活かして、一人ひとりの生徒が本当に逞しく成長していくような教育実践を進めておりますけれども、その部分が、一生懸命やっているんですけれども、まだまだ十分ではなかったのかなと、これからもその部分については大きな努力が必要なのかなというふうに思います。

ただ、中学校のときにほとんど学校に行くことができなかった子どもも、西会津高校に入学して、入学したあとは一日も休まないで卒業していった。そして社会で立派に活躍していると、そういう生徒もいっぱいおります。なかなか今までずっと抱えてきた課題を、さまざまな指導をいたしましたけれども、十分に克服することはできなかった。そういうことはあると思います。

ただ、先ほども申しましたように、少人数であるというメリットを活かして、入学した子どもたちが、本当に退学することなくきちんと卒業していけるように、一人ひとりの生徒の自己肯定感を少しでも高めて、そして自分に対しての自信を少しでも持っていただいて、そして立派に卒業して、社会で活躍できる、そういうふうな人材になってほしいというふうに願っております。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 なぜ12名も1年間で転校なり、退学なりしなければならないのだと、そこなんです。これの対策と申しますか、どう対処することによって、私は西高の生徒数確保は容易になっていくだろうと、入学はしたが1年間で12人も辞めなければならない、そういう学校に子どもをやれない、そう保護者に思われてしまったら、私はなかなか町の支援というのは難しくなるのではないかと。教育課長の6月でしたか、3月でしたか、答弁では、通学費補助が大変好評だということでもあります。これは保護者、親御さんにとってはいいでしょうが、学ぶのは子どもさん、児童ですから、そうすると、こういう町の援助というものは、必ずしも生徒自身にとって、生徒は思っていないのではないかと、その生徒の思うような高校であるならば、私は残っていただけると、ですから、やはり今すぐとは言いませんが、やはりこの12名の途中退学、お辞めになったということは、これは町の教育委員会の問題ではありませんが、しかし町は、1千万の予算を計上して西高を支援しているわけですから、1千万のうち全部使っていないみたいであります。そんなに使って生徒が辞めているなら、喜多方に行っている生徒にも援助してくれなんていう、言われかねないわけですから、もう1回、この12名のお辞めになったということに対してどうとらえられているか、この件に関してだけお答えしていただきたいと思います。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 入学に際しての支援の効果は十分にあった。これは先ほどお話のとおりです。入学したあとの生徒の指導については、これは西会津高校も本当に日々、私は本当に真剣に取り組んでおられることは間違いないと思います。ただ、それにも関わらず、この12

名が年度の途中で学校を去らざるを得なかった。これについては、真剣にその原因を探っていたいただいて、そしてさらに探った結果を、今後、入学した生徒は全員卒業できるような、そういうふうなものに活かしていただければというふうに思っております。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 ご期待を申し上げます。

第6期の介護保険計画であります。第5期のときの議論で、議会への提案、提示というのが遅かったと、その原因はなんだと聞いたならば、国の指針が遅れたということだったんです、3年前は。それはそれ本当なんだろうが、私は仕事というものは、もっと柔軟性を持ってやるべきではないのかなと、国の指針は指針でそれを尊重しなければならぬわけですから、しかし、まだはっきりしなくても、国の動きというものがあるわけですから、こういう場合になったらこういう、ポイントはここにあるんだと、こういうところにいったらこういうポイントだと、そういうことで計画の素案をつくれば、ぎりぎりになって計画と予算が同じ議会で議決なんていうのは、本来は好ましくない、第5期の場合ね。今回は計画自体が議会の議決を必要とすることになったから、そういうことにはならないわけですが、やはり柔軟性を持って、幅広く情報を集めて第6期の計画を立てるべきだと思いますが、そのお考えについてお伺いします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

第5期の計画策定が遅くなってしまったという部分につきましては、これ第5期の策定が平成23年度の策定であったということで、大震災と原発の事故というようなことがあって、それらがあって国の方針が出されたのが10月、11月ころになってというような結果であったために、それを待っての計画作成だったということで、皆さんに提案する時期が遅れたというふうに感じております。

今回の計画につきましては、先ほども申しましたように、国のほうである程度の方向性、こういったものを盛り込んでくださいよというようなことも、すでに提示してありますので、ただ、今後、介護報酬の部分につきましては、12月、1月になるということがありますので、最終的な介護保険料の算定はそれ以降になってしまうということがありますが、方向性等につきましても、すでに提案なっておりますので、そういった部分につきましては、できあがった時点で議会の皆さんにもお示ししまして、皆さんのご意見を取り入れながら計画策定を進めていきたいというふうに考えております。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 要望しておきますが、第5期では民間参入というのが目玉でありましたが、計画どおりにはこなかったわけですから、25年度に70パーセント、26年度に90パーセントの利用というものは、ほぼ25年度はゼロに近いわけですから、そういうような計画にならないように、やはり慎重に計画を立てるようお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長 以上をもって一般質問を終結いたします。

暫時休議します。(11時55分)

○議長 再開します。(13時00分)

日程第2、議案第1号、西会津町民憲章の制定についてを議題とします。本案についての説明を求めます。

企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 議案第1号、西会津町民憲章の制定についての説明をさせていただきます。

議案書の説明に入ります前に、制定までの経緯等につきまして、説明をさせていただきます。町民憲章につきましては、本年、町制施行60周年の節目の年を迎えますことから、協働のまちづくりのさらなる推進、町の未来に向けた大きな飛躍を目指し、制定することとしたものであります。制定にあたりましては、多くの町民の皆さんの声を反映したものとするため、文案を町民の皆さんに公募をさせていただいたほか、草案策定のため町議会議員や識見を有する方10名により西会津町民憲章制定委員会を組織し、策定作業を進めてまいったところであります。また、検討委員会で作成した素案に対しましては、まちづくり基本条例に基づき、町内4会場において町民懇談会を開催し、ご意見を賜ったほか、意見公募についても実施し、それらを反映し、最終的な草案となったところでありまして、策定委員会委員長から町長への草案の報告は8月27日になされたところであります。なお、本町民憲章の草案につきましては、去る9月3日に開催の総合政策審議会に諮問し、ご審議いただいたところでありまして、原案が適当であるとの答申をいただいたところであります。

それでは、議案書に添付の西会津町民憲章をご覧いただきたいと思えます。町民憲章につきましては、朗読し提案とさせていただきます。

まず、前文でございます。

わたしたちのふるさと西会津町は、雄大な飯豊連峰にいだかれ、阿賀川の豊かな流れに育まれた美しい自然と長い歴史を誇る信仰の里です。わたしたちは、先人たちが築き上げてきた尊い歴史と伝統に学び、このふるさとに生きる自覚と誇りを持ち、希望に満ちた豊かなまちをめざし、町民の標となるよう、ここに町民憲章を定めます。

本文でございます。

に、担います 未来を拓く まちづくり
し、信じます 敬うころ おもいやり
あ、愛します 豊かな自然 住まうひと
い、活かします 郷土のたから みんなの夢
づ、創ります 笑顔あふれる ふるさとを
以上で議案説明を終わります。

なお、本案につきましては、地方自治法第96条及び西会津町議会基本条例第8条に規定されている議決事項ではありませんが、町民憲章の趣旨を踏まえ、議会のご議決をお願いするものでございます。よろしくご審議くださいませ、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

8番、多賀剛君。

○多賀剛 大変短い時間であったのにも関わらず、大変いいものができたなというふうに

拝見いたしました。このせっかくできたいいもの、町制執行 60 周年の式典で発表、披露するということではありますが、せっかくこれだけのものできたのでありますから、その後の町民への周知の方法は、どのような形でお考えになっているか。また、このいわゆる町民憲章等ができれば、いろんなほかの自治体では、いろんなところに掲示しておるといふようなことがありますので、掲示の方法なんかはどのように考えているのか、その点をお尋ねいたします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 質問にお答えいたします。

まず町民周知の方法というようにございまして、この町民憲章につきましては、11 月下旬に予定しております町制執行 60 周年の記念式典の中でお披露目という形で、きちんとした額をつくりまして、序幕するような形をとってお披露目をしていきたいというふうにご考えております。

あと、その後でございまして、何らかの形で町民の皆さんにも町民憲章をお配りするよう形でご考えていきたいというふうにご考えております。どんな形でお配りするのかわかるようなことは、まだ決まっておりますが、全戸に配布できるような形にしていきたいというふうにご考えております。

それから、町民憲章につきましては、当然、役場をはじめとしまして、各公共施設、それから学校、そういったところにも、普段こう目につくような場所に飾っていただくというようにもしていきたいというふうにご考えてございまして、皆さんに周知を図っていただきたいというふうにご考えております。

あと、その後に関しまして、町の各種冊子、いろいろな計画書であったり、そういったものをお配りする機会があるかと思っておりますが、そういった資料の中にも西会津町の町民憲章というように、裏面とかに刷り込みまして、常日頃皆さん目にしていただくような機会を多くとっていただきたいというふうには考えております。そんなことで考えております。

○議長 8 番、多賀剛君。

○多賀剛 そのような形で広めていただきたいなという思いが私もあります。一つ付け加えるならば、この議場には、以前、町旗を掲げることはなかったんですが、同僚議員、先輩議員の発議で、これ飾るようになったと思います。ぜひ議場になんかも町民憲章を掲げるようなことも必要ではないのかなという思いがありますが。

○議長 それは議会でやらなくてははいけない。

○多賀剛 そうですか、では訂正します。以前は町旗、飾っていなかったのが町旗を飾るようになったということでもありますから、町民憲章、せっかくいいものでありますから、議場にも掲示なんかも考えるべきではないでしょうか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 議場に飾るということにつきましては、議会のほうでご検討いただきまして、設置いただければいいのかなというふうにご考えております。

○議長 10 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 多賀議員と同じような質問ではありますが、それは重複は避けたいと思っております。

が、各戸にお配りするというようなお話でしたが、やっぱりどうせ各戸に配るんだったら、永久保存版というんですか、そういうものをつくって、どこかに貼って、いつでも見ることができると。本文だけでもそういうふうにすることによって、町民の皆さんにわかっていただけるのではないかなというふうに考えております。どうなんでしょう。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

同じようなご意見が町政懇談会の中でも出されましたし、先日の総合政策審議会の委員の皆さんからもそういったご意見が出されております。十分検討していきたいというふうに考えております。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 1点だけお尋ねしておきますが、いわゆるこれは議決事項ではありませんということであります。地方自治法にてらしても、議会基本条例にてらしても、けれども、議決をしていただくと。それこそ基本条例に則って開かれた町政ということで、これ歓迎するわけではありますが、ただ過去には、議決をしなければならないようなことも、しないでといいますか、逃げ道といいますか、を見つけて、議決をしないでやったというのは、ケーブルテレビの18か21のときでありますよ。業者が1千何百万負担する、本来ならば歳入に入れて、歳出に載せて、変更契約も結ばなければならないんですよ、あれは。ところが、これは寄付行為だからといってしなかった。今、そのことについてはとやかく言いませんが、これからは努めて議会の議決をして決めていくというふうに私はとらえるわけですが、それでいいですか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 議員がおっしゃったとおりだというふうに考えております。重要事項に関しましては、議会のご議決をいただくように心がけていきたいというふうに考えております。

○議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号、西会津町民憲章の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、西会津町民憲章の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第2号、西会津町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一

部を改正する条例を議題とします。本案についての説明を求めます。

企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 議案第2号、西会津町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明をさせていただきます。

西会津町ケーブルテレビの管理運営につきましては、指定管理制度を導入し、平成27年4月1日から民営化する方向で作業を進めていることに関しましては、全員協議会等の場で説明をさせていただいているところであり、今次の条例改正は、そうした流れの中で、西会津町ケーブルテレビの管理運営に指定管理者制度を導入できるよう関係条文の改正を行うものでございます。

それでは、議案書をご覧くださいと思います。また、併せて条例改正案新旧対照表の第1ページをご覧くださいと思います。

まず、第2条は用語の定義を定めている条文でございますが、第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同条第1号中、町長を指定管理者に改めます。また、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加えます。

加える1号でございますが、第1号ですが、指定管理者の定義であります。西会津町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例に定めるところにより、町長が指定した法人その他の団体といたします。

本条例につきましては、今次の改正で、これまでの第4条と第5条の間に、第5条と第6条の2条を追加いたしました。したがって、改正条文につきましては、最終条から逆に表示をしております。対照表については、5ページをご覧くださいと思います。

まず、第20条を第22条としまして、第19条につきましては、第21条といたします。次に第18条中、町長を指定管理者に改め、同条は第20条といたします。

次に第17条も町長を指定管理者に改め、同条は第19条といたします。

次に第16条も同様に町長を指定管理者に改め、同条は第18条といたします。

次に第15条ですが、第1項各号列記以外の部分及び第2項中、町長を指定管理者に改め、同条は第17条といたします。

次に第14条ですが、町長を指定管理者に改め、同条は第16条といたします。

次に第13条ですが、第1項中町長を指定管理者に改め、同条を第15条といたします。

次に第12条ですが、第7条を第9条に、第8条を第10条に、第11条を第13条に改めまして、同条を第14条としまして、第11条を第13条といたします。

次に第10条でございますが、第1項中、町長を指定管理者に改め、同条を第12条としまして、第9条を第11条といたします。

次に第8条ですが、第1項中、町長を指定管理者に改め、同条を第10条といたします。

次に第7条を第9条としまして、第6条を第8条とし、第5条を第7条としまして、第4条の次に次の2条を加えます。

第5条は、指定管理者による管理について定めていますが、施設の管理者は、指定管理者に行わせるものとするところであり、ケーブルテレビの管理者については指定管理者に委ねることとしたところがございます。

次に第6条ですが、指定管理者の業務の範囲を定めた条項ですが、指定管理者が行う業務

の範囲は、次のとおりとする。

第1号、第4条各号に掲げる業務。

第2号、施設及び送信設備並びに引込設備の維持管理に関する業務。

第3号、前2号に掲げるもののほか、施設の管理運営上、町長が必要と認める業務とさせていただきます。

次に附則ですが、第1項は施行期日を定めておりまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

次に第2項、第3項は経過措置でありまして、まず第2項は、改正後の西会津町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例第5条の規定による指定管理者の指定手続きは、この条例の施行日前においても行うことができるとしたところで、来年4月から直ちに指定管理者による業務を開始できるよう、指定管理者の指定手続きを先行できるように規定いたしました。

次に第3項は、この条例の施行の際、現に効力を有する改正前の西会津町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の規定に基づき町長がした使用の承認その他の行為であって、施行日以後において改正後の条例第6条に規定する指定管理者がすることになる使用の承認その他の行為は、当該指定管理者がした使用の承認その他の行為とみなすとしたところでありまして、来年3月31日まで町長名で行った使用の承認やその他の行為については、4月1日以降は指定管理者が行った行為とみなすこととし、効力が継続されることについて定めております。

以上で説明を終わらせていただきますが、地方自治法第9条第1項の規定によりまして、議会のご議決をお願いするものであります。

よろしくご審議くださいますと、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

10番、荒海清隆君。

○荒海清隆　1点お伺いをいたします。全員協議会でも質問いたしましたが、この指定管理者にすることによって生じるメリット、デメリットはどういうものか。

○議長　企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長　指定管理者制度を導入することのメリット、デメリットというようなことですが、まず指定管理者制度、当然今回民営化という方向で考えているところですが、町としましてはかなりの事務量の軽減につながるというふうに考えております。なおかつ効率的な行政運営ができるというふうに考えているところですが、結果として、経費の縮減にもつながってくるのかなということでもあります。

さらには民営化のメリットというようなこともございまして、民営化をすることによって幅広く、今まで以上に町民サービスの向上といいますか、そういったことにつながるのかなというふうにも考えているところですが、

デメリットというようなこともちょっと話から出されたわけですが、直接第三者に委託をするわけでありまして、その辺の意思の伝達の仕方といいますか、そういったものが多少問題はあのかなというふうには考えておりますが、十分デメリットを解消でき

るように努めていきたいと考えております。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 私も全員協議会の中で十分説明を受けた割にはちょっと飲み込みが悪いのでお尋ねしますが、公設民営化というようなことで指定管理者を導入するということでありますけども、その全員協議会の話の中でいわゆる公益性の部分、かかる経費に関しては委託料で支払うので、会社として赤字になることはないだろうというご説明がありました。それで今ほど話あったいわゆるメリットの中で、収益部門、幅広く町民サービスに向上できる。収益部門を伸ばせるという一つのメリットとしてお話されておりました。

そうすると公益性の部分で委託料で賄える。収益に出た場合、このいわゆる利益の配分はどのような形になるのか。例えばその指定管理をする会社、町民の皆さんからいただく利用料の軽減等にも使うことが考えられるのか、あるいは社員というか、従業員のいわゆる待遇改善なんかにもその利益出た分は寄与されることになるのか、その点をお尋ねいたします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えします。まず、民営化というようなことになるわけでありまして、一般社団法人の場合はその利益を社員に分配することはできないというようなことは先日お話したとおりでございますので、社員にその配当するというような行為はできないということになっております。

したがいまして、内部でそういった剰余金といいますか、収益が上がった部分については社員、社員といいますか、従業員ですか、に還元をするというようなことはできるのかなというふうには考えております。

ただ、言いましたように、現行、今とりあえず4月1日から民営化という方向であります。実際に現在の運営をそのまま引き継げるような形での社員といいますか、従業員の配置というような形になりますので、すぐさま大幅に収益を向上させるようなやり方というのとはなかなかちょっと難しいのかなというふうに思います。

そこらの中で会社の方針としてそういったことをもっと人を増やして、新たなサービスを展開を図ろうというようなことであれば、当然また人件費も多くなってくるわけですし、その中でいろんな活動をしていただいてもいいのかなというふうには考えております。

町からの委託料につきましては、現在の最低限といいますか、現在の運営をそのまま引き継いだ場合にどれだけの費用がかかるのか、そういったことを十分話し合っ、見積もって委託料という形で算定をしていくというようなことになろうかと思っております。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 私、いわゆる待遇改善の部分で社員といったのがちょっと勘違いしやすかったのかもしれませんが、働く方、従業員の話でありました。要は、委託料、最低限かかる公益性の部分の最低限かかる委託料を払うということで、いわゆる収益部門をこれから伸ばしていこうということであれば、これから事業拡大して従業員を増やすとかなんか、そういうことがあれば当然いろんな考えが有りますでしょうけども、現在の状況でやる分には、当然収益性が今よりも伸びてくるというようになったときに、やっぱり利用者に還元するような形で料金を安くするとか、そんなことも私は考えられるのかなという思いをしたも

んですからお尋ねをしたわけであります。

これが、収益部門がどんどん上がって利益が出るようになったときに、じゃ、次の年の委託料を下げますよというようなことになれば、これは労働意欲の問題にもなってくるような気がしますので、これ将来的に公益性にかかる部分は委託料として払っていくんだと。それで利益出た分はいわゆる働いている方の待遇改善、あるいは利用料の中で利用者に戻元するような形を考えられるというようなことでよろしいですか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 ちょっと説明が不足したかと思います。従業員の方に還元をしていくということは可能だというふうに考えております。

それから、今回、指定管理というような形で管理運営を一般社団法人にお願いをしていくという形をとるわけでありますが、ケーブルテレビの使用料につきましては、条例上使用料という形で残っておりまして、1,500円というその使用料については条例で定めているということでございまして、そういった利用料という形で、それまで指定管理者に移行するという考え方ではございませんので、使用料はこれまでどおり町が責任を持って集めるというようなことで考えておりますので、条例改正が必要になってくるということになります。

指定管理制度を導入して、どんどん効率的な運営ができて、委託料が安くなっていくというようなことになってくれば、使用料の軽減というようなことも考えられないわけではございませんが、現行は条例は条例で使用料というのは定めているということになります。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 これからは公設民営化になるということですが、今までどおりのサービス、サービスの低下になるようなことはございませんか。つまりいろんな災害で線が切れた、何かという場合に素早く今までどおり対応できるのか。インターネットとか光ケーブルの関係もございましょうが、そういう方面で住民のサービスが悪くなったということはないと思うんですけどどうでしょうか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えします。指定管理をお願いする際に、こういった業務はきちんとこれまでどおり、最低限やんなくちゃなんない業務はこういったことですよという形で契約をさせていただくわけでございまして、今までよりマイナスになるということは決してないというふうに考えております。

たが、あとそれ以上に今度民営化ということでそれ以上のサービスが提供できるような形になってくのかなというふうに期待をしているところでございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 正式には今議会ではじめて提案ということになるわけですが、この件に関しては議会前の打ち合わせのときに出了たから、これは定例議会なんて言っていないで臨時会のときに全員協議会で議員の皆さんに説明したらいいですよということを私らが言って、そのようにしていただいて、何回かこのための説明会といいますか、していただきました。いろんな疑問点に関しては適切に答えていただきましたが、それでもまだ私は理解ができないのであります。

そこで、一般町民の方々は、一般社団法人というのはどういうものだというのはそう知っている人おられませんと思います。ですから、指定管理者の想定として一般社団法人に、社団法人の性格はこういうものだということを説明していただければ、今テレビを見ている町民の皆さんも理解が早まったのではないかなと思います。その社団法人についてもやはりこの際説明するべきだろうと思います。

過去1回でしたっけかね、タッチスーパーでしたっけ、回線を一般民間といいますか、人に利用を認めたわけですが、そういうことも今後考えられますが、そういうふうはこの回線の利用についてはどう取り組まれるかと。町民のサービスの向上を図るということですが、それは期待をしますが、そこら辺がよくわからないわけでありまして。

あともう一つは、いわゆる従業員がケーブルテレビと社団法人で従業員はそんなに多くならないはずですね。技術者が中心となるんでしょう。番組制作の人が。そうすると業務、経理の職員というのはおそらく1人くらいになってしまうのではないかなと。

ここでまた余計な心配するわけですが、こういう小さな団体の経理では、結構不正といいますか、使い込みというのがあるわけですよ。同じ人、同じ場所に長くいるために。かつてにしあいつ社会福祉協議会でも使い込みがありましたから、そういう点でも私はデメリットの一つにはそういう可能性もあるんじゃないのかというあたりはデメリットに入るのではないかなと思っているわけです。

何よりもこれを認めれば社団法人に指定管理者を認めるということに即つなげるわけですよ。その社団法人の性格がきちっとまだ議会には示されていない。それは何だかという定款ですよ。定款。これは町が中心となって定款をつくるわけです。その定款で社団法人が登記してしまえば、社団法人の登記したことに対して議会は何ら申し上げることがなくなるわけです。私はそう思っているんです。町の決めた規則規定ならば議会はいろんな質疑をすることもできますが、一般の団体の定款に議会は何ら口に出せないわけじゃないですか。

そういう点ではこの前もお話申し上げましたが、定款の案を議会に示す必要があるんじゃないのかなと。それによってこの社団法人の性格といいますか、進み方といいますか、いろんなことがわかるわけですから。私はそれからでもこの提案は、今回の提案はそれからでもいいのではないかなと思っていますが、これは日程とかいろんな都合があってこういうことになったでしょうが、今私のお話したことに対してお答えをしていただきたいと思っております。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 ご質問にお答えします。まず一般社団法人とはどういうものなのかということでありまして。今回、ケーブルテレビ、今まで町直営でやってきたものを民営化するにあたってどういったその受け皿が一番いいんだろうということで検討したのが一般社団法人でございます。

一般社団法人につきましては、株式会社なんかと比べますと資本金であったり、立ち上げのための費用がなくて、簡易に立ち上げられる組織だということ、さらには公益事業、それから収益事業とも取り組めるというようなことございまして、ケーブルテレビの運営を行う会社には最も適当な形態だというふうに考えて一般社団法人という形で組織をつ

くらせていただくというふうにご検討いただいております。

一般社団法人を立ち上げるわけでありましたが、その構成となる社員でございますが、今回新たな形で立ち上げるわけでありまして、広くその社員の公募ということも可能なわけでありまして、町としましては今回、各町のいろいろな関係機関、いいで農協であったり、商工会であったり、森林組合であったり、振興公社であったり、福社会であったり、社会福祉協議会であったり、会津ケーブルテレビ保守管理組合、番組制作チーム、そういった方々から社員を推薦していただいて、そういった皆さんで一般社団法人の組織となるものを設立していただくというふうにご検討いただいております。

それから二つ目のタッチスーパーなんかにご利用した回線の利用というようなことのご質問がございました。ケーブルテレビの空き芯と申しますか、空いているものに関しましては携帯電話の会社に数多く活用していただいております、お貸ししております。最近建てました屋敷であったり、それから滝坂であったり、杉山であったりと、そういったところの最近設置されました携帯電話の送信塔からは西会津町のケーブル回線を活用して送信を行っているというようなことをご検討いただいております。そういったことで回線の利用をしていただいております。

それからあと町民サービスの低下という部分であります。町民サービスにつきましては今までどおりのサービスするのは当然継続していただくということであります。そこに民営化ということで新たなサービス展開もできるだろうということでご検討いただいております。例えばということでありまして、アナウンサーの派遣業務であったり、それからビデオの制作、そういった映像サービスですね、そういったものがこれまでのサービスにプラスして町民の皆さんに提供できるんじゃないかというふうにご検討いただいております。

それからあと、従業員のことで、それから経理、少ない人数でやることによっていろんな不正が出てくるんじゃないかという心配もあるんじゃないかというようなことをご検討いただいております。さっきの説明の中でも今まで申し上げてまいりましたように、当分の間は町職員から1人派遣をしまして、管理監督者というような立場で当分の間は職員を派遣していくというような形をとらせていただきます。その中で十分確認作業はしていけるのかなと思っておりますし、それにプラスしまして、新たな一般社団法人の中に監事という方も置くような形になりますので、今までどおりと申しますか、定期的な監査を通じて適正な事務処理がされているのかということについてはチェックしていけるのかなというふうにご検討いただいております。

それからあと、定款でございます。先日の全員協議会の中でもご指摘を受けました。町でもいろいろ検討させていただきましたが、今議会中におきまして一度全員協議会をお願いしまして定款案もほぼたたき台につきましてはできあがっておりますので、お示ししていきたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今議会中にお示しをしていただけるということですから、それは了とします。この設立する社団法人は定款によって権威付け、位置付けされるわけですから、私はそれを見ない限り判断はできないなど、賛成、反対と自信を持って賛成するわけにもいかないし、かといって力を込めて反対などということにもならないなどということで、私

はこの場をあと退席しますから。

○議長　ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第2号、西会津町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、西会津町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。（13時48分）

平成26年第5回西会津町議会定例会会議録

平成26年9月11日(木)

開 会 10時00分

出席議員

1番	小柴敬	6番	猪俣常三	11番	清野佐一
2番	三留正義	7番	鈴木満子	12番	五十嵐忠比古
3番	長谷川義雄	8番	多賀剛	13番	武藤道廣
4番	渡部憲	9番	青木照夫	14番	長谷沼清吉
5番	伊藤一男	10番	荒海清隆		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	伊藤勝	建設水道課長	酒井誠明
総務課長	伊藤要一郎	会計管理者兼出納室長	会田秋広
企画情報課長	杉原徳夫	教育委員長	田崎敬修
町民税務課長	新田新也	教育長	新井田大
健康福祉課長	渡部英樹	教育課長	成田信幸
商工観光課長	大竹享	農業委員会長	佐藤忠正
農林振興課長	佐藤美恵子	農業委員会事務局長	佐藤美恵子

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高橋謙一	議会事務局主査	薄清久
--------	------	---------	-----

第5回議会定例会議事日程（第7号）

平成26年9月11日 午前10時開議

- 日程第1 議案第3号 平成25年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 議案第4号 平成25年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第5号 平成25年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第6号 平成25年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第7号 平成25年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第8号 平成25年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第9号 平成25年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第10号 平成25年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第11号 平成25年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第12号 平成25年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第13号 平成25年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第14号 平成25年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

日程第13 議案第15号 平成25年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

延 会

○議長 おはようございます。平成 26 年第 5 回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、議案第 3 号、平成 25 年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 13、議案第 15 号、平成 25 年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

事務局長、高橋謙一君。

(事務局朗読)

○議長 議案第 3 号から議案第 13 号までの説明を求めます。

会計管理者、会田秋広君。

○会計管理者 おはようございます。

それでは議案第 3 号、平成 25 年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第 4 号から議案第 13 号までの各特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

説明に先立ち、提出いたしました書類、資料のご確認をお願いいたします。

まず、地方自治法及び同施行令に規定されております議会への提出資料といたしまして、平成 25 年度西会津町歳入歳出決算書、同じく歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書であります。

あお、決算の説明資料といたしまして、主なる施策の執行実績調書、この A 4 の横版になります。西会津町一般会計決算の状況、この縦版のこの形になります。及び予算の執行実績調書、起債の状況を提出しております。

それでは、平成 25 年度における一般会計の財政状況についてご説明いたします。

先ほどの一般会計決算の状況、こちらの A 4 の縦をご覧ください。

まず、1 ページです。歳入決算額の状況であります。

平成 25 年度一般会計の歳入総額は、68 億 6,371 万 2 千円で、前年度と比較し 1.7 パーセントの減となりました。

構成比では、9 款地方交付税が全体の 44.0 パーセント、続いて 20 款町債が 11.8 パーセント、13 款国庫支出金が 11.4 パーセント、1 款町税が 8.9 パーセントなどとなっております。

次に歳出について申し上げます。3 ページをお開き願います。

歳出決算額の状況であります。平成 25 年度の歳出の決算額は、66 億 8,246 万円となり、前年度と比較し 1.6 パーセントの減となりました。

目的別決算額につきましては、1 款の議会費から 12 款の公債費まで記載のとおりとなっております。

次に 5 ページの決算収支の状況をご覧ください。

歳入総額から歳出総額を差し引いた額、歳入歳出差引額であります。この額から翌年度に繰越すべき財源を差し引いた実質収支は、1 億 5,035 万 8 千円の黒字となりました。

次の行、単年度収支も1,661万5千円の黒字、さらに一番下の行、実質単年度収支につきましても、平成25年度は1億3,016万2千円の繰上償還なども行いましたが、3億3,963万9千円の黒字となりました。

それでは議案第3号、平成25年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

なお、決算の認定の対象となりますのは歳入歳出決算書であります。よりご理解をいただくため主なる施策の執行実績調書により説明させていただきます。こちらの横書きの資料となります。

また、税等の収納率、不納欠損額、収入未済額、翌年度繰越額等につきましては、事項別明細書に記載してございますので、あわせてご覧いただきたいと思います。

それでは主なる施策の執行実績調書の1ページをご覧ください。

1款町税、1項1目個人町民税は、前年度と比較し322万7千円増の1億7,474万3千円となりました。収納率は97.45パーセントであります。

同じく2項1目固定資産税は、3億4,056万9千円となり、前年度と比較し570万2千円の減となりました。収納率は90.54パーセントであります。

同じく4項1目たばこ税は、前年度と比較し412万8千円増の4,539万7千円となりました。これは平成25年4月1日から県たばこ税の一部が市町村たばこ税に移譲されたことによる増などであります。

なお、町税に係る不納欠損額は、617万8,035円、件数で328件となりました。前年度に比べ額で263万3,955円、件数で85件の増となりました。

9款、1項1目地方交付税は、30億2,332万2千円となり、前年度と比較し1,980万7千円の減となったところであります。

次に、2ページをご覧ください。

12款、1項5目土木使用料は、住宅使用料などの増により、前年度に比べ337万1千円増の4,140万1千円となりました。

13款、1項3目教育費国庫負担金は、西会津小学校新校舎建築事業に係るものであります。

3ページをお開き願います。

13款、2項6目総務費国庫補助金は、1億3,624万8千円となりました。主なものとしたしまして地域の元気臨時交付金などあります。

14款、2項1目総務費県補助金は、前年度と比較し6,094万円増の1億8,428万円となりました。主なものとしたしまして、再生可能エネルギー導入等防災拠点支援事業補助金などあります。

同じく2項2目、民生費県補助金は、3,163万3千円となり、前年度と比較し4億7,153万8千円の減となりました。

減の要因といたしまして、平成24年度は、県南・会津・南会津地域給付金給付事業により、4億8,417万8千円が補助金として交付されたところであり、この分が減になったところあります。

4ページ、14款、2項5目農林水産業費県補助金は、3,206万7千円増の1億3,942万

7千円となりました。主なものといたしまして、中山間地域等直接支払交付金や前年度の繰越事業であります震災対策農業水利施設事業補助金などであります。

同じく2項6目、商工費県補助金は、消費者行政活性化交付金の増額などにより、前年度と比較し452万2千円増の768万9千円となりました。

5ページをお開き願います。

16款、1項2目ふるさと応援寄附金は、99万2千円で前年度に比べ54万円の増となりました。寄附件数は22件であります。

同じく1項3目教育費寄附金は、2千万円で、名誉町民であります故新田正夫氏からの寄附金です。

17款、2項1目財政調整基金繰入金は、前年度と比較し9,753万1千円増の3億7千万円となりました。

同じく2項7目駅簡易委託業務運用基金繰入金であります。平成26年3月31日をもって同基金を廃止したことから、基金の原資300万円を一般会計に繰り入れたものであります。

6ページ、20款1項2目過疎対策事業債は、前年度と比較し7,290万円増の5億8,010万円となりました。

以上、歳入総額68億6,371万2千円となり、前年度と比較し1億1,571万8千円の減となったところであります。

7ページをお開き願います。歳出です。主な事業につきましてご説明申し上げます。

2款、1項5目財産管理費は、前年度に比べ1億2,161万9千円増の7億8,585万4千円となりました。主な事業といたしまして、財政調整基金への積立金5億6,286万2千円、地域の元気臨時交付金事業基金への積立金8,303万8千円などであります。なお、決算年度末の財政調整基金の現在高は13億7,846万8千円となっております。

同じく1項6目企画費は、2,820万3千円となりました。主な事業といたしまして、上谷地区における携帯電話等エリア整備事業などであります。

同じく1項10目ふるさと振興費は、1億8,585万2千円となり、前年度に比べ6,439万9千円の増となりました。主な事業につきましては、7ページから8ページにわたり記載しておりますが、さゆり公園管理業務などの委託料のほか、さゆり公園体育館に太陽光発電施設等の設置や定住促進に向けた新たな補助事業であります、定住住宅整備費補助金などが主なものであります。

8ページ、2款、1項11目ケーブルテレビ運営事業費は9,538万6千円となりました。

主な事業といたしまして、ケーブルテレビ業務の委託料のほか前年度の繰越事業でありますケーブルテレビ放送センターの太陽光発電施設等設置事業などあります。

9ページをお開き願います。

3款、1項1目社会福祉総務費は、1億7,781万4千円となりました。主な事業といたしまして、国民健康保険特別会計事業勘定及び診療施設勘定へ保険基盤安定負担金や太陽光発電施設等設置事業に係る繰出金などあります。

同じく1項3目老人福祉費は、前年度と比較し2,994万1千円増の4億1,596万4千円となりました。主な事業といたしまして、介護保険特別会計繰出金及び後期高齢者医療療

養給付費負担金などのほか、屋内ゲートボール場に係る償還金の繰上償還分を含む運営費補助金などがあります。

10 ページ、3 款、2 項 1 目児童福祉総務費は、前年度と比較し 631 万 9 千円増の 2,705 万 3 千円となりました。

主な事業といたしまして、平成 25 年度に創設しました乳幼児家庭子育て応援金事業などがあります。

11 ページをお開き願います。

4 款、1 項 1 目保健衛生総務費は、2 億 4,016 万 8 千円となりました。主な事業といたしまして、水道事業会計及び簡易水道等事業特別会計への繰出金などがあります。

12 ページ、6 款農林水産業費、1 項 3 目農業振興費は、1 億 2,925 万 4 千円です。

主な事業といたしまして、中山間地域等直接支払事業や新規事業です、そば生産振興事業補助金などがあります。

同じく 1 項 5 目農地費は、前年度と比較し 1,975 万 8 千円増の 1 億 23 万 1 千円となりました。主な事業といたしまして、農業集落排水処理事業特別会計への繰出金、及び前年度の繰越事業でありますため池耐震性検証委託料などがあります。

13 ページをお開き願います。

7 款商工費、1 項 3 目観光費は、3,426 万 7 千円となりました。鳥追観音公衆便所の建築工事や銚子ノ口外溝木質化工事などが主なものです。

14 ページ、8 款土木費、1 項 2 目道路維持費は、前年度と比較し 1 億 2,497 万 4 千円増の 3 億 5,465 万 7 千円となりました。主な事業といたしまして前年度の繰越事業であります除雪機械 10 台分の購入費などがあります。

同じく 1 項 4 目橋梁維持費は、4,281 万円となりました。明神橋耐震補強工事などが主なものです。

同じく 3 項 3 目都市再生整備計画事業費は、814 万 4 千円でした。ふるさと自慢館整備事業補助金などが主なものです。

15 ページをお開き願います。

9 款消防費、1 項 3 目消防施設費は、前年度と比較し 2,725 万 7 千円増の 6,694 万円となりました。主な事業といたしましては前年度の繰越事業であります防火水槽 6 基分の整備費などがあります。

同じく 1 項 4 目防災費は、2,474 万 1 千円となりました。全国瞬時警報システム、通称 J アラートであります、このシステムの構築整備委託料が主なものです。

10 款教育費、1 項 2 目事務局費は、前年度と比較し 4,025 万 7 千円増の 1 億 2,630 万 2 千円となりました。小中学校交流基金及び新田正夫教育振興基金への積立金などが主なものです。

16 ページ、10 款、2 項 3 目学校建設費は、前年度と比較し 3 億 1,084 万 1 千円増の 5 億 2,942 万 1 千円となりました。西会津小学校新築整備に係る工事費などが主なものです。

12 款公債費、1 項 1 目公債費元金は、7 億 7,883 万 5 千円となり前年度と比較し 7,415 万 9 千円の増となりました。平成 25 年度は、償還元金の通常分に合せ、繰上償還を実施し

たことによる増であります。

以上、一般会計の歳出総額は、66億8,246万円となり、前年度と比較し1億693万5千円の減となったところであります。

次に各特別会計の決算についてであります。引き続き主なる施策の執行実績調書によりご説明を申し上げます。

17ページ、18ページをご覧ください。

議案第4号、平成25年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

平成25年度におきましては、用地の売却はありませんでした。現在保有しております用地は、2万6,871平方メートルであり、全体の36.5パーセントが未分譲となっております。

歳入であります。2款、1項1目繰越金のみで歳入総額は、1万8千円となりました。

歳出はございませんので、歳入歳出差引額は1万8千円となり、実質収支額も同額となっております。

それでは19ページをお開き願います。

議案第5号、平成25年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

平成25年度は、農林水産省所管の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の採択を受け、地域連携販売力強化施設をA区画に整備することとなりました。

平成26年度に実施設計、27年度に施設整備を行い、28年の夏ごろオープンする予定であります。まず歳入であります。款項の内容につきましては記載のとおりであり、歳入総額は、1,352万5千円となりました。

20ページ、歳出です。歳出総額は、5万3千円で、歳入歳出差引額は、1,347万2千円となり、実質収支額も同額となったところであります。

それでは21ページをお開き願います。

議案第6号、平成25年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

平成25年度におきましては、住宅団地購入費補助をはじめとした新たな住宅整備に係る補助制度を導入したほか、定住交流促進専用ホームページの設置などを行い、販売促進に努めたところであります。分譲はございませんでした。

歳入であります。繰越金が主なものであり歳入総額は、174万2千円となりました。

22ページ、歳出につきましては、記載のとおりであり、歳出総額は165万5千円で、歳入歳出差引額は、8万7千円となり、実質収支額も同額となったところであります。

それでは23ページをお開き願います。

議案第7号、平成25年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

平成25年度の主な事業といたしまして、牧地内の管渠布設工事や堀越地内の舗装本復旧工事などを実施いたしました。決算年度末の野沢処理区及び大久保処理区を合わせた接続人口は、前年度と比較し9人増え、接続率は58.6パーセントになりました。

まず歳入であります。主なものといたしまして、5款一般会計繰入金で、歳入全体の

50.6 パーセントを占めております。歳入総額は、2億1,331万円となりました。

24 ページ、歳出です。2 款、1 項 1 目下水道施設費は、8,715 万 7 千円で、野沢処理区管渠布設工事などが主なものであります。

歳出総額は2億1,111万5千円で、歳入歳出差引額は219万5千円となり、実質収支額も同額となったところであります。

それでは25ページをお開き願います。

議案第8号、平成25年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

本事業では、小島・森野・宝川・白坂・笹川・野尻の6処理施設を管理運営しております。これら6地区の決算年度末接続人口は、1,844人で、接続率は85.7パーセントとなりました。

歳入の款項の内容は記載のとおりであり、歳入総額は、1億616万1千円となりました。

26 ページ、歳出です。1 款、1 項 1 目一般管理費は、6 処理施設に係る管理運営経費です。歳出総額は1億369万6千円で、歳入歳出差引額は246万5千円となり、実質収支額も同額となったところであります。

それでは27ページをお開き願います。

議案第9号、平成25年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

平成25年度は14基の整備を行い、これまでの累計は273基となりました。なお、全体計画では800基の整備を目標としておりますことから、事業進捗率は34.1パーセントとなっております

歳入であります。歳入の主な内容につきましては記載のとおりであり、歳入総額は、4,778万円となりました。

28 ページ、歳出では2 款、1 項 1 目個別排水処理施設費は、浄化槽 14 基分の設置工事費などです。歳出総額は4,651万5千円で、歳入歳出差引額は126万5千円となり、実質収支額も同額となったところであります。

それでは29ページをお開き願います。

議案第10号、平成25年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

本医療制度は、平成20年4月に創設され、都道府県単位で設立されました広域連合が保険者となっております。決算年度末の被保険者数は1,980人で、人口に占める割合は26.8パーセントとなっております。

歳入であります。歳入の主な内容につきましては記載のとおりであり、歳入総額は9,932万3千円となりました。

30 ページ、歳出では3 款、1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金9,139万5千円が主なものであります。歳出総額は9,930万円で、歳入歳出差引額は2万3千円となり、実質収支額も同額となったところであります。

それでは31ページをお開き願います。

議案第11号、平成25年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

ご説明を申し上げます。

平成 25 年度から、国保財政の安定化と被保険者の負担軽減を図るため、第 5 期国保財政 3 カ年計画を策定し、毎年、国保支払準備基金より 2 千万円を繰入れることといたしました。

一方、診療施設勘定におきましては、医療の安定供給と疾病予防の一体的な運営を図るため、診療所医師 4 名による医療体制の充実・強化を図ってきたところであります。

まず、事業勘定の歳入です。

1 款国民健康保険税は、1 億 9,505 万 970 円となりました。収納率は現年度分で 96.76 パーセントとなり、前年度と比較し 0.4 ポイントの減となりました。不納欠損額は 287 件、802 万 3,934 円となり、前年度と比較し 34 件、279 万 3,884 円の増となったところであります。

32 ページ、11 款、3 項 1 目一般被保険者第三者納付金 861 万 2 千円は、交通事故に係る損害保険会社等からの損害賠償金であります。

その他、款項の主な内容につきましては記載のとおりであり、歳入総額は、10 億 2,819 万 9 千円となりました。

次に歳出です。33 ページをお開き願います。

2 款、1 項 1 目一般被保険者療養給付費は、4 億 4,306 万 3 千円となり、前年度と比較し 6,959 万 6 千円の減、同じく 2 項 1 目一般被保険者高額療養費も前年度と比較し、1,235 万 5 千円減の 6,069 万 6 千円となりました。

10 款、2 項 1 目診療施設勘定繰出金 2,002 万 9 千円は、西会津診療所の駐車場整備及び診療所のシステム化に係る国の調整交付金などの繰出であります。

その他、款項の主な内容につきましては記載のとおりであり、歳出合計は 9 億 7,411 万 6 千円で、歳入歳出差引額は 5,408 万 3 千円となり、実質収支額も同額となったところであります。

35 ページをお開き願います。診療施設勘定の歳入です。

1 款、1 項外来収入は、1 億 4,730 万 7 千円となり、前年度と比較し 1.4 パーセントの増となりました。

6 款、1 項 1 目一般会計繰入金は、前年度と比較し 4,466 万 9 千円増の 6,546 万 5 千円となりました。これは、前年度の繰越事業であります西会津診療所への太陽光発電施設等設置に係る繰入金などであります。

9 款、1 項 1 目過疎対策事業債は、4,600 万円でした。前年度の繰越事業であります太陽光発電施設等設置に係る受電設備の整備分などであります。

その他、款項の主な内容につきましては記載のとおりであり、歳入総額は 3 億 3,356 万 1 千円となりました。

36 ページは歳出です。

1 款、1 項 1 目一般管理費は、前年度と比較し 7,825 万 3 千円増の 2 億 6,330 万 5 千円となりました。これは、太陽光発電施設等の設置及び西会津診療所の駐車場整備工事費などであります。

歳出総額は 3 億 2,122 万 5 千円で、歳入歳出差引額は 1,233 万 6 千円となり、実質収支

額も同額となったところであります。

それでは 37 ページをお開き願います。

議案第 12 号、平成 25 年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

平成 25 年度は、第 5 期介護保険事業計画の 2 年目となります。年度当初の第 1 号被保険者数は 3,027 人で、人口に占める割合は 41.0 パーセントとなっております。また、1 号被保険者の認定率は 18.9 パーセント、認定者のうち介護サービスを利用している人の割合、利用率であります。88.6 パーセントとなっております。

歳入であります。1 款、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料は、1 億 4,266 万 2 千円となり、収納率は、99.15 パーセントとなりました。介護保険料の不納欠損処分は金額で 2 万 2,416 円、件数で 8 件であります。

3 款、1 項 1 目介護給付費交付金 2 億 8,423 万 2 千円は、前年度と比較し、2,820 万 8 千円の増となったところであります。

38 ページ、6 款、2 項 1 目介護給付費準備基金繰入金 1,560 万 3 千円は、第 5 期介護保険事業計画期間中の 3 年間で第 1 号被保険者の保険料軽減のために充当する 3 千万円のうちの繰入分などであります。

その他、款項の主な内容につきましては記載のとおりであり、歳入総額は、10 億 5,121 万 5 千円となったところであります。

39 ページをお開き願います。歳出です。

款項の主な内容につきましては、記載のとおりであります。2 款、1 項 1 目居宅介護サービス給付費は、前年度と比較し 5,058 万 2 千円増の 3 億 5,261 万 8 千円となりました。これは介護認定者数の伸びによるものであります。

3 款、1 項 1 目介護給付費準備基金積立金 1,850 万 5 千円は、介護給付費の急激な増加など不測の事態に備えるためのもので、平成 24 年度の介護給付費に対する国、県からの過年度分の負担金収入を積み立てたものであります。

以上、歳出総額は 10 億 2,958 万 3 千円で歳入歳出差引額は 2,163 万 2 千円となり、実質収支額も同額となりました。

それでは、41 ページをお開き願います。

議案第 13 号、平成 25 年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本特別会計では、簡易水道 7 施設、飲料水供給施設 3 施設あわせて 10 施設の管理運営を行っております。決算年度末の給水件数は 714 件となっており、前年度と比較し 13 件の減となりました。

歳入の主なものとしたしまして、水道使用料や一般会計繰入金、さらに青坂飲料水供給施設の拡張工事に係る簡易水道事業債などで、歳入総額は 8,719 万 5 千円となりました。

42 ページ、歳出です。

1 款、1 項 1 目一般管理費は、給水施設の管理運営に係る経費で 3,014 万 4 千円、同じく 1 項 2 目簡易水道施設整備費では、甲石地区へ水道水を供給するため、青坂飲料水供給施設の拡張工事などで 833 万 9 千円となり、歳出総額は 8,326 万 7 千円、歳入歳出差引額

は、392万8千円となりました。なお実質収支額であります。翌年度に繰り越すべき財源13万円がございますので実質収支額は、379万8千円となりました。

次に、実質収支に関する調書、財産に関する調書についてでございますが、記載のとおりであり、説明と重複する部分もございますので、説明は省略させていただきます。

以上で議案第3号から議案第13号までの説明を終了させていただきます。

○議長 議案第14号の説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第14号、平成25年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてをご説明申し上げます。

はじめに剰余金の処分について申し上げます。

議案書の2枚目の平成25年度西会津町水道事業剰余金処分計算書案をご覧ください。

今次の決算においては、資本金、資本剰余金について処分はありませんので、未処分利益剰余金の処分であります。未処分利益剰余金については、決算書の55ページをご覧ください。剰余金については680万6,813円の経常利益と前年度繰越利益剰余金を足した1,586万8,584円が当年度未処分利益剰余金となります。剰余金につきましては減債積立金に200万円、建設改良積立金に、800万円を積み立てるものであります。

次に決算の説明に入ります。その前に西会津町歳入歳出決算事項別明細書の水道事業会計決算に関する説明書にて、事業概要のご説明申し上げます。213ページをご覧ください。

1は事業の概況で、(1)総括であります。経常収支では、収益費用において、680万6,813円の黒字となりましたが、資本的収支では、4,202万7,722円不足となりました。この不足額は、当年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填をいたしました。なお、これにより本会計の実質収支は3,522万909円の赤字となっております。

215ページをご覧ください。3の業務です。

本事業の1立方メートル当りの供給単価は、209円33銭で、1立方メートル当りの給水原価は296円95銭となっているところであります。この差の87円62銭分は、一般会計からの補助金を受け運営をしていることとなります。

216、217ページをご覧ください。

まず、(2)の事業収入は、営業収益と営業外収益の合計額で1億4,484万2,744円となりました。

次に(3)の事業費は、営業費用と営業外費用の合計額で1億3,803万5,931円となりました。

218ページをご覧ください。4の会計につきましては、記載のとおりです。

219ページの収益的費用明細書からの説明は省略させていただきます。決算書の説明に移ります。決算書53、54ページをご覧ください。なお、決算報告書は消費税を加算した額で計上しております。前段で説明いたしました決算に関する説明書とは金額が異なることとなります。

まず、1の収益的収入及び支出の内、まず収入でございます。

1款第1項営業収益、1と第2項営業外収益の合計1億5,268万5千円でありました。

次に支出ですが、1 款第 1 項営業費用 1 億 245 万 4,369 円、第 2 項営業外費用 3,907 万 808 円で、第 3 項の特別損失、第 4 項の予備費の支出はありませんでしたので支出合計は、1 億 4,152 万 5,177 円となりました。

続きまして 2 の資本的収入及び支出です。

まず、収入です。1 款第 1 項の起業債 7,870 万円は、水道施設中央監視装置更新による借入金です。次に第 2 項の補助金 5,020 万 9,450 円は、一般会計、及び下水道施設事業特別会計の繰入金及び負担金であります。以上収入合計では、1 億 2,890 万 9,450 円となりました。

次に支出です。

1 款第 1 項の建設改良費 9,141 万 3,210 円は、水道施設中央監視装置更新工事 1 件、特定環境保全公共下水道工事関連と町道下條線の補償工事 2 件、及び小島浄水場注入機修繕工事 2 件であります。

次に第 2 項企業債償還金は、7,952 万 3,962 円でした。

以上支出合計は、1 億 7,093 万 7,172 円となります。

資本的収支不足額補填については下段の記載とおりであります。

55、56 ページの利益剰余金の部につきましては、前段の未処分利益剰余金についての処分でご説明をいたしましたので、説明を省略させていただきます。

次に資本剰余金の部であります。国庫・県補助金、一般会計補助金、及び負担金につきましては記載のとおりであり、翌年度繰越資本剰余金は 8 億 7,068 万 4,230 円となっております。

57 ページをご覧ください。剰余金処分計算書であります。200 万円を減債積立金に、800 万円を建設改良積立金として処分することとし、翌年度繰越利益剰余金は 586 万 8,584 円となります。

次に、58 ページの貸借対照表をご覧ください。1 の固定資産と 2 の流動資産をあわせた資産合計額と 3 の流動負債と 4 の資本金、5 の剰余金を加えた負債・資本の合計額とも 25 億 8,639 万 4,560 円となっております。

以上で、平成 25 年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についての説明を終わらせていただきます。

○議長 議案第 15 号の説明を求めます。

会計管理者、会田秋広君。

○会計管理者 議案第 15 号、平成 25 年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

決算の説明資料といたしまして、平成 25 年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算書、同じく、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書・財産に関する調書を提出しております。ご確認願います。

決算認定の対象となりますのは、歳入歳出決算書であります。よりご理解をいただくため事項別明細書により説明させていただきます。

それでは、事項別明細書の 1 ページをお開き願います。

歳入です。金額は、2 ページの収入済額で申し上げます。

1 款財産収入、1 項 1 目財産貸付収入は、8 万 9,420 円となりました。これは、貸地料 41 件分であります。

2 款使用料及び手数料は、収入がございませんでした。

3 款繰越金は 40 万 3,077 円であります。

4 款諸収入 74 円は預金利子であります。

以上、歳入合計は 49 万 2,571 円となりました。

3 ページ、4 ページをご覧ください。歳出です。金額は、4 ページの支出済額で申し上げます。

1 款委員会費、1 項 1 目委員会費は、3 万 8,535 円です。報酬 3 万 2 千円は管理会委員の報酬であります。

2 款総務費、1 項 2 目財産管理費は 4 万 2,195 円の支出となりました。平成 25 年度は、作業道の維持管理事業といたしまして、浅岐・願治苜作業道の草刈作業を実施いたしました。賃金の支出は、それに係るものであります。

3 款予備費の支出はございませんでした。

以上、歳出合計は 8 万 1,020 円となり、歳入歳出差引額は 41 万 1,551 円となりました。次に実質収支についてであります。

実質収支に関する調書・財産に関する調書の 1 ページをお開き願います。

歳入総額 49 万 2 千円から歳出総額 8 万 1 千円を差し引いた額、41 万 1 千円であり、翌年度に繰越すべき財源はございませんので、実質収支額は 41 万 1 千円の黒字となりました。

次に、財産に関する調書であります。記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

なお、本決算につきましては、議会への提案に先立ち、去る 8 月 22 日に本町財産区管理会の同意を得ておりますことを申し添えます。

以上で、全ての決算の説明を終了いたしました。

よろしくご審議をいただき、提出いたしました各会計の決算につきまして、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長 説明ありました議案第 3 号、平成 25 年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第 15 号、平成 25 年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの決算審査について、監査委員の意見を求めます。

併せて、財政健全化判断比率等審査の意見、定期監査報告及び財政援助団体等監査報告もしてください。

監査委員、多賀剛君。

- 多賀剛 皆さんおはようございます。

ただいまのありました意見書並びに報告書は皆さまのお手元に配付しておりますこの資料に基づいて報告をしたいと思います。

なお、この意見書並びに報告書につきましては、8 月 8 日までの間、故齋藤哲夫代表監査委員とともに合議のもとに作成されたものでありますので申し添えておきます。

それでは 1 ページをお開きください。

一般会計、特別会計決算審査意見書。

地方自治法第 233 条第 2 項及び同法第 241 条第 5 項の規定により、審査に付された平成 25 年度西会津町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算、また、これと併せて提出された関係書類を審査した結果、その意見は次のとおりであります。

2 ページ目をお開きください。

平成 25 年度決算審査意見書。

1、審査の概要、(1) 審査の対象、(2) 審査の期間、(3) 審査の手續につきましては記載のとおりでございます。

2、審査の結果。審査に付された各会計歳入歳出決算書、各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸票及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めました。

また、各基金の運用及び管理についても、関係諸票及び証拠書類と符合しており、誤りのないものであります。以下については、会計管理者並びに建設水道課長の説明と重複する部分がございますので、なるだけ簡潔に説明をいたします。

3、監査の意見。総括について申し上げます。一般会計及び特別会計と合わせた歳入総額は対前年度比 0.8 パーセントの減、歳出総額では 0.8 パーセントの減となり、実質収支額は 2,518 万円の増となりました。

一般会計、特別会計合わせた実質収支額は、2 億 6,173 万 2 千円の黒字となり、対前年度比では 2,518 万円の増となったものでございます。決算額の推移については下段のグラフをご覧くださいと思います。

4 ページをご覧ください。

平成 25 年度の歳出の主なものは、一般会計については、先ほど説明があったとおり、西会津小学校新築事業、太陽光発電設置等施設事業や除雪機機械購入費などであります。

歳入歳出の総額、また翌年度に繰り越すべき財源及び実質収支に関しましては記載の表をご覧ください。

5 ページをご覧ください。

② 予算の執行状況についても下段の表をご覧くださいと思います。

歳入、調定に対する収入済額の割合は 95.7 パーセントでありました。

6 ページをご覧ください。

歳出にあたりましては、執行率は 96.3 パーセントであり、総体的にはおおむね適正な執行であります。

③ 町債の状況と実質公債比率について申し上げます。町債発行額と償還額、町債の年度末残高、実質公債比率の表はご覧いただきたいと思います。

町債の発行額、対前年度比 4 パーセントの増となっております

町債の償還額につきましては対前年度比 5.7 パーセントの増となっております。

実質公債費比率につきましては、前年度より 0.7 ポイントの減となり、13.7 パーセントになったところでございます。

④ 収入未済額と不納欠損額の状況につきましても下段の表をご覧くださいと思います。

収入未済額は、一般会計、特別会計合計の対前年度比は 4.1 パーセント減となっております

ます。

8ページをご覧ください。

税等徴収対策本部会議を庁内に設置し、税や使用料等の徴収に努め、年々減少傾向にあり、前年度より384万1千円減少し、本年度も1億円を下回りました。税や使用料等の徴収には、引き続き努力と工夫があります。なお、徴税事務に関しては、法令等に則り、厳格かつ適正な事務処理を行うことを望みます。

不納欠損額について申し上げます。対前年度比60.9パーセントの増、1,422万4千円となっております。不納欠損処理の対象は、すべて各法に規定する事項に該当しており、その金額に誤りはありませんでした。今後も不納欠損処理額が極力少なくなるよう対応されることを望みます。

⑤主な基金の状況について申し上げます。これも下段の表はご覧いただきたいと思えます。

財政調整基金について申し上げます。平成25年度末残高は前年度比16.3パーセント増の13億7,846万8千円となっております。

(2)の一般会計について申し上げます。これも先ほど会計管理者から詳しく説明がありましたので、下段のグラフ等をご覧いただきたいと思えます。

10ページをご覧いただきたいと思えます。

歳入について申し上げます。財源構成については下段のグラフ並びに表のとおりでございます。一般会計の歳入の状況を見れば、自主財源が若干増加したものの依然として依存財源が8割に近い78.1パーセントとなっております。自主財源確保の積極的な取り組みを期待するものであります。

11ページをご覧ください。

町税、地方交付税の推移についても、先ほどご説明がありましたので下段の表をご覧いただきたいと思えます。

②歳出。義務的経費と投資的経費につきましては、これも下段の表はご覧いただきたいと思えます。

経常収支比率について申し上げます。市町村において通常70パーセントから80パーセントが弾力性のある財政といわれておりますが、本町は83.0パーセントとなっております。

全国平均は、平成24年度の全国平均に照らし合わせると全国平均が90.7パーセントとなっているところでございます。

債務負担行為支出予定額について申し上げます。その内訳は12ページ、次のページに記載されているとおりでございます。

一般会計から他会計への繰り出し金額について申し上げます。性質別による他会計繰出金は、6億8,508万4千円でありました。

(3)の特別会計について申し上げます。総体的におおむね計画的に執行されており、良好と認めたものでございます。特別会計全体の収入未済額は3,940万6千円でありました。前年度と比較して316万円減少しているものでございます。下段のグラフはご覧いただきたいと思えます。

13ページに移ります。

①工業団地造成事業特別会計について申し上げます。近年は分譲問い合わせも減少しております。今後は戦略的な企業誘致対策も必要であろうと思われま

②商業団地造成事業特別会計について申し上げます。今後残地であるA区画に地域連携販売力強化施設が整備されますが、本施設は既存施設も含め町の活性化につながる拠点となるよう努められるよう望みます。

③住宅団地造成事業特別会計について申し上げます。先ほど説明があったとおり当該年度は分譲がありませんでした。一部区画分割や各種支援助成事業を行って販売促進を図っておりますが、まだ17区画残っております。今後は抜本的な対策も必要ではないかと考えま

④番、下水道施設事業特別会計について申し上げます。各処理区の年度末接続率は記載の表のとおりでございます。

14 ページをご覧ください。

使用料については106万7,286円の収入未済がありました。今後も計画どおり事業が進捗するように努力されるとともに、接続率の向上にも努めていただきたいと思います。

⑤農業集落排水処理事業特別会計について申し上げます。各地区の年度末接続率は下段の表の記載のとおりでございます。なお、当該年度も使用料の収入未済291万5,835円がありました。長期延滞にならないよう徴収には一層努めていただきたいと思います。

15 ページをご覧ください。

⑥個別排水処理事業特別会計について申し上げます。年度別の整備数は記載のとおりでございます。平成25年度までに合計273基が整備されております。なお、当該年度の収入未済額は対前年度比13万7,169円減の16万8,112円となっております。料金の収納には一層努めていただきたいと思います。

⑦後期高齢者医療特別会計について申し上げます。先ほど説明あったとおり、本町の当該年度末の被保険者数は、1,980人となっております。唯一100パーセントの収納率だったわけですが、残念ながら今年度は99.9パーセントの収納率でありました。収入未済額4万円が発生しておりますので、これも長期延滞にならないよう努めていただきたいと思います。

⑧国民健康保険特別会計について申し上げます。まず事業勘定について申し上げます。保険給付費の歳出決算額の推移は記載のとおりでございます。当該年度の実質収支額は、5,408万3千円であり、前年度実質収支額4,478万8千円を差し引いた単年度収支は929万5千円の黒字でありました。

16 ページをご覧ください。

本特別会計は平成29年度から県単位の広域運営に移行される予定であります。国保制度の今後の動向及び被保険者、医療費、後期高齢者医療制度、介護保険制度の動向を踏まえ、計画的な運営に努められるよう望みます。国民健康保険税の収納率の推移、国民健康保険税の不納欠損額の推移、国民健康保険税の収入未済額の推移につきましては下段の表をご覧ください。

17 ページをご覧ください。

収入未済額は対前年度比412万9千円減少しております。収納率は年々上昇しておりま

すが、徴収にはさらなる努力をされることを望みます。

不納欠損につきましては、279万3千円増加しております。いずれも地方税法に規定する時効に該当し、処分を行ったことを確認いたしました。

診療施設勘定について申し上げます。歳入歳出差引額、実質収支額は1,233万6千円の黒字となったものでございます。今後とも町民の健康や生命を守るため、医療の充実と安全性の確保、サービスの向上に努められるよう望みます。

介護保険特別会計について申し上げます。

被保険者数の推移と、次のページ18ページの要介護認定者数の推移につきましては各表をご覧くださいと思います。歳入歳出差引額、実質収支額は2,163万2千円の黒字でありました。施設介護サービスより居宅介護サービスを受けている被保険者が多いが、給付費では、施設介護サービス給付費が多く、給付費全体の51.4パーセントを占めております。介護予防事業に力を入れ、今後さらに給付費の増加を抑制し、財政的に安定した運営をされることを望みます。また、当該年度も介護保険料が不納欠損処理されております。その金額は2万2,416円であります。その理由は低所得によるものであり、時効による不納欠損処分でありました。

19ページをご覧ください。

簡易水道事業等特別会計について申し上げます。記載の10施設の維持管理を行う会計でございます。これも使用料の収入未済額が234万2,250円ありました。長期延滞につながらないように努めていただきたいと思います。

実質収支に関する調査について申し上げます。当該年度の一般会計では歳入歳出差引額は1億8,125万2千円でありました。翌年度に繰り越すべき財源は3,089万4千円であり、実質収支額は1億5,035万8千円の黒字でありました。

特別会計の実質収支額は1億1,137万4千円で、対前年度比8.2パーセント増となっております。

財産に関する調書について申し上げます。当該年度における財産の記録記載については正確であることを確認いたしました。年度中における主な財産の増減は記載のとおりでありますのでご覧くださいと思います。

20ページをご覧ください。

基金について申し上げます。財政調整基金は、年度末で13億7,846万8千円となっており、この運用に当たっては適切に活用されておりました。その他の基金についても地方自治法第241条第5項の規定に基づき審査をした結果、この運用の状況を示す台帳も適正に整備、記載されていることを確認いたしました。なお、生活援助貸付基金においては返済期限を経過した未返済金があるので、その回収に十分努めていただきたいと思います。

21ページをご覧ください。

水道事業会計決算審査意見書を申し上げます。

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、審査に付された平成25年度西会津町水道事業会計決算書及び、これと合わせて提出された関係書類の審査結果とその意見については、次のとおりであります。

1の審査の年月日、2の審査の手続きに関しましては記載のとおりでございます。

審査の結果について申し上げます。審査に付された決算諸表は水道事業の経営成績及び財政状況を適正に表示し、計数に誤りがないことを認めました。

審査の意見を申し上げます。収益的収支においては営業損失があり、営業外収益をもって黒字となっております。

資本的収支は赤字となっており、実質収支も赤字となっております。今後も効率的かつ計画的な事業運営と衛生的で安全な水を安定供給するよう努められるよう望んでおります。

水道使用料の未収金は決算の時点で1,452万円でありましたが、そのうち納期限未到来分を除いた水道料金の未収金は676万5千円であります。引き続き未収金の発生防止とその回収に努めていただきたいと思います。

22 ページをご覧ください。

なお、老朽管更新事業は計画的に、かつスピーディーに実施することを望みます。

事業の状況、経営の成績については先ほど説明があったとおりですので記載のとおりでございます。ご覧いただきたいと思います。

23 ページをご覧ください。

平成25年度の水道事業収益は1億4,484万2千円で、差引純利益は680万6千円となりました。

給水人口、有収率に関しましては先ほど説明がありましたので省略いたします。記載をご覧いただきたいと思います。

水道事業の経済性についても記載のとおりでございますのでご覧いただきたいと思います。

24 ページをご覧ください。

貸借対照表による経営分析について申し上げます。貸借対照表の推移につきましては次ページに記載のとおりであります。

預金等の残高、未収金の残高も確認し、未払金の内訳についても照合した結果相違のないことを確認いたしました。

その他の内容の説明に関しましては、先ほどの建設水道課長の説明と重複しますので、省略いたしますので、それぞれ25ページ、26ページ、27ページは表をご覧いただきたいと思います。

28 ページをご覧ください。

総括について申し上げます。

町民に安全・安心な水の供給のため、適切に検査等を実施、総体的には安定的に水を供給できたことを確認いたしました。

現金預金の残高が増加しておりますが、計画的な事業運営に配慮されることを望みます。

施設等の維持管理については、配水施設、配水管の老朽化が進むなか、職員による巡回漏水調査や業者委託による漏水調査を行っております。

配水管の老朽化は進んでおり、その更新事業は計画的にかつスピーディーに実施することを望むものでございます。

29 ページをご覧ください。

本町財産区特別会計決算審査意見書について申し上げます。

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により、決算審査を行ないました。

検査の年月日は記載のとおりでございます。

検査の結果。

(1) 平成 25 年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算書、平成 25 年度西会津町本町特別会計歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書の計数と帳票及び証書類を照合した結果、その計数に誤りがないことを認めました。

(2) 財産に関する調書については、公有財産の計数を審査した結果、適正なものと認めました。

審査の意見について申し上げます。歳出の主なものは、委員会費 3 万 9 千円、財産管理費 4 万 3 千円となっております。歳入の主なものは、前年度繰越金 40 万 3 千円、一般貸地料 8 万 9 千円となっております。今後も区民の理解を得ながら適切な管理運営にあたられるよう望みます。

31 ページをご覧ください。

財政健全化判断比率等審査意見書について申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された平成 25 年度決算等による健全化判断比率等の算定について審査を実施いたしました。

審査の年月日は記載のとおりでございます。審査の手続きについても記載のとおりでございます。健全化判断比率等の状況については下段の表のとおりでございます。

32 ページをご覧ください。

審査の結果。

健全化判断比率等の算定の基礎となった書類等は適正に作成されておりました。

(2) 法令等に基づき、適切な算定要素が計算に用いられておりました。

(3) 法令等に照らし、健全化判断比率等の算出過程に誤りはないものと認めました。

審査の意見について申し上げます。

(1) 実質赤字比率・連結実質赤字比率については、実質収支が黒字であり、それぞれの比率は示されませんでした。

(2) 実質公債費比率は、当該年度は 13.7 パーセントに改善し、早期健全化基準も下回っております。

(3) 将来負担比率については、前年度より 15.6 ポイント改善し、90.7 パーセントとなり、早期健全化基準も下回っております。

(4) 資金不足比率については、資金不足なく、比率は表示されませんでした。

(5) 以上により、健全化判断比率等については、すべての財政指標が早期健全化基準を下回っております。

一般会計歳入の約 44 パーセントを地方交付税が占めている本町にとっては、交付税の確保と一般会計から特別会計への繰出金の抑制が財政健全化のポイントであります。引き続き適正な財政運営に努められるよう望みます。

33 ページをお開きください。

定期監査報告書について申し上げます。

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づいて、定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を次のとおり報告いたします。

監査実施期日は記載のとおりでございます。監査の対象につきましては次のページ、34 ページに記載の 8 件を抽出し、監査を行いました。

監査のねらいについて。監査の実施にあたっては事務及び事業が合法かつ効果的、効率的に行われたか、また住民福祉の増進に寄与したかに主眼を置いて監査をいたしました。

監査の結果について申し上げます。事務の処理、事業の執行はおおむね所期の目的を達成しているものと認めました。なお、改善を要すると思われた事項につきましては定期監査講評としてまとめて、担当部局に指示をいたしました。

35 ページお開きいただきたいと思います。

補助金等交付団体監査報告書について申し上げます。

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づいて、町が補助金等財政援助を与えたものの監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を次のとおり報告いたします。

監査の実施期日は記載のとおりでございます。監査の方法及び対象とした団体等につきましては 37 ページに記載の 7 団体を抽出いたしまして、当該団体の役職員及び当該団体に補助金等交付事務を行っている所管課の担当職員から補助に関する書類等の提示を求め、その内容の説明を受けました。

監査のねらいについてでございます。財政的援助を行っている所管課については、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って、公正かつ効率的に使用されるように努めているかどうか。補助団体等については、当該補助金等が町民から徴収された税金、その他貴重な財源で賄われているものであることを認識し、法令の定め及び補助金等の交付の目的に従って、誠実に補助事業等を行っているかどうかを重点に監査を行ないました。

36 ページをご覧ください。

監査の結果について申し上げます。財政援助の決定の適否等について。

財政援助の決定については、関係要綱等に準拠し適正に行われているものと認めました。補助金等の交付の時期についてはおおむね適正であることを認めました。

補助金等の目的外使用。補助金等はその目的外に使用された事実は認められませんでした。

会計処理の状況。団体等の帳簿、その他証書類の保管、記帳及び経理内容はおおむね良好と認められました。

補助金等交付団体等の事務処理状況について申し上げます。事務処理の状況はおおむね良好でありました。

補助金等交付団体への指導監督。所管課においては当該補助金等の目的に沿った指導監督がなされており、おおむね良好と認めました。

監査の意見について申し上げます。所管課においては、補助金等が効果的に活用されるよう、補助金等交付団体の状況を十分把握し、今後とも適切な指導・監督がなされるように望むものであります。

39 ページをご覧ください。

指定管理者・出資団体監査報告書について申し上げます。

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づいて、町が出資しているもので政令で定めるもの及び法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせているものの監査を実施したので、法第 199 条第 9 項の規定によりその結果を次のとおり報告いたします。

監査実施期日は記載のとおりでございます。

監査の方法及び対象とした団体。監査の方法については記載のとおりでございます。対象とした団体は、指定管理者、社会福祉法人にしあいつ福祉会、出資団体、株式会社西会津町振興公社であります。

監査のねらいについて申し上げます。指定管理者については条例の定めるところにより、管理運営が適切に行われているかどうか。出資団体については主に経営状況を重点に監査を実施いたしました。

次のページをご覧ください。

監査の結果について申し上げます。

管理運営の状況。

指定管理者については町との協定に基づきその趣旨に沿って施設の適切な管理運営がなされておりました。

出資団体については、営業努力により経営状況は若干改善されつつあります。施設の管理についてはおおむね良好でありました。

会計経理の状況について申し上げます。団体等の帳簿、その他証書類の保管、記帳及び経理内容はおおむね良好と認めました。

指定管理者及び出資団体への指導監督。所管課においては、その目的に沿った指導監督がなされており、おおむね良好と認めました。

監査の意見について申し上げます。指定管理者及び出資団体は町の貴重な財産等の管理運営を受託しております。町はその財産等が適正かつ効率的な運営が図られるよう今後とも適切な指導監督を行うよう望むものであります。

以上で報告を終わります。

○議長　以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで延会いたします。(11時39分)

平成26年第5回西会津町議会定例会会議録

平成26年9月12日（金）

開 会 13時00分

出席議員

1番	小柴敬	6番	猪俣常三	11番	清野佐一
2番	三留正義	7番	鈴木満子	12番	五十嵐忠比古
3番	長谷川義雄	8番	多賀剛	13番	武藤道廣
4番	渡部憲	9番	青木照夫	14番	長谷沼清吉
5番	伊藤一男	10番	荒海清隆		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	伊藤勝	建設水道課長	酒井誠明
総務課長	伊藤要一郎	会計管理者兼出納室長	会田秋広
企画情報課長	杉原徳夫	教育委員長	田崎敬修
町民税務課長	新田新也	教育長	新井田大
健康福祉課長	渡部英樹	教育課長	成田信幸
商工観光課長	大竹享	農業委員会長	佐藤忠正
農林振興課長	佐藤美恵子	農業委員会事務局長	佐藤美恵子

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高橋謙一	議会事務局主査	薄清久
--------	------	---------	-----

第5議会定例会議事日程（第8号）

平成26年9月12日 午後1時開議

開 議

- 日程第1 議案第3号 平成25年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 議案第4号 平成25年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第5号 平成25年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第6号 平成25年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第7号 平成25年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第8号 平成25年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第9号 平成25年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第10号 平成25年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第11号 平成25年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第12号 平成25年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第13号 平成25年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第14号 平成25年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

日程第13 議案第15号 平成25年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

延 会

○議長 平成 26 年第 5 回西会津町議会定例会を再開します。 (13時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、議案第 3 号、平成 25 年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

なお、皆さんに申し上げます。質疑は一般会計については、最初に総括、その後に歳入の款ごとに、次に歳出の款ごとということで質疑を進めたいと思いますのでご協力をお願いします。

それでは、総括に入ります。

9 番、青木照夫君。

○青木照夫 総括といたしまして、私、生活バス使用料ということの中で総括したいと思います。

町民バス、デマンドバス、路線バスの中で、487 万円の収入となっております。利用者数が増加の傾向になっているようではありますが、特にデマンドバスの利用客は予約・変更になれてきて、町民の足が確保されて大変喜ばれてきているようです。

そこで、交通対策費としては 25 年度決算では 9 千万円となっております、昨年度より 1,200 万円の上昇です。一部バス購入費も入っておりますが、今後、バスの運用経費はまだ上昇することがあるのかどうか。中にはまちなか循環線として、町民バスが集落を回り、利用する一部の人に、定期的に走る町民バスと、失礼、利用する一部の人にデマンド方式を願っている方もおられます。

そこで、定期的に走る町民バスと、予約があって走るデマンドバスでどちらが経費がかかるのか。また、今後見直しを図っている路線などがあるのかどうかをお尋ねいたします。

○議長 9 番、青木議員に申し上げますが、これは款ごとではまずいですか。

9 番、青木照夫君。

○青木照夫 一般質問に近いような内容であるかと思いますが、私は総括的にはよくがんばっているということの内容で、現状のそういう流れの中で経費関係はどうなるのかということなんです。その辺の答弁。

○議長 総括という意味は、各課にまたがるとか、例えば委託料がいろんな各課であるでしょう、その中での質問、そういった意味の総括なんです。その事業に対する全体の総括という意味じゃないんです。わかりますか。

款、項の中での予算の項目でやってもらえば一番いいんですけども。

○青木照夫 その中で何とか総括ということで理解していただいて、答弁ができないと言えども款ごとにしますが、課長の判断の限りで。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 9 番、青木議員のデマンドバスについてのご質問にお答えをいたします。今ほどのご質問で、デマンドバスのまず利用状況であります、平成 25 年度につきましては、平成 24 年度と比較しまして、全体では 5,941 人の方が利用された方が増えています。率にしますと 13.5 パーセントであります。

そのうちデマンドバスにつきましては、24 年度と比較しまして 2,667 人の方が増えてご

ざいます。率にしまして9.7パーセント。そういった状況であります。

それからバスの経費、24年度と比較しまして1,200万ほど増えているというおただしでございしますが、まずその要因についてご説明をいたします。

まず一つは、平成25年度にデマンドバスの運行の見直しを図りまして、平日、24年度は5便の運行本数であったわけでございますけれども、利便性を向上させるため、買い物、診療所等の通院、利便性を向上するために5便を7便、平日2便の増便をいたしました。

それから6月の大山まつり期間中、臨時バスを運行ということで、会津バスへの委託料が630万円ほどその見直しで増額となっております。当然デマンドバスも1日2便増便してございますので、燃料費等々の需用費も150万ほど増加してございます。

そのほかの要因としましては、デマンドバス15人乗り1台、更新ということで430万ほどかかってまして、合わせて1,200万円経費が、24年度と比較して増額となったということでもあります。

それから、定期バス運行、野沢まちなか循環線、それから野沢坂下線ですか、とデマンドバスではどちらのほう経費がかかるのかというご質問でございますけれども、当然デマンドバスは運行台数も多く、移動距離も長いということで当然デマンドバスのほう経費的には余計にかかってございます。

今後の経費の見込みはどうかというお話でございますけれども、これにつきましては現行の運行体制を維持していけばさほど大きな経費の負担にはならないと考えてございます。ただ、運行の本数ですとか、その他見直しを仮にした場合にはその分当然経費は高くなるといったことでございます。以上です。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 なぜこれを取り上げたかといいますと、総括に、今までは大変なデマンドバスを中心なんだけど、いろんな面で一生懸命町民の意見を聞きながらがんばってがんばってようやく安定した、落ち着いてきた、住民がなれてきたということがあったことから、私はそういう行政側にほめてあげたいと思った一面もあったもんですから、がんばっていただきたいという念でございます。

今ほどの、じゃ、経費関係はどうなのかということの中での、私のいわれたことは路線バスであるがデマンドにしてもらいたいという中にはそういう方もいらっしゃるもんですから、全てオールマイティー、皆さんの手足となることはどうかと思いますが、今までそういう住民の方がせっかく喜ばれていることでありましたので、その点もう一度デマンドのそういう考えは、これからはあるのかどうかその1点お聞きします。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えをいたします。デマンドバス運行始まりまして2年が経過し、今2年半ですか、3年目ということでございますけれども、現在の運行体系がこのままずっと変更なくいくということではないと考えてございます。町としてできる改善につきましては今後できるものは改善していくという考えでございますので、その中でさまざまなご要望があれば検討してまいりたいと考えてございます。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 それでは1点ほどお伺い申し上げます。ふるさと振興費でお伺いします。

太陽光発電の設置事業についてお伺いします。4,352万2千円の計上ですが、これ本町にとってのデメリットについて、あと管理など運営についてお伺いします。太陽光発電の設置したことによる効果についてお伺いします。

○議長 確認します。総括だから、太陽光発電の各、あるすべてのことに対して、そこだけじゃなくて。

企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 公共施設への太陽光発電設置の関係についてのご質問にお答えします。町で防災拠点への再生可能エネルギー導入事業というようなことで昨年度3カ所、西会津診療所、それからケーブルテレビ放送センター、さゆり公園体育館ということで三つの施設に太陽光発電を設置しております。

一番のこの事業の目的は防災拠点に太陽光発電を設置しまして、災害時に停電とかそういった場合にもいろんな対処ができるような形にしましょうと。防災対策ができるようにしましょうというような目的で設置してるということにつきましてはご理解いただきたいと思えます。それと売電というのは実際にはできないということでありまして、施設の中で利用しているということでありまして。

その効果と申しますか、そういったものにつきまして調べてみたわけでありまして。ちょっと西会津診療所は今まであの施設一帯と一緒に受電をしていたというようなことで、今度分離して電気を受電をしているわけでありまして、そういったこと、それからさゆり体育館におきましては、体育館はつけたわけでありまして、さゆり公園一帯がひとつの電気料で支払っているということ、というようなことでありまして、必ずしもその金額が妥当なのかどうかということとはちょっと定かでないわけでありまして、西会津診療所につきましては、昨年同期と比べてみますとだいたい月額3万円程度は軽減になっているというようなことで担当課に問い合わせた結果でありました。

それからケーブルテレビにつきましてだいたい2万から3万、年間で昨年と比べますと電気料もちょっと値上がりしているわけでありまして、17万ほど1年前と比べますと軽減されたということでありまして。

それからさゆり体育館につきましては、さゆり公園全体の電気でございますが、年間、1月から8月の比較で昨年と比べますと35万9千円安くなっているというようなことでもあります。

電気代そのものにとってはそんなに大きな効果というような形にはなっていないわけですが、その防災拠点を、災害時に強化するという意味合いで設置をしているということをご理解いただきたいと思えます。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 するとこの3カ所については町が管理運営するということですか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 管理運営というのはおのおのの施設で設置をいたしましたので、おのおのの施設で管理運営をしていただいております。

○議長 ほかに。

14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 25年度、伊藤町政の第2期のスタートであります。選挙の結果、それを受けて町長も議員も町政に携わっていかねばならないわけでありまして、携わっておるわけでありまして。

そこで、私の見方ですが、伊藤町政のポイント二つあるのではないかなと思ってます。一つは自分の目で確かめ、何事も自分の目で確かめてやっていくと。これは大変積極性があって喜ばしいことだと思っておりますが、しかしメリットだけじゃなくデメリットもあるんではないのかなと。

課長の分まで自分で確かめるというようなことがあるならば、やはり課長は育っていないであろうし、これは今年であります、例えば観光協会が西会津観光交流協会になりました。ミスおとめゆりが西会津観光クルーとなり、マスコミにあいさつに行ったときには町長も一緒にいっている。やはり民間に任せるといことは、私は民間に任せると。自分の目で確かめるということは確かにいいことではあります、やはり町長という立場でありますからという気がしております。

もう一つやっぱし2期目におなりになったんですから、答弁、発言とというのは的確にさせていただいたほうが町民の期待に応えるのではないかなと思っております。

それで2期目で最も変わったのは何だかという町長の報酬だなど。1期目は50パーセントカットでがんばってこられました、やはり2期目はきちっともらうものはもらって、町長の職をがんばってやっていきたいということですから、これはこれで、言葉はちょっとあれですが、正常に戻ったのかなと思っております。

それで、いわゆる2倍になったわけですから、町民の方々は何に期待しているかという、やはり一番大変なのは町長の交際だと。いろんなおつきあいがあって、目に見えないお金がかかっているわけでありまして。そういう関係で見れば、県との関係、これ県との関係も順調にいったとは思っていますが、やはり県の課長あたりとの個人的なおつきあいをしている自治体というものは県の情報が早く、県の予算もいただきやすいと聞いておりますので、まず、2期目に入って町長の報酬がもとどおりになって、いわゆる県との関係、個人的なおつきあいが深まっておるならば、個人的なおつきあいまでどうなっているのか、そこら辺をお答えしていただければ幸いです。

財政的なことでお尋ねしますが、実質単年度収支で3億3,963万9千円、繰上償還金で1億3千万からですから、実質といいますか、それでも2億947万円の収支赤字だというわけです。この数字をどう見たらいいのかな。財政の健全性、健全化という見方からすれば好ましいことではあります。

ただ、一般質問等でも出ていましたが、身近な問題、例えば道路だとかに関してはなかなか道路維持管理費、補修費等、あるいは身近なその他の町道の改良、改修が思うようにいってない。そういう指摘がたくさんあるわけでありまして、ここら辺との関係で見ればこの2億947万円というのはどう評価したらいいのかなと。財政の担当としてはどういう見方をしておるかお尋ねをいたします。

それから、財政のことになったので公有財産について1点だけお尋ねをしておきます。監査の意見書の19ページですか、ありました。熊ノ宮甲の地籍更正による増で2,027平方メートル。この熊ノ宮甲の地目は何で、どこの地区にあって、なぜ地籍の更生が必要であ

ったのか。それをお答えをしていただきたいと思います。

不能欠損も特別会計等にもまたがりますのでここでお尋ねをいたしますが、今回増でありますがこの特徴は、特徴といいますか、特質といいますか、なぜ今年度多かったのかなということでもあります。それで時効に該当するのを機械的に全部不納欠損にしたのか、あるいは個別ごとに判断をしたのかどうか。特に時効の延期といいますか、時効に達したけれども、不納欠損にしなかった件数というのはどの程度で、その時効に達したのを今不納欠損にしたが引き続き延長したというその判断の基準ですか、それをお答えをしていただきたいと思います。

次に各課にまたがるということでお尋ねをしますが、原発による風評被害であります。農産物だけじゃなくて、町のいろんな生産販売に影響しておるのではないかなと思っておるわけですが、これも町長のトップセールスですか、関東方面にでかけてやっておられますし、各種イベント、あるいはアンテナショップに出向いていって積極的に販売をしているというのはわかるわけですが、その実績はどうか。トップセールスやアンテナショップ等へ行って販売をしてその実績はどうだか。販売量では増えたのかどうか、あるいは減ったのか。

それからそういうところに行って販売をして、新しい契約等ができたのかできなかったのか。あるいは契約をしようと話をもちかけたけれども、断られたというところとちょっとあれですか、契約が成立しなかった、そういう点があればお答えをいただきたいと思います。

今、五十嵐議員から太陽光発電についてお尋ねありましたが、3点ですが、中学校の太陽光発電にはふれられておりませんでした。それぞれの電気の使用で役立っていると。金額的には、じゃないということではありますが、中学校がもれていましたのでお尋ねをするわけですが、確か私、中学校の太陽光発電のときには東北電力にも売却できると聞いた記憶があるわけですが、今のご答弁ですと売却ということはしないということではありますが、そこら辺、私の勘違いであるならば仕方ありませんが、そこら辺を、売却と中学校。

それから一般質問でもいたしました西会津高校への支援策であります。10款の教育費で記載されておりますが、教育費以外で西会津高校への支援というのがあるのかどうか。年間約1千万を西高の支援策に使うということではありますが、具体的にはどの程度の使用といたしますか、しているか。予算額と決算額を教えてくださいということと、それをやっぱりどう捉えられておりますかと。問題はそこなんです。というのは、一般質問でも申し上げましたが、途中の1年間での退学、転学者が12名というわけでありますから、この数字は私は多すぎるなど。例えば平成16年度、1学年に入学した生徒数は65名であります。その人が2年生になったときには5人減っております。それから3年生になったときにも減っております。8人ですか。合わせて13人。2年間で13人。しかも65名で。

25年度は43で12名でありますから、ここら辺は西高への支援の予算というものが有効に働いているのか、使われているのかということできさか疑問がありますのでお答えをしていただきたいのであります。以上です。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　14番、長谷沼議員のご質問がございました。冒頭、伊藤町政の2期目に当たってのポイントや、あるいは現在の姿勢についておただしありましたのでお答えをしたいと思います。

います。

一つは確かに私が担当してこれまで町政の内容についていろんな事業、さらには災害箇所、さらには計画どおり行っているかどうか、こういったことは年度内に、これはいくつか自らこの目で確かめ、そしてその状況というのは把握しております。

そうした中で、特に指摘のありました何でも町長が出て行って確認しなければならないのかということでありましたけれども、一つの例として今回観光交流協会が新しく立ち上げられ、そしてまたミスおとめゆりから今度は観光クルーということで、これまた名称も変わり、またそれぞれの担当する方も変わってきたわけでありまして、特に一番、観光交流協会の変わっているところというのは、これから民間型に移行しようということで新たな組織体制となったわけでありまして。

そうした中でこれまで、これまでもミスおとめゆりが西会津町の観光に対するPRのときについては、これは一緒に行ってきた経緯もございましたし、また今回は特に新しい観光クルーとしての出発だということで、交流協会の会長もぜひ同行して、いろんなこれまでおつきあいなさっておりました福島民報社、あるいは福島民友、さらにはラジオ福島、あるいは県の各それぞれの団体、さらには関係する課を回っていろいろと今度体制が変わりましたという一つの説明がてら、同行しながら行ってきたということでありまして。

そこまで町長がやんなくちゃいけないのかということでもありますけれども、一つの過程の中においてはやはりそういう大切な部分についてはやはりしっかりと説明をしてくる。そして皆さんを紹介するというのも私の任務の一つではないのかなということでも同行してきたということでもあります。

今後、自立をし、そしてしっかりとこうした観光交流協会、あるいはそれに類するような事業が今後自立でやっていけるといえることであれば、これはもう私にそれぞれ頼らなくても自らがいろいろな事業を展開してくるということになろうかと思えます。

あるいはそういうところだけで、あと観光交流協会が、先ほど言いましたように直接イベントにでかけたり、あるいはいろいろとPRしていくということについてはそれ以上私が同行するなんていうことはあまりないのでありまして、自ら確かめなければならない点もあるし、あいはやはり各部署部署で課長もしっかりとしておりますから、そういったところにしっかりと対応するよう、これは指示を出すということについても当然のことでもありますので、今後そうしたいろいろな事業の関係とか内容によっては見定めながら判断をしていきたいというふうに思っているところであります。

二つ目のポイントの中で、確かに2期目スタートにあたって、報酬額が正常に戻ったということではありますが、私は以前の質問等にもありましたように、この報酬というものについて、以前の報酬というものは非常に厳しい内容であったということ率直に認めたわけでありまして。

今後、与えられた仕事、やるべき仕事をしっかりやるならば、この報酬ということについても安易に引き下げるといようなことではなくて、その内容については十分理解の得るような、報酬額に値するような仕事をしていかなければならないと、改めて感じているところでございます。

さて、国県、いろんな役所やあるいは関係する国会議員等々の政治家、こういったとこ

ろで多数といろんなところで接触を、実は町長というのはもっております。おただしの県の中には確かに予算付けをし、事務執行をとるのは部長よりもむしろ各課長の段階でいろんな政策を立案をし、そして予算付けも行っているという状況は把握しておりますし、そのために、これは年に何回かということではなくて、例えば県に行かなければならないときについては担当部局でどこどこにいったらという課長さんをお願いしてきていただきたいとか、そういう情報源もたしかにいただいておりますし、そうしたところについては県のほうに話を通しております。

そしてまた一番大切にしなければならない、大切というのは、一番身近で接していかなければならないのは県の出先機関である会津振興局、あるいは林業事務所、普及所、建設事務所、こういったところについては、ある意味ではしょっちゅういろいろと来たり、また、行ったりしながら、所長あるいは課長、部長クラスといろんな接触をもって、西会津町の課題や現状について対応しております。

特に西会津町において、これは西会津方式といわれるまでになっているクマ、サル、鳥獣対策、これは全県で私はトップだというふうに思います。これは町長の仕事よりむしろ担当課でおかれている一生懸命対応しているというようなこともありますし、あるいはいろいろな事業においても西会津の政策そのものについていろいろと評価をいただいているところであります。

今回もミネラル野菜、これがずっとこれまでの努力の結果、今回全国表彰にいたる経緯がございました。近々全国表彰のこの結果が発表されるかと思っておりますけれども、非常にいい成績でくるのではないのかなと、こんなふうに思っているところであります。

こうしたことも、まず西会津からどういうところを通して上げていくかという段階も十分に吟味をしてやっていくということも必要でありますし、そのノウハウなどについても徐々にわかっているつもりでございますので、今後そうした各課、いろんなところといろんなふうに接触をもっていきたいというふうに思います。

できれば、西会津町のふるさとまつり、こういったところについても、これまで二人の町長が西会津町にきていただいたということのつながりというのは非常にこれは無駄ではなかったかと、現在そう思っておりますし、いろんなところで事業経過についてはそのお二人の元副町長にいろいろとアドバイスをいただいていると、いろいろな人のつながりを持っていただいているということについては非常にこれまでの実績というのはそういった中でつながりが評価されるべきではないのかなというふうに思っているところでありますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　私のほうからは2点ほどお答えをさせていただきます。

まず第1点目の実質単年度収支の関係でございますけれども、これはご承知のように町の全ての事業につきましては、年間の予算に計上いたしましてその執行をしてきているということでございます。

その結果、平成25年度につきましては、24年度の比較といたしまして実質収支が多かったということで、いわゆる単年度収支が黒字になっているということでございます。また、幸いに平成25年度につきましては大きな災害等もなかったということで、財政調整基

金等の取り崩し、そういったところも例年よりは少なかったのかなというふうに考えております。

その一方で、いろんな財源の確保という部分も国の補正予算が計上されれば町として積極的に対応してきているというようなどころも一つは効果があったのかなというふうに考えております。

そういったところでこの実質単年度収支については、いわゆる家庭で言えば、入ってくる、出ていく、あるいは貯金を積んだりおろしたりというようなやりくりの結果でありますので、そういったところを見ますと今回は3億3,900万の黒字で、プラスで決算することができたということでありますので、この実質単年度収支については額が大きければ大きいほど財政的には余裕が生じているというような考え方になろうかと思えます。

そこで、議員からおただしのありました今回の議会においても、町道の補修あるいは改修等についてどうなっているんだというようなご質問が多々あったわけでございます。これらにつきましても年間の予算の中で、必要などころについては計上しながら計画的にこれまで進めてきたところでございますけれども、今議会等でいろいろ話があった内容等につきまして、なお今後、現地等、あるいは状況をよく精査いたしまして必要な修繕関係の予算については計画的にその予算計上をしていくということが必要であるというふうに考えております。

それから、2点目の公有財産の関係でございますが、この熊ノ宮というのは旧喜多方広域市町村圏組合の環境センター西会津分工場の敷地でありまして、ご承知のように、今回野沢芝崎線の橋屋橋の橋梁工事を、橋梁工事といいますか、橋屋橋の前後を今整備を進めようとしております。

その道路整備におきまして、その元分工場の敷地の一部が道路用地として分筆をしたわけでございますけれども、台帳上はいわゆる公簿面積ということでありまして、分筆をしようとしたら逆に面積が多かったというようなことで、地籍更正を行いました。その関係で今回面積が増えたということでございますのでご理解をいただきたいと思えます。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 不納欠損についてのご質問にお答えをいたします。

まず、不納欠損が増えた理由につきましては、不納欠損につきましては町税で617万8千円、国保税で802万3千円ほど25年度に不納欠損してございます。それぞれ町税につきましては昨年度より260万ほど、国保税については280万ほど増えてございます。合わせますと540万ほど昨年度より増えたと。

その要因でございますが、平成20年度、リーマンショックが起きたり、かなり景気が落ち込んでいた時期でございまして、平成21年度、2年度、3年度までですか、かなり町税、国保税含めまして未収が多かったということございまして、そういった要因で20年度は前年度より540万円ほど不納欠損が増えたということでございます。

それから5年経過して時効になったものは全て不納欠損したのかというご質問でございますけれども、地方税法18条の規定によりますと、5年間で時効により消滅するというふうになってございますが、差し押さえ等をすればその時効が中断するというございまして、今回20年度に未収であっても2件ほど差し押さえをしている固定資産税がございま

して、それにつきましては不納欠損はしてございません。

なお、その2件でありますけれども、平成14年度に差し押さえをいたしまして、平成14年度から20年度まで、総額で518万1,900円ほど、それについては不納欠損をしていないということで収入未済の中に含まれているということでございます。以上です。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 お答えしたいと思います。風評被害対策払拭に向けての物産交流というようにおたがいでありますけれども、町としましても首都圏、特に世田谷区とか鶴見区、そういった友好都市とのイベントなど開かれた場合、そういったイベントに際して物産などを持って行って町のPRなどを行ってきたところでございます。

昨年度につきましては、対前年とだいたい同じくらいの20カ所、金額にしてたいだい250万くらいの売上があったのかなということであります。ただ、昨年度新規の物産ということで鶴見区にアンテナショップを10月に開設いたしまして、そこでイベント等3回ほど開催したわけですが、ただ、アンテナショップの場合は、臨時的なイベントでなくて恒常的な、毎日物産品や加工品、それから民芸品等も販売していただいているというような状況でありまして、昨年10月から7月の間で約90万ほどの売上がございます。これが新しい契約というか、新しい販売先になったのかなというような状況でございます。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 農林産物の風評被害払拭対策の実施状況と結果についてご説明したいと思います。昨年農林水産物PR支援事業ということで、県の1町村300万ほど補助がありまして、その中で12の事業、町で実施したもの、それから県外で実施したものを含めて12の事業を実施してまいりました。

その中で、その効果はどうであったかということなんですけれども、町内で実施しました、7月に行いました、食べてみらんしょ、にしあいづ。これは県外の青果物販売業者さん、それからホテル関係の皆さんを西会津においでいただいて、生産者と話をさせていただいて、現場を見て、できたものを夜、交流会の場で食べていただいたというようなイベントだったんですけれども、それに参加された流通業者の方が、これまでは西会津のキノコだけだったんですけれども、それを機会に生産者と話をされたり、品質の良さを確認しまして、野菜類についても販売をしたいということで本年度から販売品目が増えております。

また、埼玉からおいでになりましたホテル関係の方が西会津の青果のほうを担当されておりましたので、ブルーベリーとかミニトマトを使いたいということでその取り引きが今年夏から始まりまして、一応ブルーベリーの時期が終わりましたので、今年度の取り引きは終わったんですけれども、来年度以降も西会津のものを使っていきたいということで大変ありがたいお話をいただいております。

それから、トップセールスに行つての効果であります、やっぱりJAと行政が一緒になってそのトップセールスを行っているのは珍しくて、JA会津いいで管内では市町村と農業さん、生産者の皆さんが一体として行つております。その先々で言われることは、行政と農協がこれだけ一生懸命、誠意をもって青果物業者を訪問してPRを行っているところは本当に珍しい。その誠意に対して青果物取り扱い業者としても対応したいということで、シイタケ関係では昨年は単価のアップが結果的に行つていただきましたし、米につい

でもなかなか難しいところなんですけれども、予約をいただいて出庫が進んでいなかった分が、トップセールス後に出庫が始まったというような結果が出ております。

やっぱり生産者と行政とJAが一体となってその品質の良さをPRすることは、それなりに結果が出ているということで考えていますし、今後はその信頼をいただいて取り引きを開始していただいた青果物業者さんに対して、よい品物を生産上確保しながらきちんと産地として納品していくという部分を、生産者とともに対応していきたいということで考えてます。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 それでは、西会津高校への支援、それから退学者の件に関して私のほうからお答えをいたします。西会津町は西会津高校に対して本当に多大なるご支援をしていただいております。このご支援の中にはこういう思いがあるのではないかなというふうに私は思っております。

それはこれから少子高齢化がますます進んでいく日本に必要な人材を、町という限られた範囲だけじゃなくて、地域を超えてみんなで育てていこう、こういうふうな思いが西会津の町の方々にはあるのではないかなというふうに感じております。

そして、町全体で子どもたちを育てていこうと、こういうふうにもその考えていただいて、支援をいただいていると。本当にありがたううれしいことだなというふうに思っております。

そして、西会津高校に通学している生徒が、そういうふうな町民、町の思いを感じ取っていただいて、高校の3年間で大きく育て、卒業後はいろんなところで活躍していただく。そのことを町をはじめ多くの地域の方々に知っていただいて、その結果として西会津高校に行って勉強したいという中学生が増えてくればよいなど、そういうふうにもまず考えております。

それでは、西会津高校の支援に関して少し数字を上げてお答えしたいと思います。そして会津坂下町方面からの町民バスの運行、それにかかる経費を除けば、進路対策に対して100万円、生徒会活動に対して100万円、それから通学費の補助については昨年度は町内の西会津高校への通学生13名、それから町外からの生徒は全部で53名、全体で66名おりました。

町からの支援は174万円です。それからあと、高校卒業して進学した生徒に対する就学支援ですが、24年度の卒業生については6名、25年度の卒業生については5名、現在全部で11名おります。内訳は町内が7名、町外が残りです。4名になります。25年度に支出した総額は183万6千円、こういうふうになっています。これらを合わせますと全部で26年度は約560万円ということになっております。

それから、退学者についてのご質問でございますけれども、12名、学校を去って行ったと。ただ、この内容を細かく、個人情報にかかわる部分もありますのでお話することはできませんけれども、退学に至るまでの間、西会津高校では先生方本当に親身になってその生徒たちが1年間西会津高校で生活してほしいと。そうすれば本当に少人数できめの細かい指導をしていただいております西会津高校の良さが本当にわかってもらえるだろうと。ただ、残念なことにそうはならなかったと。本当に努力は私は頭が下がる思いがします。

やめていった生徒の状況ですけども、ほかの学校に転学していったという生徒が退学者の約半分おります。これは私立高校なんかでやっております通信制の課程のほうに転校していったということです。それからあとは、やめてその後はほかの学校には在席していないという生徒が約半分です。

その背景にはいろいろあるわけですけど、不登校、それから学校不適應、なかなか起きて学校にこれないというような状況があったり、あと、問題行動ということも少しはあったように聞いております。そんなことでさまざまな課題を抱えて入ってきて、高校3年間の中でその課題を何とかクリアさせて卒業させてやりたいという先生方の思いが届かなくてやめていった生徒がいるということは本当に残念だなと思います。

できるだけ入学した生徒は全員卒業できるように努力できるところはまだまだ努力していただければありがたいというふうに思っております。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 私からは西会津高校の支援の若干の金額の面と太陽光発電についてお答え申し上げます。

西会津高校の支援策については今ほど教育長からお話したとおりでございます、なお総額といたしまして決算では557万6千円、それに対しまして予算は900万円ということでとっております。

この予算のうち、通学費については人数の関係、また駅の関係で若干落ちたと。あと就学支援の、就学資金につきましては、当初もう少しお借りいただくのかなということがございましたが、ほかの資金との関係上でこのような金額におさまったという状況でございます。

次、太陽光発電ですが、西会津中学校に設置をされている太陽光発電、今の中学校を建築したときに、当初にNEDOの補助をいただきまして設置をしたものでございます。議員からのお話がありましたように、この太陽光発電は売電ができるということで設置をいたしました。

基本的にはまず太陽光発電で発電をしまして、まずは自家消費ということで学校に使う電気を使い、それで余った分について売電をするというような装置でございました。これにつきましては設置をしましてから経年劣化が進みまして、平成22年に基本的にはもう古くなったのでインバーター装置を交換しないとだめだということで電力のほうからありまして、ただそのときにその装置の金額がかなり高価であるということから費用対効果を考えまして売電についてはやめて自家消費に切り替えたというような状況でございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 町長であります、やはり地元の機関を通してというのはやはり私も鉄則だと思います。地元の機関を無視して本庁そのものへというのやはり順序、段取りとしてはそうであろうと思います。

ただ、やっぱり力のあるのは出先ではなくて本庁でありますから、本庁の職員との関係、特に課長さん等との関係は町長としてももちろんお付き合いしなくちゃならないであります、個人的な伊藤勝という魅力でこのお付き合いをするようになれば、町のためになりますということでもあります。

一般質問で私最後、26年度計画どおりいっているかいないかお尋ねしましたが、実際言うと私らのところの道路が26年度で完成の予定でありましたが、予算削られてしまったというわけです。これまた、私はおかしな話だと思って、実際は。国や県が西会津にはこれこれの道路の予算ありましたがやりますよと言ったのはそんなに簡単に削られていいのかということになるわけです。

そういう、これは一般質問じゃないからそれこそこれで終わっておきますが、こういう実態を見るとやはり私は県とのお付き合いが大事だなと。こういうことのないようにやはりしていくのが町としての務めでありますから、そこら辺を期待をしておるわけでありませぬ。

財政で、決して私も悪い、やっぱりいいなど、将来を見通せばその財源の確保、これからだって保育所、役場、あるいは上水道のいろいろかかっていくわけですから。ただ、使うべきところには使っていく。補修等、例えば私らのほうの荒木の林道が崩れたわけですが、あれなんかはもう土盛りしたところですから、低くなってその分ひびが入って、これはくえたほうがいいですよ。あれさえくえておけばあんな抜けなかったわけですから。

そういうようなことのないように、やはり細かいところ、住民生活の密着したところはやはり地元の要求ではありませんか、お願いのようにやっていくのがベストだと思います。今年も早速、奥川の中町の水害、県関係はすぐというわけにはいきませんが、町関係はやるとなっているわけですから、もっとそういう点ではきめ細かにやっていってお金が残るといのは大変結構でありますので、建設課長、来年は道路維持補修、今年の3倍も5倍も要求して、確保していただきたいと思っております。

不納欠損であります、この制度があるから不納欠損、やっぱり落とすところは落とすべきなんです、基本的には。ただ、事務的に私は落としてならないだろうと。特に私いつも言っているんですが、50代、60代、働き盛りでおられる人もいるわけですから、そういう点では、個人情報だからわからないわけでありませぬ、それとなく臭ってくるんですよ、やっぱり。

そういう人を見ていて、厳しいなとか、緩ってなということになるわけですから、そういう点では私はもっと厳しさをもって不納欠損にあたるべきだろうと思っておりますがいかがですか。

それで差し押さえ時効が中断に2件とありますが、差し押さえという言葉出ましたが、確か町県民税に関しては県で差し押さえをして、町民税の分は町によこすというようなことで、件数はもっと私あるような気がしてませぬ、そこら辺、町県民税の差し押さえ件数、不納欠損以外になります、お答えをしていただきたいと思っております。

あと、これだけ風評被害で努力して結果が出ているということですから、もっと自慢していいと思っておりますよ。いわゆる広報等使って、ケーブルテレビも使って、行って本当に役立っているのかという声があるから私お尋ねしたわけですので、新しい開拓できるように、さらに努力をしていただきたいと思っております、そういう点では年々風評被害に対する都市部の反応も私はゆるやかになってんじゃないのかなと思っております、相変わらず、3年前と同じような厳しさとお感じですかどうですか。

それから発電ですが、そうすると中学校はあんまり発電能力落ちてしまったということ

に捉えたわけですが、そうじゃないわけですか。そこら辺を説明していただきたいと思いますが、あとそれ以外の3カ所は最初から売電の契約は結ばなかったと。それは自家消費だけで間に合うからということですか。中学校は最初は東北電力と売電契約結んだというんですが、その以外の3カ所は結んでいないということはどういうことですか。

それから、西会津高校ですが、これ西会津の教育委員会担当でありませんか、それは十二分に承知していますが、しかし、とはいいいながら、900万の予算で557万円を使っているというわけですから、特にやっぱり25年度のこの12名というのは私は異常だなどという気がしたわけです。

24年度は29人入学されてそのまま2年生に進級されて、卒業のときにはお二人、こういうのがやはり素直な、素直っておかしいですが、数字じゃないのかなと。1年で12名というのは、そうするとやはり募集等に問題があったのじゃないかなと。これからの募集にやはりそこら辺をとらえて、西会津以外の生徒さんの募集というものに私はあたる必要があるのではないかなと。個々の退学、転学というのは問いませんが、そういう募集のあり方とやはり入学するその生徒そのものの、何と申しますかな、高校像と実際に入学したら違ったのかなと。そこら辺も募集との関係がありますので、これは十二分に留意をしてあたっていくべきだと思いますがいかがお考えですかということでもあります。

それで西会津の中学生が西高だけじゃなくてほかの高校にも通っているわけですよ。そういう点では全員とはいいいませんが、西会津高校優遇ではないのかなという声があるのも確かなんですよ。効果が上がっていれば、それは教育長言ったように町全体で応援していくというのは、これはいいことですから、それはそれでいいわけではありますが、ほかの高校に通っている、そういう生徒の支援ということも一方考えなくちゃならないわけですから、そこら辺をどうお考えですか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 まず不納欠損についてのご質問にお答えをいたします。先ほど議員のほうから5年過ぎたから事務的に不納欠損するようなことではだめだと。滞納されてる方の所得状況等をきちんと判断しながら適正に対処しなければいけないんじゃないかというご質問だったと思います。まさしくそのとおりで、担当課としてもその人の所得状況、それからいろんな状況等を判断しながら当然納めていただく能力がある方につきましては適正な対応をとっていくということで現在もあたっていているという考えでございます。

それから、先ほど差し押さえの件数という話ですが、時効の中断をした2件、それは建物の差し押さえでございます、それが結局競売等で売ればその一部が町に入ってくるという差し押さえでございます。

それから一般的に、例えば所得税の還付金ですとか、預金ですとか、さらには給与ですか、そういった差し押さえにつきましては平成25年度合計で59件行っております。その内訳でありますけども、まず所得税の還付金、これが24件差し押さえをしまして、総額で96万4,981円。次に預金、20件差し押さえをしまして合計で66万2,755円。それから給与、13件でありまして60万、それから最後に支払債権ということで、これにつきまして戸別所得補償、それも2件差し押さえをしまして6万7,900円ということで、平成25年度につきましては59件、総額で229万5,636円を差し押さえをしたところでありま

す。

なお、その差し押さえまでは至らなくても調査ということでその滞納されている方の預金調査、預金の調査でありましたり、給与の調査、その調査につきましては平成 25 年度 108 件調査を実施しているところでもあります。以上です。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 風評被害の3年を経過した今の状況ということでありますが、風評被害のいろんなイベント、首都圏等に行ってみますと、はっきり二分したのかなと思います。どんなことを言っても、福島県のものを買わないという方と、福島県の野菜ほど安全なものはない。全て検査をして出荷してるので、これ以上安全なものはないというふうに理解をいただいている方と二分されているのかなと思います。

農協さんもそうですが、あの震災を機会に取り引きを中止を申し込んできたところは今も再開は望めないそうでもあります。あの震災後の原発事故の中でも引き続き取り引きをしてきている青果物業者さんに対してはやっぱりきちんと理解をいただいて販売をいただいているのかなというふうに思います。

小田原のスーパーヤオマサさんに行ったときなんですけれども、私たちは福島県だのそうでない県だのということでは区別はしない。きちんとした良い品を売ることによって買うか買わないかは消費者の皆さんに判断をしていただくということで、大変温かい激励の言葉と取り組み方針を示していただきまして、そういう方に今後もしっかりこちらとしても誠意を尽くしながら販路の拡大に努めていきたいなというふうに考えてます。

ただ、米については昨年町長トップセールスに行かれたときも言われたんですけれども、スーパーで福島県の米を出していても売れないので、棚を下げてもほかの県の米を売ると。そうするともう再びそのスーパーで福島県の米の棚は取り戻すことはできない。それが現実ですというお話を聞かされて、まだまだ今後風評被害は続くものと思われまので、引き続きその風評払拭のためのPR活動は大変必要になっていくのかなというふうに考えております。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 生徒募集のあり方についての質問にお答えいたします。私も議員おっしゃるとおりだと思います。そういうふうに考えております。

ただ、西会津高校の置かれた状況、これは募集定員の過半数は何とか入学できるようにしなければならないという絶対命題がありますので、大変厳しい状況ではありますけれども、やはり募集にあたっては議員がご指摘になられたようなところ、これは十分に心に止めながら進めてまいりたいと思っております。

それから他地区の高校に、ほかの市町村にある高校へ通学している生徒に対する支援ということでありましたけれども、西会津町にある西会津高校に通学している生徒に対する直接的な支援を行っている町村はそれほど多くはありません。しかし、間接的にそれぞれの地区にある高校に対してはそれぞれ高校がある市、または町村からいろんな意味で支援はいただいております。

ただ、西会津町のようなところはそれほど多くはない。この辺のところも、こんなに多大なご支援をいただいているということを常に心に止めて、子どもたちが本当に西会津高

校に入りたいというふうに見えるような方向になるように、高校と一緒にいろんな活動を進めてまいりたいと思います。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 それでは西会津中学校の太陽光発電の関係でございますけれども、この太陽光発電、発電能力が落ちているのかというお話なんです、これについては一度発電力が落ちまして、メーカーの責任において、確か平成 20 年ですか、これを一旦交換しております。それ以降特に能力は落ちていないんですが、この太陽光発電自体、まずは発電をして自家消費をして、余剰であった分だけを売電をするというものでございまして、実はほとんどが自家消費でごく一定の期間だけしか売電ができないということがありますことから、その売電をするためには、系統連携インバーターという装置だそうですが、それを交換しないともうだめな時期になったということで、費用対効果を考えた際には、やはりそれを交換するよりは自家消費で使ったほうがということになりましたので、自家消費だけというふうになった次第でございます。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 同じく太陽光発電のご質問にお答えします。昨年度実施しました西会津診療所、それからケーブルテレビの局舎、さゆり体育館につきましては、再生可能エネルギー導入等防災拠点支援事業という県の補助金を使っておりまして、避難所であったり、防災のその対策の拠点になるような施設に太陽光、さらに太陽光だけでなく、診療所もケーブルテレビもさゆり体育館につきましても蓄電池を設置しておりまして、太陽光で発電して余った電気は蓄電をします。それで夜間の災害対応なんかもできるようにというようにして事業を行っているところでございまして、一部モニターは補助の対象になっておりませんが、それ以外は 100 パーセント補助しますという事業でございます。

この制度そのものがそういった防災拠点を強化するための事業だということで売電はできないという、そういう形で制度がされているということでありまして、全部今施設の中で消費をしているということでございます。

○議長 14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 この前、いつか私お話したと思っておりますが、町税は歳入に占める割合はそんなに高くないわけですから、なぜ歳入の一番最初に出てくるか。第 1 款に町税と。やはりこれは町というものは皆さんの町税で成り立っているんですよという、私、表れでないかなと私はみているわけです。そういう点で、税の信頼を高めるためには何が大事かということなんです。

ただ単に不納欠損処分したからいいということじゃないわけです。今私がこうやって質疑をしたから課長はその差し押さえ件数おっしゃっていただきましたので、これを聞いている町民の皆さんは、やはり町民税務課は税には厳しい態度で臨んでいるんだと、そういうふうには私は理解してもらえたと思ってんです。これはあなたのほうから言いづらいでしょうから、こういう質問に答えて実態をやはり理解していただくのもあなたたちの務めですから、非常に私よかったですと思います。

それで、私も監査委員 2 年間させていただいたときに感じた、ありがたいなと思ったのは、いわゆる出稼ぎに行って、自分の生活費以外は滞納の分で不納欠損にならないように

納めている方が何人かおられたんですよ。いやいや、これはやっぱしありがたいなと実感がしました。そういうわけで、税の信頼を損なわないように一層留意をして取り組むべきだと思っていますが、さらなる決意のほどを今度お尋ねをします。

それと西高になりますが、やっぱし正常じゃないなと。というのはやっぱし正常でないなどと言うよりも町の援助だけではなかなかだめだということだと、一面はね、私は詳しく調べていませんからわかりませんが、ただ、どこかのディスカッションか何か話し合いの場でありましたが、川口高校は東京方面、関東方面、5千人とおっしゃられましたかな、同窓生がおられて、その人たちが中心になって川口高校へ生徒を都会から送り出す。そういうふうに取り組んで生徒数を確保している。

あるいは只見高校も独自のそういうことで都市部との連携をとって生徒数の確保に役立たせているという話も聞きましたので、やはり町としましても、今すぐとは言いませんが、そういう面まで教育委員会としては検討して、高校とタイアップして私はやるべきだと思いますが、そのお考えについてお伺いをいたします。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 税についての励ましというか、ありがたいお言葉にお答えをいたします。

先ほど議員が申されたとおり、町は町税である程度成り立っていると、そのとおりだと思っております。それと税については町民の方から信頼をもっていたかなければなかなか集めるのも苦労するというところでございます。税の原則、適正な課税と公平な負担、これについては担当課として十分に頭に入れながら今後税の業務、徴収含めまして課税もきちんとやっていく考えでございます。

なお、徴収率につきましても職員本当ががんばっておりまして、町県民税の徴収率は会津13市町村中、25年度の現年分で第3位でございます。

国保税につきましても県内59市町村のうち、24年度のデータでありますけども、11位ということで、本当に職員の皆さん、一生懸命がんばって、高い徴収率を確保してございますので、今後も引き続き一生懸命がんばりながら徴収率を上げるように努力してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 川口高校、その他多くの地域から入学生を確保している高校のように、西会津町も対応したらいいのではないかというご質問でございます。現在、会津地区にある県立高校で県が管理する寮を持っているのは南会津高校と川口高校、この2校です。川口高校はさらに県立高校の寮は金曜日の夕方から日曜日の夕方までは寮にすることができない。ということで町が新たにそういう生徒に対応するために町独自で寮を建設して、今年度からだっただすね。それを運用している。

只見高校は町がある大学の施設等を改良して寮をつくって、そこで他地区から来た生徒が生活できるような対応をしている。どうして県立高校に寮があるかということですけども、それぞれの県立高校、分校を持っておりまして、その分校が廃校になったときにその分校に今まで通っていた子どもたちが学校に通って勉強できなくなるということで寮をつくったということでもあります。

西会津町の場合は、今申し上げた3地区に比べれば非常に交通の便がよくて、会津若松

市内をはじめ、それぞれの地域に子どもたちは通学できると、そういう地理的な条件にあります。

じゃ、ほかから、例えば東京だとか関東から生徒を募集して、西会津高校に進学できるようにできないのかと。それには条件の整備がやはり必要だというふうに思います。受け入れをどういうふうにするのかということですね。里親制度のような形で一般家庭で受け入れていただくか、あるいは公的な宿泊施設をつくるか、そのいずれかの方法しかないのかなというふうに思います。

ですが、それは今すぐできるものではないと思います。ですから今できることは、近隣の市町村から西会津高校の良さをできるだけ知っていただいて、自ら西会津高校に進学したいという生徒をできるだけ増やしていく。今はこの方法で生徒を募集していくしかないのかなというふうに思います。

それにはもちろん高校そのものが、西会津高校はこういう素晴らしい教育活動をしているんですよということを実績として示しながら、多くの西会津町以外の子どもたちに示していく必要があるのではないかと。その努力はこれからも今以上にしていかなければならないのではないかなというふうに思っています。

現段階では金山町だとか、南会津町だとか、あるいは只見町のような状況をつくるのは私はちょっと難しいなというふうに考えております。

○議長　ほかに総括はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　それでは、総括はこの程度にとどめ、引き続き款ごとに入ります。

まず歳入の1款、町税、ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　2款、地方譲与税。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　3款、利子割交付金。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　4款、配当割交付金。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　6款、地方消費税交付金。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　7款、自動車取得税交付金。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　8款、地方特例交付金。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　9款、地方交付税。

6番、猪俣常三君。

○猪俣常三　先ほどお話をされておられました放射能の賠償の問題などがあるのかなと、こんなふうに思いますが、この地方税の中にはそういう損害賠償に、風評被害的なものの税が盛り込まれているのかどうかお尋ねだけいたします。そのものが入っているかどうか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 主なる施策の1ページをちょっとご覧いただきたいと思いますが、主なる施策資料の1ページ。そこの下のほうに9款の1項1目地方交付税がございます。その事業内容の説明の中に、地方交付税には普通交付税とそれから特別交付税、さらに震災復興特別交付税という形がございます。今回、今おっしゃった風評被害、あるいは賠償、基本的には賠償関係については東京電力のほうに請求するという形になりますので、ここには直接的には入ってまいりませんけれども、そのほかに震災関連の事業としてやった場合の財源の裏負担、そういったところでその震災復興特別交付税というものが入ってまいります。

それと、この特別交付税の中に、東日本大震災分ということで、これは原発の被害とはまた別でありますけれども、そういったことで東日本大震災にかかる一部の特別交付税分として算入されているという部分がございますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 金額的にわかればちょっと教えていただきたいと思います。その金額、もしわかれば。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 特別交付税で、平成25年度の交付額、3億8,790万ほどございますけれども、このうち東日本大震災分としまして122万4千円が算入されてございます。

もう一つその震災復興特別交付税としてここに記載のとおり4,133万7千円ということでございます。

○議長 10款、交通安全対策特別交付金。

4番、渡部憲君。

○渡部憲 10款の交通安全対策交付金の99万5千円ですか、これはどういうものに使われておるのでしょうか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 交通安全対策交付金につきましてお答えをしたいと思います。これにつきましては、いわゆる道路交通法の反則金、いわゆる交通違反をしたときに罰金を納めるという部分がございますけれども、それを一つの原資にいたしまして、交通安全施設等を整備する際にそのお金を充当するということが交付される交付金でございます。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 具体的には西会津ではそれを使ってなにかやったことございますか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 この交付金につきましては、いわゆる一般財源でございますので、特定財源と違ってここに充当しましたという明確にここに充当したというところでは出てまいりませんけれども、ただいろんな交通安全の活動の中で、例えばその役場の前に設置をいただいた信号機の設置にかかる活動経費だとか、そういったところにこういったお金を充当しながら安全対策を図っていくというようなことでございます。

○議長 11款、分担金及び負担金。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長 12 款、費用料及び手数料。
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 13 款、国庫支出金。
5 番、伊藤一男君。
- 伊藤一男 それではお尋ねいたします。13 款の 2 項 4 目の教育費国庫補助金、この説明だと、事業内容ですか、これスクールバス・ボート等購入費補助金となっておりますが、これは事業名なのか、それともボートを町で購入したのか、その辺についてお尋ねします。
- 議長 教育課長、成田信幸君。
- 教育課長 教育費の国庫補助金についてご説明を申し上げます。これは補助金の実は名前前でございまして、昨年度スクールバス 1 台更新をしましたときに、この補助金をいただいたものでございます。250 万円が上限でございまして、全額いただいたということです。
- 議長 14 款、県支出金。
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 15 款、財産収入。
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 16 款、寄附金。
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 17 款、繰入金。
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 18 款、繰越金。
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 19 款、諸収入。
11 番、清野佐一君。
- 清野佐一 19 款の 5 の 4 雑入の中でクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金とあります。これは導入促進ということでありますけども、クリーンエネルギー自動車等導入促進費対策補助金とありますけど、これらの導入促進といいますから、やはりそれらの導入するための啓蒙なり、またモデル的な事業をやるのかどうなのか、その内容についてお伺いします。
- 議長 総務課長、伊藤要一郎君。
- 総務課長 この事業につきましては、平成 25 年度、町の公用車といたしまして電気自動車を 1 台購入させていただきました。これは議員今おただしのとおり、このクリーンエネルギーを活用した、環境にやさしい自動車の購入ということで町としましてもモデル的に購入をしていきたいということで 1 台購入させていただきました。その購入にあたりましての助成金の一部ということでございます。
- 議長 11 番、清野佐一君。
- 清野佐一 電気自動車購入したということですが、これらは事業としては国のほうとか、で今後とも積極的な推進といいますか、そういう大きな事業としてやっているのでしょうか。その方向性というのはわかりますか。
- 議長 総務課長、伊藤要一郎君。

- 総務課長 国全体として、いわゆるクリーンエネルギーの推進ということで事業はさまざまな事業ございますけれども、今回の電気自動車の部分につきましては、この補助金は一般財団法人の次世代自動車振興センターというところがございます。ここからいわゆる電気自動車の普及促進を図っていくために購入された方に、町だけじゃなくて、一般の方も皆さん対象となりますけれども、電気自動車を購入された方に対しての助成金ということで交付がされる予定です。
- 議長 11番、清野佐一君。
- 清野佐一 改めてまたお伺いしますのは、今後町としては今後の考え方、さらにまた2台、3台というようなことで考えておられるのか、その辺お伺いします。
- 議長 総務課長、伊藤要一郎君。
- 総務課長 今回1台購入をさせていただきました電気自動車でございますけれども、そのほかにハイブリッドの車も何台か今持っておりますので、今後そういった電気自動車あるいはハイブリッドカー、そういった環境にやさしい車を順次増やしていく方向で検討してまいりたいというふうに考えております。
- 議長 20款、町債。
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 暫時休議します。(14時39分)
- 議長 再開します。(15時00分)
続いて歳出に移ります。
1款、議会費。
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 2款、総務費。
5番、伊藤一男君。
- 伊藤一男 それでは2款の1項6目企画費の中で再生可能エネルギー設備等設置事業ありますが、金額は29万なんです、この設備設置の件数と補助額、それについてお伺いしたいと思います。
- 議長 企画情報課長、杉原徳夫君。
- 企画情報課長 お答えします。再生可能エネルギー設備等設置事業ということで昨年から個人や事業所、そういったところに太陽光発電であったり再生可能エネルギーを導入する場合に補助金を出していくということでございまして、29万円の事業費を、補助金を交付したところであります。
昨年の取り組み件数であります、太陽光発電が2件でございます。それからペレットストーブが1件ございました。
太陽光につきましては上限が12万でございまして、2件で24万、ペレットストーブにつきましては上限が5万ということでありまして合計29万、合計3件分であります。
- 議長 3番、長谷川義雄君。
- 長谷川義雄 ふるさと振興費ですけれども、空き家条例もできてますが、空き家情報バンク、135万8千円ですか、その効果はあったでしょうか。
- 議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長　　空き家バンク事業についてお答えしたいと思います。空き家情報バンクにつきましては、いわゆる空き家の有効利用を活用しようということでありまして、今空いている空き家に対して、町外、首都圏の方面から移住者などをそういったところに入っていたらこうと、そういった趣旨で昨年度から事業を開始したところであります。

130万の内訳としましては、ホームページを作成いたしまして、それによりまして情報を町外に広く情報発信しようということでございます。

昨年度から空き家の方々にアンケートとか、空き家の所有者、町外にいらる方ですね、そういった方々にアンケート等を出しまして、こういった空き家バンクに登録しませんかというようなことでいろいろと交渉なり協議なりしてきたわけですが、実際に今登録されている方は1件であります。

この1件についてもまだホームページに掲載されただけでありまして、まだ実際にそこに住んでみたいとか、そういった方の引き合いとか、そういったのは今のところない状況でありますので、契約等は今のところないというような状況です。

○議長　　9番、青木照夫君。

○青木照夫　　同じ2款であります、国際芸術村事業委託料350万、現在、一生懸命内容的には活動されているのかなと思いますが、その成果のほど、10年前は800万をやって現在350万ですが、現在の活動の内容についてちょっと伺いたいと思います。

○議長　　商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長　　芸術村についてのご質問でございますけれども、芸術村につきましてはご承知のように廃校となった旧新郷中学校を、木造づくりの校舎だということで、それをアートで、芸術で生かそうというようなことで、平成16年に国際芸術村として開校したということでございます。

この委託料につきましては、そのいろいろな活動、そういったことを支援していただいておりますNPO法人、そちらに350万お支払いしているというような状況でございます。

NPO法人の活動としましては、当然いろいろな西会津の情報発信をしていただいたりとか、首都圏において。またイベントとしましては、公募展、これを10月、毎年開催しておりまして今年で9回目となります。去年は過去最高の180点の応募があったというようなことで、そういった美術家の方々にも芸術村の知名度が上がったのかなというようなことでございます。

今年もいろいろ写真展を開催したりとか、またいろいろな版画展を開催したりとか、いろいろなそういう企画展を催しまして、昨年よりも入館者が増えているような状況にありまして、25年度では2千人を超える方々が来館されたということで、そういった面では町の知名度のアップ、また、地域の活性化におおいに寄与していただいているのかなと思っております。

○議長　　9番、青木照夫君。

○青木照夫　　350万の範囲の中でそういう内容の事業を伺いました。名前が国際芸術村ということですが、今後そういうことに対しての幅広い芸術家とかなんかは考えていらるのか。それとも国内の中で、この範囲の中で活動されるのか、その辺ちょっと伺います。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 芸術家の招致についてのご質問でありますけれども、基本的に海外、国内を問わずにそういった芸術家がおいでいただけるのであれば、そういった方々を芸術村でいろいろ作品などをつくってもらいたいというふうに考えております。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 私もふるさと振興費の中の、7ページの一番下段ですが、ふれあい交流施設の修繕料、ツリーハウスですが、188万3千円になっています。これはハウスだから1棟2棟と数えるんでしょうけれども、それは何棟分で、そしてこういう修繕料というのは毎年というか、ある程度の経費というか、修繕がかかるのかどうなのか、それを。そして25年度にどの程度利用されたお客さんといいますか、学校とか、子どもたちとかいろいろ来て使っていたかと思うんですが、どのくらいだったのかをお伺いします。

もう一つは、裏の8ページの活力ある地域づくり支援事業補助金ですが、これは上限が50万で、300万の予算が計上されていたと思うんですが、この280万で300万全部いかなかったというのは申し込み件数が少なかったのか、あるいはまた事業内容そのものが50万の予定でというか、やったけどもそこまで使い切らなかったという言葉悪いですけど、そこまでの費用がかからなかったのかどうなのか、その内容といいますか、何件ぐらいでどのような内容であったのかお伺いします。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 まずふれあい交流施設の修繕料、ツリーハウスということですが、これはオートキャンプ場の管理棟がありまして、その裏山に、林の中にいわゆるツリーハウスというか、林の中で子どもたちが水鉄砲なんかやったりして、陣地取りなんかやるようなそういった小屋ふうの建物をつくっているわけですが、これについては若者プロジェクトの第1回目の構成員の皆さん方がやはりそういった子どもたちの遊ぶ場をつくろうというようなことで、そういった有志が集まってつくったというような状況でありましたので、最近やはり小学校の教育学習などでロータスインで泊まる子どもたちがそこを利用していろいろ野外学習などするわけですが、やはり素人が作った施設ですので、やっぱりちょっと危険性があるんじゃないかということで一旦専門家の方々に修繕していただくということで昨年度修繕費いただいたのが188万ということでございます。

その小屋の軒数ですが、7棟というようなことでございます。宿泊学習で昨年度きてますが、ちょっとそれ数字はまた後でご報告したいと思います。

それから次に活力ある地域づくり事業ですが、280万ということですが、昨年度につきましては12件応募されております。全部で280万の交付決定額というような補助額になっております。

内容は、それぞれの自治区で、例えばカタクリの鑑賞会をやってみたりとか、山登りの会をやってみたりとか、そういった内容でありますけれども、その280万を決定する場合に、活力ある事業の審査会を開きまして、それぞれの応募団体がいろいろ申請してくるわけですが、その申請額が妥当であるかどうか、そういった審査員のいろいろ審査、意見、そして最終的にそれで12団体について280万の補助金を決定したというような状況でございます。

なお、先ほどのツリーハウスの利用状況については、ちょっと後ほど報告させていただきたいと思います。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 2の1の5財産管理費の庁舎整備基金積立金、約5千万であります。これは現在、議会報告会等での話によりますと空いた小学校に庁舎を移転するんだというような話も出ておりますが、町としての方向性はどうかお示しいただきたいと思います。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 庁舎整備基金のご質問にお答えをいたします。平成25年度5千万ほど庁舎整備基金のほうに積み立てをさせていただきまして、トータル的には25年度末現在で1億5,500万ほどの残高になってございます。この活用でございますけれども、現在西会津小学校で使っておりますこの校舎、27年の4月には新しい校舎に移転をいたしますので、その空いたところに現在の役場の機能を移転するというので、これは前にもご説明したとおりでございますけれども、その移転後の役場庁舎として活用するにあたりまして改修が伴ってまいりますので、そのための積み立てということでございます。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 ふるさと振興費でお伺いします。このフィールドアスレチック施設遊具借上料についてお伺いをします。これ、7年間のリースとお聞きしておりますが、その中で計上されているのが369万2千円の計上ですけれども、その中でこれ年間の入場者数はだいたい何人くらいいるのか、また、これ有効に活用されているのかお伺いします。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 ふれあい交流施設の利用者数ということですが、25年度につきましては、有料で入った方、有料というのは3歳以上の方ですが、3,291人、団体では712人ということで、合わせまして3,912人の方が利用してるといような状況でございます。実際に利用したのは4月から11月までということでございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 旧奥川小学校の改修工事についてお伺いするわけですが、これは当初予算では5千万を下っていたわけですが、こうやって見ますと結果的には5,367万4千円ということになります。増額の提案あるとその都度議論はしてきましたが、ここで改めて当初予算と何の工事でどういう工事で計画どのほど追加したのか、時系列的に説明をさせていただきたいと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 旧奥川小学校の改修工事につきましてご説明を申し上げます。当初は5,010万2千円という事業費で採択を受けておまして、最終的には5,367万4千円という形での精算がされております。この事業に関しましては24年度からの繰越事業ということで事業実施したわけですが、途中大幅な単価のアップ、そういったものがございまして工事費がアップしたということございまして、最終的に350万近くの金額増というふうになったところでございます。

工費中身そのものにつきましては、そんな大きな変更はございませんが、一部事業実施してる中で除雪作業員の休憩施設を別な場所に移したほうがいいんじゃないかと、さま

ざまな要因によりまして工事内容につきましても若干変更しております。

一番大きな変更理由につきましては、物価上昇によりまして単価の組み替えをしまして増額しているというようなことでございます。

ちょっと詳しい時系列でいくら増になったかという資料をちょっと用意しておりませんでしたので、後ほど詳しくは説明したいと思います。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 時系列的にはいいです、それならば。ただ、私の記憶違いかどうか、当初は5千万にならなかった。議決要件じゃなかったような気がしてるわけですが、本当に5,010万2千円で議決しましたか、まずそれだけ質問の前に確認をしたいと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 すみませんでした。先ほど言いました5,010万2千円につきましては、設計委託料も込みで、補助対象金額を申ししまいました。大変失礼しました。

当初請負金額が4,979万9千円というような形でございました。最終的に4,830万ですか、という金額で精算されているということでもあります。委託料が387万5千円というようなことでございます。

したがいまして、最終的に工事費につきましては、4,971万9千円でございます。当初が4,830万でございます。すみません、当初の工事請負費が4,830万です。そこに149万9千円が工事費プラスになりまして4,979万9千円が最終精算額です。そこに委託料が387万5千円プラスになりまして5,367万4千円という金額で最終的な事業費になってるということでございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 議決事項じゃなかったということでそれはわかりました。除雪作業員の宿舎、そのほかに水道、それから屋根でしたっけ、庇だっけか何かの追加工事、何かその除雪作業員と水道のほかにもう一つ追加工事といいますかな、それがあったような気がしてますがそれはありませんでしたか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 追加の部分についてお答えをいたします。今ほど企画情報課長が申し上げましたのはいわゆる旧奥川小学校の改修本工事に関する部分でございまして、そのほかにこの工事の別枠といたしましてベランダが雨漏りをする部分がございます。それを修繕料として実施いたしましたのでその分が別枠で支出をしているということでございます。

金額につきましては、今手元にございませんで、改めてご報告申し上げます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 本体で4,979万、そうするともう21万プラスになれば5千万を超えますから請負契約、議会の議決必要となるわけであります。別枠で雨漏り工事をした。おそらく21万でできないと思います、私は。それは旧奥川小学校の改修となれば総体的な、別枠で雨漏りなんてでなくて、雨漏り当然してるから雨漏り修繕するわけでしょうから、最初から私は計画をして、5千万超えれば議会の議決するわけですから、こういうかすかすなところで別枠で雨漏り工事をしたなんていうから何だという、素直でなくなるわけですから。ここら辺はきちんと雨漏りも計上して本来やるべきだったと。これからこういう議決すれ

すれの契約なんてときには十二分に注意をしてやっていくべきだと思いますがいかがですか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 奥川小学校の改修工事につきましては、国の交付金を使いましての事業実施いたしました。最初、この事業につきましては、上限が5,000万で半分補助しますよということでありまして。それで5千万を超える形で事業申請しましたら、5,010万2千円とオーバーした金額も補助対象として認めてくださいますと、2,505万1千円という金額で今回補助金が交付されたということでありまして。

改修工事5千万という縛りがございましたので、5千万でできる内容につきましてメニューを入れまして、最低限この辺まで手を加えれば皆さんの利用できる施設になるのかなというようなことで改修工事を実施したということでありまして。

本当ならばそういった庇なんか後から雨漏りするなんていうことでなくて、この事業で実施できればよかったですわけでありまして、ちょっと事業費に上限があったとうことでご理解をいただきたいと思っております。

ただ、その100何万の増額につきましては、県の指導もあって物価上昇分を加味した形で変更すべきだろうというようなことがありまして、その分単独費で増額したのために5千万近くに事業費になってしまったということでありまして、当初はそれほどかかる予定ではなかったということでございますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 5千万以内でやりなさいということですが、それは補助の限度が5千万円であって工事そのものはそれ以上かかる場合は自己負担でできないのか。その補助の内だけで納めないと国からお金がこないのか。補助残は町で出しますよという工事はかなりやってくるわけですからね。この工事の場合はそういう工事はできなかったのか。

そうするならば、雨漏りの工事も最初から入れて工事できたのではないのかなと。そうすると5千万を超えるからと疑うわけでありまして、そこら辺ははっきりしてください。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えします。実際にこういった今回の事業につきましては、年度の途中にこういった補助事業を行いますよということでご応募してくださいというようなことできたわけでありまして、で、たまたま奥川小学校については支所を移転して使いたいという皆さんの声が多く寄せられていたということでありまして、今回の補助事業をうまく活用することによって、すぐそういったことが実現できんじゃないかというふうに町のほうで考えまして、実際には5千万円という事業費に合うような形で、実際には見積書程度で補助申請したところでございます。

それにあと決定を受けてからその5,000万に合わせたような形で設計業者さんに設計作業をやってもらったと。なかなかもう少し床もきれいにできたんじゃないか。そういったところいっぱいあったわけでありまして、極力その5千万の補助の対象の範囲の中で納めようというような形で事業実施したということでありまして。

そのベランダにつきましては、なかなかそういった設計作業の中で、雨漏りが発生するということのところまでちょっと発見できなかったということでございます、当初の事

業費の中には盛り込むことができなかったということでございます。ご理解いただきたいと思ひます。

一般財源を付加してといひますか、プラスして事業実施できないのかと。それは可能だと思ひます。今回、そういった形で急遽補助事業に持ち込んだということでありまして、あらゆるもの、最初にかかる費用がいくらかかって、補助の上限がいくらで、そこに単独費いくら足してやっていけばいいのかというようなところまでやらないで、逆に補助金に合わせたような形で事業実施を図ったというようなことでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 私の質問する意図というのはおわかりでしょうから言ひませんが、ただ、やっぱし仕事というのはきちんとしていただきたいなど。雨漏りが工事をしている途中とか終わった段階でわかったではやっぱし、じゃその事前の奥川小学校をどう改築するか調べたときに当然それはわかっていいはずで。だと私は思ひます。これからは、十分留意して仕事にあたってほしいと思ひます。

○議長 3款、民生費。

9番、青木照夫君。

○青木照夫 後継者対策事業として161万4千円あがっております。昨年度は効果のほどはどうであったのか、その成果を伺いたいと思ひます。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 後継者対策事業のご質問にお答えしたいと思ひます。161万4千円ということで予算額上げさせていただいておりますが、このうち140万については若松の企画運営会社に委託しましていろいろと婚活のパーティーの場所の設定とか、そういったパーティーの場合にいろいろと指導、研修などをやってもらったというような状況でございます。

それで昨年度の場合は9月と3月にそういったパーティーを実施したということでございます。9月は会津若松市で開催し、3月は西会津町ロータスインのほうで開催しています。両方合わせまして37名の男女が参加したというような状況でございます。

成果ということでもありますけれども、昨年度の場合は秋ですね、その前に、そういった婚活でお知り合いになった方が1組ご結婚されたというような、そういったことがございました。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 会津若松で婚活をされたということですが、今年度は何か商工青年部が委託されてやるとか、そういうお話を伺っています。内容についてはどういう委託の内容をお願いされていらっしゃいますか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 今年度についてのおただしでありますけれども、議員おただしのとおり、今年度につきましては商工会青年部に委託しておりまして、9月末に、先週土日、一泊二日で西会津町のロータスインで実施したところでございます。24名の男女が参加した状況でございます。成果については今後の成り行きかなというような状況でありますけれども、

また冬に実施するような予定で計画を検討しているところでございます。

○議長 1 番、小柴敬君。

○小柴敬 2 項 1 目の乳幼児家庭子育て応援金、644 万出ておりますが、これに対して何件で、何名分くらいでしょうかお聞きします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。延べの数字で、8 月と 12 月と 4 月と 3 回支給しておりますので延べで保護者で 148 名、児童数で 168 名というふうになっております。

○議長 14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 2 点ほどお尋ねするわけでありますが、1 点目は憩の家ですか、西平のミニデイサービス、私らの委員会で行ってきたわけでありますが、そのときの説明では、送迎、冬季間、運行困難な方面がありますよという説明を受けたわけですが、実際の集落は冬お迎えに行かなかったと聞いてきたわけですが、これを聞いて私驚いたわけでありませぬ、正直言えば。

行かなかったのは冬季間の本当に荒天の日だけいかなかったのか、あるいは冬季間 12 月から 2 月とか、そういう月を決めて行かなかったのかどうか。これはやっぱし、私は解消する必要があるなど。特に、夏場ですと外に出て草むしりするとか、野菜の手入れするとかあるんですが、冬季間はどうしても家にこもるわけですから、そういう来たいという人が来れないというのは、やはり町として責任を持って対処しなくちゃならなかったのではないかなど。残念であるわけでありますが、この実態と今後のことについてお答えをいただきたいと。

もう一つは、放課後児童クラブでこう言われたんです。祖父母いる家庭は受け入れてもらえないんだなど聞いたのは、それ本当かどうか。祖父母のいる家庭はどうなっているのか。受け入れていけば問題ありませんが、そこら辺はどうですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。まず憩の家で行っておりますミニデイサービスでございますが、ミニデイサービスの送迎につきましては、平成 25 年度につきましてはシルバー人材センターの運転をお願いしてやっておりました。シルバー人材センターにつきましては、議員おただしのおり、シルバー人材センターについては危険を伴う部分についてはちょっと遠慮したいという部分があつて、除雪についても屋根の上の除雪をしないとか、そういう部分がありまして、今回、昨年度につきましては荒木と小綱木地区につきましては 2 名の方の冬季間、12 月から 3 月にかけて送迎ができないということで参加できない状況にございました。

それにつきましては、当然今ほど議員おっしゃられましたように、冬季間はなおさら必要だという部分でございますので、今年度につきましては、シルバー人材センターではなく、ほかの方法を考えながら検討していきたいというふうに考えております。

それから放課後児童クラブでございますが、これにつきましては、学校が終わって家庭に帰っても誰もいない児童が対象になっておりますので、祖父母が家においでのご家庭についてはこの事業の対象にならないということでございます。

○議長 14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 ミニデイサービスに関しては早速 26 年度は改善をするということですからお願いを申し上げます。冬季間といえども荒天の日ばかりじゃないわけですからね。あるいはシルバーも人の命預かるわけですから、それは自信のない仕事できないでしょうから、これは私やむを得ないと思います。デマンドバスだとか、いろんな方法があると思いますので、約束してくださったので、やっぱ、しゃべってみんなんねな。特にこれは尾野本保育所の父兄との懇談会をしたときに言われたのは、どこにでも同じ扱いをしてくださいと言われました。これも胸にこたえたわけです。やっぱし今言った小綱木、荒木、西会津の町民ですから、やはり同じく扱っていただきたいというのはあるわけですからよろしくをお願いします。

法的にやはり、法的といいますか、それは絶対預かっちゃならないという決まりになっていますか。それを預かることによって補助とか何かがないのか。そこで、例えば保育所も一時帰宅した保育所は預かりませんと言ったのが臨時的に入所できるように町でしていただきましたから。例えばですよ、祖父母で入院したなんていう場合も考えられるわけですから、臨時的にいつでも放課後クラブに行かなくてもこういう日は、入院だとかお葬式のためにと何かとかという理由があって、臨時的にも受け入れはできないのかどうか、それをお答えいただきたいと思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。放課後児童クラブにつきましては基本的に放課後児童クラブの、県の補助要綱等がございまして、その中で家庭に児童を保護する方がいない世帯というふうに基本的にはなっております。特に昨年度までは1部屋使ってやっていたもんですから、定数的にも本当にいっぱいいっぱいやってまして、余裕のなかったというようなこともございまして、なかなかそれ以外の方については当然受け入れることはできなかつたのかなというふうに考えております。

今ほどおっしゃいました一時的な利用につきましては、ちょっと県のほうと確認したことございませんので、もしそういった利用が可能であれば、これから県のほう等に確認しまして対処等を考えていきたいというふうに考えております。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 4 款、衛生費。

7 番、鈴木満子君。

○鈴木満子 4 款 1 項 1 目、保健衛生費の中でトータルケア修学資金貸付金、これは昔は多かったですよ。そっちの方向にいく生徒がいたということなんですがね。こんなに少なくなってしまったということなので、これは今現在 86 万 4 千円、これは何人ぐらい借りていますか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 トータルケア修学資金のご質問にお答えいたします。この事業につきましては、以前は保健師、それから理学療法士等に特化した事業でございましたが、現在は保健師、理学療法士に加え、介護福祉士とか看護師とかそういったところまで広げて事業を実施しているところでありますが、人数につきましては昨年は 2 名の方に貸付をしてい

るところでございます。

○議長 7番、鈴木満子君。

○鈴木満子 2名でこういうふうな結果になってしまったかもしれませんが、この辺が基本ですので、西会津高校に入るとここに行けるんだというところをやっぱり見つけていただいて、これから進めてほしいと思うんですが。

○議長 西会津高校の進学とは別な話。これは別。

○鈴木満子 トータルケア、一般も全部ですか。西会津でしょう。

○議長 町でやっていのであって、子どもはどこに行っても受けられる。

○鈴木満子 なるべく多く、ひとつそういう試験を受けるように配慮してください。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 現在、本当に町で今保健師、看護師等について募集をしたりというようなことで今後も人材確保ということは進めていかなければなりませんので、こういった修学資金利用者については、要望があればどんどん使っていただきたいというふうに考えております。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 4款の1の1で、簡易水道施設整備事業補助金、この地区、集落を教えてくださいと思います。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 簡易水道施設整備事業補助金の内訳でございますが、下安座水道利用組合、415万8千円、屋敷簡易水道組合、240万円となっております。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 現在、屋敷と言われましたが、屋敷の今掘削されて水が放水というんですか、放流というんですか、濁っている状態で数カ月たっておりますが、その辺の用途は今後どのような考えでいられるか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 屋敷の水道組合の井戸ですが、昨年井戸を掘りまして、水は潤沢に出ました。ただ、ちょっと水に濁り、色がついておりますので、その井戸を掘る装置について、水の専門メーカーのほうに水を持って行ってとれるか、とれるというようなシステムについて検討させているような状況でございます。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 濁りがとれるかとれないかという、数カ月前にも伺ったようでありますが、もう降雪の時期になるとと思いますが、それを継続してずっと見守っていくということで解釈していいですか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 まずその水の濁りをとる機械につきまして、まず集落の水道でございますので、集落で管理できるような簡単なものであって、また、安価なものでないとうまくないというようなことで、ちょっと今、水道メーカー2社に検討させているところがございます。そのようなことで、もう少し時間をいただきたいというふうに考えてます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今、青木議員の質問で私も思い出しましたが、屋敷は当初は25年で終了という予定で進んだと思っておりますが、違いますでしょうか。25年の事業で完成ということに進んでいると思っておりますが違いますでしょうか。濁り、それはそれこそ想定してなくて出てきたのか。そうすると最初の見通しどおりの工事費でできるのか。住民の負担というのはどんなふうに、同じかわарるのか、そこら辺まであわせて説明してください。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 屋敷水道組合の事業につきましては、25年度に井戸を掘りまして、26年度に本管の配管という予定でございます。そして水の濁りと、色のついてることなんです。要するに地下水でございますので、掘って見ないとわからないというところがございまして、水の量につきましても掘って見ないとわからないということで、水の量は出たんですが、質についてはちょっと想定できなかったということでございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 わかりました。そうすると今9番議員に答えたことができれば26年度で完成をすると、予算どおりに屋敷の水道はできあがると理解していいですか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 その色をとる機械が今ちょっと水メーカーに頼んでいるんですが、難航しております、それができれば配管が間に合えば26年度完成させていきたいと思っておりますが、その機械によりまして遅れる可能性もあるのかなどこのように考えます。

受益者の負担のことでございますが、工事費が上がれば補助率が80パーセントということで負担が20パーセントでございますので、工事費が上がれば受益者の負担も増えるということでございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 そういう点では予定外の工事ということになるわけですから、それは住民の方にご説明を申し上げて、その負担増ということはきちんと理解をしてもらって進んでいるということでは理解していいですか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 受益者の負担でございますが、先日も集落の説明会を行いまして、その件をよくご説明申し上げまして、特に原水、もととなる水でございますので、慎重にしないでならないというようなことで、集落の方も説明を受けてご理解をいただいているというところでございます。

○議長 5款、労働費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 6款、農林水産業費。

5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは6款の1項5目農地費についてお尋ねをします。この、ため池耐震性検証委託料ですか、これはため池の耐震性の調査ということで12カ所やったということですが、その中でかなり危険性があるところというところはなかったのか。また、その対応についてはこれからどういうふうに考えているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ため池耐震性調査の結果についてご説明をしたいと思います。東日本大震災で農業水利施設が決壊をして、人命、また農地に大きな被害をもたらしたということで、国のほうで平成24年から耐震性診断の事業が開始しまして、町内12カ所のため池の耐震性診断とハザードマップの作成に取り組んだところです。12カ所とも通常の満水時の場合では安全率を確保してまして、安全が確認されたところでもあります。

そのうち4カ所について、震度5程度の地震があった場合、安全率を若干下回る箇所が出ていますが、これらについては集落の皆さんに説明会でお話をさせていただいたところですが、今後、詳細な調査をしてその対処法等は検討していきたいということで考えています。

ただ、安全率は安全を確保するため、1.2を安全率ということにしていますが、一応1は確保されておりますので、今回の震災、震度5でも決壊しなかったということで、緊急に対応が必要という程度の状況ではないということで判断してますので、今後、詳細な調査で具体的な対策については、国県等の補助を見据えながら町として検討を進めていきたいと思っております。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今、課長説明でわかりましたが、この12カ所の中には、あるため池についてはため池のすぐ下に集落があって、家があってというようなところがあって、最近異常気象でいろいろ各地で災害が起きています。そういう中でそういうところについては、早めの対応といたしますか、災害に対する早めの対応というのもやはりこれから町として考えていかなければならないんじゃないかとそのように思います。

したがって、国県への補助のそういう陳情なり、また、町で取り組めることがあれば町で取り組む、というようなことも考えていってほしいなというふうに思いますがいかがですか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 議員ご提案のとおりだと思います。今後、詳細な調査なり具体的な対策、どういう対策が実施できるのか、その辺を含めながら検討を進めていきたいと思っております。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 6款2項1目の有害鳥獣対策事業、これが71万ですか、これ、狩猟免許、町はとるようにと勧めているという話ですが、実際この鉄砲を買ったり持ったり、そして弾薬、そしてそういう保管には金かかるわけですよね。そして、その狩猟免許をとった人は臨時職員になる。その方々は報酬などはあるんでしょうか。サルをとらないと金にはならないんだと、そういうことでしょうか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 有害鳥獣対策のご質問にお答えしたいと思います。ここに上がってます有害鳥獣対策、この金額については71万9千円、これは町単費の事業費であります。このほかに町ではなくて、有害鳥獣対策協議会として国のほうからいただく補助200万がありますので、それらを含めて有害鳥獣対策を実施しております。

狩猟免許の取得に対しましては町として狩猟免許をとるまでには、狩猟所持許可、それ

から狩猟免許、それから狩猟登録と12万円以上の経費がかかるということで、7割まで町のほうで上限を決めて補助をしております。23年からこれまで6名の方が免許を取得しまして、2名の方、1年以上の経験を積んだ2名の方については今年度から実施隊ということで活動していただいております。

有害鳥獣の資格をとったパトロールの方ですが、町が今年度2名の方を委嘱しましたので、その方たちが通常の活動の中で捕獲をした場合は捕獲報奨金は出ません。例えばパトロール以外に集落の皆さんから出るので来てほしいというような依頼があって行って捕獲をした場合はサルについては8千円お支払いしてありますが、通常のパトロール時は賃金でお支払いしますので、別枠で報奨金を支払うことはありません。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 特別な町でいくらという報酬はないと。ひとつ鳥獣対策もうまくやって、ひとつよろしく願います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 通常、捕獲パトロールをお願いしている方には賃金という形で1日あたりの賃金をお支払いしてありますし、あと日曜日、実施隊の皆さんが2人1組でやっている活動に対しましても1日あたりの報奨金をお支払いしております。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 6の1の5の中で、一番下のハザードマップ作成委託料、この内容についてお伺いします。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ハザードマップ作成の事業費の内容ですが、上の段にあります、ため池耐震検証委託料ということで、12カ所のため池の耐震診断を行いましたので、もしその、ため池が例えば決壊した場合、どういうふうにその、ため池の水は流れていくのか、そのときに住民としてどういう対応が必要かという、それをマップと文言で表したハザードマップをつくりまして、それを対象の12の、ため池それぞれに作成して地元の皆さんにお配りをして、集会所等に張っておくところもありますし、個人個人にお渡しした集落もあります、いざというときのための心構えをお願いしたところでもあります。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 下に集落があったりなんかして、万が一のときの対応だということですが、集落あるなしにかかわらず、やはりため池12カ所ばかりじゃないはずですから、それらも含めたマップというか、それらも含めてつくるとことはしないわけですか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 今回国の補助事業につきましては、警戒ため池というふうに対象ため池が限定されてますので、それについて検証事業とそれに基づくハザードマップ作成が補助事業の内容になってますので、今回はその内容で実施をしたところです。

○議長 時間を延長します。

14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 いわゆる耕作放棄地、作ってないそのことでありますが、一向に見えてこないなと思ってんです。何回かこの件に関してはお尋ねをしています。確か農業委員会では

4、5年前からこの耕作してない土地を調べておられるはずですし、また、町では農用地ですか、農振ではない農用地もお調べになっているはずであります、その結果が見えてこないわけであります。

今回、2件ですか、復旧されたという報告ありましたが、どう取り組んで、どういう結果だというのが、4、5年もたつわけですから、最初調べたのは。そうすると新たに作らなくなった土地なんかも出てきてんじゃないのかなと。町としては、これは私の考えです。農用地、白地なんかは、家の周り、集落の周りはそれは農地として使っていかなきゃならないでしょうが、私の近くだっていっぱいあるんですよ、五つも六つも。字、畑じゃなくてやぶか、林になってしまってるの、字全部が、畑が。そういうところは私はそのままでもいいだろうと。それは本来ならばもう山林とか、雑地に転用すれば一番いいわけですが、それはさておきまして、守るべきはほ場整備した農振地域であろうと。

それをどう守っていくんだと。すべて私は守ることはできないだろうと。やはり町としてはこの農地だけは守っていかなければならない。今年から始まったんですか、国の新しい制度で、人・農地プランの絡みがあって、県一つでちょっと忘れてしまったが、開発公社だか何かの土地の貸し借りの。

そこら辺もあって、やっぱしこの耕作放棄地は目に見える形で町民の方に示して、やはりやっていく必要があると思ってるんですが、実態はどうなんですか、これ。そしてその実態からどういう方向でいこうとしておられるか。特に中山間地が第3期ですか、今年で終わりですね、来年から新しい対策が始まるわけですから、そこら辺もあるわけですから、守るべき農地はどうだというのはやはり町のほうで指導していく必要もあると思っておりますので、その点についてのお考えをお聞かせください。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 耕作放棄地の調査の状況とそれから今後の農地の維持管理といいますが、その点のご質問にお答えしたいと思います。

耕作放棄地調査、白地の部分についての農地パトロールは、先ほど長谷沼議員がおっしゃったように集落周辺でなくて、完全に1字で荒れているというところなどは全て昨年の農業委員さん、全地区を調査をしていただきまして、結果をまとめて一応面積的なものも出して、それを前期の農業委員として認定をしております。

今年度の新たな農業委員さんにこれからお願いするのが、この集落周辺の作っている部分と作っていない部分の混在している部分の調査をしまして、その結果が出れば最終的に町としての耕作放棄地の面積をまとめて県のほうに報告をして非農地としての判断をしていくということになります。

大字ごとの非農地の判断では、地区によっては違いますが、大きなところではもう6割が非農地と判断された地区もありますし、2割、3割のところもありまして、町内平均で白地で4割は非農地という判断になっています。

これから守っていくべきところはどこかということなんですけども、人・農地もありますし、農地、多面的機能支払いで、農地・水の事業で集落の皆さんが5年間守っていくということでお示しをしていただいた対象面積が、全体の水田でいいますと82パーセントは農地・水の事業で5年間守っていくということを示されていますので、その分については

今後この補助事業を活用しながらきちんと守っていくべきだなあというふうに考えています。

それ以外の部分については農業委員会の最終的な非農地の判断がなされれば、現実にあった形で農地、非農地の判断をするべきだなというふうに考えてます。

それから、中山間事業ですが、今年度産地対策の最終年度でありまして、これについても水田の約67パーセントがこの事業を使って守られております。平場を除いてほとんどのところが取り組んでおられます。

4期目につきまして、先日国のほうから概算の概要が示されまして、4期についても継続をしていく。そしてさらに今やっている中で課題となっている緩傾斜、急傾斜、さらに超急傾斜については、反あたり6千円程度の加算をしようという内容と、それから一つの集落では中山間、取り組めなくなっているところが多いので、二つ、三つ集落が一緒になって一つの協定にした場合、反あたり4,500円の加算をしようというようなほぼ概要が示されましたので、今後詳細が示された段階で皆さんのほうにお示しをしながら、4期もぜひ取り組んでいける分については取り組んでいただいて、農地を守っていただければいいのかなというふうに考えてます。

○議長 14番、長谷沼清吉。

○長谷沼清吉 農業委員の方々が努力をなさって結果が出たということですから、できれば、例えば農地白書だとか何とかということでも知らせたほうが、私はいいような気がします。そういうお考えあるかないかということと、私らがいけばそれを閲覧、拝見することできるのかできないのか、そのまとめたのね。

それと、農業委員会では提言はできますが、予算編成というのありませんから、やっぱりこれを受けて政策的にどうこうしていくというのは町の責任でありますから、やっぱりそういう点では82パーセントを守るということでありますから、それらについてはこれから具体的にどうしていくんだかというあたりで、やはり農業委員の方々と協力しあってせっかく調査した件でありますから、何というのかな、目に見える形で農業の振興のために奮闘していかなくちゃならないと思っておりますが、どうですか。

それと、第4期ということになります。新規就農者が目に見えるように就農いただければいいわけですが、ほとんどの集落では5年たてば5年、年とってしまっている、こういう中で第3期もそうでしたが、高齢化したためにお世話することができないということでも取り組まなかった集落もあるわけです。

第4期もそういう心配がありますので、例えば集落支援員に、なんで年とってできなくなったかという事務的にもうみんな今パソコンでしなくちゃならないのに手書きではできないとか、80にもなったからもうだめだとかというふうになってくるわけですが、そういう点で事務的に、やらないというもし集落があるなれば、それは何ですか、事務的なことでしたらこういう手助けもありますよというようなことで、やはり今まで取り組んでいた集落が全部できるように、やはり町としても対策、方策を考えるべきだと思いますがいかがですか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 はじめに農地パトロールの結果についてですが、最終的にまとまった段

階で農業委員会として、今度所有者の方に非農地と判定されましたという通知をします。それで、非農地でいいですよということであれば、最終的に県のほうに公表することになりますので、一般的に公表するにはまだもう一段階、二段階の手続が必要でありますのでご理解をいただきたいと思います。

それから中山間地域の支払制度の取り組みですが、1期目が始まった平成12年は、町内で20集落で4千万円の事業費でした。今、3期目が終わる段階で48ですかね、8千万の事業費になってます。これだけ、この補助金を利用して農地が守られていますので、できるだけ今取り組んでいる集落は継続していただくような事業推進を図っていききたいと思いますし、3期で取り組めなかったところがありますので、そちらも今度新たな取り組みの仕方で可能であれば周辺の集落と協定を組み直して、取り組めるようなことを推進していきたいと思います。

さらに、まだ詳細は示されていないんですけれども、やっぱり事務的な部分の負担が大変だということで、国のほうに町としても要望してまして、いろんな市町村からその声が上がってますので、その辺は多少緩和されるのかなということで期待をしておりますが、基本的には事務的な負担が大変でできないという現実もありますので、その辺は、先ほどご提案いただいたように、事業推進の中でそれぞれの課題を聞き取りながら、できるだけ取り組めるように支援をしていきたいと考えています。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 お願いをしておきます。やはり情報というのは担当の課が一番収集能力ありますし、早くくるわけですから、今の第4期に関してもそれぞれの中山間で取り組んでいる集落の役員には常に新しい情報を届けていただければ、われわれもその取り組みに容易にいけると思いますので、ひとつそこら辺をよろしく願います。

○議長 7款、商工費。

9番、青木照夫君。

○青木照夫 町商工会育成助成金270万上がっております。数年間同じ額、その以前は300万であったと思います。この額でご判断されての270万だと思いますが、この額で適当であるということだと思いますが、今後についてはこの額はどのような判断で出ておりますか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 商工会の育成補助金についてのおただしでありますけれども、今後の補助金の額というようなお話でありますけれども、補助金につきましては当然その団体の事業内容とか、事業計画とか、今後のそういった経営方針とか、そういったものを資料として見まして、それについて補助金としてどの程度が妥当かとか、そういう判断をすると思うんですけれども、まだ具体的に商工会さんのほうから、そういった資料等も示されておられませんので、そういった資料等を示された後に額等について検討していきたいと考えております。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 この270万は運用費として商工会が自由に使えるお金だということで理解しておりますが、町村ではいろんな形でもっと恵まれた補助率でやってらっしゃると。わが

町でもいろんな各団体、各グループがそれぞれいろんな形で立ち上げて補助をいただいでがんばっていらっしゃるという中で、今までの商工会の補助の内容、数字がこれでいいのかということは今後よく検討していただければと思います。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 7款の1項の3目の観光費の中の銚子ノ口の外溝木質化工事事業についてお尋ねします。これ、平成23年とこの26年度の7月の9日の大雨で、また木質が流されていますが、この件については今度流されないようにルート変更か、その辺を考えてもらわないと、課長の考えは。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 銚子ノ口についてのご質問でありますけれども、議員おただしのようにこの7月8日、9日の大雨によりまして、また銚子ノ口の阿賀川の水が上がりまして、昨年設置しました岩場からその奥の一本松までの木道を昨年設置したわけですが、一部流されてしまったというような状況でございます。

今、議員がご提案のように、ルートを変更したほうがいいのか、それとも木道でなくて別な何かにしたほうがいいのか、その辺を今後抜本的にいろいろと検討してみたいなというふうに思っております。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 今の課長の答弁でわかりました。なお、今後は十分検討してやってもらいたいと思います。なお、今後の計画としてはトイレと水道って聞いておりますけれども、その辺の考えは。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 銚子ノ口についてのおただしですが、今年度につきましては岩場周辺の木道の整備と、それからトイレの設置、それから外観の修景づくり、そういったことで今年600万ほどの予算を計上しているところであり、現在工事等を進めておるところでございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 今深刻な問題が起きてるというのが一つあるわけですが、その中で7、1項2目の商工振興費のここら辺に該当するのかどうか、そこら辺のところをちょっと伺ってみたいと思います。

実は、西会津においてはガソリンスタンドが三つしかないという状況が現実になってきているわけです。ところがこの問題を40年の間でつくらなければいけないということで莫大な借金をしてるわけですよ。そういうところに大きな目をつなぐためにはどのようなこの項目に当てはまっていくのか、そこら辺のところが見えないのでお尋ねをするわけです。

それは自分の企業を起こすんであるから自分で借金をしてやるのが当たり前だというふうなことになりますと、商工振興にはほとんど遠い話になってくるわけです。そういうことから、

○議長 6番、今決算の審議をしております。一般質問とか予算の関係ならば認めますが、その辺に調整してください、質問を。

○猪俣常三 振興費に当たる部分、援助するということであればどこら辺にあたるのかなと

いうことをお尋ねだけしておきます。

○議長 25年度の決算ですから、それは一般質問とかその辺で今後意見を述べてください。

商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 ガソリンスタンドのご質問ですけれども、消防法の改正で、おそらく地下タンクの入れ替えということで、もう何十年も前につくった地下タンクについては、そういった現在の消防法に合致しないということで入れ替えをしなくちゃいけないというようなことで、その入れ替えにかなりの費用がかかるというようなことで全国的にガソリンスタンドを、その費用が捻出できないからということで廃業する方も出てるといような、そんなお話を聞いているわけですけれども、これについては、経済産業省のほうでやはりそういったスタンドに対する補助事業などを設けておきまして、そういった更新をする方に対してそういった経済産業省の補助事業を受けられるような、そういった今仕組みづくりがされているのかなと思っております。

ただ、直接的に町が窓口になっておりませんので、そういった何か石油組合、ガソリンスタンド組合というんですかね、スタンドの組合、そういったところで窓口になって経済産業省のほうにそういう補助金を申請してるといような、そんな流れじゃないかなといような状況でございます。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 7の1の2の中で、商業活性化対策事業補助金であります。これ金額は50万です。今、まちなか再生ということで商業の活性化に今それぞれ力を入れてやっているとありますので、これらについては50万でどのような事業をされて、またその成果というものはどのようなものであったかお伺いいたします。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 商業活性化事業についてのおただしでありますけれども、これ、商工会に対する事業費補助ということで昨年度50万支給しております。これは実際には昨年10月に磐越西線、野沢駅の百周年事業、これは商工会が主催しまして、町も共催となって進めた事業ですけれども、こういったイベントを実施する事業費として利用していただいたということでございます。

当日は記念セレモニーのほかに、駅からウォーキングなどいいまして、新潟方面、若松方面からそういった観光客の方がおいでになったり、また、うまいものめぐりなど、そういったイベントなども実施しまして、だいたいおおよそ3千人ほどの観客がおいでになったといようなことでございます。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 商業活性化対策事業という、こういういい名前であれば、やはりこれ、単発の補助だけじゃなくて、長期的な考え方である程度の予算を持ちながらやるほうがいいんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 お答えしたいと思います。いわゆるまちなか、にぎわいとか、商店街の活性化といようなことで、現在、商工会さんのほうもいろいろ考えているところでありまして、特に今年についても6月には大山まつりに合わせまして、にぎわい祭りを実施す

るなど、そういった形で大山まつりとリンクさせて野沢町内の活性化を図ろうと、そんなことを今考えております。また、1月の初市も、今まで野沢駅前で実施していたものをマイロード等で実施するなど、野沢町内あげて、そういった初市を実施しようなど、そういった町内の活性化に向けて、今商工会さんもしろいろと取り組んでいるところでございます。

○議長　その補助をどうするんだということ。

○商工観光課長　補助金のお話ですけども、6月に実施した際には、町の補助を活用しておりますし、また、初市等の実施にあたりましては国の補助をこれから申請しようというようなそういった動きであります。そういった形でいろいろと国や県のそういった補助なども使いながら、まちなかの活性化などに取り組んでいきたいと考えております。

○議長　11番、清野佐一君。

○清野佐一　一応要望というふうになるかもしれませんが、先日商工青年部との意見交換をやりました。そういう中でやはり若い人たちがいろんなことで積極的にまちづくりとか、商店の活性化を目指してという中ですので、そういうところにやはり思い切った支援をすべきじゃないかと思えます。これはお願いしておきます。

○議長　1番、小柴敬君。

○小柴敬　先ほど、農林課長のほうからはご報告、いろいろあったんですが、この1項2目の中の物産交流事業、これ商工観光課のほうでやってるんですが、これで町内の酒屋さんとか、もろもろそういったものを持っていっていると思うんですが、そういったものの拡売とか、そういったものの影響というか、どのような状態だったのかご報告願えればありがたいんですが、お願いします。

○議長　商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長　物産交流についてのおただしでありますけども、今年度決算としまして54万2千円を計上させていただいたわけですけども、実際には農林課と提携いたしまして、首都圏等へのイベントへの参加などについては旅費などは農林課の補助事業など使ってやってまいりまして、だいたい140万ほど実際にはそういった活動費に使っております。

先ほども14番の質問にもお答えしましたように、だいたいイベント数といえは20イベントくらい、それにだいたい250万くらいの販売実績というような状況でございます。

それからアンテナショップ、今年開設したわけですけども、昨年10月に開設しまして、7月までの売上がだいたい90万ほどというような、そういう報告をうけておるところでございます。

○議長　8款、土木費。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　9款、消防費。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　10款、教育費。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　11款、災害復旧費。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長 12 款、公債費。
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 13 款、予備費。
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
(「討論なし」の声あり)
- 議長 討論なしと認めます。
これから議案第 3 号、平成 25 年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決
します。
お諮りします。
本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第 3 号、平成 25 年度西会津町一般会計歳入歳出決算については、認定
することに決定しました。
日程第 2、議案第 4 号、平成 25 年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の
認定についての質疑を行います。
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
(「討論なし」の声あり)
- 議長 討論なしと認めます。
これから議案第 4 号、平成 25 年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認
定についてを採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第 4 号、平成 25 年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
については、認定することに決定しました。
日程第 3、議案第 5 号、平成 25 年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の
認定についての質疑を行います。
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
(「討論なし」の声あり)
- 議長 討論なしと認めます。
これから議案第 5 号、平成 25 年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認

定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、平成25年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第4、議案第6号、平成25年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 25年度でしたか、24年度でしたか、区画の変更されたわけではありますが、その区画変更した分は売れてはいないと見てますが、そこら辺、区画の変更の効果、あるいは問い合わせ等があったかどうか、そこら辺をお聞かせください。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 14番の住宅団地の区画変更に伴う問い合わせ等があるかというお話ですけれども、平成23年度に2区画を3区画というようなことで面積等を若干縮小したというようなことで、そういったことでそういった小面積だと買いやすいだろうというようなことでそういった区画変更したわけですけれども、昨年度、現在もそうですけれども、そういった区画が小さくなったところについての問い合わせは現在のところない状況でございます。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第6号、平成25年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、平成25年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(16時40分)

平成26年第5回西会津町議会定例会会議録

平成26年9月16日(火)

開 会 10時00分

出席議員

1番	小柴敬	6番	猪俣常三	11番	清野佐一
2番	三留正義	7番	鈴木満子	12番	五十嵐忠比古
3番	長谷川義雄	8番	多賀剛	13番	武藤道廣
4番	渡部憲	9番	青木照夫	14番	長谷沼清吉
5番	伊藤一男	10番	荒海清隆		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	伊藤勝	建設水道課長	酒井誠明
総務課長	伊藤要一郎	会計管理者兼出納室長	会田秋広
企画情報課長	杉原徳夫	教育委員長	田崎敬修
町民税務課長	新田新也	教育長	新井田大
健康福祉課長	渡部英樹	教育課長	成田信幸
商工観光課長	大竹享	農業委員会長	佐藤忠正
農林振興課長	佐藤美恵子	農業委員会事務局長	佐藤美恵子

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高橋謙一	議会事務局主査	薄清久
--------	------	---------	-----

第5回議会定例会議事日程（第12号）

平成26年9月16日 午前10時開議

開 議

- 日程第1 議案第7号 平成25年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 議案第8号 平成25年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第9号 平成25年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第10号 平成25年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第11号 平成25年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第12号 平成25年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第13号 平成25年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第14号 平成25年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第9 議案第15号 平成25年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第16号 平成26年西会津町一般会計補正予算（第5次）

散 会

（議会運営委員会）

○議長 おはようございます。平成 26 年第 5 回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、議案第 7 号、平成 25 年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 歳入で使用料がいくらか前年度から見ても少なくなっているわけですが、これは加入の割合が減ったのか、戸数的にはどうなのか。加入者の人数の異動はどの程度あるのか。

それともう一つは、いわゆる下水道の公共汚泥ですか、その処理は 25 年度はどのようにしてなされましたか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 お答えいたします。まず下水道の使用料でございますが、使用料につきましては件数で 25 件増えておりますが、人数で 2 人減っております。要するに件数は増えているが使用する人数は減っているというようなことで、使用料の減ということでございます。

あと、汚泥でございますが、汚泥につきましては、25 年度につきましては会津ダストセンターにすべて処理を委託しております。

処分量につきましては 134.2 トンでございます。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 7 号、平成 25 年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 7 号、平成 25 年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第 2、議案第 8 号、平成 25 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

11 番、清野佐一君。

○清野佐一 農業集落排水の接続率、総体では 85.7 パーセント。これ各処理区の接続率といたしますか、普及率はどの程度でしょうか。

それと、農業集落排水の場合はほぼ大勢というか、地区の大半の方々が同意をされているというか、その合意のもとで実施されてきたと思うんですが、この85.7パーセントの今後の見通しといいますか、これからどの程度まで押し上げることができるのかなというところで、それぞれ施工当初よりもたぶんいろんな事情でなかなか踏み切れないということもあろうかと思いますが、最初から公共枩ですね、それはそれぞれが同意されたところにたぶん全部引いてあるんじゃないかと思いますが、それらが全部接続にならないということの内容といいますか、それらを今後どのように引き上げるか、接続率の向上につなげるのかということでお聞きしたいと思います。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 お答えいたします。まず、処理区ごとの接続率でございますが、小島地区は94パーセント、森野地区が91.4パーセント、宝川地区が97.1パーセント、白坂地区が95.7パーセント、笹川地区が85.9パーセント、野尻地区が70.3パーセントとなっております。

接続についてどのようにこれからするのかということでございますが、農集排につきましては小島、森野、宝川、白坂につきましては90パーセントを上回っているというようなことで、接続率の低いところが笹川地区、野尻地区となっております。笹川地区と野尻地区につきましては、まだできて新しいというか、あとのほうにできた地区でございますが、特に野尻地区は接続率があまりよくないということでございますが、野尻地区につきましてはかなり広範囲なものでございまして、これからも地域において説明会やチラシ配布、又は接続するために有利な利子の補給等の、その辺のことをご説明申し上げまして、加入率の向上に努めてまいりたいと、このように考えております。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 今ご説明をいただきましたけども、町長が言われる「行ってみたい 住んでみたい」というようなまちづくりのためにも、やはり環境をよくするというようなことではこの下水道大変な重要な役割を果たしていると思います。担当課の皆さんには大変ご苦労でしょうが、普及、啓蒙に努めていただいてよりよいまちづくりにご尽力いただきたいということで要望だけで終わります。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉君 接続率であります。これ人口だけで監査の決算報告書を見れば、人口だけで表されているわけですが、人口もちろん大事であります。やはり別な見方をすれば、加入戸数が増えればそれだけ下水道事業、農業集落排水事業に理解していただくということになるわけですから、それで新しく加入された戸数はいかほどかということをお尋ねするわけです。接続人口増えた小島地区25人増えておりますから、これは何軒ぐらい増えているのか。笹川で14人口増えてます。野尻で2人ということで、この3地区、どの程度新しく加入されたか教えていただきたいと思っております。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 接続率の戸数でどのくらいかというおただしでございますが、大変申し訳ありませんが、下水道につきましては接続率は全ての統計について人口で出しております。ちょっと戸数については今把握しておりませんのでお調べして後日報告したいと思います。

います。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉君 それはそれでよしとしますが、統計上はこういう結果出てるんですが、私が今言ったようにどれだけ理解していただくかというのは加入戸数ということでありますから、そこら辺はやはり頭に入れておいていただいて、こういう下水道、農業集落排水等はしなくちゃならないと思っておりますがいかがですか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 接続につきましては戸数が重要な鍵とはなりますので、今後戸数についてもデータにするようにしたいとそうように考えております。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第8号、平成25年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、平成25年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第3、議案第9号、平成25年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 町の当初の計画だと800基を目標としている。この前の説明では現在273基。800という目標は何年度までの予定なんですか。それと今後の見通し。

あと最近個人で入れた方についても町が管理されていると伺っていますが、それはなぜそうしたのでしょうか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 個別排水につきましては、800基を目標にしているということで、個別排水につきましては町の全体の中から公共下水と農集排を差し引いたものについてすべて個別で町は対応するという考えでございまして、一応30年度を目安に800ということで考えていますが、今の時点にしますと、ちょっとそれまで800全部整備するというわけにはいかないかと思えます。

あと個人で合併処理槽をつくった方につきましては、個人で管理してもらってもかまわないわけなんです、町に施設を譲渡していただきまして、町で管理するというようなことでもできるということで行っているわけですが、今、なかなか下水道、検査のほうは厳

しくなっておりますので、町で管理されたほうが有利な方と、また自分で管理されたほうが有利だということがございますので、それはおのおの個人の方におまかせしているということでございます。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 そういいますと、個人でやった方が費用を出して浄化槽を入れた。町で今度買い取ると。そういう説明でしたよね。無償譲渡なんですか。

そうしますと、施設が増えるということになりますと管理費が増えると思うんですけど、特に問題はないんでしょうか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 個人でつくった方は、町に無償譲渡していただければ町が管理するということで、別に問題はないということでございます。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 確かに個人でやるよりも町が管理すると。私が聞いたのは施設が増えると管理費が増えると思うんですけどどうでしょうか、とお聞きしたわけです。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 それだけ基数が増えれば町の管理費はそれだけ余計にかかるということでございます、町としましても適正な管理を行って浄化槽の適正な管理によって地域の水質の整備とかそういうものを良くしていきたいと考えております。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今のことに関係してくるわけでありますが、個人で設置した合併浄化槽が対象になる。単独浄化槽はどうなんだと。いつころ、何年ころから個人で設置した浄化槽を町で管理するようになったのか。それは条例、規則等でうたったのか。

それと、そういうふうに変えることができるというのは、やはり町としての方針であるならば、個人で設置した人には連絡すべき、お話しすべきだと思いますが、そこはされたか。

それと800基ですが、これも前一回議論したことがありますのでくどくは言いませんが、対象となる戸数が800軒だから800基、ただ実際にそれじゃ可能か、水道が入っていないければ無理のところがあるんでしょうけど、高齢者だけで、もう、という方もおられるわけですから、これは実態に合わせて、800基というものは実態に合わせてその数字を訂正したほうがいいなということ言った記憶あるわけですが、それは今、急ではなくて、実態を見てということでありましたが、やはりこういう計画というのは、800基がやっぱり無理であるならば設置可能な数字に、私は早めに改めるべきだと思っておりますが、この件についても再度お尋ねします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 お答えいたします。まず単独浄化槽につきましては、町で引き受けないということで、合併浄化槽だけでございます。

あと個人のものにつきまして条例か規則で決まっているのかということでございますが、それについては条例整備はしてないということでございます。

個人で合併浄化槽をつくった方につきましては、こういうことで町はやってますよということでご連絡は申し上げます。

あと 800 基でございますが、一応平成 15 年に 800 基というような数字をつかんでいるわけなんです、それにつきましては、本年度見直しまして、全体の戸数が減っております、そのほか下水道区域の中の見直しを行いまして、それでも減っております、農集排でも人数が減っております。その辺の関係で、今回見直しましたら当初 800 というようなことで考えておりましたが、それも数で、今回、前回の見直しより 4 戸減ったということで、ほとんど数値が変わっていないということで 800 ということでやっております。

○議長 14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 個人で設置したのが町管理と、それは条例規則で定めてないとおっしゃっていますが、やはりこれは町管理ですするならば制定する必要があると思いますので、なぜこういうこと言うかということ、加入率が私はひびくんではていかなと。町が管理しているというなれば加入率が上がるわけですから。そこら辺でお尋ねしたわけです。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 申し訳ありませんでした。西会津町個別排水処理施設条例の中に浄化槽の管理移管ということで条例で定めておりました。大変申し訳ありませんでした。個人の浄化槽につきましては条例で定めて町が譲渡していただくということで条例で定まっております。大変申し訳ありませんでした。

○議長 譲渡してもらえば加入率が上がるんじゃないかということ。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 当然、譲渡していただければその分加入率は上がるということでございます。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 9 号、平成 25 年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 9 号、平成 25 年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第 4、議案第 10 号、平成 25 年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

10 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 1 点お伺いをいたします。特別徴収料、普通徴収保険料の違いと、普通保険料が 74 万 3 千円の減額となっておりますが、この要因と今後の推移をお尋ねいたします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 ご質問にお答えします。まず、特別徴収と普通徴収でございますが、特別徴収につきましては年金から天引きされる方でございます。普通徴収につきましては年金の額が年額 18 万以下ですとか少ない方ですとか、その年に後期高齢に移られまして、急に特別徴収ができない方につきましては、普通徴収で徴収しているところでございます。

普通徴収で 74 万 3 千円ほど減額になっておりますが、これにつきましては被保険者数、対象保険者数の増減が若干ありまして、その関係での減額となっております。

今後の保険料ということでありまして、26 年から後期高齢者の保険料上がってございますので、来年については保険料徴収の金額については増加するというふうになります。

昨年、25 年度までは均等割が 4 万円、所得割が 7.76 パーセントでありましたが、26 年、今年度からは均等割が 4 万 1,700 円、所得割で 8.19 パーセントということで、広域連合のほうで税率改定をしまして上がったということでありまして、保険料も来年度決算では上がってくるということでございます。

○議長 14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 未納の方がお二人おられるということですが、その件に関してお尋ねします。国民健康保険ですと未納の方には短期保険証ですか、町で配慮しておられますが、後期のこの特別会計では未納の方が医者にかかりたいというような場合はどうなりますか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 ご質問にお答えをいたします。後期高齢で未納の方についての医療の対応ということでございますが、基本的には国民健康保険と同じ対応をしております。ですから長期末納という形になれば資格証というようなことでの対応が必要になってきますが、現在につきましては、昨年度から未納になった方ですのでそこまでの対応はしていないという状況でございます。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 10 号、平成 25 年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 10 号、平成 25 年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第 5、議案第 11 号、平成 25 年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 歳出の中で2款1項1目で一般被保険者療養給付費、これ平成25年度は決算額が4億4,306万3千円ということで、前年度から比較して6,900万ほど減額になっておりますが、医療費が減額になるということは本当にいいことなんですが、その要因と今後の見通しについてお尋ねをいたします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 ご質問にお答えいたします。一般被保険者の療養給付費が24年度と比較しまして本当に大幅に減額になっております。年間1人あたりで見ますと24年が23万1千円であったものが25年度は21万6千円ということで今までは右肩上がりでは上がってきたものが、はじめて減額になったという年でございます。

その要因でございまして、いろいろ診療所の先生方とかいろいろお聞きもしたところではありますが、大きくは入院患者が減ったということ。それからその入院患者が減った要因という部分では血压管理、高血圧、脳梗塞とかそういったものの患者さんが減っているということと、あとがんについても減っている。それから股関節等の置換術なんかについても一時期大変多かった時期があったんですが、その辺も減っているというようなことが出ております。

特に血压管理につきましては、今まで町が健康づくりの中で家庭血压測定事業とかそういったものをやったり、現在、診療所の先生方についても血压は低ければ低いほうが良いというようなことで指導していただいて、血压管理が大変順調にしているのかなというようなことが原因で減ってきたのではないかなというようなことでございます。

今後の推移という部分でございまして、今年度になってちょっと3月4月期は高額な入院患者さんがちょっと何名かいた関係で若干医療給付費増えたのですが、また5、6、7とまた減ってきているような状況でございまして、今のところ低い数字で推移していくのかなというようなことで考えております。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今、要因については答弁いただいたわけですが、その中にはやはり健診率の向上とか、保健指導、あと医薬品のそういったような指導ですか、そういうものはどうだったのでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。その減った要因、たぶんいろんな要素が絡み合っていて実際に減ったということだと思いますが、健診なんかについても、保健師の指導についても今まで早期発見、早期治療ということで進めてまいりましたので、そういった部分が効果が出てきたのかなという部分と、保健指導の中でも先ほど言いましたが、家庭血压を下げるといったような指導をだいぶ重点的にやってきておりますので、そういった効果も現れているのかなというふうに感じているところであります。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 歳出の11の3の1なんですが、一般被保険者第三者納付金というこの意味と、決算で851万2千円が出ているわけなんですが、これの内訳ということで、第三者行為損害賠償金とありますが、これはどのような行為、賠償金なのか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 ご質問にお答えします。第三者行為の納付金、賠償金ということでございますが、これにつきましては、交通事故にあった方に対して、交通事故につきましては保険該当しませんので、国民健康保険のほうからの支払いではなく、自賠責ですとか保険のほうからの給付になりますので、町のほうで1回立て替えた分をその保険から補填してもらうというようなことで、保険会社のほうから入った金額がこの金額になるということでございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 平均寿命も年々延びてきていると。健康寿命もそんな悪くない結果だと見ているわけですが、ただ、残念と言ったらいいでしょうか、毎年60代でお亡くなりになる方がそれなりにいらっしゃる。減ってないと私見ているわけですが、そこら辺はこの対策をどうしてきなされたか。

それと今後のそういう60代の方々へのアピールとございますか、指導とございますか、それらをどうやっていったらいいのか。なぜ60代で減らないのかと、そこら辺つかんでおられるならばいいですから、お答えしていただきたいと思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。議員おただしのように本当に毎年60代という若さで亡くなる方が毎年何名かおいでになります。その部分への指導というのはこれから重点的にやっていかなければいけないと考えておりますが、要因としましては、西会津の健診の受診率、67～8パーセントということで県内では高いほうではありますけども、残念なことに若年層、30代、40代、50代、60代の皆さんにつきましてはまだちょっと健診率は低い状況でございます。

ですので、なかなか早期発見という部分でできなくて、残念ながらお亡くなりになる方、発見されたときには既に転移してしまったりということで亡くなる方がおいでになられます。

ですので、若年層の指導につきましては、昨年から働き盛り健診、どうしても健診受けた人に対しては働き盛り健診の際、手渡しで渡してこういう状況だから注意なさいよとかっていう指導はできるわけですが、健診を受けてない方に指導するというのはなかなか難しい状況であります。

ただ、今年度につきましては、受診勧奨ということで過去何年間受診されてない方ですとか、去年、ちょっと要指導にあったのに今年受診されてない方なんかについては電話で受診勧奨したりとか、そういう形で少しでも多くの方に受診していただけるような体制を今年度についてはとったということでございますのでご理解いただきたいと思います。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第11号、平成25年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号、平成 25 年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第 6、議案第 12 号、平成 25 年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 第 5 期の介護計画の最終年度であります。第 5 期計画の目玉は純粋な民間の施設の導入でありました。その利用率といいますか、それが 25 年度で 70 パーセント、26 年度で 90 パーセントということですが、25 年度でこれら民間の新しい施設の利用率は何パーセント。これ低いですね。90 パーセント、100 パーセント近く利用してないはずですから。その原因を今も想定外のできごとで遅れてしまったらと思っておられますか、お尋ねをいたします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。第 5 期介護保険事業計画の中で民間の導入ということで考えましたのは小規模多機能型の介護とグループホーム 2 ユニット、それから有料老人ホームということで三つの施設を民間の導入ということで施設整備を図るということで計画を立てまして進めてきたところでございますが、今ほど議員がおっしゃられたように、当初計画では 25 年中に完成をして 25 年度の利用率とかということで計画としては計上したところでございますが、建設等の遅れがございまして、有料老人ホームにつきましては今年の 3 月からということでございますので、他町村の施設を利用されている方は当然おりますので、有料老人ホームについては計画のほぼ 8 割を利用されている。25 年度ですね、8 割の利用があるということでございますが、昨日オープン式がありました小規模多機能、それからグループホームにつきましてはこの 9 月からの利用ということで、25 年度につきましては全然利用することができなかったという状況でございます。

ただ、それを利用する予定であった方々につきましては、当然在宅におられますので、そういった方々については在宅サービスということで現在にしあいつ福祉会で行われておりますデイサービス、ショートステイ、訪問介護事業ということで、ホームヘルパーですね、そういったことでの支援をしてきたところでございます。今回の建設の遅れにつきましては、何回かこの議会の中でもお話しましたとおり、いろいろな要件が重なりまして遅れをしてしまいました。

特に事業認定までの期間、それから認定してから建設までの時間、いろいろな部分で遅れてしまったということございまして、その辺につきましては、大変申し訳なく思いますが、なるべく早く設置するようにというようなことでの指導はしてきたところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 私が今の質問は、新しく民間が導入したそのことについてお尋ねしてるん

ですよ。芝草、あの施設も3月1カ月しか利用できませんでしたね。これができるということで町では計画を立てました。できないから介護ができないと言っておられないわけですから、それは需要と言えればおかしいですが、利用したいという人おるならば、民間の施設ができてできなくても、それはするのが当たり前ですよ。

言われましたよ。この建物遅いから、おらいのかかあ、猪苗代までショートステイでいなくちゃなんない。早くできてればそんなことない。なんでできないんだ。

はっきりあなたおっしゃいませんでしたが、私は計画自体が無理だと。完全に無理なんですよ、これは。なぜか。私ら総務常任委員会で芝草の施設を見させていただきました。そのときに遠藤という本部長、会津の最高責任者おいでになったので私お尋ねしたわけですよ。

町民の方々はもっとこの施設早くできれば、早く利用できてよかったなあと言ってるよ。なんで3月になったんですか、もっと早く利用できるようにはならなかったんですか、とお尋ねしたら、遠藤本部長のおっしゃることは、町から話あったのは10月です。それからなんぼ一生懸命やっても3月の開所が一番早かった。ぎりぎりだった。

ですから今役場の裏のできない理由の手続が、予定してない、想定してない手続が必要だったから遅れた。芝草の施設はそういうあれはなかったんでしょう。順調にやってもこういう結果ですから。

そのことを聞いたわけですからお答えしていただきたいと思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。第5期の介護保険事業計画は平成24年度から始まったわけでありましたが、23年度に計画策定ということで策定事務を進めてきたところでございます。23年度につきましては、何回か申し上げましたように、国からの指針等が遅れたために介護保険事業計画の策定についてもちょっと遅れてしまったということがございました。

日程を考えれば25年の中ほどから利用開始ということで計画をしたわけでありまして、それを考えれば当然24年の当初からその建設の手続等に入らなければいけないということでございましたが、介護保険事業計画の策定が遅れたことですか、その後県との協議があったというようなことがございまして手続を開始するのが遅れてしまったということでございます。その辺につきましては大変申し訳ありませんということであれするしかないとおもいますが、ところでございます。

今後はそういったことのないようにしっかりと計画をつくっていきたいというふうに考えております。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 震災絡みで県からの指示といいますか、その取り組みについて遅かった。全体的な介護計画がそれで遅れるというのは、私も理解します。しかしですよ、今までなかった民間を導入してやっていくとするならば、それは国の指針が示されなくても、町が民間を導入してやりますとやれば、もっと早い段階で皆さんの協議をして、10月から11月までの募集なんていわないで、前もってきちっと準備しておれば、私は4月なんて言いませんが、5月にはもう募集できる、第5期の介護計画に民間を導入させるとなったなら

ば、もうきちっとした計画ができていて、5月に入れば募集をします。10月に言われたからなんぼ頑張っても3月にしか開所できなかつたんですよ。責任者がこうおっしゃっているんですよ。

あなたの課長時代の計画でないのにあれですが、私はそこを強調したい。この準備の遅れが最大だと思っているんですが、いかがですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。議員おっしゃるように4月、5月から事務を進めていけば当然予定どおりの建設はできたのかなということですが、先ほど言いましたとおり、県とかそのほかの協議等がありましてどうしても設置募集事務に入るのが遅くなってしまったということと、あと、計画時点ではこのほかにもう1カ所、民間の事業所のほうで設置したいという要望がありまして、そのほうについては若干早く進んでいた経緯はございますが、その方が途中で辞退されたという部分もありまして、そういったこともあってちょっと遅れてしまった経緯はございます。

事務的な進め方が遅くなったということをご指摘のとおりでありますので、今後はそういったことのないように進めてまいりたいと思います。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 長谷沼であります。介護保険認定はすべきでないということでこれから私の考えを述べさせていただきます。

今の質疑でお分かりのように、この民間導入というのは最初から無理があった。順調にいても3月にしか利用できなかった。これをどう捉えるかであります。これを了とするならば、町の計画とはいったい何だ、そうなります。今議会でも急速充電器、あるいは中学校のクーラー、すぐに計画変更、こういうことがあるわけであります。

理屈ではありません。結果なんですよ、問われるのはどういう結果なんだ。本当に達成できたのか。達成できないわけですから。これを認めることにはいかいがないわけであります。これをやむを得ないな。これで了とするならば町民の皆さんから議会は批判されると思いますよ。

議会はなくてもいい。議員はいなくてもいい。そういうことを言われかねない。やはり結果がこういうような計画どおりに百パーセント近くいかなかったこの介護計画を見たときには、やはり認定するわけにいかない。

これを受けて町は今後きちっとした計画を立てること。立ててもらうためにもこの介護は認定すべきでないということで私の意見を締めくくりますが、私は全員の賛成をお願いするわけであります。

○議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」の声あり)

○議長 これにて討論を終結いたします。

これから議案第 12 号、平成 25 年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立少数)

○議長 起立少数です。

したがって、議案第 12 号、平成 25 年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定しないことに決定しました。

日程第 7、議案第 13 号、平成 25 年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 13 号、平成 25 年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 13 号、平成 25 年度西会津町簡易水道等特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第 8、議案第 14 号、平成 25 年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての質疑を行います。

11 番、清野佐一君。

○清野佐一 1 点お伺いしますが、今年小島の浄水場の水源ポンプですか、入れ替えになりました。今までもいろいろそういう機械等については減価償却といたしますか、しながらやってこられたと思うんですが、これ例えばですが、耐用年数が、農機具の場合なんかは 8 年間だというようなこといわれて、そのあと農家の場合それ以上使っているわけですね。

ところがこういう、まして水道というような大きな、大事な施設でありますので、これはある程度耐用年数といたしますか、の減価償却をした年数といたしますか、例えば耐用年数 10 年なら 10 年で更新だというようなことでやられているのかどうか、まずその更新をする目安といたしますか、どのようなことでやっておられますかお伺いします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 水道の機械の耐用年数のご質問にお答えします。水道の機械、ポンプ等でございますが、耐用年数はございますが、町としては動けるうちは使うというようなこととございます。水でございますので、機械が壊れて水が供給できないというようなことのないようにほとんどの機械が 2 台ずつあります。それで 1 台が壊れれば 1 台予備のやつ

で水をつくるようなことをするというので、動けるうちは機械を使う。それで動かなくなったら取り替えるというのが基本でやってございます。

○議長　　6番、猪俣常三君。

○猪俣常三　　1点お尋ねを申し上げたいと思います。水道事業の損益計算書の中から何点かお尋ねをしたいと思います。今回、いろいろと赤字決算される中で、黒字の中に数字が出ているという部分がございます。その中でも営業外収益でかろうじて黒字になっている。特に営業費用との兼ね合いも含めて、23年損失、それから24年収益、そして25年損失というようなことで損失が300万ほど生じているわけですね。

今後こういう状態が繰り返し、繰り返し続いていくことが予想されるのかどうか、そこら辺のところ、いろいろと要因あると思いますね。営業費用の中には原水の関係もあれば、あいは減価償却費のこともあれば、かなりいろんな要素があるかと思えます。

こういう損失になっていく要因ということと、それから営業外収益の中には他会計の補助金というのが入っているがゆえにここである程度黒字になってくる数字が出てくるのかなど、こんなふうにも思いますが、これが今後持続性が確保されるのかどうか、補助金です、そういったところ含めましてお尋ねをいたしたいと思います。

○議長　　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　　お答えいたします。営業損失が今回300万ほど出たということでございます。これにつきましては、給水収益につきましてはそんなに大きな伸びはないというようなことで考えております。営業費用につきましては、水をつくる費用でございますので、これもそんなに変わらないということで、今後見通しにつきましては営業損失については、若干減るというようなことでできるだけこのほうについては出ないようなふうにして今後事業を進めていきたいと考えております。

あと他会計補助金につきましては、これは一般会計からの繰入金でございまして、今のところ起債の借りた元利償還金の8割を一般会計から繰り入れていただくというようなことで、これにつきましては今後このような8割ということで今後繰り入れていただきたいと考えております。

○議長　　6番、猪俣常三君。

○猪俣常三　　なぜこのお尋ねを申し上げるかということ、安全な安心した水が提供されるということが一番大事なことなので、住民の皆さんが安心した水の供給がしてもらえということが一番望まれているんだらうと、こんなふう思うわけです。

ただ、やっぱり損失だとか収益が黒字になるとか、そういう部分というのが一番私等は見ておかなければいけないという部分であって質問させていただいたわけですが、収益が下がる一番の要因というのは何か、軒数とか、そういう部分でかなりのものが下がっているのかどうか、そこら辺のところちょっとお尋ねしておきたいと思えます。

○議長　　町長、伊藤勝君。

○町長　　まず、水道について、これは極端な話、水を売ってそしてそれが供給をして、実際それで本来的な営業に成り立つかということ、私はずっとこれまでの経緯を見てきた結果、決してそうはならないわけでありまして。つまり、本当に必要な水を供給するためにはその原価が相当かかるわけでありまして。それには使用料、水道料いただいておりますけれど

も、しかしそれだけでその水をつくる原価まで持ち上げていけるかという、決して今の段階ではそうなりません。

そこでやはり、もしそういうことになれば、それに見合った水道料を上げていかなければならないわけです。西会津町はこの間十数年以上になりますけれども水道料は上がっておりませんし、上げてこなかったわけであります。

ですから、電気料金、あるいはそれにかかるいろんな老朽化の問題、あるいは今後いろいろかかるであろう水道管の問題、こういったことを想定すれば当然その原価は水道料金に跳ね上がってくるわけであります。しかしそうではなくて、それを据え置くためにはいろいろと一般会計でその対応を見なければならぬ課題がたくさんあるわけであります。

基本的には今の現状をどう維持していくかということで現在行っているわけであります。たまたま営業外収益、これにかかる問題については下水道とか、あるいはその他事業がプラス、この収益の中に入ってきている部分もあります。あるいは今言ったように起債の80パーセントは一般会計で持ち出して、そしてその整備に当たっているということでもありますから、そういったことを相殺すれば、これは赤字を何とか解消しているというふうに数字上は表れてきているわけでありますけれども、いろんな水道関係についてはいろいろと一般会計から持ち出しをし、補填をしていかなければ運営が厳しいというのが現状でありますので、今後現在の水道料をいかに確保していくかというところに焦点をあてながら対応しております。

しかしこれがこのままずっと推移していくのかということ決してそうはならないではないかと。今後給水人口が減り、あるいはかかる経費が大きくなる。こういうことになりますとやはりこれほどどこかで水道料金の改定や見直しということも出てくるのかなというふうに思いますが、現状そういう基本的な考え方で運営しているということについてはご理解いただきたいと思えます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 町長のご説明をいただきました。まことに難しい運営を強いられているということは私も理解はしているつもりであります。今後、こういったところの数字が全てを網羅されて発表されてくる、報告されてくるものでありましようから、できるだけそういったところに主眼を置いて、要望としてお願いをして、安全な供給のできる水の確保に努めていただきたいと、こんなふうに思います。以上です。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 なかなか水道会計であります。西会津のような中山間地での施設ですから、いわゆる投資効果となれば、自ずと都市連担地から見れば効率が悪いわけで、そういう中での水道経営、大変ご苦労なさっていると見ています。

ただ、やっぱしそういう経営が、単価がたくさんかかるわけでないというならば、いわゆる問題になるのが有収率ですね、これ。これ年々下がってきています。今年で70.06パーセント、70パーセント。このままいけば来年は70パーセントを割る可能性もあるわけですよ。

3割も売らないで、利用していただかないでというのは、やはり私は計数的には多いのではないのかなと思えますが、いかがですか。適正なそういう有収率の目安というのが、

85 パーセントとか80 パーセント、95 パーセントとかというのが国あたりから示してあるならばお示しをしていただきたいと思います。

それで、やはり、じゃ、漏水対策をどうとったか、25 年度はどうとったのか。漏水に対する費用は前年度よりも増えているのか、年々増えているのか減ってるのか、その漏水対策の効果というものはどうなのか。何カ所くらい年間で漏水のために工事をしなくちゃならないのか、そこら辺の漏水対策についてお答えをしていただきたいと思います。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 お答えいたします。有収率につきましては町では70 パーセント程度ということで、全国平均で80 パーセントでございます。

漏水対策につきましては、本年度は漏水が18カ所ございました。漏水につきましては、本管の漏水とあと各家庭に行っております給水管の漏水ということで二通りございますが、町では本管につきましては今年度、26 年度に本管の入れ替えにつきまして計画を今年立てまして、それにつきまして計画にのっとり来年度から本管の整備を行っていきたいというふうに考えております。

あと漏水につきましては、漏水調査を行いまして、音調といいまして各本管の上を歩きまして、どこが漏水しているのかという調査を上水区域で行っておって、そのほか道路のパトロールによりまして、道路上に水が出ているというようなことで漏水の発見に努めているというようなことでございます。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 漏水調査につきましては、平成24 年度に49 万円、平成25 年度に70 万円で漏水調査の委託をしております。

○議長 14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 努力をしていただいていることはわかるわけですが、24 年度で49 万、25 年度で70 万、前年度よりも漏水対策をほどこしても有収率が下がったとこういうわけです。それは全く基本的な管が古いということと理解をしいのかどうか。

それから今26 年度に計画を立てるとおっしゃったので計画ができたならば議会にも示していただきたいと思います。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 漏水調査につきましては25 年度70 万ということで24 年度より30 万程度余計に調査費を使っているわけなんです、議員おただしのように管が古くなったということもございまして、なかなか漏水箇所が複雑で発見できなかったというようなこともございまして漏水の量が増えているというようなことでございます。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第14号、平成25年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定

についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 14 号、平成 25 年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算については、認定することに決定しました。

日程第 9、議案第 15 号、平成 25 年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 15 号、平成 25 年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号、平成 25 年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

農業集落排水に関しまして、あとから報告する旨の申出がありましたので発言を許します。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 農業集落排水事業の接続の戸数についてのご質問にお答えいたします。

小島地区が 225 戸でプラスマイナスゼロでございます。森野地区が 143 戸でプラス 1 戸です。宝川地区が 35 戸でプラマイゼロでございます。白坂地区が 31 でこれもプラマイゼロでございます。笹川地区が 75 戸でプラス 2 です。野尻地区が 189 戸でプラス 1 となっております。

○議長 暫時休議します。(11時16分)

○議長 再開します。(13時00分)

日程第 10、議案第 16 号、平成 26 年度西会津町一般会計補正予算(第 5 次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第 16 号、平成 26 年度西会津町一般会計補正予算(第 5 次)の調製について、ご説明を申し上げます。

今次補正の主な内容であります、平成 25 年度決算の確定による繰越金の増と普通地方

交付税及び臨時財政対策債の額の決定に伴う増減、また7月豪雨災害に伴う農林水産施設災害復旧費や小学校新築整備工事費などを追加計上したほか、新規事業として商店街街路灯LED化事業補助金や国の経済対策として創設されたがんばる地域交付金などを新たに計上するものであります。

これら歳入歳出の調整を行った結果、1億3,847万4千円の剰余金が生じたので、全額財政調整基金に積み立てることといたしました。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成26年度西会津町の一般会計補正予算（第5次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,847万4千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億4,409万9千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条、地方債の補正は、第2表地方債補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。8ページをご覧いただきたいと思います。

まず歳入であります。9款地方交付税、1項1目地方交付税1億7,538万2千円あります。これは、本年度の補正係数が当初予算で見込んでいた積算より伸びたこと、また本年度新たな項目として地域の元気創造事業費が創設されたことなどによるものであります。なお、平成25年度の交付決定額と比較いたしますと、4,276万8千円、率にして1.6パーセントの減となったところであります。

次に、11款分担金及び負担金、1項2目災害復旧費分担金434万3千円ありますが、農地農業用施設災害復旧事業にかかる受益者の分担金であります。

次に、13款国庫支出金、2項3目農林水産業費国庫補助金610万2千円の減ですが、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金につきましては、平成25年度国の補正予算事業で採択されたことにより、本年度予算から減額するものであります。

5目教育費国庫補助金939万8千円ありますが、小学校新築事業に伴う学校施設環境改善交付金の追加であります。

6目総務費国庫補助金633万9千円ありますが、国の経済対策として新たにがんばる地域交付金が創設されたことによる新規計上であります。

次に、14款県支出金、1項1目民生費県負担金392万7千円は、国民健康保険税の本算定に伴う保険基盤安定負担金の増であります。

2項1目総務費県補助金132万6千円の減ですが、電源立地地域対策交付金の決定によるものであります。

5目農林水産業費県補助金115万2千円ありますが、新規就農者確保事業や営農再開支援事業等、各種事業の調整によるものであります。

9目災害復旧費県補助金5,055万円ありますが、7月に発生いたしました豪雨災害による農地農業用施設及び林道施設の本復旧にかかる補助金であります。

次に、15 財産収入、2 項 2 目物品売払収入 278 万 2 千円は、町公用車 2 台の売却収入であります。

次に、18 款繰越金、1 項 1 目繰越金 9,035 万 8 千円であります。これは、平成 25 年度分の純繰越金であります。当初予算で 6 千万円を計上しておりますので、その差額分を増額するものであります。

次に、19 款諸収入、5 項 4 目雑入 93 万 2 千円ありますが、消防団員安全装備品整備にかかる助成金などであります。

次に、20 款町債につきましては、それぞれ事業費の決定等に伴い額の調整を行なうものでありますが、4 目臨時財政対策債 6,220 万円の減は、決定によるものであります。

次に、12 ページをご覧くださいと思います。

歳出であります。2 款総務費、1 項 5 目財産管理費 1 億 5,052 万 6 千円ありますが、老朽施設解体撤去工事 600 万円につきましては旧徳沢分校の解体であります。この他、財政調整基金への積立金 1 億 3,847 万 4 千円の計上などあります。この結果、財政調整基金の補正後の積立残高でございますが 10 億 8,113 万 2 千円となる見込みであります。

次に、8 目自治振興費 300 万 1 千円ありますが、町制施行 60 周年記念式典に伴う祝賀会の経費と町内の防犯灯及び街路灯にかかるコミュニティ育成事業補助金であります。

10 目ふるさと振興費 319 万 1 千円ありますが、電気自動車用急速充電設備にかかる屋根設置のための修繕料などあります。

次に、3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費 600 万 1 千円ありますが、国民健康保険税の本算定に伴う保険基盤安定負担金にかかる繰出金の追加であります。

4 目障がい者福祉費 103 万円は、町授産場の施設改修にかかる補助金であります。

次に、14 ページをご覧ください。

4 款衛生費、1 項 2 目予防費 445 万円ありますが、高齢者肺炎球菌と水痘にかかる予防接種委託料であります。

5 目母子保健費 122 万 6 千円は、養育医療事業にかかる平成 25 年度国庫負担金の精算に伴う返還金であります。

次に、6 款農林水産業費、1 項 3 目農林振興費 1,188 万 2 千円の減ですが、農山漁村活性化プロジェクト支援事業にかかる実施設計委託料 1,220 万 4 千円につきましては、歳入同様、平成 25 年度国の補正予算事業で採択されたことにより本年度予算から減額するものであります。この他、園芸ハウス整備工事は事業費の決定による減、一方、青年就農給付金事業と加工開発活動支援事業につきましては、実施希望者が出てまいりましたことから追加であります。

5 目農地費 101 万円は、全額農地・水保全管理支払交付金事業実施に伴う事務費の調整であります。2 項林業費につきましては、林道開設工事などの事業費組替えであります。

7 款商工費、1 項 2 目商工振興費 504 万 9 千円は、町商工会が事業主体で実施する野沢中央通りの街路灯 LED 化事業にかかる補助金であります。

3 目観光費 421 万 6 千円ありますが、7 月の豪雨により洗掘されました飯豊山及び鏡山に係る登山道の修繕料などあります。

次に、8 款土木費、1 項 2 目道路維持費 400 万円ありますが、町道に係る修繕料であ

ります。

3目道路新設改良費 510 万円は、町道改良舗装工事にかかる工事費及び土地購入費等の追加であります。

2項1目河川総務費 330 万円は、奥川中町の排水路修繕にかかる事業費であります。

次に、18 ページをご覧いただきたいと思います。

9款消防費、1項2目非常備消防費 87 万円ではありますが、消防団員の防火衣等購入にかかる消耗品費であります。

4目防災費は事業費の組替えであります。本年 10 月 1 日に空き家等の適正管理に関する条例が施行されることに伴い、解体補助金 2 棟分を新規に計上するものであります。

次に、10 款教育費、1項2目事務局費 22 万 1 千円ではありますが、さゆり公園に設置しておりますブロンズ像の点検調査費であります。

2項3目学校建設費 2,756 万 4 千円は、現在新築中の西会津小学校整備にかかる工事費の追加等であります。

次に、20 ページをご覧いただきたいと思います。

11 款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費は、7月に発生いたしました豪雨災害による農地農業用施設及び林道施設の本復旧にかかる工事費であります。

次に、5 ページにお戻りをいただきたいと思います。

第2表、地方債補正・変更であります。辺地・過疎・災害復旧の各事業費の調整と、臨時財政対策債については額の決定に伴い、それぞれ変更するものであります。起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

8 番、多賀剛君。

○多賀剛 それでは何点かお尋ねをさせていただきます。

まず、歳入のほうで 9 ページの 13 款国庫支出金、6 目の総務費国庫補助、がんばる地域交付金についてでありますけれども、これ 8 月の新聞報道によりますと、県内 41 の市町村に交付されております。

そんな中で会津地域の交付額を見ますと、三島町が交付されていないようですが、ほとんどの地域が交付されております。中でも金額 633 万 9 千円というのは一番低い金額でありました。これ、公共工事等に使えるお金、なかなか使い勝手の悪そうな内容書いてありましたけれども、この金額、なぜこのような金額になったのかお教えいただきたいと思ます。

それと、10 ページの 15 款財産収入、2 目の物品売払収入、これ、町民バス、消防ポンプ自動車の売却代金だということでもありますけれども、今回、前回からか広範囲に売却に関する入札を周知して募ってやったというようなことは聞いておりますけれども、これは成果として予想以上の価格で売却できたものなのか。いわゆる帳簿価格、残存価格と比較してどのような価格になっているのかその点をお尋ねいたします。

次、歳出に移りまして 12 ページの 2 款総務費、8 目自治振興費、ご説明の中で町制 60

周年記念の祝賀会、あるいは記念品に補正を組んだということではありますが、今年も年度当初から町制 60 周年の節目の年であるというようなことで議案第 1 号にも出ましたいわゆる町民憲章の制定なども当初からかかっていた。

これ、補正で祝賀会をやるようになった経緯を教えてください。当初でこれ計上していなかったのはやるつもりはなかったのかなと私判断しましたが、これは決してやるのを悪いことだとは思いませんが、記念品を作って祝賀会をやるようになった経緯を知りたいということです。

それと、19 ページの 9 款消防費の中でご説明のあった空き家等の適正管理解体補助金 100 万円計上されておりますが、これは 10 月 1 日から 6 月の議会で制定した空き家等の適正管理に関する条例が施行されるわけですが、これ 2 棟分の解体費用を見込んだということではありますが、これはもう既に相談等があって 2 棟分は喫緊に処理しなければならない、解体しなければならない事案があつての 2 棟なのか、この 2 棟分 100 万円の根拠を教えてくださいということでもあります。以上です。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 それでは私のほうからは 3 点ほどお答えを申し上げたいと思います。

まず第 1 点目の歳入のがんばる地域交付金でございますけれども、これはご承知のように平成 25 年度の国の第 1 号補正予算、その事業でございますが、これにつきましては、今回交付される金額については、この国の第 1 号補正予算に採択された事業のいわゆる地方負担分ということになります。

その積算でありますけれども、その地方負担額に対しましていわゆる今回は財政力、それから国という行革努力に応じた加算率ということでありまして、最大この対象事業費に対しまして 4 割ということになります。

今回、本町におきましては三つの事業が国の補正予算に採択をされました。総額で 1,694 万 8 千円でございますけれども、そこに今ほど申し上げました財政力といわゆる行革の努力に応じた加算ということでありまして、最大 40 パーセントでございますけれども、本町は 37.4 パーセントということでございます。

ほかの市町村との比較でございますが、一概に多い少ないというのはちょっと申し上げることもできませんけれども、中には想定以上に、想定といたしますか、われわれ思った以上に交付されているようなところもありますし、あるいは全く交付されていないようなところもありますので、本町においてはこれまでも国の補正予算ができた場合については極力それに採択できるように手を挙げてきたということでご理解をいただきたいと思えます。

それから、2 点目の財産収入、公用車の売払いでございますけれども、先ほど申し上げましたように公用車、町民バス、それから消防車ということで売却をいたしました。正直に言って、われわれが想定した以上の金額であったというふうに考えております。

それから 3 点目の 60 周年の記念事業でございますけれども、こちらにつきましては当初予算の中でも 170 万ほど計上させていただきまして、式典、それから記念誌の策定とか、そういったところで予算を計上させていただいておりました。

今次の補正におきまして、祝賀会の経費、それから記念品ということで考えております

けれども、これにつきましては当初予算の中でも昼食会ですね。祝賀会までにはいかない昼食会程度の想定はしておりましたけれども、他の市町村等の状況を鑑みまして今次祝賀会の経費を計上させていただいたということですのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 9款1項4目防災費の中の空き家等適正管理解体補助金についてのご質問にお答えをいたします。本年10月より空き家等の適正管理に関する条例が施行ということでありまして、今年度3月までにこういった解体補助金の該当するケースがあった場合に備えて2棟分を計上させていただいたところでありまして。

なお、今現在、該当するようなものはあるのかというご質問ですが、それはございません。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 まずこのがんばる地域交付金、中身はわかりました。私金額だけ見ると会津地域で最低の金額だったものですから、がんばる地域の交付金というネーミングからして、なんだかがんばっていないのかな、うちの町は。そんな印象も捉えがちであります。その辺今総務課長から話があったように、いわゆる行革に対する評価もこれは入っているというようなことでありましたので、お尋ねしたわけでありまして。けしてがんばっていない地域であるとは思いませんけれども、そういう誤解を招かないような形でよく周知していただきたいと思っております。

それとあと、空き家条例の部分ですね、それ具体的なケースは今ないということでありまして、実際10月1日からこの条例が施行されて、実際町民の方がどのような手続をしてやればいいのか。あるいは行政が権利者、あるいは指導監督にいたる手続はどのようにしてくれるのか。そういうのが全くわからないような状況であります。

ですから最低限自治区長さんには施行されたらすぐにどういう手続で、権利者にはどのような形で行政がかかわっていただけるのか、やり方ですね、指導監督にいたるまでのやり方等は、それは周知すべきと思いますが、その点をお尋ねします。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 がんばる地域交付金の関係についてお答えをしたいと思います。議員おただしのようにこのネーミングががんばる地域というようなことで、金額が少ないからがんばっていないのかというような誤解があるかと思っておりますけれども、決してそういうことはございません。先ほど申し上げましたように、国の平成25年度1号補正予算の、その対象となる事業がなかったということで、あってもその裏負担が今回はそんなに大きくなかったということでありまして、その対象事業費が少ないがために今回の交付金額は少なかったということでありまして。

それから行革の努力に関してということでありまして、それは二つほど要素がございます。一つは昨年の職員給料のいわゆる削減措置でございます。それにつきましてはご承知のように本町については8月1日から2月いっぱい、職員並びに三役、それから議会議員、そして職員ということで5.57パーセント削減をさせていただきました。その努力はきちんと評価されております。

それからもう一つは職員数の削減であります。これもご承知のように本町にとっては国が掲げた目標数値によりも上回る職員数の削減をしておりますので、そういった部分の行革努力はきちんと反映されているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 空き家条例の周知等についてのご質問にお答えをいたします。

まず、本年10月1日から施行されます空き家等の適正管理に関する条例及び快適環境づくり条例も同じく10月1日から施行でございますけれども、それらについて条例の内容等をわかりやすく説明できる資料を作りまして、今週全戸に配布するというところでございます。なお、空き家条例につきましては、住所のない方、町外にお住まいで本町に空き家のある方についても同じものを送付する考えでございます。

なお、自治区長さん等につきましては、まず、町としましては、空き家の状況把握をまずしなくてはいけないということで、今後早急に各自治区長さんに照会を出しながら、あとは今回補正でも上がってございますけれども、ある程度建物に詳しい専門家の方をお願いしまして、空き家の実態調査を進めてまいりたいと考えております。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 わかりました。私1点、再質問するの忘れてました。物品売払収入の件なんですけど、想定よりも高く売却できたということでそれは大変よかったですけど、ほかの自治体なんかだと今はインターネットの公官庁のオークションというのが結構私も見るんですけども、成果を出してるというような話があります。

本町ではそういうことは、これから例えば差し押さえ等も考えられるものですから、公官庁のオークション等はやるおつもりはないのかどうか、その点1点だけお尋ねします。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 物品の売払の関係につきまして再度お答えしたいと思います。先ほど申し上げましたように、今回公用車の売却ということで、これはかなり老朽化が進んだ車でありますので、更新に伴ってその処分ということで、この処分の仕方によりましてはインターネットで町のホームページに載せて、それを実際に見ていただいた方が応募してきたということでございます。

議員から今おただしありましたように、これからネットオークションでやる考えはないかということでありますが、町のこういった更新に伴って処分するようなものにつきましては、今のところは町のホームページ等に掲載しまして、広く皆さんが応募できるような環境は整えていきたい。

差し押さえの関係がありますけれども、そちらについては確かにほかの市町村でそういった差し押さえの品物についてネットオークションで処分をしてそれを税収にかえるというようなやり方もしておりますけれども、本町の部分につきましては今後検討課題ということでご理解をいただきたいと思います。

○議長 ほかに。

14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 まず歳入のほうからお尋ねをしますが、地方交付税でありますけど、だいたい4,300万近くマイナスということでありますが、しかし、今後入る見込み等もあると思

っていますが、今後地方交付税で入る見込みはどの程度と認識しておられるか。

それから臨時財政対策債ですが、これも6,220万ほどのマイナスですが、確定ということですが、ここら辺をもっと詳しく説明をしていただきたいと思います。

それから歳入歳出にまたがるわけでありますが、いわゆるA区画の関係で国庫支出金、あるいは農業振興費でマイナスです。これは補正予算で計上してあったと。それを当初予算でも計上したので今回落とすということでありますが、なぜこういうことになったのかであります。

それから、報償費も出ましたが、提案理由の説明では今次予算を計上したというおっしゃり方でありましたが、正確には増額計上しました。当初予算より増額するんだから、今初めて予算を計上するわけじゃないです、これ。説明というものは現況がきちっとわかるように提案理由の中でも増額変更だと、私は言うべきだったと思います。

それはそれとして、町のこういう祝賀会ですが、町単独での落成なんていう場合は内輪でございますから、派手に、派手という言葉おかしいですが、やらなくても年1回区長さんたちの集まりで落成お祝いすればいいなと思っていますが、ただ、今回は対外的ですから、対外的なことはやはりいわゆる人並みといいますか、ほかの自治体並みにやっていくというのは、私は当然だと思います。

50周年では財政が厳しくてなかなかできなかったわけですが、今回するというのはいいことだなと。国県の議員の方々だとか、おつきあいある町村長、議長に来てもらって、祝賀会ですから、その中でいろんな情報交換することに意義があるなと思っていますので、こういう点ではきちっと10年ごとの祝賀会は当初から予算を計上すべきではなかったのかなというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

それから、土木で土地購入費で63万6千円、住宅管理ですか、これがどういう必要があってどういうふうになるのかなと。これももっとわかりやすく説明していただきたい。

それから修繕料であります、6款、8款農業振興費ですか、農林水産業費ですか、あと土木費のこの修繕料はいわゆる修繕であって改良工事ではないのか。この、今回、修繕したところ、改良工事必要になるのか、あるいは今後7月の末ぐらいで改良工事をしなくちゃならないところはあるのかなのか、ということであります。

それから保育所で、民生費であります。保育所の謝礼で35万出ています。保育施設新築基本設計業者審査謝礼、提案謝礼、今ね、盛んにどういう保育所を建てるべきか、どういう保育所にすべきか。こういうことで子ども子育てですか、あるいは審議会でやってると思うんですよ。それをなぜここでこういうお願いを、審査謝礼をしなくちゃならないのか。

そうするともう町では保育所の基本的な計画というのはもうできてんですか、これ。できていなければ、こういう審査等はできないのではないかな。今議会でも盛んに話し合いをしていまして、これから町にいろんな提案をしていかなくちゃならないが、その中にはいわゆる障害のある児童も保育していただきたい。あるいは病気になった場合の対応、医師がだめならば看護師、あるいは保健師、そういうような話があって、これはやはりそういう要望に応じていくなれば、建物等に当然、私は影響してくるのではないのかなと。

今なぜこの時点でこういうふうになったのか。予算が決めても年度内でやればいわけですから何も急いで今基本設計を求めなくてもいいわけでありますが、今ここでなぜこれ

が出てきたという関係では私は釈然としないわけです。

やっぱり、今一生懸命議論している人たちに対して、私は失礼にあたるんじゃないかなという気もしてます。そこら辺をお答えください。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 まず、1点目の交付税の関係についてお答えをしたいと思います。

交付税、ご承知のとおり普通交付税と特別交付税ございますけれども、普通交付税につきましては今回の額の決定で、一応最終決定ということではありますが、ここ最近、国のほうで補正予算を組みまして、いわゆる普通交付税が全国的に計算をしまして、最終調整で調整率が若干かかります。

その分が次の補正予算で復活するというようなケースがここ2、3年続いておりますので、本年度それがどうかはまだわかりませんが、現時点では決定額ということでございます。

それから特別交付税でありますけれども、特別交付税は当初予算で1億9千万ほど計上をさせていただいております。例年でありますと3億から4億くらい、最終決定ベースでいただいておりますけれども、これもご承知のように豪雨災ですとか、あるいは豪雪、こういった災害の発生状況によって大きくその交付額が変わってまいります。そういうことから申し上げますと、今後特別交付税では1億から1億5千万くらいは何とか見込めるのかなというふうには考えております。

それから、臨時財政対策債でありますけれども、今回6,220万の減額ということでございます。これも臨時財政対策債の性格につきましてはご承知のとおり普通交付税の算定にあたりまして国が財源不足を来している。その不足分を国と地方が半分ずつ負担しあうということでございます。

この地方が負担した2分の1の分については、後年度普通交付税に全額算入されてくるわけでありますけれども、今回普通交付税の減額が当初の地財計画等では1.3パーセントの減ということで示されておりました。ただ、普通交付税、計算した結果、当初予算より交付割れをいたしますと、これは国県からもある程度の指導が入ってまいりますので、そういった部分である程度の留保をさせていただいている。いわゆる普通交付税から臨時財政対策債のほうに少し寄せさせていただいているということがありますので、今回最終的に計算した結果、このような形になったということでご理解をいただきたいと思っております。

それから60周年の関係でございますが、提案理由の中で計上の表現が適切でなかったということであればこの分については今後適切な表現にさせていただきたいということだと思います。

それからなぜ祝賀会の経費が当初予算に計上してなかったのかということでございます。ご承知のように55年、50年と、これまでも5年節目でこういった町制施行の記念式典をやってまいりました。5年前、10年前につきましては当時の財政状況等を鑑みましてなかなか祝賀会等の開催もままならないということがございましたので、今回の60周年につきましては5年前、10年前をある程度参考にしながら当初予算に計上させていただきました。

その後、議員からもおただしがありましたように、対外的なことを考えたときに、きちんと祝賀会等も開催して、国県、あるいは周辺市町村との連携を強化していきたいとい

うことがございますので、今次計上させていただいたということでご理解をいただきたいと思えます。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 それでは商業団地A区画の、商業活性化施設についてのご質問にお答えしたいと思います。

今次の補正で歳入のほうで600万ほど減額、さらに歳出のほうで、農業振興費のほうで1,200万ほど減額となっているわけがございますけれども、これにつきましては、今現在、農林水産省の補助事業を受けまして実施設計を進めているところでありまして、当初は、昨年度、平成26年度事業で実施しようというようなことで国とヒアリングを行っていきまして、国のほうでも当初は平成26年度の事業で大丈夫だろうというような、そういったお話でしたので、平成26年度の予算に計上させていただいたわけでありまして。

それが2月になりまして、国のほうから平成25年度の補正予算が充当できるというようなお話がありまして、それを受けまして早期に完成を目指して平成25年度の補正予算を受けることで作業を進めまして、2月に国の補正予算採択を受け、そして3月の議会で補正予算を、平成25年度の補正予算、そして繰越事業というようなことで現在作業を進めているというようなことでございます。

したがって、当初平成26年度当初に上げてた予算を今回減額させていただくというようなことでございます。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 まず、住宅管理費の中の土地購入費についてのご質問にお答えいたします。これにつきましては、下小屋住宅で一部駐車場で使っている箇所なんですけど、それを借地しておりました。借地していた方から今度お譲り願えるというようなことで話が決まりましたので、土地購入費として今回計上させていただくということでございます。

あと8款の土木費につきましては修繕料でございますが、道路橋梁費の修繕料につきましては、町道につきまして一部路面の変状があるところの道路修繕と、あと側溝の修繕工事、あと路面が穴があいたりしている箇所につきまして今後予想されるというようなことでパッチングの修繕料の追加でございます。

あと河川費につきましては、今回災害が起きました中町地区の河川の459号を横断しておりますのみくち部分の修繕工事でございます。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 保育所関係のご質問にお答えをいたします。今回、保育所施設新築設備の審査謝礼、それから提案謝礼ということで今回報償費35万ほど計上させていただきました。これにつきましては、まず当初予算におきまして基本設計ということで1千万円、その設計料を計上しております。基本設計につきまして、プロポーザルで実施したいというようなことで考えておきまして、今回計上させていただきましたのはそのプロポーザルにかかる審査の謝礼と提案者への謝礼ということでございます。

当然、現在、保育施設等は保育施設整備等審議会に審議をさせていただいておりますので、当然その中で基本方針、あるいは方向性などをこれから審議させていただくわけですが、その審議でそういう基本方針、基本方向が決定すれば直ちにプロポーザルを実施でき

るようにということで今回その謝礼を計上させていただいたところでございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 臨時財政対策債、起債ですからこれが少なくなるということは、なんぼ全額国で持つといっても係数等で減るわけですから、財政的にはいいのかなど。6千余を減らしても町の仕事はきちっとやってるということでありますから、わかりました。

いわゆるA区画ですね、A区画、2月で補正予算、25年度の補正予算でやってもいいですよということで上げた。その段階で26年度の予算担当の課として申請をしていたならば、これは取り下げなくちゃならなかったでしょう、当初予算、25年度で予算化したわけですから。この25年度の補正予算と26年度当初予算の差がどの程度あるのかわかりませんが、違うんですか、これ。二重に計上したから今回マイナスつくということでしょう。なぜそういう二重に計上してしまったのかと。

2月で補正予算組んだんだから3月の提案で1カ月から余裕あるんだから、私はその段階で当初予算に請求したのは落としてよかったのではないのかなということでもあります。

保育所に関してはわかりました。町の基本的な考えを述べなければコンペに参加する人たちだってできないわけですから、それは十二分審議会、保護者、あるいは議会の意見を聞いてやっていってほしいなど。その考えがあるかないか、さらに確認しておきたいと思います。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 地域活性化の事業の予算の仕組みと申しますか、26年度当初予算、それから25年の補正予算ということでもありますので私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

この事業につきましては、まず当初予算の編成の段階で、この事業、先に計上させていただきました。その後、当初予算が固まった時点で国のほうの補正予算の採択の関係が出てまいりまして、で、この事業が国の補正予算に採択されるということが決定いたしました。その段階で、3月の補正予算のほうに計上させていただきまして、そのまま繰越明許費を設定させていただいたということでございます。

その際にも若干申し上げさせていただいたかと思えますけれども、当初予算の予算書がもうできあがった段階の中で補正予算をあとからまた調製したということで、これにつきましては新年度入った段階で当初予算の分については減額をさせていただくその作業をさせていただきたいということでお話したかと思えます。

そういったところで、ちょっと同時並行で進んだ部分がありましたので、今回このような処理をさせていただきたいということでご提案をさせていただいたところであります。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 保育所の基本設計の部分でございますが、当然基本設計をプロポーザルとして実施する際には、町としての建設にかかる基本方針ですとか、施設にかかる基本方針、方向性などを示して基本設計、プロポーザルを募集することになりますので、当然その基本方針につきましては、現在の審議会、それから保護者の皆さん、議会の皆様のご意見を入れた形での基本方針をこれから決めるわけですので、その決まったものを基本にプロポーザルにかけていきたいというふうに考えております。

○議長 14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 同じ予算を2回予算に計上したということはやっぱりそれは好ましくはないわけですが、ただ、物理的に間に合わなかったとするならばそれは認めてあげなくちゃならないわけですが、ただ、私の考えとすれば、2月にわかって補正予算に計上すると。その時点で当初予算にも計上するとしてたからお尋ねしたわけですが、そのころ26年当初予算も印刷といたしますか、そういう段階に入っていたから物理的に困難なのかなという理解をしたわけですが、この件に関しては私の今言った物理的に困難であったということで本当に理解していいですか。本当にですか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 今議員がおただしのように、今回のこの予算につきましては物理的に調整がつかなかったということでございますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第16号、平成26年度西会津町一般会計補正予算(第5次)を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号、平成26年度西会津町一般会計補正予算(第5次)は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。(13時54分)

平成26年第5回西会津町議会定例会会議録

平成26年9月17日(水)

開 会 10時00分

出席議員

1番	小柴敬	6番	猪俣常三	11番	清野佐一
2番	三留正義	7番	鈴木満子	12番	五十嵐忠比古
3番	長谷川義雄	8番	多賀剛	13番	武藤道廣
4番	渡部憲	9番	青木照夫	14番	長谷沼清吉
5番	伊藤一男	10番	荒海清隆		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	伊藤勝	建設水道課長	酒井誠明
総務課長	伊藤要一郎	会計管理者兼出納室長	会田秋広
企画情報課長	杉原徳夫	教育委員長	田崎敬修
町民税務課長	新田新也	教育長	新井田大
健康福祉課長	渡部英樹	教育課長	成田信幸
商工観光課長	大竹享	農業委員会長	佐藤忠正
農林振興課長	佐藤美恵子	農業委員会事務局長	佐藤美恵子

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高橋謙一	議会事務局主査	薄清久
--------	------	---------	-----

第5回議会定例会議事日程（第13号）

平成26年9月17日 午前10時開議

開 議

- 日程第1 議案第17号 平成26年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）
- 日程第2 議案第18号 平成26年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第1次）
- 日程第3 議案第19号 西会津中学校天井等落下防止対策工事請負契約の締結について
- 日程第4 議案第20号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第5 陳情第3号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情
- 日程第6 陳情第4号 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める陳情書
- 日程第7 陳情第5号 2015年度地方財政確立に向けた陳情書
- 日程第8 意見書案第1号 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書
- 日程第9 意見書案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第10 常任委員会の管外行政調査実施申出について
- 日程第11 議員派遣について
- 日程第12 総務常任委員会の継続審査申出について
- 日程第13 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第14 議会広報特別委員会の継続審査申出について

日程第15 議会活性化特別委員会の継続審査申出について

日程第16 保育施設運営に係る調査特別委員会の継続審査申出について

閉 会

(全員協議会)

(議会活性化特別委員会小委員会)

(議会広報特別委員会)

○議長 おはようございます。平成 26 年第 5 回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、議案第 17 号、平成 26 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第 17 号、平成 26 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 次）についてご説明を申し上げます。

はじめに、本予算案の概要について申し上げます。事業勘定についてであります。今次の補正予算は 6 月議会定例会においてご議決をいただきました国保税率改正に基づき本算定を行ない、その所要額を計上し調製したものであります。なお、第 5 期国保財政 3 カ年計画に基づき、被保険者の保険税の負担軽減を図るため、当初予算において国保給付費支払準備基金から 2 千万円を繰り入れているところであります。さらに平成 26 年度決算剰余金から 2 千万円を減税財源として充当し、負担軽減を図ったところであります。

また、施設勘定につきましては、平成 25 年度繰越金が確定したことや、西会津診療所に設置しました訪問看護事業所の利用者の増加に伴う看護師の増員と訪問用自動車の購入費を計上し、それぞれ所要額を調整したものであります。

それでは、予算書をご覧いただきたいと思えます。

平成 26 年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,626 万 6 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 6,837 万 6 千円とする。診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,290 万 3 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 8,481 万 1 千円とする。2 項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第 1 表歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきたいと思えます。7 ページをご覧ください。事業勘定の歳入であります。国民健康保険税、1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税は 3,454 万 4 千円を減額するものであります。

医療給付費分と後期高齢者支援分、介護納付金分の現年課税分であり、税率の改正により本算定した結果、医療給付費の減、繰越金の減税財源充当、被保険者数の減少などにより当初予算と比較して減額補正となりました。2 目退職被保険者国民健康保険税は 267 万 7 千円の増額であります。

3 款国庫支出金、1 項 1 目療養給付費等負担金は 395 万 5 千円を減額するものです。現年分の療養給付費の一定割合分であります。2 目高額医療費共同事業負担金は 40 万 2 千円を減額するものです。

8 ページをご覧ください。2 項 1 目財政調整交付金は 1,370 万 7 千円の減額ですが、普通調整交付金で 823 万 7 千円の減、特別調整交付金 547 万円の減であります。

4 款療養給付費等交付金、1 項 1 目療養給付費等交付金 91 万 6 千円の増額は社会保険診療報酬支払基金からの退職被保険者にかかる療養給付費に対する交付金であります。

5 款前期高齢者交付金、1 項 1 目前期高齢者交付金 1,311 万円の増額は平成 26 年度概算額及び平成 26 年度概算交付金の精算等の確定によるものであります。

9 ページをご覧ください。6 款県支出金、2 項 1 目県財政調整交付金 1,220 万 3 千円の増額は県からの交付金で、共同事業交付金にかかる調整分の増額等であります。

7 款共同事業交付金、1 項 1 目高額医療費共同事業負担金は 200 万 6 千円の減額、2 目保険財政共同安定化事業交付金は 2,099 万 3 千円の減額ですが、国保連合会からの通知によるものであります。

9 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 600 万 1 千円の増額は本算定による保険基盤安定繰入金の増であります。

10 ページをご覧ください。10 款繰越金、1 項 2 目その他繰越金 5,408 万 2 千円の増額は平成 25 年度繰越金の確定であります。

11 款諸収入、3 項 1 目一般被保険者第三者交付金 196 万 7 千円の増額は交通事故にかかる賠償金の確定による増額であります。5 目雑入 127 万 1 千円の増額は国保基金積立返還金 125 万 6 千円の増であります。

11 ページをご覧ください。歳出であります。

2 款保険給付費、1 項 1 目一般被保険者療養給付費は 1,156 万 8 千円の減額であります。一般被保険者の医療費保険者負担金の減額ですが、平成 25 年度の一般被保険者の医療費が 1 人あたり月平均 1 万 8,790 円でありましたので、1 万 8,800 円と見込み、平均被保険者数の見込みであります 1,970 人をかけて算出したものであります。

12 ページをご覧ください。2 項 1 目一般被保険者高額療養費 240 万円の減は、高額療養費の減額によるものであります。

3 款後期高齢者支援金等、1 項 1 目後期高齢者支援金 28 万 8 千円の追加は後期高齢者医療制度への支援金の確定によるものであります。

13 ページをご覧ください。6 款介護納付金、1 項 1 目介護納付金 233 万 6 千円の減額は介護保険への納付金の確定によるものであります。

7 款共同事業拠出金、1 項 1 目高額医療費共同事業医療費拠出金は 161 万円の減額であります。2 目保険財政共同安定化事業拠出金 63 万 6 千円の増額は 30 万以上 80 万未満の高額医療費に対し交付されるもので国保連合会に拠出するものであります。

9 款基金積立金、1 項 1 目国保基金積立金 200 万 8 千円の追加は繰越金から積み立てるものであります。

14 ページ、10 款諸支出金、1 項 3 目償還金 3,099 万 8 千円の増額は国県支出金等精算返還金 2,699 万 9 千円及び社会保険診療報酬支払基金への精算返還金 399 万 9 千円を追加するものです。平成 25 年度の精算による返還金であります。

16 ページをご覧ください。診療施設勘定の歳入であります。

7 款繰越金、1 項 1 目繰越金 1,233 万 5 千円の増額は平成 25 年度の繰越金の計上であり

ます。

8 款諸収入、1 項 2 目グループホーム医療連携業務受託収入 56 万 8 千円の増額は、新たに開設しますグループホームしょうぶ園との医療連携による受託収入等であります。

17 ページをご覧ください。歳出であります。1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 335 万 8 千円の増額は、訪問看護事業所の利用者増加による臨時看護師賃金 113 万 7 千円や訪問用の自動車購入費 158 万 2 千円の増などです。

2 款医業費、1 項 1 目医療用機器機械器具費 97 万 5 千円の増額は、AED 等コルダ一心電計の購入費であります。

18 ページをご覧ください。5 款予備費、1 項 1 目予備費 857 万円の追加であります、歳入歳出予算の調整によるものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、本案につきましては去る 8 月 19 日開催の町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいているところであります。よろしくご審議をいただきまして原案のとおりご議決賜りますようお願いいたします。

○議長 これから質疑を行います。

14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 この機会ですから歳入で一つお尋ねしますが、県財政調整交付金で増額、共同安定化ではマイナスですが、これら何らかの相関関係といいますか、あるのかなのか。減額では県の連合会からの通知ということの説明ですが、その場合にはこうこういう理由で減額しますというようなことが添えられているのかどうか。

2 点目は、訪問看護は今度町が責任をもって診療所で行っているわけですが、6 カ月目に入りました。これで今、看護師を一人そのために増員するということですが、それだけ利用が予想よりも多いのかどうか。初めてですので、4 月から以降の利用状況等もここでお話いただければ皆さんに理解してもらえないかなと思いますので利用状況等もあわせてお答えしていただきたいと思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。まず共同事業安定化交付金の関係でございますが、これにつきましては国保連合会のほうから金額が提示されるわけでありまして、この基となる数字につきましては、県全体の医療費の動向、それから町の被保険者数ですとか、町の医療費の動向等によってなかなか複雑な計算がございまして、その計算式によって決定されてくるということございまして、なかなか口で説明するの、大変申し訳ありませんが、できませんので、その計算式によって国保連合会のほうから通知がされるということでご理解いただきたいと思います。

それから訪問看護事業所の 4 月からの利用状況についてでございますが、具体的な数字で申し上げますが、4 月につきましては、実人数で 34 人、件数で 74 件、それから 5 月が 37 人で 91 件、6 月が 42 人で 120 件、7 月が 42 人で 137 件ということで、6 月からは 100 件以上を越す件数になっておりまして、昨年訪問看護ステーション、にしあいつ福祉会でやっていた際につきましては月平均 87～8 名ということでございましたが、現在 120 名、130 名というような数字になってきておりますので、今までよりも利用者が多くなっているというような現況でございます。

(「答弁漏れ」の声あり)

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 交付金との相関関係ということでございますが、先ほど言いましたように拠出金につきましては県全体の医療費、あるいは町の被保険者数とかということで数字でなりますし、交付金につきましては、実際の西会津町の高額の状況ですとか、利用状況、そういったもので交付になります。

そのために差額出てまいりますが、その差額が多くなったような場合につきましては、県の財政調整基金等からの交付があるというようなことでございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 看護師1名新たに雇い入れるということです。その県に関して答弁はないわけですが、最初の見込みよりも利用件数が多くてもう1名増強しないと町民の皆さんの要望に応えられないのか、まず、予測以上に利用があつて皆さんに好評を得ているという証明にもなると思いますので、そこら辺を説明していただきたいということで質問したわけです。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 今、看護師の1名増員の理由でございますが、先ほど言いましたように件数が120件を超えた件数になったというのは当然想定よりも増えているというような部分でございます。

それから、現在、午前中2名体制で実施しておりますが、やはり朝から3名体制とか、そういった形でやっていかないとニーズに対応できないというようなこともございまして今回増員させていただいたということでございます。

○議長 ほかに。

4番、渡部憲君。

○渡部憲 8款のグループホーム連携業務委託収入とございますけれども、これはしなのきだと思ふんですけど、これから啓和会がやるしょうぶ苑に関してはこういう医療業務の連携はあるんでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 8款グループホーム医療連携業務委託収入についてお答えいたします。先ほど説明の中でもしょうぶ苑との委託契約ということで、今新しくできましたグループホームしょうぶ苑との委託契約でありまして、しなのきとの契約についてはこの受託収入ではなく、行った際1回いくらというような形での収入になってまいります。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 しょうぶ苑は入澤病院が主体となっておると思ふんですけど、それでもやはり入澤病院からのこういう医師の派遣とかそういうものはないんでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。グループホームにつきましては、24時間体制ということで見守っているわけですが、こちらのグループホームにつきましては、看護師が在中しておりませんので、その分西会津診療所のほうと委託契約を結んで西会津診療所のほうから緊急の際は訪問するというような契約を結んでいるというところでございま

す。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 入澤病院からの医療関係とか医師の派遣とか、そういうものはないんですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 入澤

病院の関連企業ではございますが、そういったものはないというふうに聞いております。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第17号、平成26年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号、平成26年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第18号、平成26年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第1次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第18号、平成26年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第1次)についてご説明いたします。今次の補正は平成25年度の繰越金が確定したことや前年の介護給付費の確定による国県等への返還する過年度分の償還金を計上し、補正予算として調製したものであります。

それでは予算書をご覧ください。

平成26年度西会津町の介護保険特別会計補正予算(第1次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,164万3千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,597万1千円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

主な内容につきましては事項別明細書により説明させていただきたいと思っております。4ページをご覧ください。歳入であります。

7款繰入金、1項2目地域支援事業繰入金1万2千円を増額は、自動車重量税の改正に

伴い必要な財源を一般会計から繰り入れるものであります。

8 款繰越金、1 項 1 目繰越金 2,163 万 1 千円の増額ですが、平成 25 年度からの繰越金であります。

次に 5 ページの歳出であります。3 款基金積立金、1 項 1 目介護給付費準備基金積立金は 953 万 1 千円を追加するものであります。平成 25 年度繰越金の中から精算による返還金等を除き、介護給付費準備基金へ積み立てるものであります。

6 款諸支出金、1 項 2 目償還金 1,210 万円を追加するものであります。これは平成 25 年度介護給付費給付額確定に伴う国県等への返還金であります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をいただきまして原案のとおりご議決を賜りますようお願いいたします。

○議長 これから質疑を行います。
(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。
これから議案第 18 号、平成 26 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 1 次）を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第 18 号、平成 26 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 1 次）は、原案のとおり可決されました。
日程第 3、議案第 19 号、西会津中学校天井等落下防止対策工事請負契約の締結についてを議題とします。
本案についての説明を求めます。
建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第 19 号、西会津中学校天井等落下防止対策工事請負契約の締結について説明させていただきます。

お手元に入札結果を配付してございますので、議案書と一緒にご覧ください。

議案の説明に入ります前に工事の概要等について説明させていただきます。

今回発注いたします工事は、東日本大震災により、吊り天井落下事故が多数発生したことを受けて、建築基準法施工令の改正により、6 メートル以上の高さにある 200 平方メートル超えの吊り天井で、天井材の単位重量が 1 平方メートルあたり 2 キロを超えるものについては天井脱落対策を講じなければならなくなったため、体育館 1,184 平方メートルと、多目的ホール 524 平方メートル、合計 1,708 平方メートルの天井の補強工事を実施するものであります。

本工事につきましては、建築一式工事であり、予定価格が 5 千万円を超えることから、

県に指名参加願いを提出している会津管内のAランクの業者の中から、本町に指名参加願いを提出しており、また、町発注の建築工事の実績のある業者を指名し、去る8月27日に入札会を執行しました。

入札の結果、最低の価格で入札した業者は、滝谷建設工業株式会社であり、その価格は7,260万円でありました。その入札額に消費税及び地方消費税相当額580万8千円を加えた合計額7,840万8千円を契約金として、8月28日付け、同社代表取締役、目黒通浩氏と工事請負仮契約を締結いたしました。なお、本工事の竣工期限は、平成27年3月16日です。

これをもちまして説明を終わりますが、工事予定価格が5千万円を超えることから、地方自治法第96条第5項並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

よろしくご審議くださいます、原案のとおりご議決賜りますようお願いいたします。

○議長　これから質疑を行います。

14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　これのお金ですが、予算編成のときに確か説明あったとは思いますが、改めてこの財源はどういうところから充当するのか、それを説明していただきたいと思いません。

○議長　教育課長、成田信幸君。

○教育課長　財源ですので教育課のほうからお答え申し上げたいと思います。

本事業につきましては、平成25年度の国の補正予算でできました国の補助事業でございます。補助率については3分の1、予算残については起債の対応ということで、いわゆる補正予算でございますので、補正予算債ということで充当について100パーセント、そのうち8割については交付税措置というようなものでございます。

○議長　14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　そうすると一般財源はひとつもこれには充当しなくてもいいということで理解をしいいわけですか。

○議長　教育課長、成田信幸君。

○教育課長　ただ今申し上げましたように、補助とあと起債だけでございます。

○議長　ほかに。

4番、渡部憲君。

○渡部憲　今課長の説明でわかりましたけれども、この事業についてまた補正予算なんていうことは絶対ないようにしていただきたい。

○議長　教育課長、成田信幸君。

○教育課長　ただいまの質問について、これは昨年度からの繰越事業ということで、この範囲内でやりますのでよろしくお願い致します。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 19 号、西会津中学校天井等落下防止対策工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 19 号、西会津中学校天井等落下防止対策工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

議案配付のため暫時休議します。(10時35分)

○議長 再開します。(10時36分)

日程第 4、議案第 20 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 議案第 20 号、教育委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

本年 10 月 14 日で任期満了となります教育委員会委員についてであります。その職務の重要性を十分に考慮し選考いたしました結果、新郷、原在住の五十嵐長孝さんを適格者として認め選任したいのでここにご提案申し上げる次第であります。

五十嵐さんについてご紹介申し上げますと、昭和 26 年 5 月、新郷、原の生まれで福島大学教育学部を卒業後、平成 51 年 4 月に福島県教職員として採用され、川俣町立小神小学校を振り出しに、山都町立山都第二小学校教頭、西会津町立尾野本小学校教頭、会津教育事務所生涯学習課社会教育主事を経て、平成 12 年 4 月には山都町立山都第三小学校校長に就任、その後会津教育事務所生涯学習課長、会津若松市立城南小学校校長、会津若松市立門田小学校校長を経て、平成 24 年 3 月、会津坂下町立坂下小学校校長を最後に県教職員を退職されました。

平成 25 年 4 月から 1 年間、原自治区長、また、現在は町防犯協会新郷支部長を務められており、温厚、誠実な人柄から地域の厚い信頼を得られている方であります。

以上、略歴等についてご説明申し上げましたが、その職務の重要性に鑑み、五十嵐長孝さんを教育委員会委員として選任したいので、何とぞ満場一致をもってご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 お諮りします。

本案については質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決しまして。

これから議案第 20 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 20 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

追加議事日程配付のため暫時休議します。(10時40分)

○議長 再開します。(10時43分)

追加議案として、町長から議案第 21 号、平成 26 年度西会津町一般会計補正予算(第 6 次)、議案第 22 号、西会津小学校新校舎建築主体工事請負契約の変更契約について、議案第 23 号、西会津小学校新校舎電気設備工事請負契約の変更契約について、議案第 24 号、西会津小学校新校舎機械設備工事請負契約の変更契約について、議案第 25 号、監査委員の選任につき同意を求めることについてが提出されました。

これを日程に追加し、提案理由の説明を追加日程第 1 とし、議案第 21 号を追加日程第 2、議案第 22 号を追加日程第 3、議案第 23 号を追加日程第 4、議案第 24 号を追加日程第 5、議案第 25 号を追加日程第 6 として日程の順序を変更し直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明及び議案第 21 号、平成 26 年度西会津町一般会計補正予算(第 6 次)、議案第 22 号、西会津小学校新校舎建築主体工事請負契約の変更契約について、議案第 23 号、西会津小学校新校舎電気設備工事請負契約の変更契約について、議案第 24 号、西会津小学校新校舎機械設備工事請負契約の変更契約について、議案第 25 号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを日程に追加し、追加日程第 1、第 2、第 3、第 4、第 5、第 6 として日程の順序を変更し直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第 1、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 追加日程第 2、議案第 21 号、平成 26 年度西会津町一般会計補正予算(第 6 次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。併せて西会津基本条例第 7 条の規定に基づく重要政策の審議等に関し、二酸化炭素排出抑制対策事業、西会津町木質燃料活用による地域活性化事業についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第 21 号、平成 26 年度西会津町一般会計補正予算(第 6 次)の調製についてご説明を申し上げます。今次補正の内容であります。本年 9 月 12 日付けで公益財団法人日本環境協会による二酸化炭素排出抑制対策事業の補助採択が決定したことから、本町における木質燃料活用による地域活性化事業を行うため、追加で補正予算をお願いするものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 26 年度西会津町の一般会計補正予算（第 6 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 942 万 4 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 68 億 1,383 万 3 千円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第 1 表歳入歳出予算補正による。

補正の内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。4 ページをご覧いただきたいと思います。

まず歳入であります。19 款諸収入、5 項 4 目雑入 942 万 4 千円あります。公益財団法人日本環境協会からの二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金であります。

次に歳出であります。2 款総務費、1 項 6 目企画費 942 万 4 千円あります。今次の補助事業につきましては、木質燃料活用のための検討委員会を組織し、そのための謝礼や先進地視察のための自動車借り上げ料、また、計画策定のための委託料を計上。このほか需用費では計画書印刷のための経費などを計上するものであります。

なお、本事業の詳細につきましては、西会津町議会基本条例第 7 条の規定に基づく重要施策としてこの後担当課長より説明を申し上げます。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 二酸化炭素排出抑制対策事業、西会津町木質燃料活用による地域活性化事業について説明をさせていただきます。

本年 7 月、公益財団法人日本環境協会の二酸化炭素排出抑制対策事業の本年度第 2 回目の公募がございました。本町としましても 1 件の計画策定事業を応募しましたところ、去る 9 月 12 日付けで採択の通知が入りました。

本事業につきましては、来年 2 月末までに事業を終えることが必要となっておりますことから、急遽補正予算を編成していただきました。今次採択になりました西会津町木質燃料活用による地域活性化事業の概要につきまして説明させていただきます。

お手元に説明資料を配付しておりますのでご覧をいただきたいと思います。

今次採択となった補助事業でございますが、ご覧のとおり二酸化炭素排出抑制対策事業といえます。本事業は、環境省所管の補助事業でありまして、公益財団法人日本環境協会が受託をして実施している事業でございます。

国は平成 10 年に地球環境対策の推進に関する法律を施行しましてさまざまな施策を講じながら温暖化対策の推進を図っております。この二酸化炭素排出抑制対策事業についてもその一環として実施されている事業でございます。地球温暖化対策地方公共団体実行計画の実現に向けて計画された CO₂ 削減のための計画づくりなどのソフト事業をはじめ、設備導入などのハード事業についても公募し、採択されれば補助対象となる事業でございます。

本町にあっても、新町役場等の公共施設での木質燃料ボイラー導入の計画があります。

とから、それらを睨み本事業の応募を行ったところでございます。

次に、採択事業の概要です。採択事業名でございますが、西会津町木質燃料活用による地域活性化事業でございます。採択いただいた事業費につきましては942万4千円であり、全額国から補助金として交付されます。

事業内容についてであります。西会津町木質エネルギー地産地消計画の策定をする計画でございます。ご承知のとおり本町は町の86パーセントが森林原野を占めており、豊富な森林資源を有しております。この森林資源を有効活用し、新たなエネルギーとして活用することについては、平成20年度に策定しました西会津町地域新エネルギービジョンにも盛り込まれるなど、これまでも何度も導入に向けての検討がなされてきた経緯がございましたが、生産施設整備費が高額であること、当時はまだ石油などの価格が安く、木質燃料については割高となるなどの要因から、これまで町として取り組みはなされてきませんでした。

ご承知のとおり、新西会津小学校にはバイオマスボイラーの導入を図りました。これを契機としまして、木質燃料生産についてももう一度原点に立ち回り本事業を活用しまして事業の有効性を再検証するというようなことで本事業を応募したところでございます。

次に、計画に盛り込む内容でございますが、まず、1点目は木質エネルギーの供給システムの検討でございます。燃料供給施設整備に向けての活用可能資源量の調査、燃料供給量の調査、最適システムの提案、イニシャルコスト、ランニングコストの試算などを計画しております。

2点目は公共施設への木質ボイラー導入の検討でございます。新町役場、道の駅販売力強化施設など最適機器の検討、冷房システムの導入の可否等について検討していくことにしております。

3点目は事業実施に伴う効果分析です。事業実施に伴う経済効果、それからCO₂削減効果などについての分析も実施していくことを考えております。

次に、実施の体制でございます。関係機関の皆さんに参加をいただきまして、検討委員会を立ち上げ、ご意見を賜りながら進めていく考えでございます。

計画書の取りまとめは専門のコンサルタントに委託をして進めたいと考えております。

以上で、西会津町木質燃料活用による地域活性化事業の説明を終わらせていただきます。

○議長　これから質疑を行います。

8番、多賀剛君。

○多賀剛　この補助が採択されたということは大変いいことでありますし、これからは大変こういう事業は必要なことだなという思いでおります。これから検討委員会をつくって対応なさるということですが、これはひとつ町長にお尋ねしたいんですが、町長自身ではいわゆる木質エネルギーに対する将来のビジョン、一般質問で言いましたが、どうせやるならばこの木質エネルギー、バイオマスと言ったら西会津町だと。冷暖房はもとより発電、給湯にいたるまであの町を参考にしなければいけない。そのぐらいの意気込みでやるべきだと思います。

昨日テレビ見てましたら、ネクスコ中日本、高速道路の会社ですけれども、今まで道路わきの草、何千万も処分料かかっていたのが、あそこは道路わきの草をペレット状にし

て冷暖房に使ったというようなことで年間2千数百万もの経費節減になっているというようなことでマスコミに取り上げられておりました。私は大変素晴らしいなと思って見たわけですが、そういう取り組みはこれからは、この町あまり目立ったものがないので、必要ではないのかなという思いでお尋ねします。いかがでしょうか。

○議長 町長。

○町長 西会津町のエネルギー対策という、先ほど課長も説明で申し上げておりましたが、かつて西会津町に関するエネルギー対策について検討した経過がございます。その中では水力、あるいは風力、太陽光、木質バイオマス、こういった観点から西会津町に本当に適するものはいったい何だろうかということで進めていった結果、水力もある程度可能ではないかということと、それからこのバイオマスを利活用した内容というようなことが可能性としてあげられてまいりました。

その後、計画で答申といたしますか、それで終わってきたわけでありましてけれども、今日、3年6カ月前のいわゆる原発事故以来、新たに新しいエネルギー産業ということについて注目を浴びてきたということでありまして、当然西会津町としてのこれからのエネルギー対策というのは、ただ電力の供給のみでいいのか。それよりも西会津町における新しいエネルギー産業というものもある程度考えていく時期にきているのではないかという観点には立っております。

そこで、議会でも視察をされた経緯がありますけれども、隣の阿賀町のペレット工場、拝見をさせていただきました。このペレット工場というのは震災後でありまして、その前に設置をされたということでありまして、今後、エネルギー源として石油に代わり得るものかどうかということなどいろいろ経費の問題等意見交換をさせていただいたわけでありまして、まだまだペレットにする段階においてはコスト的には若干高いというようなこともありました。

しかし、コストというものはある程度材料がそこにあればそれは今後の努力の中でコストを引き下げることができるだろうという判断に私も立ってきたわけですが、そのコストを下げるというのは何かというと、それをいかに多くの人に利活用していただくかということでそれがコストを下げる要因の一つだろうというふうに考えております。

西会津町における現在の検討内容というのはまだそこまでは至っておりませんが、今後、例えば森林組合とか、あるいはそれに関係する団体の皆さんとか、さらには西会津町全体の86パーセントのこの木材の、あるいは間伐材の利活用が図られるようなシステムを地域の中で構築できないものかどうかということで、例えば今回のようなこの西会津町木質燃料活性化対策事業の中でそういうことを打ち出してきていただければ、これは将来的にも非常に展望性のある内容ではないかなと、こう思っております。

西会津町として新しいエネルギー産業をつくり出す最も重要なところというのはまさに木材をいかに利活用するか。そこになるのかなというふうに思います。

これから、例えば将来展望、これを何々をつくる、あるいは以前この発電所まで計画した事業所がございましたけれども、これについて町として出資するのではなくて、この事業を立ち上げる段階の素材の段階でいろいろと企業の皆さんの相談を受けながら、私も直接東北電力等々に出向きながら何とか電線の接続などについて非常にネックであったので、

そういったところまで町としていろいろと相談にのってきた経緯もございます。

そういったことを含めながら今後十分西会津でき得るエネルギー産業というものについて取り組んでいくということについては私は今後、将来展望に立って行ってみたいというふうに思っています。

○議長　ほかに。

14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　この事業に取り組むきっかけと申しますか、これは町の職員、いわゆる企画調整課の発議と申しますか、発案と申しますか、それとも誰か提案者、仕掛け人がいてこの事業に取り組むようになったのか、そこら辺をお尋ねします。

今までも計画だけで終わっているんですね。計画だけで。やはりこれはそういう西会津の豊富な森林資源を生かした事業をやっていくんだという確固たる意思でこの事業を推進しようとしているのか、そこら辺もこの後2月で報告が出るということでもありますから、その後町としてはどう取り組むのかということについて、町長からお話ありましたが、担当課としてもどのような考えで臨むのか、それをお尋ねします。

○議長　企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長　お答えいたします。まず、今回、先ほど説明の中でも申し上げましたように、町で西会津小学校にバイオマスボイラー導入いたしました。この経過というのは先ほど町長もお話がありましたように、町の民間企業がバイオマスを利用した発電所をつくりたいというような話がございます、そこで燃料生産が行われるというようなことでもありまして、そういったものを活用することによってそういった事業の推進にもなるのかなというようなことでバイオマスボイラーというようなことで導入を検討したわけでありまして、当然燃料費も相当安くなるというようなこともございました。そういったことで導入を図ったということでありました。

その後、そういった発電事業はちょっとなくなってしまったわけでありまして、町にそういった燃料の消費先が一つできるということになったところでありまして、企画情報課として今後町の中でこういった活用、活用と申しますか、拡大ができるのかなということでも考えたわけでありまして、これからまずいろいろ当面整備を予定しています町役場、それから道の駅、そういった公共施設には積極的にバイオマスボイラーの導入を図っていくということでも考えたところでありまして、

その一つの根拠としましては燃料費が安くなるということがありますし、さらには役場庁舎なんかはまったく補助の対象にならないわけでありまして、バイオマスボイラー導入というのは国のほうで、今回の小学校もそうですが、2分の1とかというような補助事業がございます。そういったものを活用することによって、ボイラー導入も有利な形で導入ができるというようなことで考えたということでもありまして、まずは活用先と申しますか、消費先をどんどん町の中に設けていく、そういったことが最終的には生産施設の設置、そういったことにもつながってくるのかなということで、町としての方針をつくって政策調整会議に諮り、さらには町長に説明をして了解を得たところでありまして、

今回のこの事業の提案でございますが、町としてこんなことを考えているというようなことで一度ここに今年から大舟沢に移住をしてきました武樋さんという方がいらっしゃい

ます。その方につきましては大学の先生をやっておられたということでございまして、再生可能エネルギーに大変詳しい方でございます。一度町においでになりましたので、意見交換というような形で町でこんなことを考えているんだと。この豊富な山林資源を有効活用したいということを考えているということでお話をしましたら、こういった事業がありますよという形でこの事業の紹介をしてくださいました。

そんなことで一緒になりまして、計画書を策定しまして、今回応募してみたところでございます。その結果採択というような形になったということでもあります。

今後の推進の計画ということでもあります。今回、この計画づくりをするというのは今後どう町で進めていくかという一つの教科書になるのかなというふうに考えております。町としましてもこれから新たな施設についてはバイオマスのボイラー導入の方向でまずは検討していこうということを考えておりますし、さらには民間企業のボイラー導入、そういったものについてもこういった計画がありますと補助の対象にできるというようなことがございます。

そういったこと、さらには一般家庭での普及拡大、そういったことを図りながら、まず燃料消費先を確保して最終的には生産施設の整備というようなことにつなげていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 この事業に取り組むときにはやはり町であろうと民間でおやりになろうと、いわゆる採算が、分岐点があると思うんです。町の公共施設にそういうストーブを、それだけでやはりいわゆる生産コストを考えれば足りないのではないかと。特に暖房だけとなると期間限定になってしまうわけです。冷却も検討するということですから、そこら辺がポイントであろうし、燃料だけじゃなくて、企業としてやっていける、そこら辺もやはりよく検討していただいて、西会津に合った経営規模とか、事業内容とか、そこら辺までも検討して報告していただければ、次、町としても、われわれとしても取り組みやすいのではないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えします。今までこういった事業の一番ネックになっているというのは先ほども申し上げましたように、生産施設の整備費がかなり大きな事業費になるということだろうというふうに考えております。

あと、とにかく町長もおっしゃったように、こういった施設をつくって採算をとっていくためにはとにかくいかに売り先があるかということだと思います。それといかに安く、大量に生産すれば当然生産コスト、安くなっていきますので、燃料費も当然安くなる。安くなれば利用してくれる人も多いということになってくるのかなというふうに思います。すべて関連してくる部分だと思います。

今回の委託事業の中にはそういった生産施設整備にあたってどのくらいな施設整備のコストがかかるのか、さらにはその後の運営をしていくためにイニシャルコストのほかにランニングコスト、どのくらいかかっていって、どの程度で販売していけば採算とれるような形になるのかというようなどころまで深く突き詰めて計画をしていきたいというふうに考えているところでございまして、今後活かせるような報告書になるようにしていきたい

いというふうに考えております。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 町で木質、今やられるということで私も大賛成であります。ただその中で、今後、目的とする今環境省が交付税出すということでありますので、私は86パーセントの山林をもっともっと活用するにはいろんな用途があるのかなと思います。

その中で環境保全、という目的で国はもちろん地球温暖化防止とか、目先のいろんなことで対策をやっているんですが、私はまず環境保全、もう一つは緊急対策、このエネルギーということは石油関係なんかはいろんな面で途絶された場合には木質か、そういうバイオマスなんかは利用できると。

拡大的なそういう解釈をして、町として緊急対策のそういう一つの目標として、それから環境保全の目的として、話はあれですが、動植物の形態も荒れほうだい、山林が荒れほうだいの中で、生態が影響されているのかなということもありますので、やはり山林関係を整備するというのも大きな目標であれば、もっとバイオマス、また木質、いろんな面での利用、これから活用していただきたいと思いますが、その面に対してのお考えは、どうお考えですか、将来的な。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 町でこのバイオマスの活用というようなことで考えたそもそもの発端は、まず山林がほとんど活用されずに荒廃が進んでいる。それが結果として鳥獣害の被害であったりというようなことにつながっているのかなというふうに考えております。

それをいかに有効的に活用するのか、それから森林の荒廃をこういった事業を取り込むことによっていくらかでも解消できるのかなというような、そういったことも含めてこういったバイオマス利用というようなことの計画を立てているということでございます。ご理解いただきたいと思います。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 先ほど長谷沼議員が言われたとおり、また重複するような部分になりますけれども、本当にそれをやって費用対効果、将来にとってそれが果たして従業員を雇って雇用できるような企業になれるのか、やったのはいいけどあと終わった。それではしょうがない。

会津若松ありますよね、バイオマスのかい発電所。あれだって決して儲かっているわけじゃないんです。あれは売電を目的としてやってんですよね。あそこでペレット作っているわけじゃない。何でペレット作ってやらないかといいますと儲からない。儲からないんですよ、ペレット作ったって。

阿賀町に行ってペレット作ってこうやって儲かりますかといったら儲かりません。そうなんです。ですから、10分の10の補助事業かもしれないけど、これは慎重に本当に考えてやらないと、じゃ、ボイラーみな1個1個ペレットのボイラー町内でみんな使ってくれるかというところもいかないわけですよ。じゃ、もっと火力の強いダストセンターとか、みんなどこか行ってやってくれるのかといったら、そんなところ誰も使わない。

だから、課長、今後ね、早く言えば10分の10で補助で飛びつくのはいいけど、どこから来た偉い先生が言ったかもしれませんけど、よくよく検討して、本当にこの町にそうい

う事業が合っているのか、山さえあればそれみなやればいいじゃなくて、山というのはやっぱり広葉樹というのはやっぱり町にとっても人間にとっても必要なものですから、ただぶった切って裸山にしてしまえばいいというもんじゃない。

杉は杉、広葉樹は広葉樹の使い道がある。それを考えて本当に町に本当にこれは必要な事業なのかということをもう一度考えていただきたいと、こう思います。

○議長 4番、これは調査事業です。その辺踏まえて。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えします。こういった施設をつくって採算はとれるのかということでありまして、そういったものはもうじっくり検証してみましようということで、今回のソフト事業は取り組んでいきたいということでありまして、阿賀町の話も出ましたが、阿賀町も結構公共施設に暖房も冷房も取り入れながら活用先、いろいろどんどんつくっているわけですが、まだ道半ばということでございまして、採算性がとれないというのはそういったことに要因があるのかなというふうに考えております。

今回、いろいろ検討委員会を立ち上げて検討しようというふうには考えておりますが、その燃料生産だけにこだわらず、生産施設にあたっては、それこそキノコ生産組合あたりで今おが粉いっぱい使っています。そういったものをよそからわざわざ買っているわけでありまして、そういったものにも活用できないか。さらにはペレットだけじゃなくてチップなんかも生産しまして、チップのほうが当然燃料費的には安く上がります。そういったものも複合的に西会津町の生産施設はどういったものをやったら採算性がとれるのかというようなことも含めて検討してみたいというふうには考えているところであります。

あと、今灯油が消費税かける前 100 円ということで、108 円くらいしてます。ペレットにつきまして 45 円くらいで、キロあたりですね、導入できればだいたい今燃料費で比較しますと 20 パーセントくらい安く上がるんじゃないかと、ボイラーの燃料費がですね。

それから今西会津小学校のチップボイラーやるわけでありまして、チップのトンあたり 1 万 8 千円程度で買ってきて燃やしますと、約 50 パーセント、半分くらいで上がるんじゃないかというように、それだけ木の燃料のほうが、石油が上がってしまったので安いというような状況にあります。

今、実際に一般家庭で普及させるにはペレットストーブとかってちょっと高額なものですから、なかなか普及拡大につながっていないという部分がありますが、そういったものももっと価格安いものが提供できれば、一般家庭にも普及拡大につながってくるのかなというふうには考えておりますので、そういったことも総合的に考えて今後進めていく考えでありますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 21 号、平成 26 年度西会津町一般会計補正予算（第 6 次）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 21 号、平成 26 年度西会津町一般会計補正予算（第 6 次）は、原案のとおり可決されました。

追加日程第 3、議案第 22 号、西会津小学校新校舎建築主体工事請負契約の変更契約についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第 22 号、西会津小学校新校舎建築主体工事請負契約の変更契約についてご説明申し上げます。

はじめに、本工事につきましての変更事項についてご説明させていただきます。

東日本大震災により、吊り天井落下事故が多数発生したことから、建築基準法施行令が改正され、天井脱落対策の規制が強化されることとなりました。本工事は建築基準法施行令改正前に建築確認を受けており、建築基準法施行令の適用とはなりません。児童の安全・安心の確保と今後の手戻り工事が生じないよう、多目的ホールの吊り天井落下防止対策工事を追加する変更と、小学校建築に使用いたします木材を町民の方々からいただいた材料分について本工事から減額する変更であります。

工事請負契約の変更契約につきましては、先ほど申し上げました理由により変更設計書を調製いたしまして、去る 9 月 16 日付け、会津土建・武田土建特定建設工事共同企業体、代表者、会津土建株式会社取締役社長、菅家洋一氏と 1,184 万 8,680 円の増額による請負金額 10 億 5,731 万 280 円とする変更請負仮契約を締結いたしました。

なお、平成 27 年 1 月 30 日と定められております竣工期限には変更はございません。

これをもちまして説明を終わらせていただきますが、地方自治法第 95 条第 5 項、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いいたします。

○議長 これから質疑を行います。

8 番、多賀剛君。

○多賀剛 2 点ほどお尋ねします。今の小学校は改正前の建築基準を受けているけども、新たな改正に合わせて改修すると、追加するということですが、こういった例は県内にいくつかあるのかどうか。

それともう一つは、町民の方から杉材を提供された分、これ減額になっているといたしますが、だいたいどれぐらいの金額が減額になっているのか。町民から善意で受けた杉材の提供はいわゆる効果としてはどう捉えているのか、その 2 点をお尋ねします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 先日全員協議会の中で吊り天井の落下防止対策について取り組むということにつきまして説明をさせていただきました。今回、こういった制度改正がありまして町としてもどういう対応をとればいいのかということで県のほうにも問い合わせをしたと

いうことでお話をさせていただきました。

県内で、今そういった西会津町と同様に発注してしまってというようなところについてはそんなに数は多くないのですがありました。それで県のほうに問い合わせをしたわけですが、やはり同じように耐震補強のいらぬ軽量の天井に変更したと。そういったような回答をいただきました。そんな形でそれぞれの市町村で対応を検討しているというようなことであります。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 杉材のご質問にお答えいたします。本設計におきましては町民の方からいただいた杉材によりまして445万円程度の減額となります。これにつきましては、1・2階の廊下の腰板とか、あと階段等に使用しております、大変木の温もりがあるような校舎として大変いいような状況に仕上がると感じております。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今も杉材とかありましたが、これに関してお尋ねしますが、当初の計画では予算計上をどの程度しておったのか。それから立米なんぼこの利用と見込んでいたのか。で、445万も減額して当初の計画どおりにできるのかできないのか、そこら辺も説明してください。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えします。今回の地元産材活用につきましては、県の環境交付金を活用しまして、全額補助金をいただいて事業実施したわけですが、実際に最終的にかかった費用が628万1千円でございます。これ地元産材を1戸あたり3本から5本程度寄附してくださいというようなことでございまして、大変効率の悪い回収作業をさせていただきました。1カ所ずつじゃ、辺りの木に支障ないようにバックホーで抑えたり、それから伐採作業を行ってきたということで、逆に活用した材料がそれよりも安いという結果になってしまったところであります。

これ、森林組合さんをお願いをしたわけですが、見た目はこれは大丈夫だろうということで、悪いものは全部はじいたわけですが、実際製材をしてみますと、雷が入っていたり、それからとびぐされとかというような現象が出ていまして、今回活用したのが板材でございました。板に、12ミリの厚さに製材をしまして、乾燥してきちんと製品として活用できるように加工までして、鉋がけまでしてあとすぐ現場で使えるような形で提供していただくということになりましたので、加工費だとかそういったものを含めまして620万かかったわけですが、最終的には420万程度の材料にしかならなかったということでもあります。

当然そのほかにも木を使う部分がございますが、今回は腰板で使う全体の使用量までは至らなかったわけですが、渡り廊下の部分であったり、多目的ホールであったり、比較的皆さんの目にふれるような場所を中心にして地元産材を活用させていただいて、それ以外の部分は購入材で補って施工するという形で仕上げていきたいというふうを考えております。

○長谷沼清吉 そうすると、地元産の材料では445万減ったが、この減った分は町民の提供じゃない材木を使って当初計画したとおりの腰板等に全部実施したのか、できるのかと

いうことであります。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えします。今回環境交付金でいただいて行った上限が620万くらいな事業費でございましたので、全部、今回西会津小学校に使う全部内装材を地元産材でとろうというふうには考えていなかったわけでありまして、できるだけ目につくようなところについては地元産材を使ったという形で、これは地元産材でできた学校ですというような形でPRできるような事業の取り組みを進めてきたということでありまして、もともと全体の木張りでやるということについてはなんら変更はないわけでありまして、そのうちの420万円分は町で今回材料をそろえて、これを使ってくださいという形で業者にお届けすることによって金額の減少につながったということでございます。

○議長 ほかに。

4番、渡部憲君。

○渡部憲 一つだけ、生徒の机などに地元産材を使うとか木を使うというご意見はなかったんでしょうか。

○議長 これ、今建築請負のほうでやっているから、備品関係はまた別な機会にしてください。

ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第22号、西会津小学校新校舎建築主体工事請負契約の変更契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号、西会津小学校新校舎建築主体工事請負契約の変更契約については、原案のとおり可決されました。

追加日程第4、議案第23号、西会津小学校新校舎電気設備工事請負契約の変更契約についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第23号、西会津小学校新校舎電気設備工事請負契約の変更契約についてご説明申し上げます。

本工事につきましての変更事項につきましては、情報機器でありますパソコンの接続につきまして、ケーブル配線を使用した有線LANでの計画でありましたが、パソコンの増設や維持管理を考慮し、光ケーブルと無線LANとすることによる変更であります。

工事請負契約の変更契約につきましては、先ほど申し上げました理由により変更設計書を調製いたしまして、去る9月16日付け、会津・築田特定建設工事共同企業体代表者、株式会社会津電気、工事代表取締役、佐藤脩一氏と99万4,680円の増額による、請負金額1億345万9,080円とする変更請負仮契約を締結いたしました。なお、平成27年1月30日と定められております竣工期限には変更はありません。

これをもちまして、説明を終わらせていただきますが、地方自治法第95条第5項、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いいたします。

○議長　これから質疑を行います。

14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　今の契約変更の説明を聞いておりましたならば、落下防止対策の関連という説明がなかったわけですが、この電気関係ですか、これは落下防止対策ではない変更なんですか。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　今次的変更につきましては、落下防止対策でなく、パソコンの接続のケーブルの変更と無線LANのパソコンのつなぎ方による変更が変更理由でございます。

○議長　14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　今回のこの3件は全て私は落下防止の関係かなと理解をしていたわけですが、そうでないとすると、なぜ今のLANとか何かを変更しなくちゃならないのか、その理由を説明してください。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　パソコンの接続につきましては、当初線で結んでおりましたが、それにつきましては、線で一つずつ結びますと大変配線も複雑になるということと、あと、西会津中学校のサーバに結んであるのは有線で結んでおりましたが、それにつきましても光ケーブルを使うということで容量の大きいものにしたいというようなことでの変更でございます。

○議長　14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　だからなぜこういう結果になったのか。最初からこういう計画を立てられなかったのか。ポイントはそこなんです。

○議長　企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長　計画との違いの部分でございますので私のほうからお答えさせていただきます。

今、学校工事進めているわけでありましたが、建築現場担当の建設水道課の職員、さらには企画の職員、それから教育課の職員ということで3人3様に参加しまして、工程会議などでいろいろ意見調整するところでございます。

あとさらには備品にしましても、あと最終的な工事の中でいろいろ問題が生じた場合には学校にかけあたりしながら、教育委員会のほうを通じて学校にかけあたりしながら最終的にこれでいいのかという確認を一つひとつしながら事業を進めておるところでございます。

います。

最初は計画は机上のものでございますので、すべて図面を見てこれで教育委員会いいのかというようなことでもなかなかわからない部分がございますので、それぞれの関係機関の関係各所から職員が出ましてこと細かに学校に問い合わせをしたり、そういった形で進めているところでございます。

その中でやはりこれからパソコンをうまく活用するためにはやっぱり今どこにパソコンを持ち歩いても容易に活用できるような姿が望ましいだろうというふうな意見がございまして、そういった形で変更させていただきましたのでご理解いただきたいと思っております。

○議長 ほかにも。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 23 号、西会津小学校新校舎電気設備工事請負契約の変更契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 23 号、西会津小学校新校舎電気設備工事請負契約の変更契約については、原案のとおり可決されました。

追加日程第 5、議案第 24 号、西会津小学校新校舎機械設備工事請負契約の変更契約についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第 24 号、西会津小学校新校舎機械設備工事請負契約の変更契約についてご説明申し上げます。

本工事ににつきましての変更事項につきましては、木質チップボイラー及び補助ボイラーの温水送水に伴うラインポンプの運転について、手動で操作をする計画でありましたが、気温の変化などによる温度調整等に支障をきたすことから、自動制御による運転とするため、制御盤に自動制御装置を追加することによる変更であります。

工事請負契約の変更契約につきましては、先ほど申し上げました理由により変更設計書を調製いたしまして、去る 9 月 16 日付け、会津ガス・野口燃料特定建設工事共同企業体代表者、会津ガス株式会社、代表取締役社長、相馬祥平氏と 114 万 1,560 円の増額による、請負金額 1 億 6,650 万 1,080 円とする変更請負仮契約を締結いたしました。なお、平成 27 年 1 月 30 日と定められております竣工期限には変更はございません。

これをもちまして、説明を終わらせていただきますが、地方自治法第 95 条第 5 項、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 2 条の規定により、議会の

議決をお願いするものであります。

よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いいたします。

○議長　これから質疑を行います。

14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　はなはだ恐縮であります。ラインポンプというの具体的なイメージがわいてきませんので、これはどういう役割をするのか、もうちょっと詳しく説明していただければと思います。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　ラインポンプについてのご質問にお答えいたします。

まず、木質バイオボイラーによりましてお湯を沸かしまして、それを今度熱交換機という機械のほうにお湯を送ります。その熱交換機の中で今度各教室に送る温水にその熱を移しまして、そのお湯を送るポンプがラインポンプということで、各教室に送るポンプのこととございます。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第24号、西会津小学校新校舎機械設備工事請負契約の変更契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第24号、西会津小学校新校舎機械設備工事請負契約の変更契約については、原案のとおり可決されました。

暫時休議します。(11時53分)

○議長　再開します。(13時00分)

追加日程第6、議案第25号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長　議案第25号、監査委員の選任につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

現職委員の死去により、現在1名の欠員となっております監査委員についてであります。その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、群馬、上野尻在住の佐藤泰さんを適格者として認め、選任したいので、ここにご提案申し上げる次第であります。

佐藤さんについて、ご紹介申し上げますと、昭和27年7月、群馬、上野尻の生まれで、中央大学理工学部を卒業後、昭和51年4月に福島県教職員として採用され、三春町立三春中学校を振り出しに、北塩原村立檜原中学校教頭、北会津村立北会津中学校教頭、会津坂

下町立第二中学校教頭、会津若松市立第一中学校教頭を経て、平成13年4月には只見町立朝日中学校校長に就任し、その後、高郷村立高郷中学校校長、喜多方市立高郷中学校校長、会津美里町立新鶴中学校校長を経て、平成25年3月、会津美里町立高田中学校校長を最後に県教職員を退職されました。

温厚誠実な人柄から地域の厚い信頼を得られている方であります。

以上、略歴等についてご説明を申し上げましたが、その職務の重要性に鑑み、佐藤さんを監査委員として選任したいので、何卒、満場一致をもって、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 お諮りします。

本案については質疑・討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決しました。

これから議案第25号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号、監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第5、陳情第3号、軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情、日程第6、陳情第4号、「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める陳情書、及び日程第7、陳情第5号、2015年度地方財政確立に向けた陳情書を一括議題とします。

なお、審議の方法は、委員会の報告終了後、1議題ごとに質疑・採決の順序で行いますのでご協力をお願いします。

委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、青木照夫君。

○青木照夫 それでは、陳情書調査報告書。本委員会は付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条の規定により報告いたします。

受理番号、陳情第3号。

平成26年9月5日。

件名、軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情。

委員会の意見、継続審査を要することといたします。

陳情第4号。

付託年月日、平成26年9月5日。

件名、「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める陳情書。

審査の結果、採択すべきものと決定しました。

陳情第5号。

平成26年9月5日。

件名、2015年度地方財政確立に向けた陳情書。

審査の結果、採択すべきものと決定いたしました。

以上です。

- 議長　これから陳情第3号、軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情の質疑を行います。

10番、荒海清隆君。

- 荒海清隆　継続審査ということなのですが、その要因はどんなことなのでしょう。

- 議長　総務常任委員長、青木照夫君。

- 青木照夫　これは結論的にはなかなかでなかったということで、皆さんの意見をちょうだいいたしまして、その中身については、この意見書の中身についてはこのあと詳しく述べさせていただきますので、ご理解いただきたいと思います。よろしいですか。

再度申し上げます。この内容につきましてはわれわれまだ勉強不足だということで、皆さんのご意見をいただいて後に勉強させていただいて継続するというご意見をまとめたものでございます。

- 議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

- 議長　討論なしと認めます。

これから、陳情第3号、軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情を採決します。

お諮りします。

陳情第3号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長　異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号、軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、陳情第4号、「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める陳情書の質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長　これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

- 議長　討論なしと認めます。

これから、陳情第4号、「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第4号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第4号、「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める陳情書は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、陳情第5号、2015年度地方財政確立に向けた陳情書の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これらで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第5号、2015年度地方財政確立に向けた陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第5号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第5号、2015年度地方財政確立に向けた陳情書は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、意見書案第1号、「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

9番、青木照夫君。

○青木照夫 意見書案第1号、提出者、青木照夫ほか記載のとおりでございます。

「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書。標記の意見書案を会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提出先、復興大臣竹下亘様ほか記載のとおりであります。

それでは読ませていただきます。

「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書
東日本大震災及び原発災害以降、被災地の教育現場は、以前とは違った様々な教育課題を抱えている。

福島県の双葉地区では、未だに再開できない小中学校が6校ある。また、臨時的に再開している学校の多くでは、実験・実習設備がなかったり、運動施設がなかったりと、教育設備および教育環境が十分整っていない中で教育活動が行われている。

現在も多くの子どもたちが今も県内外で避難生活を送り、避難先のそれぞれの学校で学んでいる。特に、仮設住宅及び借り上げ住宅に暮らす子どもたちには、大変厳しい環境の中で生活し学んでいる。スクールバスで通学していたり、保護者の送迎により通学したりしている子どもも多くいる。

「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」は、平成23年度の国の第1次補正予算で創設され、第3次補正予算で平成24年度から26年度までの3ヶ年分の経費が措置されてい

る。この特例交付金により、被災した子どもたちには、学校で学ぶための諸経費及び通学費、スクールバスの諸経費を含む等の補助が行われてきた。高校生に対しては、奨学金の給付として行われてきた。

福島県だけでなく、宮城県、岩手県など広範囲の被災地でも、被災した多くの子どもたちの就学支援が行われている。この「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援は極めて重要であり、平成 27 年度以降も特例交付金制度が継続され、必要な財源措置が行われ、被災した子どもたちに継続した就学支援事業を実施できるようにする必要がある。

このような理由から、下記の事項のついて、地方自治法第 99 条にもとづき、意見書を提出いたします。

1. 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業を平成 27 年度以降も継続して実施できるよう、特例交付金制度の継続と必要な財源措置を行うこととする。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、意見書案第 1 号、「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、意見書案第 1 号、「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第 9、意見書案第 2 号、地方財政の充実強化を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

9 番、青木照夫君。

○青木照夫　意見書案第 2 号、提出者、青木照夫ほか記載のとおりでございます。

地方財政の充実・強化を求める意見書

標記の意見書案を会議規則第 13 条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提出先、内閣総理大臣安倍晋三様ほか記載のとおりでございます。

それでは、意見書であります。

地方財政の充実・強化を求める意見書

被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など、地方自治体が担う役割は年々拡大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税及び一般財源総額を確保する必要がある。

また、経済財政諮問会議などで法人実効税率の見直しや償却資産に関わる固定資産税の減免などが議論されているが、公共サービスの質の確保をはかるためにも、安定的かつ地域偏在性の小さい地方税財源を確立することが極めて重要である。

地方自治体の実態に見合った歳出・歳入を的確に見積もるためには、国と地方自治体の十分な協議を保障した上で、地方財政計画、地方税、地方交付税のあり方について決定する必要がある。

公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2015年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大にむけて、政府に次の通り以下の対策を求める。

1. 地方財政計画、地方税のあり方、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決めるのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。
2. 社会保障分野の人材確保と処遇改善、農林水産業の再興、環境対策などの財源需要を的確に把握し、増大する地域の財源需要に見合う地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大をはかること。
3. 復興交付金については、国の関与の縮小をはかり、採択要件を緩和し、被災自治体により復興事業により柔軟に活用できるよう早急に改善すること。また、被災地の復興状況を踏まえ、集中復興期間が終了する2016年度以降においても、復興交付金、震災復興特別交付税を継続して確保すること。
4. 法人実効税率の見直しについては、課税ベースの拡大などを通じ、地方税財源の確立をはかった上で、地方財政に影響を与えることのないようにすること。また、法人事業税については、安定的な税収確保や地域偏在性の縮小をめざす観点から、現行の外形標準課税の充実をはかること。
5. 償却資産にかかる固定資産税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。
6. 地方交付税の別枠加算・歳出特別枠については、地方自治体の重要な財源となっていることから現行水準を確保すること。また、増大する地方自治体の財政需要に対し、臨時的な財源から、社会保障や環境対策などの経常的な経費に対応する財源へと位置付けを改めること。
7. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財源需要の把握について、引き続き対策を講じること。
8. 人件費削減など行革指導に基づく地方交付税の算定は、交付税算定を通じた国の政策誘導であり、地方自治、地方分権の理念に反するものであることから、このような算定を改めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第2号、地方財政の充実・強化を求める意見書を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号、地方財政の充実・強化を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第10、常任委員会の管外行政調査実施申出についてを議題とします。

各常任委員会より、それぞれの所管にかかる事項の現況を把握するため、閉会中、管外の優良自治体及び施設等を調査したい旨の申出があります。

お諮りします。

各常任委員会から申出のとおり、管外行政調査を実施することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会から申出のとおり、管外行政調査を実施することに決定いたしました。

なお、その結果は、12月定例議会に報告をお願いいたします。

日程第11、議員派遣についてを議題とします。

来る10月10日、金曜日に開催されます会津耶麻町村議会議長会主催の平成26年度会津耶麻町村議会議員研修会及び10月28日、火曜日に開催されます福島県町村議会議長会主催の町村議会議員研修会に全議員出席するため、西会津町議会会議規則第118条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

お諮りします。

議員研修会への議員派遣について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議員研修会に議員を派遣することに決定しました。

なお、この際お諮りいたします。

ただいま議決した議決事項について、諸般の事情により変更する場合は、議長に一任願いたいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

日程第12、総務常任委員会の継続審査申出についてを議題とします。

総務常任委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

総務常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 13、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 14、議会広報特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会広報特別委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 15、議会活性化特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会活性化特別委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会活性化特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会活性化特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 16、保育施設運営に係る調査特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

保育施設運営に係る調査特別委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

保育施設運営に係る調査特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、保育施設運営に係る調査特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長よりあいさつがあります。

町長、伊藤勝君。

○町長 議会閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

今議会に提出いたしました案件は、西会津町民憲章の制定や平成 25 年度決算、追加議案など 25 議案につきましてご審議をいただきご議決を賜りました。衷心より厚く御礼を申し上げます。

特に平成 25 年度一般会計及び特別会計等の決算においては計画された事業はほぼ順調に推移し、財政状況も健全化を維持しているところであります。このことは協働のまちづくりのもと、「みんなの声が響くまち にしあいづ」の町政が一層推進されてきたものと認識しているところであります。

また、本町は本年 7 月で町制施行 60 周年を迎えました。この記念すべき年に町民憲章が制定されました。将来の町の指標として末永く受け継がれていくものと思います。

今議会をとおり、議員各位からさまざまなご意見やご要望をいただきましたが、今後の町政執行におきまして十分意をもって対応してまいります。これからもさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

彼岸を過ぎれば本格的な秋の収穫期となります。また、道の駅よりっせの 10 周年事業や町政施行 60 周年記念式典、あるいはふるさとまつりなどさまざまなイベントも催されます。西会津町がいきいきと元気で活力に満ちたまちづくりのため、各種事業を積極的に取り組んでまいります。

議員各位におかれましては、町勢伸展のために健康には十分留意され、ますますのご活躍をご祈念申し上げまして閉会にあたってのあいさつといたします。

ありがとうございました。

○議長 閉会にあたり一言ごあいさつ申し上げます。

今期定例会は去る 9 月 5 日の開会以来、本日まで 13 日間にわたり、平成 25 年度の決算をはじめ、平成 26 年度の補正予算など多数の重要案件について議員各位の終始、極めて真剣なご審議をいただき、議事進行に各位のご協力を得ましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

本会議において議員各位から述べられました意見なり、要望事項につきましては、特に考慮され、執行の上に十分反映されますよう強く望む次第であります。

議会と町は車の両輪にたとえられますが、信頼と協働の車軸がしっかりつながらなければ町民を乗せることも前に進むこともできません。相互の信頼の上での議論が重要と考えます。

議会は昨年 3 月に制定した議会基本条例をより具体化し、身近なものするため、現在議

会活性化特別委員会の中で、議会がどうあるべきか、議員がどう活動すべきかなど議会改革や議会の活性化のため一つひとつを確認しながら協議検討を進めております。

また、その一環として町民の皆さまへの議会報告会、並びに意見交換会を開催しており、本年も11月上旬に3回目となる議会報告会を各地区で開催する予定であります。

議会としましては、町民の皆さまと議会、町と議会の絆をしっかりとつなぎながら、町勢伸展のため取り組む所存でありますので、ご理解いただきたいと思っております。

これから秋も深まってまいりますが、町当局はじめ、議員各位におかれましてはこの上ともご自愛くださいまして、町勢のより積極的な推進にご尽力賜らんことをお願い申し上げます、閉会の言葉といたします。

これをもって平成26年第5回西会津町議会定例会を閉会します。(13時42分)